大阪控訴院管内における陪審裁判

実証的研究のための資料探究-(1)大阪編・上

広島修道大学「明治期の法と裁判」 研究会

研究主任 増田

共同研究者 三阪佳弘・矢野達雄 (アイウエオ順)居石正和・加藤 高・紺谷浩司 · 紺谷浩司

目

はじめに

大阪における陪審公判一覧表

三 陪審公判始末簿から見た陪審裁判

兀 陪審説示集・問書集による事件の紹介

問書・答申

2 1 説示・問書

六 五 刑事判決書

新聞報道に見る陪審公判

陪審法の実施に関する報道(以上、「修道法学」第三七巻第一号)

陪審公判に関する報道(以下、「修道法学」第三七巻第二号予定)

七 陪審裁判に対する判検事・弁護士の感想

判検事の感想

弁護士の感想

陪審公判を担当した判検事・ 弁護士の閲歴

2 検事の閲歴

弁護士の閲歴

おわりに

はじめに

本稿編集に至る経緯

きた「広島控訴院管内における陪審裁判」(広島・岡山・山口・松江・鳥取・松山) に関する資料集に くものである。 本稿は、『広島修道大学「明治期の法と裁判」研究会』が、『修道法学』に発表を続けて

三年七月三一日である。 **田修)として採用された。** 務研究財団(以下、日弁連法務研究財団と略称する)に対し「大阪における陪審裁判・ 的に研究するための資料を調査・収集して紹介・研究する目的で、公益財団法人日弁連法 平成二三 (1011) 年五月、大阪においても、広島控訴院管内と同様に、 -」と題する研究計画書を提出し、同年六月初旬、同財団の研究課題 (x· ٩、研究主任増 調査研究期間は、平成二三 (二〇二) 年八月一日から平成二四 (二〇) 陪審裁判を実証 -実証的研究のための資

〇二)年八月一日から平成二五 (1015) 年七月三一日までの一年間、 管内の京都・神戸・奈良・大津における陪審裁判の調査研究として、引き続き平成二四 🤅 控訴院管内における陪審裁判 そして、平成二四(二〇二)年六月初旬、この研究課題は、 -実証的研究のための資料探究--」と改題して、 調査研究範囲を拡大し、「大阪 継続することが承認さ 対象を大阪控訴院

裁判の調査研究は、 日までの一年間、継続することが承認された。 |判の調査研究は、引続き平成二五(1013)年八月一日から平成二六(1018)年七月三一更に、平成二五年(1013)年六月下旬、残りの和歌山・徳島・高松・高知における陪審 ・高知における陪審

このような経緯のもとに、本稿は、「大阪控訴院管内における陪審裁判 -」に関する調査研究の成果--(1)大阪編 として、 編集したものである。

(注1) 「広島控訴院管内における陪審裁判」は、広島修道大学「明治期の法と裁判」研究会の調査・研究課題の一つであるが、増田修 (広島弁護士会所属弁護士、平成一五年三月まで第二東京弁護士会所属)が中心となって、同会を構成する次のメンバーと共同して

大阪大学大学院高等司法研究科教授(元龍谷大学法学部教授、日本法制史)が新たに参加した。 根大学法文学部教授(日本法制史)。また、「大阪における陪審裁判-大学法学部准教授、刑事訴訟法)、矢野達雄広島修道大学法学部教授(現会長、元愛媛大学法文学部教授、日本法制史)、居石正和島 元西南学院大学法科大学院教授、民事訴訟法)、緑大輔北海道大学大学院法学研究科准教授、(元広島修道大学法学部助教授、 加藤高広島修道大学名誉教授(初代会長、元広島修道大学法学部教授、民法)、紺谷浩司広島大学名誉教授(元広島大学法学部教授、 -実証的研究のための資料探究-—」の調査研究から、三阪佳弘

(注2)これまでに発表した広島控訴院管内における陪審裁判に関する資料集は、 次の通りである。 これらは、 国立情報学研究所のウエ

ブ・サイト「論文情報ナビゲータ(CiNii)」において、PDF形式で読むことができる。

①緑大輔・増田修・加藤高・紺谷浩司・共編「広島における陪審裁判 決原本を中心にして見る陪審裁判-−」(『修道法学』第29巻第2号・二○○七年二月) -昭和初期の芸備日日新聞・中国新聞の報道ならびに刑事判

②緑大輔・増田修・加藤高・紺谷浩司・共編「広島における陪審裁判(2) 刑事判決原本を中心にして見る陪審裁判-−」(『修道法学』第30巻第1号・二○○七年九月) -昭和初期の芸備日日新聞・中国新聞の報道ならびに

③加藤高・紺谷浩司・増田修・矢野達雄・共編「山口における陪審裁判(1) 書を中心に見る陪審裁判--」(『修道法学』第31巻第1号・二〇〇八年九月) -予審終結決定書・陪審公判始末簿および刑事判決

④加藤高・紺谷浩司・増田修・矢野達雄・共編「山口における陪審裁判(2) 心に見る陪審裁判: -」(『修道法学』第32巻第1号・二○○九年九月) 防長新聞・関門日日新聞および馬関毎日新聞を中

⑤加藤高・紺谷浩司・増田修・矢野達雄・共編「岡山における陪審裁判-聞報道を中心に見る陪審裁判 −」(『修道法学』第33巻第1号、二○一○年九月) -陪審公判始末簿・説示・問書・上告審判決書ならびに新

- 4 -

⑥居石正和・加藤高・紺谷浩司・増田修・矢野達男・共編「松江における陪審裁判-報・山陰新聞の報道を中心に見る陪審裁判-─」(『修道法学』第33巻第2号、二○一一年二月) -陪審公判始末簿・刑事判決書ならびに松陽新

⑦増田修・編「広島における陪審裁判(3)補遺― -」(『修道法学』第34巻第1号、二〇一一年九月) —問書、 説示、陪審制度実施の感想および司法省陪審宣伝並各地法況から見る陪

⑧加藤高・紺谷浩司・増田修・矢野達雄・共編「鳥取における陪審裁判 定書・説示・刑事判決書に見る陪審裁判--」(『修道法学』第35巻第1号、二〇一二年九月) -因伯時報・鳥取新報・大阪朝日新聞ならびに予審終結決

⑨居石正和・紺谷浩司・増田修・矢野達雄・共編「松山における陪審裁判-大阪朝日新聞(愛媛版)を中心に見る陪審裁判--」(『修道法学』第38巻第1号・二〇一三年九月) -刑事判決書ならびに海南新聞・伊予新報

⑩緑大輔「広島控訴院管内における陪審裁判・資料解題」(『修道法学』第36巻第2号、 二〇一四年二月)

、注4)増田修「究めたい!研究の現場から 大阪における陪審裁判-求刑よりも低い判決がなされる傾向にあるのが特徴であることを指摘した。 はなく傷害致死である)の主張もあり、現実の陪審公判における被告主張の容認率(無罪+縮小認定)は30~40%程度はあり、また った経緯を述べた。そして、陪審公判はすべて公訴事実を争うものであるから、無罪の主張だけでなく、縮小認定(例えば、殺人で 連法務研究財団・二〇一二年二月。同財団のホームページで読むことが出来る)では、「大阪における陪審裁判」を調査研究するに至 -実証的研究のための資料探究--—」(『JLF NEWS』☆・5°、

(注5) 研究課題である「大阪控訴院管内における陪審裁判 料探究-は平成26年3月12日同財団・研究部会において、それぞれ同財団に提出した。 神戸・徳島・高松・高知編」と題する三本の電磁ファイルとして、(1)は平成25年11月11日日弁連法務財団・研究部会、(2)(3) おける陪審裁判-―(2)京都・奈良・大津・和歌山編」、および「大阪控訴院管内における陪審裁判 -実証的研究のための資料探究-―(1)大阪編」、「大阪控訴院管内における陪審裁判--実証的研究のための資料探究-―」の研究成果は、「大阪控訴院管内に -実証的研究のための資料探究--実証的研究のための資 3

これら三本の研究成果は、日弁連法務研究財団の研究助成を受けたものであり、その許諾を得て『修道法学』に掲載するものであ なお、本稿は、同財団に研究成果として提出した電磁ファイルに、若干補訂を加えたものでる。

(注6)「広島控訴院管内における陪審裁判」および「大阪控訴院管内における陪審裁判」の調査結果のうち、 審公判一覧表は、 く実証的検証 増田修「我が国で行われた陪審裁判の実像-『修道法学』第36卷第2号、二○一四年九月)にもまとめて収録した。 - 太殿控訴院管内おける陪審公判を中心とする昭和初期の資料に基づ-- 塩島 両控訴院管内における陪

本稿に収録した資料

審裁判が開かれた。 日施行を停止されるまで行われた。 陪審裁判は、 陪審法が昭和三(ユニス)年一〇月一日施行され、 その間、 大阪においては、 三六件(①事件~⑩事件) 昭和一八 (二九四三) 年四月 \mathcal{O}

予審終結決定書、(3)陪審説示集・問書集、(4)刑事判決書、(5)新聞報道などがある。 陪審公判を復元する資料としては、 (1) 陪審公判始末簿、 刑事第一審公判始末簿

決書は、 現存している紙面は、事件の一部しか残っていないものも多く、 \mathcal{O} においては、 末簿などは、大阪大空襲にもかかわらず焼失することなく、大部分が残っていた。刑事判 み残存しているに過ぎない。 新聞報道は、『大阪朝日』『大阪毎日』『大阪時事新報』『大阪新聞』を中心に検索した。 本資料紹介においては、大阪地方裁判所が保管する陪審公判始末簿・刑事第一審公判始 いたりして不十分であるが、 当時は大阪地方裁判所検事局において保管されていたが、現在の大阪地方検察庁 13事件以外は、保存されていないという。 全件について記事を収録できた。 陪審説示は大阪⑪⑫事件、問書は①乃至⑥事件を収録した。 また、予審終結決定書も、 論告 • 求刑 判 決 36事件 が 欠け

- 6 -

に大阪控訴院長、大阪地方裁判所検事正、陪審公判担当判検事、 そのほかに、本資料集には、陪審公判を担当した判事・検事および弁護士の閲歴、 士などの陪審裁判につい ての感想を収録した。 および大阪弁護士会所 なら

て

緯が記述されているだけで、大阪地方裁判所で開かれた陪審公判についての記述はない。 大阪弁護士会は、大正九年一月、臨時総会を開いて諮問について討議したが、陪審制度の採用を否決し、何らの答申もしなかった経 項目がある。そこでは、大正八年一一月、司法省が、「陪審制度採用の可否と、可とする場合の綱領」を弁護士会に諮問したのに対し、

(注2)大阪に事務局がある『陪審制度を復活する会』は、陪審制度の復活を唱道する故佐伯千仭立命館大学教授・弁護士が設立し、『陪 審制の復活』(信山社・二○○○七年七月)を発刊しているが、我国で行われた陪審裁判の実際は調査していない。 調査・検討したものであり、 大阪弁護士会監修『陪審制度-大阪地方裁判所で開かれた陪審公判や我国で行われた陪審裁判の実態については殆ど触れていない。 -その可能性を考える--』(第一法規・一九八九年七月)は、アメリカの陪審裁判を中心に

一 大阪における陪審公判一覧表

判決書などによると、 大阪毎日新聞、 大阪地方裁判所においては、三六回 (©事件乃至®事件) の陪審公判が開かれた。大阪朝日新聞、 大阪時事新報、 その概要は次の「陪審公判一覧表」の通りである。 大阪新聞、陪審公判始末簿、 刑事第一審公判始末簿、 刑事

は、三六件中一・五件無罪で四・一六%である。 無罪は、② (放火)事件と②事件の一部無罪 (放火詐欺・放火→無罪・放火、2分の1)である。 無罪率

ある。 ⑩ (放火→失火)事件である。 遂→傷害)〔6〕(殺人未遂→傷害)〔8〕(殺人→傷害致死)②②(殺人→傷害致死)②②(放火未遂→刑法10条放火)②②(殺人→傷害致死) (殺人未遂→傷害) ⑥ (強盗傷人→住居侵入脅迫) ⑦ (強盗・恐喝→強盗未遂・恐喝、2分の1) ⑧ (殺人未遂→傷害) ⑩ (殺人未 縮小認定は、 無罪率と縮小認定率を合計した被告人の主張容認率は、三七・〇二%である。 ① (殺人→傷害致死)③ (殺人1件・殺人未遂2件→殺人1件・殺人未遂1件・傷害致死1件、3分の1)⑤ 縮小認定率は、三六件中一一・八三件縮小認定で三二・八六%で

る。そして、 件である。 求刑より低い刑期の判決は③ (3分の2) ④⑦ (2分の1) ⑫⑬⑭⑭⑫蛩蛩 (2分の1) ⑭⑱事件の ・ 六 六 件 (注、2080回は求刑不明) がある。 更新は③(殺人・殺人未遂→⑫傷害致死)⑤(殺人→⑱傷害致死)⑤(放火未遂→⑯放火未遂) 判決が求刑と同じ事件は②⑪⑰㉕⑳㉑の六件であ 事件の三

の二件ある。 以上の中には、 無期が⑫筠事件と二件、 執行猶予は①⑫㉖事件の三件、 罰金は1630事件

事件の上告審は、 証しようとする証人・証拠を採用しないで、陪審員の有罪の答申を得ている。 の再陪審である⑩事件では、有罪を立証するための証人・証拠のみを採用して、 ⑨⑮事件の更新は、 証拠の採否は裁判所の権限であるとして、 制度がある以上、やむを得なかったのであろう。③事件は、 上告を棄却した。 そして、 無罪を立 更新後 (36)

大阪における陪審公判一覧表

	3		2			1	
3 12 • 20	昭和	3 12 •	昭和		3 11 •	昭和	判決日
	殺人・殺人未遂		殺人未遂			殺人	公訴罪名
懲役10年(懲役13年)	殺人・殺人未遂・傷害	懲役3年(懲役3年)	殺人未遂	(懲役2年・執行猶予)	懲役2年・執行猶予3年	傷害致死	判決(求刑)
左官職 (31)	H M 辰藏	行商 (42)	M T 酉 松		鍛治職 (21)	YN奈良三	被告人 (年齢)
(陪席は不明)	池内善雄	(陪席は不明)	池内善雄	吉村正道	坂東米八	池内善雄	裁判官
	西堀元道		西堀元道			西堀元道	検察官
	田村堅三		馬場次郎			白須賀芳彦	弁護人

16							15			14)		13		12			11)		
昭和						4 9 • 26	昭和		4 8 •	昭和	4 5 ·	昭和	4 4 • 26	昭和		4 4 • 23	昭和		4 • 4 • 13
殺人未遂							殺人			殺人・殺人未遂		殺人未遂		殺人・殺人未遂			放火		
傷害							更新	未決勾留30日算入	懲役6年(懲役8年)	殺人・殺人未遂	懲役6年(懲役7年)	殺人未遂	無期懲役(死刑)	殺人・殺人未遂	未決勾留50日算入	懲役3年(懲役3年)	放火		懲役3年(懲役3年)
TN佐太郎	仲 仕 32	ON重吉	仲 仕 (27)	T D 忠人	(9)	運送業助監督	TD久一郎		露天商 (48)	N M ワサ	料理人 (38)	G K 義典	元職工 (35)	TZ克次郎	<u>44</u>	洋家具商	Y N 護	35	洋服裁縫職
池内善雄						(陪席は不明)	池内善雄		(陪席は不明)	柴田貞輝	(陪席は不明)	池内善雄	(陪席は不明)	柴田貞輝	席1名は不明)	永田圭一(陪	池内善雄		(陪席は不明)
西堀元道							西堀元道			西堀元道		西堀元道		西堀元道			西堀元道		
不明				毛利與一	緒方弘	明石九一	足立進三郎		小川良之助	奥田福敏		小西喜雄		梨岡時之助			川崎齋一郎		

10		9			8						7			6			(5)		4
昭和	4 3 • 28	昭和		4 3 •	昭和					4 2 •	昭和		4 2 •	昭和		4 1 • 31	昭和	4 1 •	昭和
殺人未遂		殺人・殺人未遂			殺人未遂					(請求陪審)	強盗·恐喝			強盗傷人			殺人未遂		殺人
修 罗宝		更新		懲役2年(懲役2年)	傷害	未決勾留30日算入	懲役6年(懲役6年)	•	未決勾留30日算入	懲役7年(懲役7年)	強盗未遂・恐喝	未決勾留80日算入	懲役3月(懲役3月)	住居侵入・脅迫	(懲役1年6月)	未決勾留50日算入	傷害 懲役1年6月	懲役8年(懲役10年)	殺人
T U 茂	元職工 (35)	TZ克次郎	27	支那蕎麦行商	M O 進	26	無政府主義者	K B 穗 積	29	無政府主義者	S H 國雄	職人 (36)	セルロイド	S M 吉明		建築業 (51)	TT兵治	魚行商 (51)	KH七左衛門
池内善雄	(陪席は不明)	柴田貞輝		(陪席は不明)	池内善雄					(陪席は不明)	池内善雄		(陪席は不明)	池内善雄		(陪席は不明)	池内善雄	(陪席は不明)	池内善雄
西堀元道		末次梧郎			末次梧郎						西堀元道			西堀元道			西堀元道		西堀元道
本田武蔵		梨岡時之助			飯島善之助						石川小市			入江義之助			道工隆三	田崎昌位	伊藤秀雄

	28				27)			26				25		24		23			
6 4 •	昭和			6 1 •	昭和		5 7 • 29	昭和			5 6 ·	昭和	5 5	昭和	5 4 • 26	昭和	5 3 •	昭和	5 • 4 • 15
	殺人			放火	放火・詐欺			殺人未遂	強盗 (通常公判)	窃盗・強盗・準		殺人・公務執行		放火未遂		放火	(通常公判)	傷害	
懲役12年	殺人	未決勾留60日算入	懲役6年(懲役8年)		無罪	(懲役3年)	懲役2年・執行猶予2年	傷害	懲役10年(懲役12年)	窃盗・強盗・準強盗	懲役(無	殺人・公務執行妨害	懲役1年6月(懲役2年)	刑法110条放火	懲役3年(懲役5年)	放火	懲役3年・執行猶予2年	傷害	懲役3年
手伝職 (36)	T I 要			大工職 (47)	R D 乙治		28	U I 國 平			無職 (35)	S K 春藏	錻力職 (20)	U D 榮	湯屋(29)	I B 男	船夫	N M 榮太郎	船夫 (48)
(陪席は不明)	池内善雄			(陪席は不明)	池内善雄		(陪席は不明)	池内善雄			(陪席は不明)	池内善雄	(陪席は不明)	池内善雄	(陪席は不明)	池内善雄		不明	(陪席は不明)
	不明				樋山良廣			樋山良廣				石井謹爾		石井謹爾		石井謹爾		不明	
	不明			奥谷眞吉	溝淵春次			不明				奥田福敏		別城遣一		不明		不明	

22		21)		20				19							18			17)	_
昭和	5 · 3 · 5	昭和	4 • 12 • 18	昭和			4 • 12 • 17	昭和						4 • 11 • 21	昭和		4 10 • 26	昭和	4 10 •
殺人未遂		殺人・殺人未遂		殺人				殺人							殺人			殺人	
殺人未遂	無期懲役(死刑)	殺人・殺人未遂	懲役8年(懲役10年)	傷害致死	(懲役2年・執行猶予)	未決勾留40日算入	懲役2年・執行猶予2年	殺人	未決勾留100日算入	致死 懲役の	未決勾留00日算入	傷害致死 懲役2年	 	未決勾留00日算入	傷害致死 懲役5年	未決勾留60日算入	懲役3年(懲役3年)	殺人	罰金30円(罰金30円)
K K 正 太郎	鳶職 (33)	H 耕太郎	料理人 (42)	N T 米 松			無職 (66)	Y G富三郎	仲 仕 32)	重吉	仲 仕 27	T D 忠人	49	運送業助監督	TD久一郎		仲 仕 (29)	ST萬太郎	製粉業 (50)
池内善雄	(陪席は不明)	柴田貞輝	(陪席は不明)	柴田貞輝			(陪席は不明)	池内善雄						(陪席は不明)	池内善雄		(陪席は不明)	池内善雄	(陪席は不明)
石井謹爾		石井謹爾		末次梧郎				西堀元道							西堀元道			西堀元道	
不明		毛利與一		不明				不明							不明			渡部一	

35)				34)		33			32			31)				30		29	
昭和			12 • 4 • 16	昭和	11 • 9 • 28	昭和		10 • 5 • 6	昭和		9 7 · 30	昭和			8 7 17	昭和	6 8 8	昭和	
放火未遂			住居侵入・窃盗	準強盗傷人		放火			放火			放火				放火		殺人未遂	
更新	未決勾留60日算入	懲役5年(懲役7年)	住居侵入・窃盗	準強盗傷人	懲役7年 (懲役7年)	放火			無罪	未決勾留200日算入	懲役6年	放火	の割合〕算入	未決勾留50日〔1日1円	罰金200円(罰金20円)	失火	懲役3年(懲役3年)	殺人未遂	未決勾留60日算入
Y K 義 造			無職 (24)	S E 正 男	僧 侶 (34	H N 末吉		蒲団商 (51)	UH為次郎		理髪業 (34)	I H 三 郎			建具商 (33)	TN惣之助	(25 25)	K D 正 市	
富田忠治郎			(陪席は不明)	中西保則	(陪席は不明)	大野新一郎		(陪席は不明)	中西保則		(陪席は不明)	中西保則			(陪席は不明)	中西保則	(陪席は不明)	柴田貞輝	
瀨戸格致				小坂良輔		藤田三郎			岡本梅次郎		福尾彌太郎	米原容次郎				福尾彌太郎		末次梧郎	
坂東米八				増田幸次郎		奥田福敏	清水嘉市	高梨乙松	木村順一			川崎齋一郎		林良明	大坪貞五郎	溝淵春次	春原源太郎	河本尚	

		36		
	17 • 12 • 26	昭和		17 7 22
		放火未遂		
未決勾留150日算入	懲役3年(懲役5年)	放火未遂		
4 3	椅子製造業	Y K 義造	(3 3)	椅子製造業
鈴木俊男	福島尚武	富田忠治郎		(陪席は不明)
	小坂良輔	芳賀貞政		
		坂東米八		安達武雄

(注1) ①事件は、上告したが昭和4年3月14日上告棄却。

(注2) ⑤事件は、上告したが昭和4年5月7日上告棄却。

(注3) ⑦事件は、請求陪審事件である。

(注4) ⑧事件は、上告したが昭和4年6月14日上告棄却。

(注5) ⑨事件は、 採択せず、事件を更に他の陪審の評議に付す決定(陪審法第95条)をした。 者「稻次郎」と誤認して「はや」を殺したのに対して、 被告人が被害者「稻次郎」に対しては、 陪審員が傷害致死の答申をしたので、裁判所はこれを不当と認め答申全部を 殺意を以て殺害したと供述しておりながら、被告人が被害者「はや」を被害

(注6) ⑪事件は、上告したが昭和4年8月2日上告棄却された。

(注7) ⑫事件は、⑨事件が更新された再陪審事件である。上告したが昭和4年6月5日上告を取下げた。

(注8) ⑮事件は、殺人の公訴事実(被害者2名)に対し、陪審員の答申が、 害致死、被告人忠人については被害者2名とも傷害致死であるが正当防衛、被告人重吉については被害者2名とも傷害致死であった 被告人久一郎については被害者1名は殺人、他の1名は傷

裁判所は不当と認め採択せず、事件を更に他の陪審の評議に付す決定(陪審法第95条)をした。

(注9) ⑱事件は、 ⑮事件が更新された再陪審事件である。上告したが、昭和4年12月10日上告を取下げた。

(注10) ②事件は、上告したが昭和5年5月27日上告棄却された。

(注11) | ②事件は、共犯榮太郎は傷害罪で起訴されて、通常公判で傷害の判決を受けた。被告人正太郎に対する陪審公判は、 おいて殺人未遂が傷害とされかは不明である。 かつ陪審公判始末簿にも判決罪名が記載されていないし、 また新聞報道も答申、 求刑、 判決罪名が見当たらず、

- 24事件は、 放火未遂で起訴され、主問の放火は「然らず」、補問の放火(刑法10条) が 「然り」となった。
- 注13) ㉕事件は、被告人に対する窃盗強盗・準強盗は、通常公判で審理された。
- 14)⑧③事件は、新聞報道の求刑が残っていないので、求刑は不明である。
- 任15)⑭事件は、上告したが昭和12年8月26日上告棄却された。
- の評議に付す決定(陪審法第95条)をした。 ③事件は、 陪審員は主問の放火未遂に対して「然らず」の答申をしたため、 裁判所は不当と認め採択せず、 事件を更に他の陪審
- 36事件は、 ⑧事件が更新された再陪審事件である。 上告(弁護人坂東米八、 鍛治利一)したが、 昭和18年7月16日上告棄却され

二 陪審公判始末簿から見た陪審裁判

統計年報に基づいて、 地方裁判 所に保存されている陪審公判始末簿、刑事第一審公判始末簿なら 大阪地方裁判所年度別陪審事件処理状況一覧表作成した。

昭和 現存する陪審公判始末簿は、昭和三 (カ カ ニ ハ) 年~昭和六 (1 カ ニ l) 年、 昭和一四 (「九三九) 年、 現存しない年は、第一審公判始末簿から陪審公判事件を抽出して用いた。そして、 (一九三三) 年、 昭和 一〇 (二九三五) 年の 昭和一五 (1九四〇) 年、昭和一八 (1九四三) 年である。 刑事第一審公判始末簿は、 現存しないので、 昭和一二 (二九三七) 陪審公判始

両 たものである。 の新受理事件 および翌年に処理が繰越された事件の処理は 刑事統計年報によ り 足

を示している。 とである。この事実は、 数に比して、 分が 陪審事件の過少は全国的な現象でもある。そして、 大阪地方裁判所における法定陪審事件の処理状況の 通常公判で審理されて、 陪審公判を辞退して通常手続きで審理された事件数の方が、圧倒的に多いこ 被告人が最初から陪審の評議に付されることを望んでい 陪審公判に付された事件が極めて少ないことである。 自白して通常手続きで審理され 特徴は、 まず、 法定陪審事件の な た事件 この

審の評議に付すことを得ない はずであるが、 すなわち、 公判または公判準備手続における取調において公訴事実を認めたとき(自 法定陪審事件におい 公判準備手続におい (陪審法第7条)と定められてるので、 Ŕ ほとんどの事件は自白事件であるというので て自白する前に大部分は 事件処理としては自白が多 陪審公判を辞退して 白 は る \mathcal{O}

(注2)『刑事統計年報』には、 (注1) 大阪地方裁判所の陪審公判始末簿の表紙には、陪審事件簿と筆記されているが、 た、第一審公判始末簿の表紙にも、 ているのみで、各別の件数は判らない。 未終局事件の件数などが分かる。 毎年「裁判所別 刑事第一審事件簿と筆記されているが、用紙には刑事第一審公判始末簿と印刷されている。 また、公訴棄却は、陪審公判におけるものか、通常事件によるものか、 陪審事件刑法犯ノ件数、 自白・辞退の人数は各別に表示されているが、件数は自白・辞退の合計が表示され 人員、科刑其他」と題する一覧表が掲載されてるので、 用紙には陪審公判始末簿と印刷されている。 公判前の死亡など 旧受

によるものかの区別がなされていない。

(注3)司法書記官潮道佐「陪審所感」(『法曹会雑誌』第7巻第10号、一九二九年一○月)は、陪審法実施の一年間に於て色々感じた点 の一つとして、陪審事件の過少をあげているが、「辞退する者の大部分は同時に自白もして居る様である。」という。

陪審事件処理状況一覧

公訴棄却	陪審公判	辞退	自白	新受理	旧受理	昭和 (年)	公訴棄却	陪審公判	辞退	自白	新受理	旧受理	昭和 (年)	β
	1	132 156	10 (10	152 177	4 (4)	11		თ (თ)	10		23 (26 26)		3	阿希里伯努耳州沿
	1	139 181	თ (თ)	141 165	13 (14	12		17 22	63 (70	5 (5)	76 87	10 12	4	五半光
		122 132	4 (5)	118 128	12 (13)	13		6 (6)	84 94	4 (4)	96 105	1 (2)	5	- F
		90 (92)	თ (თ)	91 (93)	4 (4)	14		თ (თ)	112 117	2 (2)	119 126	<pre>3 (π)</pre>	6	
		67 75	1 (1)	71 (79	2 (2)	15			157 179	2 (2)	166 186	5 (7)	7	
1		81 90		91 102	ъ (ъ)	16	1	1	123 147	(∞) ∞	139 165	12 (12	8	
	2 (2)	107 114	6 (7)	114 121	13 (15)	17		1	111 117	21 21	126 131	18 20	9	
2 (3)		17 (18	2 (2)	9 (10)	12 13	18		1	89 99	19 (19	102 111	11 (12)	10	

した。括弧内の数字は人数である。	れるのは、放火で起訴されたが器物損壊(告訴取下)と認定された場合などであるが、その場合は、「陪審公判」欄に含めて記載	ある。「公訴棄却」欄は、被告人死亡の場合(刑訴法56条)に決定で公訴棄却された事件数である。なお、陪審公判で公訴棄却さ	審公判を辞退した事件が通常手続きで審理された事件数である。「陪審公判」欄は、陪審法により陪審の評議に附された事件数で	(注1) 受理された事件の処理は、次の通り表示した。「自白」欄は、自白事件が通常手続きで審理された回数である。「辞退」欄は、陪
------------------	--	---	--	---

⁽注2)「新受理」は、その年に受付けた事件数である。「旧受理」は、前年以前に受付けた未済事件で、次の年に繰越された事件数であ

四 陪審説示集・問書集による事件の紹介

に東京一件・浦和一件・千葉一件・水戸二件・宇都宮一件、静岡一件・新潟一件、大阪二陪審公判の問書は、最初、『法曹会雑誌』(第7巻第7号・「九二九年七月)の「陪審問書集(一)」 件 (①②事件)、合計一○件が収録された。次いで、『法曹会雑誌』(第7巻第10号・1九二九年1○月) の 「問書集」に四九件(內、大阪は①事件乃至⑥事件)が収録された。そして、 その四九件が、 『陪審問

⁽注3)昭和8年の「公訴棄却」は、陪審公判始末簿には、 訴棄却が1件あるので、これに該当すると思われる。 自白、辞退の記載がなく空欄となっている事件があり、 刑事統計年報には公

⁽注4)昭和16年の「公訴棄却」は、昭和14年の陪審公判始末簿に「停止中」(刑事訴訟法第32条)の記載があり、 た事件である。そして、昭和16年に被告人死亡により公訴棄却(刑事訴訟法第36条)された。 昭和15年に繰越され

⁽注5) 昭和18年の「公訴棄却」欄の「2(3)」は、陪番公判始末簿には、処理の要旨として陪審法施行停止と記載されている事件 常公判で審理されたと思われる)であるが、便宜「公訴棄却」覧に記載した。

として刊行された。 地方裁判所の陪審裁判に於ける若干の説示案又は公判調書説示部分を収録」して、 して 件)・名古屋一件・鳥取一件・仙台一件・佐賀一件・旭川一件、 るものは適当に取捨し其の内二三を掲げた」という。大阪地方裁判所の説示は、 説示は、 収録されている。 『陪審説示集』(司法省刑事局編・一九二九年四月)に、「昭和三年十月より昭和四年九月に至る各 『法曹会雑誌』(第7巻第10号・一九二九年一〇月) 収録された説示は、 五六件であるが、「同一裁判所より数件送付ありた 合計 に浦和 七件が収録された。そ • 大阪一件 11 12 事件 単行本

(注1)『陪審問書集』第一輯の出版年月日は不明であるが、巻頭に「本集は昭和三年十月より昭和四年二月末日迄に、本省へ到達した の陪審係による説明が記載されている。 る全国地方裁判所長の陪審事件に関する報告書掲記の公訴事実の梗概、問及答申を収録したるものなり」と、 昭和四年三月一五日付

- 19 -

(注2)『陪審説示集』には、「本書中公判調書写と記載ある分は本省へ送付の原案に其の旨明記しありたるものに限る其の他は総て事実 の如何を問はす説示案とせり」と注記されている。 大阪の⑪⑫事件は、 いづれも説示案である

1 問書・答申

①殺人被告事件昭和三年一一月二九日判決

公訴事実ノ梗概

迷惑ヲ掛ケ居ルヲ憤慨シ居リタル処昭和三年九月二十二日午後六時三十分頃前記竹松カ被被告人ハ予テ亡母ノ義弟MN竹松カ常ニ飲酒争論ヲ事トシ自己親族竝ニ近隣者ニ多大ノ

告人居宅ニ於テ被告人ヲ侮蔑シ且争闘ヲ挑ミタルヨリ憤怒ノ余殺意ヲ決シ有合ノ鉄槌 テ竹松ノ頭部及顔面ヲ乱打シテ之ヲ殺害シ直チニ附近派出所ニ自首シタル モノナ ラ以

目間

ニ於テMN竹松ヲ殺ス意思ヲ以テ殴打シ同人ヲ殺シタル事実アリヤ 被告人 ハ 昭和三年九月二十二日大阪市住吉区□□□□町□百番地ナル被告 人居 宅

事実アリヤ 被告人ハ前同日同所ニ於テにM N竹松ヲ殴打シテ傷害シ因テ同 人ヲ死 二致 シ ĺ

答申

3

主問 然ラス

補問 然リ

②殺人未遂被告事件昭和三年一二月一五日判決

公訴事実ノ梗概

前記 シタル為メ治 同 郷里ニ帰ル 大阪市西成区□□条□丁目□ IJ 女ヲ殺害シテ自殺セムコトヲ決意シヒ首ヲ購入シ遺書ヲ認メタル上翌 被告人ハ其ノ K ヱノ居所ニ至リヒ首ヲ以テ同女ノ ヘキコトヲ迫リタル 療二ヶ月ヲ要ス 内縁ノ妻K Μ ル □□番地K リヱカ所在 創傷ヲ負 モ同 女力応セサ ラ晦 ハシ T昇次郎方ニI 左右前 メタ マシ予テ其ノ所在ヲ探シ居 リシ為メ深 ル 胸部二個所ヲ突刺シタル ノミニテ殺害 G龜之助ト ク 、之ヲ恨ミ昭 ブ目 -同棲 的 和三年 + シ居 タ ヲ遂ケサ 五.日 力 ル 九月 午後 ヲ知 同 コ 女力 IJ リ共ニ 十四四 シ -時頃 逃亡 日

2問

的ヲ遂ケサリシモノナリヤ ニ於テ殺意ヲ以テK 被告人ハ昭和三年九月十五日大阪市西成区□ Mリヱヲ匕首ニテ突刺シタル □条□丁目□□□番地K モリヱカ逃走シタル為メ殺害ノ T昇次 郊方 目

同 日 同所ニ於テK Μ IJ ヱヲ匕首 = テ突刺 同 人ヲ傷害シ タ ル モ ナ

+

3 答 申

③殺人及殺人未遂被告事件昭和三年一二月二〇日判5

公訴事実ノ梗概

同 Μ 論争ヲ始メタ ル 久吉ノ経営ス 同家表入り口 ルヨリ被告人 際知合ノM 被告人 引続キ萬五郎 ト共ニA 等 人等ヲ殺害スルニ如 ハ後刻代金 二於テ死 ハ Y 方 ル大阪 ニテ佐平等 ル 佐 ハ 八へ入来リ 平及同 一シ萬 М 彐 政吉 ノ支払ニ来ルヘキー M両名ハAD身内, ij 宇平ヲ突刺 被告 市 萬五 港区 力 児分ナル タル スト ハ之ヲ仲 郎 1 宇平 来ルヲ待チ受ケ居タ 郎 シタル 条 決意シ所携 ヲ以テ必定同 ヘキニョリ表ヲ片 力 処昭 $\dot{=}$ 同家二階 通 ノ者 裁シタル 和三年 モ同 テ 人等 商売ヲ踏潰 目 ノ匕首ヲ揮 モ聴キ容 間二於テ飲 人等力仕返ニ来ルモノ 月 ハ現場ヲ逃レ佐平 ル 付ケ待チ居ル \vdash 害 コロ翌午前 V ツテ突然佐平 ス考へナリト 一日午後十時 目 ス 被 酒 番 地 上其代 ヲ達セ 告等ノ 力 ヘシトテ立去リシ為被告人 フヱ 一時頃佐 -ノ後方 ト思ヒ 親分タ 2金支払 思料シ之ヲ難詰 頃同 同家ノ西南約二十 ス ル政吉 \exists 寧 Ζ 亚 D リ横 口 萬五郎 = 言 機先ヲ制 ラ罵言 関 腹 ニ居合セ 1 シタル 月 シ久 = 突刺 ハ M 数間 シテ シ 吉 字 = 1 タ \vdash Y

ヲ負ハシメタルモノナリ

召問

- 主問 致シタルモ 久吉方ニ於テ殺意ヲ以テM佐平ヲ匕首ニテ突刺シ同人ヲ殺シタルモノナ 被告 被告人ハ昭和三年八月十二日大阪市港区□条□通□丁目□□□□ 人ハ前同日同所ニ於テM佐平ヲ匕首ニテ突刺シテ傷害シ因テ同人ヲ死 ノナリヤ 一番 ij t Α Υ
- 主問 其ノ目的ヲ遂ケサリシモノナリヤ 久吉方ニ於テ殺意ヲ以テM萬五郎ヲ匕首ニテ突刺 被告人ハ昭和三年八月十二日大阪市港区□条□通□丁目□□□□□番地 シタルモ 同 人ガ逃走シタ ル為 Α Y

口

- 補問 タルモノナリヤ 被告人ハ前同日同所ニ於テM萬五 郎 ヲ匕首ニテ 突刺 シ 大 テ 同 人 、ヲ傷害 セ シ メ
- 主問 久吉方ニ於テ殺意ヲ以テM宇平ヲ匕首ニテ突刺シ被告人ハ昭和三年八月十二日大阪市港区□条□ 目的ヲ遂ケサリシモノナリヤ 通 タ ルロ モ丁 同目 人ガ□ /逃走□ シロ · タル 地 為其 A Y
- 補 問 モノナリ 被告人ハ前同 日 同所ニ於テM宇平ヲ匕首ニテ突刺シ と因テ同 人ヲ傷害セシ メタ

3 答申

イ、主問 然リ

ロ、主問然リ

ハ、主問 然ラス

④殺人被告事件昭和四年一月二二日判決

被告人 丰 ハ シメ ル 無断 匕首ニテキ 頃 ク タ 被告 二薫 丰 通 ル 力 家出 其 カキ ヲ ク /罵言セ 方ニ到リテ薫ノ ノ目的ヲ遂ケタル ノ行衛ヲ訊 Κ 「シ行 目 ク 其 衛不 四十三年二月 顔面其他ノ数ヶ所ニ斬リ ヨリ憤激シ寧ロキ 後モ尚 ネタル 明]番地K 愛次 F 所 ナ モノナリ モキ 愛次 リタ 郎 在ヲ訊ネ且ツ K ル 私通 ク 清 Μ */*\ ヨリ被告人 Κ 其 セル 郎 関 丰 クヲ殺害 ラ 方 係 復縁 ノ二階 所 ヲ続 \exists 在 付 ア迫リ 大 ケ ヲ ハ ケ 積憤 知ラシ 19借 か其間 同 正十 Μ 和三年 K 人 タ素サ 、ヲシテ 受ケ タ 丰 五. ルモ ・クカ 年五 メ 二本年 サ 同 リ シ 其 丰 隠匿 月 コト 頃右 ク ス 力 ス ル ハ 之ニ応 ニ至リ ル 同 ヲ決意シ予テ 年 (ヲ被告 ニ基ク失血 モ 1 八月十三日 \exists セサル ナ 同 2年三月 大阪 ル 引取リ 思惟 = ノミナラス 市天王寺 女薫ヲ儲 ヨリ 領長 、居リタ 前十一 シ 再三 女薫 区

乙問

主問 郎方二階ニ於テ殺意ヲ以チMKキクヲ匕首ニテ斬付ケ同人ヲ殺シタルモノ 被告人 ハ 昭和三年八月十三日大阪市天王寺区□□通□丁目□□□□番 地 K ナリヤ Κ 清 次

被告人ハ前同日同所ニ於テMKキクヲ匕首ニテ斬付ケテ傷害シ因テ同人ヲ死ニ致

シタルモノナリヤ

3 答申

主問 然川

⑤殺人未遂被告事件昭和四年一月三一日判決

人 子 官 D シ タ 同 \sim 憲太 粛 被告人 = コ タ タ ハ ル ナリ \vdash 制 ヲ 配 ラ決 ヲ D 下 阪 憲太郎 テ右工事 以 方 コ 建築業者ニシテ同業N 意シ 大博 テ 大工ヲ使用シ右 口 同 同 覧会本 力被告人 治療二ヶ 予テ用意 シ右匕首ヲ以テ \vdash ノ勘定ヲ為シタ 為メ ノ会合ヲ避ケ 館 ジノ匕首ヲ 建築工 月ヲ要ス 却テ面罵 ノ所為ニ 工事ヲ 事を右N 左鎖 携 サ 居 憤 ル 為 べ同 怒シ レ タ 辰 傷ヲ 骨上 タル IJ 蔵 Η `被告人 日 シ D タ Μ 午後十 二依 憲 部 力 負 辰 シ 其 同 太 年七月 ガ ij ヲ殺害ス 郎 彐 他二 IJ \vdash メ _ 憤 同 時半頃 年六月 金銭 タ 怒ノ情押 コ 匹 口 付 日 ル 上 負 末ニ到 大阪 N 力 シ 和三年五月 如 事 へ難ク是処 Μ 築業者 市 辰 丰 日 北 (蔵方 リ意見 ジリ右 モ其 П 吻ヲ X 工 = ヨリ兵庫県武 Н 二憲太 場二 到 洩 事 目 D マセル 突シ 力殆 町 リ其 ヲ遂 駆 太 郎 1 其 付 コ ケサ 一番 ヲ殺害 不 ケ 後被告 · ヲ 聞 完成 共同 タ 庫 地 ラ訴 Н セ 知 シ シ

己間

主問 ヲ 遂ケサリシモノナリヤ 以テ右憲太郎ヲヒ首 被告人 ハ 昭和三年七 月四日 ニテ 斬付 大阪市 ケタ 北区口口 ル モ他 人 町 = 制 □□□番地H 止 セラレ タ ル D 力為 憲太郎方ニ於テ殺意 メ 殺害ノ目 的ヲ

同 日 同所ニ於テ Н D 憲太郎 ヲ 匕首 = 一
テ
斬
付 ケ 同 人ヲ傷・ 害シ タ ル モ ナ IJ

ヤ

答申

3

⑥強盗傷人被告事件昭和四年二月一二日判決

公訴事実ノ梗概

>菜切包丁ヲ振上ケタル為同人ニ於テ之ヲ防カントシテ止ムヲ得ス左手ニテ該包丁ヲ掴ム	 □□□□□人ノご手掌ニ台族的一ヶ月ヲ要スレ切削ヲ負ハセタレモノナノ 立案切包丁ヲ振上ケタル為同人ニ於テ之ヲ防カントシテ止ムヲ得ス左手ニテ該包丁ヲ掴ム逮捕セラレムトシタルヨリ同人ヲ傷害シテ逮捕ヲ免レント決意シ即時同所ニ於テ一夫ニ対カレタリト思惟シ其ノ場ヲ逃走セムトシタル処同家入口土間ニ於テMM一夫ニ発見セラレケアリタル同人所有ノ兵児帯一筋ヲ窃取セムトシテ同兵児帯ニ手ヲ掛ケタルモ家人ニ気付ケアリタル同人所有ノ兵児帯一筋ヲ窃取セムトシテ同兵児帯ニ手ヲ掛ケタルモ家人ニ気付は告し□□□□番地ノ□MM一夫居住家屋内ニ表入口ヨリ忍入リ同家表三畳ノ間ノ押入ノ前ニ掛被告人ハ窃盗ノ目的ヲ以テ昭和三年九月七日午後九時四十分頃大阪市東成区□□町千□
	ニ至リ同人ノ左手掌ニ治療約一ヶ月ヲ要スル切創ヲ負ハセタルモノナリ
	逮捕セラレムトシタルヨリ同人ヲ傷害シテ逮捕ヲ免レント決意シ即時同所ニ於テ一夫ニ対
逮捕セラレムトシタルヨリ同人ヲ傷害シテ逮捕ヲ免レント決意シ即時同所ニ於テ一夫ニ対	カレタリト思惟シ其ノ場ヲ逃走セムトシタル処同家入口土間ニ於テMM一夫ニ発見セラレ
逮捕セラレムトシタルヨリ同人ヲ傷害シテ逮捕ヲ免レント決意シ即時同所ニ於テ一夫ニ対カレタリト思惟シ其ノ場ヲ逃走セムトシタル処同家入口土間ニ於テMM一夫ニ発見セラレ	ケアリタル同人所有ノ兵児帯一筋ヲ窃取セムトシテ同兵児帯ニ手ヲ掛ケタルモ家人ニ気付
逮捕セラレムトシタルヨリ同人ヲ傷害シテ逮捕ヲ免レント決意シ即時同所ニ於テ一夫ニ対カレタリト思惟シ其ノ場ヲ逃走セムトシタル処同家入口土間ニ於テMM一夫ニ発見セラレケアリタル同人所有ノ兵児帯一筋ヲ窃取セムトシテ同兵児帯ニ手ヲ掛ケタルモ家人ニ気付	□□□□番地ノ□MM一夫居住家屋内ニ表入口ヨリ忍入リ同家表三畳ノ間ノ押入ノ前ニ掛
逮捕セラレムトシタルヨリ同人ヲ傷害シテ逮捕ヲ免レント決意シ即時同所ニ於テ一夫ニ対カレタリト思惟シ其ノ場ヲ逃走セムトシタル処同家入口土間ニ於テMM一夫ニ発見セラレケアリタル同人所有ノ兵児帯一筋ヲ窃取セムトシテ同兵児帯ニ手ヲ掛ケタルモ家人ニ気付□□□□番地ノ□MM一夫居住家屋内ニ表入口ヨリ忍入リ同家表三畳ノ間ノ押入ノ前ニ掛	被告人ハ窃盗ノ目的ヲ以テ昭和三年九月七日午後九時四十分頃大阪市東成区□□町千□

- 25 -

2

主問 モ家人ニ気付カレタリト思ヒ之ヲ窃取セスシテ逃走セムトシタル際右一夫ニ発見セ方ニ忍入リ同家ニ於テ右一夫所有ノ兵児帯一筋ヲ窃取セムトシテ之ニ手ヲ掛ケタル、被告人ハ昭和三年九月七日大阪市東成区□□町千□□□□□番地ノ□、MM一夫 ラレタル ヨリ逮捕ヲ免ルヽ為菜切包丁ヲ以テ同人ヲ傷害セシメタルモノナリヤ

ハニ気付 被告人 ハハ前 力 レ 同 タ 日同 IJ Ĺ 思ヒ之ヲ窃取セスシテ逃走セムトシタル際前記一夫ニ発見セラ.所ニ忍入リ前記兵児帯一筋ヲ窃取セントシテ之ニ手ヲ掛ケタル レタ モ家

ヨリ 逮捕ヲ免ル 、為菜切包丁ヲ以テ同人ヲ脅迫シタルモノナリ

- 甲 被告人ハ前 同日同所ニ故無ク忍入リタルモノナリヤ
- 掛ケタル 被告人 ハ前同 モ家人ニ気付カレタル為其ノ目的ヲ遂ケサリシモノナリヤ 日同所ニ於テ前記一夫所有ノ兵児帯一筋ヲ窃取セムト シテ之ニ手ヲ
- 被告人ハ前同日同所ニ於テ前記一夫ヲ傷害シタルモノナリヤ被告人ハ前同日同所ニ於テ前記一夫ヲ菜切包丁ニテ脅迫シタルモノナリヤ

右何レカノ事実ア ゛ リ ト セハ被告ハ其 ノ当時 酩酊 ニ因リ無意識 、状態ニ在リシモノナリヤ

3 答申

主問 然ラス

然ラス、 二ノ甲 然リ、 \angle 然ラス、 丙 然リ、 丁 然ラス

甲 然ラス、 丙 然ラス

2 説示 問書

⑪放火被告事件昭和四年四月二三日判決

公訴事実の梗概

月 彦 と 別 男 月 月 と 月 二 日 と と 月 と と 月 と と 月 日 と と ヨ	なり困窮の末同家内に放火し前記動産と共に焼燬して保険金を得むことを企て同年九月四	しNH簡易火災保険会社と金三千円の保険契約を締結したる処営業不振の為家計不如意と	家具の製作に従事中昭和三年一月十七日家屋内の商品建具並材料類一式衣類等を目的物と	被告人は大阪市西口口区口口口町口丁目口口口番地上家屋を賃借し妻子と同居し建具洋
---	--	--	--	---

日午前 現住 頃自宅階下二畳 せる右家屋を焼燬 \mathcal{O} 間押入に た n 放 火 L 因て床板柱土台木等を焔焼せし 8 以て自 己 \mathcal{O}

一、説示案

は 関係証 十分御 了 並法 大体 5 律 0 点に れ 明 た 日 付 を 以 せね ے ک 来三 一応 の説 は は H ならぬ 存 間 明を致 に ま 百 する ことになって Ŋ しま か 1,7 法 律に 本 件 居り 依 \mathcal{O} 取 n ます ます 調 に から私 ħ 関 は裁 係 せ は 判長 5 只今 れ は た から 陪 n おは事件 本件 の君の

云ふ 共に \dot{O} 家 のてあ 住居中右 屋 現に住居 つ事実関係 を焼燬 いります に使用 日 L 時同 てあ たるもの せ ŋ 家屋より る大阪市 ます なり か 本件 出 と云ふに 西 火 したることは 公訴事実は被告 ありまし て被告人 町 相違なきも被告 I人は昭 丁目 ハの弁解 和 三年] | 番 人 は 九 右家屋 地上四 カコ 放 の家屋日午前 火 した に被告 \mathcal{O} に 時 人 放 7 カコ 火 頃 は 妻子 な L 其 因 \mathcal{O} 11 غ 7

放ちて 露 と規 カコ 次に 定 建造 現に人 証拠 造 < せるを云ふの 物 てあ に足る設備 人の住居に使用すると云ふ 物 の説 と云ふ 包含され ります故に \mathcal{O} 住居 削に て人 先立 \mathcal{O} \mathcal{O} に !使用 は 存するものを云ふ ること 其の 5 の現在するとは 目 i 的 便宜上法 重量 物件 文は は 疑 によ あ は 人 りませ \mathcal{O} 現に 0 律 り 土 は放 現在 点 斯ふ云ふ様に定義 放 人 の説 土地に定著・
が火当時犯・ ぬ 0 火 する建造 八当時犯 住居に 焼燬 明を致さうと存 とは する工 人以外 人以外 使用 物 を焼 放 火 L せら 作物 の者 文は 燬 \mathcal{O} 0 者 目 L します刑法 的 れ に カコ か 人 た 起臥寝 こる者は て居り して人 \mathcal{O} 存在するの 現在 件 た たる建造: ま 0 食の す 斯 第 出 す故に吾 Ź Þ 百 湯所 を云ふ 建造 入 \mathcal{O} 八 に適 物 刑 条 物 に点 とし し 罰 は 々 L \mathcal{O} T に てあ て 目 直 あ 処 火 \mathcal{O} た 住 雨 す 1)

更著手 \mathcal{O} し得 0 て る 件 ます てあ 未遂罪とは る あ 力 へき状態に達するとき 法第百十二条に依 ります故 ります。 行為か 伝火せない 媒介物を介 か 直 介 に火力 物を離れ あ 其 接に 要としま る \mathcal{O} 罪 \mathcal{O} ても放火 又 てあ は 0 に n て点火する場合 媒介物 実行 せぬ 大 て れは第百八条 りま ŋ 独立 に着手し 火を放 は 其 の著手行為かあ ず而 を介 焼 0 て其 燬 目 つとは 的 L L て火力か 物理上 たけれ 物 0 たことに の未遂罪は之を罰することに て点火する行為 燃焼力 件 物 \mathcal{O} るのてあ 存在効 当然に目 とも \mathcal{O} がを保持 なる 焼燬に 媒介物を離るゝも 首的 \mathcal{O} 力 7 的 対 を滅失する程 ります況 物を焼燬するに至ら か放火であることは 其 物件に伝火し得 L 其の \mathcal{O} 焼 原因 燬 λ へき状態に 独立し や其の伝 に を与ふ 度に損 . 至ら なつて居ります て な へきときは未た 燃焼力 るを云 火 なか 勿論 11 間 ĺ を未遂 つた場合 た 7 た にる場合 んる状態 を保 Š あ \mathcal{O} 第百 故に を申 りま 持 と云 を生 継 には尚 目 [を 申 八 す 目 す 的 条

全然な ても は あ りま カ 陪審員諸 可愛 明 五 たか きは 来従 す 想 から放 以 \mathcal{O} 死刑 そ刑 てあ 君 て私 な 上 と云ふ 事件 は \mathcal{O} 懲役云 被告 カ 次 りま 火 0 点 0 は 7 酌量し は に付 す 罪 \mathcal{O} 人 カコ Þ (C て二年半迄減軽 無期懲役軽く カン \mathcal{O} る事を説明 弁護 簡単に説 と云ふ様な弁論 刑 斯 て懲役 は々 如の 人 領様に に於きま ずる 二年半迄 朔致 ても五 し更に し置 Ō な る かあ つか は L て住宅放 て居る は 年 か 否 刑 以 カ 酌量 うと存します ŋ 減 \mathcal{O} と云 まし 点 軽 Ŀ カン \mathcal{O} か 懲役に たから と云ふ て其 火罪 出 Š 付 一来る 私 7 0 は 0 \mathcal{O} が様なことは御hの間に答へらる 処せら 半分 弁護 私は \mathcal{O} 非 弁 てあ 常に 護 蛇 人 0 人 足ては 一年三ヶ ŋ るゝことにな 0 重 \mathcal{O} ます 一芸は 弁論を 1 罪 て重く 加 あ 存 るゝ通り ۷ 月迄 之未 りま \mathcal{O} L に カコ カ らする 減軽 なる必 遂 0 は て居 住宅 た 死 \mathcal{O} \mathcal{O} 場 か 刑 す 合に **りま** 放火 るこ 法 軽く 要は 務 為 律 7

判断 n は 5 な \mathcal{O} 5 て て ります 著は 刑 0 点なとを頓着せす公平に 事 実

て 7 ŋ ま す 5 す \mathcal{O} 0 てあ てあ 積 ŋ n (ます ŋ ま 7 す 御聞 少 か 取 0 説 なを求め 飾 明は当事者 りも たい なく意見も のてあ 0 弁 論 ります。 加 0 加へす有の侭にない様に華やかなる 証も \mathcal{O} 拠 のて 説は 明あ

人 本 て見た に 読聞 :を判 断す け 11 \mathcal{O} て書類及示 てあ へき証 ります。 拠 した物 は 咋 件 H に 以 外 来取 小ならな 調 へまし 11 \mathcal{O} た被 てあ 告 ります今其の **|人及証** 人の各供 要領を組 述、 織並拠 て لح し 7 説て

火なり ことは たるやと云ふ点てあ 検事主張 や及 被告人 父力か \mathcal{O} 0 日 認 本件 媒介物を離るゝも独立して むる所てあります ります。 ら所でありますか。 件家屋より出火した ら吾々 たること当時同 其 \mathcal{O} 研 $\hat{\mathcal{O}}$ 究す 燃 焼力を保持継 |家屋に被告 へき主要の の点は右出火は被告人の舌人の妻子か住居し居な 続し得へき状態に 達 のた L 居放る

を欺 多く ると云ふ たか 調査に先たちまして考へて置 先つ被告人 は と云ふことは中々判 W て物を取ると云ふ様な場合と趣を異に 夜分人に見付け 様な事は た物 った を家に か放火 ŋ 9普通 た場合には直 匿 したものてあ Ś 0 て居たり れ 人は致さな ない りませぬ窃盗 様に放 かね く判ることか多 質に る いは カン なら 入 火するのてあ のてあ 否 れ の様な場合は人 カン て居た Ż \mathcal{O} りま 事は 点 して居るの ĺ١ \mathcal{O} 凡そ放 り他 \mathcal{O} す 証 ります此 てあ 何 拠 を調 1人も其 人 ります てあ に 0 火 知らぬ 人をする 査致し 与 0 ŋ 点 \sim て居た 湯所 ます カ は 喧嘩し 放火 て見た 間に物を盗 \mathcal{O} 人を斬 がに居ら に人 りす の場合 のい て人を斬ると る った な 面 と思 む い時 前 か は \bar{O} て放 何 り S 5 てあ 人を欺 を考 ます 容易 人 カン 火 放火 をす か \sim り カン ŧ い人 7

云ふ せ L て直に放火 証 な簡 に被告人 に 拠 全体 依 単 ŋ を通観 て放 0 0 7 事実かない りますか 証 白 火 して果 しせな 0 拠 を い放火 実か 要求することは無理てあ と云ふ様な観方をすることは L て被告人か放火をしたか \mathcal{O} る の場合殊に自宅に 事件て窃盗や人 と云ふ様な左様 ります 斬や な証 放火 否やを決 対事件の たと云 出 左様 田来ませぬ 被告 な簡 いせね 人の ふ様な場合 様に 単 自 は 諸 明 なり 直 自 般 瞭 以 \mathcal{O} な < É 状 証 せ 況 め かは か な 判 ツ ると ŋ B 11 にか ŧ

とにな たも 実に せね 火に 実に 被告 あら 付 \mathcal{O} は 付 告 れ か 7 な 7 とう の証 人 りませぬ不可抗力か さるや放火なりとす \mathcal{O} カ は茲に被告人か放火したの か放 放火 証 か 拠 を判断すへきてあります (例へは被告人の公判以外の自白等)とを対照し以 火する状況に在つたか否かを研究し此研究の結果と被告 を研究すると共に一面又該 したるものかとうかを研究するに付ては 又は失火てもなく又被告 れは被告人以外の者か てなからうかと云ふ嫌疑か濃 火災は 不可抗 放火 入以 へしたるに 一面 力に因るものに 外の者 に於 のて果し んて被告 \bar{O} 厚となるか あらさるや等の 放 火 八てもな て被告 あ 人 人 カコ らさるや又 カ から進ん 放火 放 人 火 V 点を研 した と云ふこ かし 放 て る事 火災 は る 火 究 失 事

かと云 7 て其 ま つ不 \mathcal{O} 方 階下 可抗 0 \mathcal{O} - 二畳の 付 力又は失火に因るものてないか 不 Ū 可 ます 被告 電 間 力 0 南側押 に因 線瓦斯管等 に対 5 ŋ É 0 する第五回予審訊問 入内床下てあ 付 火 11 したと云ふ 発火する様な物 た 7 ツチを床 とうか ることは被告人も認 積極 的 0 \mathcal{O} 調書中不思議な出 の点を考へますれ な 下 \mathcal{O} \sim 証 カン 落 拠は見 つた事 して がは被告 当り 火事 8 て居る ŧ に 火 は な と思ふ私 せ 本 人 0 め 0 \mathcal{O} た 認 又 7 出 \mathcal{O} 失 あ to 火 る所 火 \mathcal{O} ŋ カコ \mathcal{O} ź と思 子 7 供かいなか す 所 而か

とも思 床下 火 て居 7 Y 半 Y 0 5 Ν لح ると思ふ れ り 丰 口 b 丰 7 ます ます之等 ませ ク第 出 ク 火 \mathcal{O} ħ め 証 尚 か 回予審 は 外 カュ た 言 \mathcal{O} 公 を 判 0 は 5 カゝ \mathcal{O} 証 あ 何 私 7 に 板 L りませ たの 拠 調 人 ŧ 載 間 ŧ 書中 カュ 不思議 久 に せ \mathcal{O} てあは 広 依 ゝ放 ま を ぬ 抻 り若 いせ \mathcal{O} と述へたと 入よ てな 火 ŋ た 方 づ て ŧ 2 久 12 L L らりま と以 ŋ た す此 雄 私 カコ 1) 君 ŧ は 0 0 カュ カコ \mathcal{O} せ 外 前 7 と思ひ 本件 記 出 ツ め 被告人第二回予審 に 7 る筈 チを擦ることを知 7 ても被 る所 入 ツチー本火 L 災 あ は ま 0 床下 て撤 は у Y あ すと被告 カコ 不 り 可 Ν ま き は いせぬ を付 抗 キ に 百 力 ク 人 壁 \mathcal{O} は て そ カュ 際 問 け 5 7 \mathcal{O} ñ たことか 私 ŧ 当公判て 述 て火 調 な 書中如 12 いは なく \sim \mathcal{O} たと ハを用 意外 と云 文失 ゆる筈な ŧ な 記 何 あ 5 供 に 火 同 出 載 を片 しあ 述 7 L 7 て 証 て Ł \mathcal{O} \mathcal{O} Š 証 押 别 ŋ 言 は文失人にしま けん 証 火 の た ま 四 口

は に 被告 下 カュ 付 カュ 7 t 以 方階 被告 外 入 \mathcal{O} る l \mathcal{O} 0 所 て在 者 間 に 下 人 ょ - _ 畳 方か 0 は ŋ 階 つて 放 東 \mathcal{O} 者と其 入 側 下 $\overline{\mathcal{O}}$ 火 其の 板椽 一畳 る外 L た 南 な 東 床 側 \mathcal{O} \mathcal{O} 端 間 下 押 外 7 11 に 放 こと 0 及 のは 入 椽框 奥四 内 者 な とにないか は 火 床 上と職 畳 八するに 下 検 半 てあ と云 証 別 場 $\dot{\mathcal{O}}$ け て考ふ る点 $\hat{\mathcal{O}}$ 書 間 は ることは 床 床 に \mathcal{O} 下 を考 記 板 との を捲 る \sim 這 被 かへ 間に 便 て り上け 入 告 あ 6 利 人 は 在る辛う ŋ ね てな \mathcal{O} ます 板 認 あ は り を外 なら 8 ませ ŋ る所 (ます、 尤も L L め め 状況 て這 てあ て這 外 件 入 に り 入 る 在 其 れ 段るかつの火

とか 5 問 は被 信 认 0 当 用 め且 板 す 下 奥四 出 来 告 は \mathcal{O} 中 す 人 迄 後近 塞 来 0 畳 Ź ŧ は れ \mathcal{O} 半 あ 所 9 勢ひ 8 $\dot{\mathcal{O}}$ てつの か É 居 た 間 と板 取 居 裏 に لح カン \mathcal{O} 2 り又二 たと思ふ 述 間 西 破 か のか 右 に 向 へて証 つた様 \mathcal{O} 隙間 てな は に 一畳の間 隙 寝 建具を凭せる設 る で居 か と述 ことも亦検証 人 に か言入つて放火なつたことは被告ŋ Н へたと 0 ŋ \sim Τ て居ると供述 を注 畳 他 那男子審? を 人 捲 カ 記 け 'n 載 調書に 備 其 た Ĺ 0 訊 カゝ カコ あるの け 室 問 其 も認 板を取 た てあ \mathcal{O} \mathcal{O} 調 たと記 畳 書 時 \mathcal{O} を 8 0 T に 板 て 7 るの て之を取 除 あ は 敷 な ります 火災 りま き ŋ \mathcal{O} 11 たる形 か て 前 と云ふ け \mathcal{O} あ あ \mathcal{O} す 除 りま 取 而 り 跡 証 カコ 駈 され す て火災 板 なきこと きたること を カコ Yは 人予審第 け 生 5 は た た破 之 当 す 畳 時 丰 等 を捲 は る 時に ク 被 な 0 被 は は \mathcal{O} れ 告人 証 る 告 其 之 7 7 口 Ξ 人のは居 あ拠

極的 とは ことは カュ 被告 と芸 被 T な あ 口 な 下 証 5 拠 訊 方裏手に 1) 人 カュ 11 及 点 は 問 つた 状態なることは べてありま L 見 証 い にことは 被告 当ら 書に 0 人 Ŷ は な 書 Ν 完全なる戸 らすか 被告 方 いいキ す 様 てあ ク 検証 Ź 外 T \mathcal{O} 被 人 当公判 も申 あ 告 \mathcal{O} り 要か 者か ŧ 締 ŋ 調 人 Í いして其の 書になかな 家 Ĺ 放 す て述 は 7 あ 火する 当時 らう 居 書 い \sim り いか 他他 又 事 別 カ ま 7 5 とした 被 ず あ \mathcal{O} が然ら 主張 人に 場 告 人 ŋ 人 K ŧ \mathcal{O} ょ 八予 審第 怨ま 5 に 放 は す 所 ŋ 次せらる 文人 何 ても 依 他 を苦 ŋ n 人 ´ます 其の て 居 此 側 出 様 へき状況 れ 訊 0 所 入 と思 た様 は 問 7 かロ 当時 Ł 調 カン 6 \mathcal{O} 書及 前 な 侵 戸は 直 裏 に こと は 侵 述 入 職 在 証 閉 入 \mathcal{O} L て 場 ŋ 人 \mathcal{O} 8 さな す Yな 放 た 事実 丈 は ること Ν カン 火 b · 7 丰 たこ · ク 予 たも 層 0 締な 穑 類 b 11

状況 出来る とは を釘 は 方と Y ょ \mathcal{O} 方 Υ 方 \sim Ĭ り二三日前 たと記載 な 飯屋て食事をする自分は なることは予審検証 Ν き り押 と云 は 方 カュ \mathcal{O} 方 T 入 増金とを合せ七十五円乃至八 検 柴山 交際 ぼり あ へたるに ŋ り してあ れます め 発 専 は て手を差入れて来るこ \mathcal{O} の学生も 防鼠工 人の やう 普通隣家とし 妻子は帰郷 すときは約 一予審調 たも 焼 力 ŋ る 火災当時職 火を使は て動 ます之と証 つて検 け \mathcal{O} は と認め 書中Y 調書に 0 た柱と防鼠 四寸の て居ると述 カ さ五 \mathcal{O} し自分は外 O へると すことは て たと述 其の N 方押 の交際 な 記 S貯蓄銀行 間 人 載 11 カュ 八十五円 板 証 Η とは 押 下 同 鉋 て食事 T嘉男 入壁 て別 部は 及土台木と へたと記れ 出来す又九月三日 人方 あ 開 層 \sim 居り 出来ませ 三尺 て南隣 類か ŋ け 得るも 又被告 重 0 に 0 側 \sim し居たから 約五百 動産に 0 床下 二寸 親密 月 自 り板 て隣とな 収あり二階 け 防 7 分 め Η 壁に 人 1円預金 もな は朝 寸 第二 T 方 鼠 あ 付き火災保際 は 亜鉛 証 板 ŋ の 下 位 H との < 九 日 ょ 巾 回予審訊 人 三尺九 る H 、又反目も 新聞 を屋と高 月三日には自 して居る外貸借はあ を学生に月十円に ŋ Y 間 んは其 Τ 洲 カュ は Ν の発送係 方 其 キ カュ 田 Τ は の方へ押 信次 契約 ら手 た形 方 \hat{O} \hat{O} さ並 問 4 ク 調書中 高さ (玄関二畳間 室と 下 \mathcal{O} を Y は 跡 は 部 巾 て居りませぬとの Н て本俸 を引開 Н して居りませ 宅て火を使ふ 0 - 防鼠 方 Ν し得 方 カュ て貸し其 12 の方 玄関 :と時 $\bar{\mathcal{O}}$ つた 壁際 ŋ 六 る丈てすと 用 くを得さる 接する部分 ませ 寸 鉛 \mathcal{O} カン 検 板 亜 ŋ の学 大型 ぬ Y たこ あ火 外勤 を H 下 ます 証 5 \mathcal{O}

7 怨まれ る様なことは た t カコ 否 カ を \mathcal{O} 供述等に 5 ょ ŋ Ĥ Τ 方玄関二 畳 $\overline{\mathcal{O}}$ 室の 下 0 方 カゝ :ら本 件 火

以外 カン 7 方 \mathcal{O} 7 \mathcal{O} な カュ 点を研究せらる に あらすと認め へきてあ らる」ならは進ん n ます て被告人 方 \mathcal{O}

女と共に てあ カュ ŋ ます 放火 被告 寝た階下中 したとの積 人 而 方 \mathcal{O} て 家族 証 \mathcal{O} 人 極的 Y は 南 Ν \mathcal{O} 側 丰 丰 証 押 ク ク は 長 拠 入 は 内 当 女 .へ火を: 時 光子 見当りませぬ 妊娠 持ち行 才長男久雄三才なりし ケ月に きしことなしと云ふ て九月三日 夜 こことは は二階表の室て長男及長ことは被告人の認むる所 て居り 別段キ ク B 子

る被告 する なり 若し ます \mathcal{O} てあ 諸 人 潜か 以 カコ 5 外 ります此点に 更に進ん の者の放 本件 |大災 火ても んは放 て当時被告人 付 て 火 な \mathcal{O} 7 証 あ V と認めらる」ならは被告 拠 0 を説 て被告人 カコ 放 明 火すへき状況 しませう。 方以外の者の に在 一人か放火 放 つたか 火てはなく又被告 否かを調ふ したと云ふ る 疑 \mathcal{O} 人 大方に於 必 カン 要を 濃 厚にけ

受取 て居る あ 居たことは 険 被告 契約 つたことは被告 て被告 へき四 円 を締結 $\tilde{\mathcal{O}}$ カン カ 被告人 てあ 被告人 か りま 方 円 て居たこと其 に在る動 す而 て 及 \mathcal{O} 証 to て 却に を る て 産に付 被告 所 止 部 Υ がを支払 の物 てあ b 0 キ 人 0 カコ 件 き N ク 本件 この価格 て八 S た Н ·火災当 程 は 月 簡易火災保険株式会社と保険 \mathcal{O} 度に 末請 か七 延 所 期 てあ て 求 時四百円余 八 かを受け を達 ては ŋ 貰 百円に過きな (まし S 被告 積 して Y N 五 て居た ŋ な の債 人 か ŋ たことは し旨証 一日に支 丰 務を負担 カコ 前 ・クは に盗 つた 公払ふ ことは 電 之等 言 金額三千 Υ Ν した した 之 キ は 約 か賞 束 被告 ク \mathcal{O} K 支払 てあ 岜 \mathcal{O} \mathcal{O} Τ 分 却 組 人 \mathcal{O} に困 言す 5 ŋ より も認 火 ŧ

7 ます つて其 \mathcal{O} た \mathcal{O} 沭 \mathcal{O} たと主張せら 定を思ひ 他 詳細申上くるは長 出 l て御 る ۷ \mathcal{O} 判 てあ 断 を くなりますか りますか 願ひ ま す検 其 共の当否は諸君の快事は被告人は^ 金に困人及証人 $\overline{\mathcal{O}}$ 判 断 っY せ って右保険 Ν b キク並各債権 \sim きこと 金欲

ては先 被告 つ火災当 たか 0 前か と云ふ事実に 0 を な 7 な を研 ŋ ま 究することに致し せ ます か 此

男と長女を両脇に抱へて下りるのか見へ階段の上部は煙が)被告人は 畳半 三三人 供 \mathcal{O} 11 と呼ふ声に 側 ま П ,て帰 を下 入 L \mathcal{O} П た階下 下 の室に入り 硝 "子戸 八水を掛け ・へ行 つた夫れ より這り来り 当公判 て呉れと云ふ故表側階段より上らん 驚き枕許 -奥四畳 つた て呉れ からバケ 蝋 か け 7 中 燭 一半の室に入り蝋 T 九 屋内に を吹き消し寝床に這入 し故中二畳 は煙か立ちこめて能く見 \mathcal{O} 0 漸 硝子障子を開 \equiv らく鎮火 柱 日 ツに水道の水を汲み表側階 りキクに長男を渡 i の 所 入ると点 午後 八した私 カ $\overline{\mathcal{O}}$ | 燭に火 八時頃帰 最 間 も焼 け 7 灯 差止 は + 対 談 た点 宅 けて居たと述 中二畳の上 クの立ち居る表板 り眠 し 十 し長女を連れて表に出 \mathcal{O} 元ない としたるに階 け た 一時前 8 入りたるに たか午後十 真暗て妻子は二階 西 け 位なりし故裏側 段 前 後 板 表 に行き水を掛け 同 入 \mathcal{O} 突然妻キ -時前 段 \mathcal{O} 入 П 板隙 プロより 間 0 穴か 迄出 一後に 戸は 7 0 の階段より火 東 隣 M たらキ ク 出 大工 E 5 戸 床下 カ て行 眠 . 早 く た Μ り きし か近 ク 7 G Μ り上 、起きて る様 方 カンカン 政 の前 故 次 所 り 9 の前長居の呉はかる人に長居の て

 $\overset{\textstyle \frown}{\overset{}{\overset{}\smile}{\overset{}\smile}}_{Y}}$ パ Ν 丰 チ音 予審第 カコ 口 \sim 訊 カュ 問 5 調 書中 何 事 九 カン と思ひ 月四日午前 表 階 段の降口迄行くと階段の裏側より煙○時半頃二階表の室て寝て居た処階 下 カン **上**の

第 起きて下さい け S 下 に 処か 来り表階段上 引 ŋ て居たと述 番 返 り表階段上り口より掛けりて来た私は子供を受取 5 ?自分か第 火の 杯 子供を早く下 大変たあなたあなたと呼 へたと記 方へ行き火事た早く来て下さ 起きて下さ け二度目に水 一番か \sim 居るの 載 判らない V ĺ してあ 大変たと二三回 か見へた火事たと思ひ階段 を汲 て呉れ た り北側道路 んのてす ります、 · と述 みか と申 9、YNキクの29夫は子供を私に け へた外右と同様 て置い た時主人 -し炊事場 二~出 |呼ん I ました 논 굿 た 7 Η 5 カュ か久雄と光子と \sim 行 に خ H Η 起きて呉れぬ Τ 当公判て申す所 0 方 を下 き T嘉男か第 証 つつ行 バケ Τ してから近所 言 り中の 主人か をし つた水 シに を両脇 た 一番 水 んのてあ を注 は を汲 · 来 て 中 のに け \mathcal{O} 人バ に み 呉 側 へと共に 間て夫 ケ 表 ĥ た 抱 ŋ ツに のは た ま 子 段 す E 水を 水 通 上 0 Н 5 T 早 な n n

と述 十時 証 \sim 人 半頃 て居りま M Μ 政次郎は 同 入 す。 口より出 九月三日 て帰 つ た Y 午後十時頃Y Ν は 元気 N方へドア な たか \mathcal{O} \mathcal{O} 注 時 文 は 介に行 元 気 き北 か な い側 様に見受け П [よりは たい

(四)証 に水 道 戸 \mathcal{O} 居た Н 段 \mathcal{O} は T嘉男は- \mathcal{O} を汲 下 から 錠 をか \mathcal{O} て居る内に 以み階段 表道 ŋ Y けす寝ました、YNの妻君九月三日午後十二時頃帰宅 路に飛出 青 Ν は \mathcal{O} 近所よ 姿を見 11 らり水を注 Iし北に進 か \mathcal{O} チョ せす 人 カ 沢 口 む と Y か Ш け 更に自 か 消 け 吹き出し居たから へた後始 石に起され飛起れし二階の学生 付 Ν け 宅 方 西側 消 ~ 汲 火に \otimes て Y 表入 4 飛起きると玄関 努め に帰 か帰 П Ν 消 ŋ 自 \mathcal{O} カ , 又火を消 1宅炊事場)硝子戸 一両手に 0 止 出めま て居 した私 カ のな バ %に引返 枚開 室 ケ しに カュ った ツを持ち立ち に か . 白 行 一番先に き五 しバ き居 いの 煙 て ケリの同 カ 表 立入

た火事 ら近 い所 \mathcal{O} か寄 つてキクか Y Nを起したか起きぬ \mathcal{O} 7

- 床 ク カコ 下 カ 下 に火 カュ 出 カゝ S 起 て居 5 ŧ へ這入つたら焼板 か したか起きなか ょ ると云 廻 < の居 焼け へ行 「ふ者 るに違い て居た き表階段前 か \mathcal{O} あ な カコ 方 様 つた 11 5 カ に焼けて居り燃残 バ \mathcal{O} 0 ケ 蹴 ら畳を捲 て □ ツ の 込 向 板 で 水 \mathcal{O} す り調 を掛 派 な カン 出 1 処か 所 \sim け 妻より聞いたと述へました。 りの飽屑もあ ね た中二畳上敷 へ届出て帰 ら見 はならぬと主張 午前 たら押 9 たら畳 の所 つた火事の が床 ï は た 下 Y 取除 云 < Ø N 時 Y 感し 々及 中 - 央の け ひ二階 たかれ てあ Ν を其 其の妻 5 \mathcal{O} 其根の本 か 5
- を醒ま を汲 証 か 出 人 て居るのは .て居たから自宅から水を運んて掛 Ι し火事たと聞き驚きYN方へ駈付 U豐榮は私方は 見たと述へました。 YN方の筋向なるか九.つたと云ふことは私の の筋向なるか九月三日夜半過頃表道路 け け ました同家入口に行きしに表階段のか九月三日夜半過頃表道路か騒々し た Υ Ν カン 水を運 Š \mathcal{O} は 見 なか か騒 つた カゝ 裏側の 水道 の水りて目
- 七)0 て来たの 寝巻を着て屋内 ケツ きて呉 T二雄は \dot{O} Ē て水を運 て表 Y ĥ N けて居るの 私方 \mathcal{O} 妻君か て迂路 Ũ 0 び出した所YN方表階段の一番裾の隙間から火かちよつと見はYN方の南二軒目ですか二階に居た電気局員か火事たと云 7 階段の下に当る押入の床板に向ひ一、二杯掛けたY Н Tさん < を見たY 火事発見 し居るを見た鎮 を呼 \mathcal{O} Ν は初 起しに行 際何遍も何遍も の内は見当らなかつたか 火後間も つたと云ふことてあ なくYN \ 夫に対 でし貴方く 方表てSS芳一の つた、 大体火か消 Ν 証 、と呼起、 の妻は 人方 こへた頃浴 は 妻君 表て した へた つて 産 より カコ 衣 バケ か降 333 らり ___ \mathcal{O}

保険契約はして居りませぬと述へました。

- たと述 人SSイ ま 々に対し じた。 トは私も夫も水を汲み出し夫は消火に努めた火事か済ん 夫を何回も起したか起きない 0) て H Τ 方 \sim か け 込ん んたと話すの れてからYN の妻 を 聞 いか
- き其の: て階段の処に出たら階段 せた 柴山 仮急き階下に行き二三回 事をキクに聞 人を呼起して火事を告け 専一はYNの妻か V たら同 の下 様 カン てあ]夫を呼起 . ら煙 中に目 Η Τ カン カコ つたと述へました。 盛 を醒 バケツて水をかけて呉れたのたと有光巡 記起 したるに返事もせす起きても来ぬ為めH した処階下に当りパチパチと云ふ音 り居るを見て火事たと思ひ子供 いを 二階に 査 か Τ 起る ょ 方 n へ寝の
- (十)証 より火 反目 契約をしたことはな 人 したることなし証 事を出し近所の M Gタカ予審調 書中附 いと記載 人 人方は本年十月十 か消 止 近 してあ か騒々し めた後たつたYN ります。 Ė V 頃動産火災保 のて目をさました時は午前 方とは通常 除契約 の近所としての をしたかそれ 一時半頃 交際を為 以前 τ̈ Υ に N は 保し方
- と記 一)証 直 < 光巡 起きたと云ふたか否や記億せな 人 してあ A Μ 滿敏はY ります。 の報告書に N キ は Y N + クは亭主を起して置い クは 火事の起つた時主人護 V い私の報告書には偽は避して置いて直く表な 偽は はありませぬと述へました。へ飛出し近所を起した、亭主 一も驚い て起出 たと云ふた

鑑定 シヲ \mathcal{O} は証 火災当時 同 第一号証第十三号は建具就中洋家具を作る工場で出来たも し手てあ の模様としては検証調書を参考とせらる つて同 一工場て出来たも のと断定するに十分なり \sim 、く尚鑑定 のと思ふ北海 人田中與惣之助 十二号も同 様同 松、 $\hat{\mathcal{O}}$

ます で出 5 は と認 せら む 鉋屑 れ し時に洋家具をも作る職場に用 た 等の り又鑑定人楢 外形より見るも同一 原松之助の鑑定書に 職場て出 からる 来たも , t は 証 \mathcal{O} 号、 にて其の のと鑑定すとあ 十二号、十三 職 場 で出 V)

差支は らは 聞 問 のてあ た 別 な り \mathcal{O} 11 ?被告人 如き順序に依り逐次 りまして昔の \mathcal{O} たと云ふことてあ てあります夫れ カ 警察て自 様に自白に重きを置かない 自 めります は昔は 研究の結果諸 たと か今日 人 か を罰するには 何 とか云ふ点 君 ては被告人を訊 カ . 若し 被告人 のてあ 自白を必要とし を彼是云は めります 問する カン すに放っ 火 ź϶ 0 従て たも らてあります。 は主として其の 火 0 自自さす \mathcal{O} 事実を認 と認め 為 らる 8 弁 8 ても に ۷ 拷

更被告 究を致さうと存します。 $\overline{\mathcal{O}}$ 証 しなから自白も亦一つの 人の警察署に於ける自白其の 拠に依り諸君か尚被告人 証 匹拠てあ か放火した事実を認むるに 他を取 りますから念の為めに之を研 調 へる必要か あ ŋ 物足りない /ます か 究するの 5 と思はる」なら 少 しく其 も宜 \mathcal{O} 証 敷 Ž 拠 の研じる

けて置 聴取 かあ 被告 書を読 カ ります此 人に対する司法警察官 たのてあ ら茲に自白の内容を長々しく申すことは省略致 0 際に 自白 は げ りますから其の信用 特に諸君の注意を促 た際被告 Lか信用 人 し得るや否や右自 \bar{O} の弁解した模様 第二回 し説 聴取 出来るか否かに付 示 書に 0 は諸 白 この内容には被告し 際 此 君 の親 自白 は 人 嚢に被告 L て 0 l か は十分の た < 放 内容を再ひ 聞 11 火 · と存 か 0 れ 人 事 心証 八訊問 た処てあります、 実を自白 します 申上けない旨を申上 \mathcal{O} を得られた事と存 の際及被告人に対明白したと云ふ記 殊に

自 白 付 T は 自白 自体 を能く考 へら ħ 其 \hat{O} 果 て事 実に符合するか 否かを判 断 せ 5

拠を参考致 先つ此 自白 ます します に関する被告 か 司 は 自白 又 人の弁解を調査致しませう。 カコ 真実の事実に合するや否やか 自白自体並に自白前被告人か 自 錐て咽喉を突い 6 明 かに なることゝ た点に 関する 思 S ます。

- 1)被告人に 時逃 n の為 めに 申 しましたとあ 回検事訊 問 めます。 調書中警察の お 取 調 か 余りに 厳 V \mathcal{O} て放火した
- (2)被告 主任は今後は生れ変つた様な人間になれ に残念たと思ひ尚祖 鉋屑 借財 て覚へは 5 打 と訊 ま らうと考へ今後は生れ変つた様な人間になりますと答へましたかさうすると司法 首に たれ せ し YN家ては戸籍を汚 な の燃 をしたりした事か悪い ね 人に対する第二回検事訊 6 司 ない は かと考へ覚かあ へたのや新聞 主任 たの と答へ様と か か 知 て自分て火を放けた様に出鱈目を云ふた、 ら事実 たり致 先に ぬと考 紙 対 した者はない 無根 考 既 0 し又司法主任より扇子て頭を打たれ りますと答 し済まぬと思 に帰 燃残 から今後は斯様なことをせぬ様に へ司法主任の顔を見た 問 0 事を申 調書中 したと云は を申しました五日には りや燐寸の潰れ 0 へたすると司法主任は と申され に 剖 ひ自殺する考て 自分か 法主任 ま n したと記載 L $\tilde{\mathcal{O}}$ た た 火 は か覚かな から其 何故 4 事 のを見せて \dot{O} ならす私 いしてあ 致 事て 何 錐 八の言葉は 人よ て たと答 如 V お 咽 四日に取調を受けた 見覚 生れ も放火したと ŋ たのて覚な と云へは又無理な 喉を突い 何なる方法て放火 調を受け ŧ ŧ へな 代 無理な事をさ 私 へま n か と申され 1 平素酒を飲 Ź したすると司 と云ふ カュ と申され と云 云 \sim へは無 事をさ 際 L た 5 たの 主任 て居 刑 のて んた 帰 た 法 事
- 人予審第三回 調書中 九 月五 日保 護室 \mathcal{O} 入口 近に妻か抱き居る当三歳 \mathcal{O} 久雄

て自 を突 大正 ま 引先 カュ した夫れ と云ふ 1殺せん 都合 ĺ١ 帰宅を許され n T 五、 たか の人 て 居 は たとした ハか警察に 椀 のて咽喉を突 如何かと申さ より私か き取 た故 に郷里を出る際 七生)か母さん るてあらうと思ひ居たとあ \mathcal{O} 6 てな n 呼 に 放火 出 火を放け 今迄戸籍 ま いいれ L さ たの たか れ た したる旨の自白をしたのてす放 と答へました、自 九 て迷惑せる人 かと訊 が親より 5 月 たと自白 調 五 へて呉れ 日 ねら 夜司 如 何に す と申すの ハも助か 法主任 るよ なく若 れ 殺の と答 落ちふ りま 私はきつい ŋ 自殺し 一へて調 原因を問は か見舞に来ら ると思ひ自殺の決 し自 を聞きました私は身を裂 れ 7 を受けま た方か も籍を汚すことは 調 か を受け居らぬ 火 n たのて 妻子も たと云 れ 苦 L け た 小 くなけ 右の 司 草く 事に つても執行 を カン 法 L 主任 如 5 き事情 宅を 其 7 れ る様 は 強 \mathcal{O} は 着予て と訓 取 取 < な事 調 咽 な 調 さ かへ喉れ戒

(4)当公判 した。 て は 私 カュ 自白す 'n は き妻子か 2早く帰 n ると思ひ妻子に 同情 L て自白 たと述 ま

被告人の 以 上 \mathcal{O} 様に 0 って居り

様と考 証人 ら司 0 言も を見 たと云ふたから柳 小 せ 室 굸 △司 Ш 恒夫は九八の弁解は こて 取 は に帰ると村上 法 す 室に 調 Ĺ て出 やうと考 呼入 月 と考へ押収の鉋屑等を見せ之瀬医師を呼ひ手当をした更に て行 兀 巡 れ 日 Y K N Y 査 きました間も 杉本部 は私 N な を調 鉋屑等を見せ之等の 0 居ります 長等 前 なく上田巡査 に腰掛けたか か 今 Y N 火を否! Y カ N を 取 :錐て か電話 其 物件 0 しました翌日午後三時 電話室に来りえらいの時電話か掛つたか 咞 喉を突 調 見覚な \sim 元覚ない (V) たのて両 連 \mathcal{O} V か れ から に参 と訊 事 Y 人 しやと云ふか 頃 り一応 ね カコ Ν Y る と Y に 錐 Ν 戦を 奪取 は を 未った 証 N 拠

カゝ いは Y 声 見覚あると申し頭を下けなから涙を流しました私は火を放けた て云ひました依て私は具体的な事を聞き第二回 Ν \mathcal{O} 述へた所に 在つたと云ふて燐寸と蝋燭を持つて来たの 聴取書を作 こつたの 7 \mathcal{O} 押 かと云ふと放けた 収 てす六日 L まし たと 朝池 述 へま 田 と低 刑 事

立会 記憶 に見 たか にあ ない を汚 首 を垂れて居た其の後の からそれ と思ひ自 した者 L せ見覚あるか つた焼残 \mathcal{O} T て居た ました 池田 と矢野 信 を突き自殺を企 から述 次は ŋ 殺する気 な 小 0 JİL ~と尋 方床 鉋屑 司 九 のに自分 へたと証 法主任 月五 ے H ね 下に にな たら 日 あ Τ つたと云ひました其 か か 7 Y N t 方床下に たと聞 つた新聞 言 は 出 自殺を企 しまし 記憶 めて取 先より帰署するとY えら きまし せな た。 あ 一てた理由を訊 紙 調を受ける V) V) \mathcal{O} 0 か放火 た燐寸 燃 た ※残り 小 \mathcal{O} 川司 たとか とを持 を押 したと云ふた事は 時 \tilde{O} ねるに 小 は 法 Ν 主任 训 収 面 カコ つて行 してあ 主任 済 目 司 まぬ 法主任 な Y カュ は NY 1 るから持っ とか つた 死 私 は Ν は自分方は今迄犯罪へ私は其のE に対 λ \mathcal{O} て仕舞 取 記 小 小 声 憶 ЛÌ ľ 調 参せよ を受け て云 主任 Y L て居る予審 Ν \sim は V は 方)涙を流 ると命 押入籍 るに先 そ れ \mathcal{O} を Y せ は \mathcal{O} T 5 床 汚 戸 調 たち T てNれ 下れ籍 ï

 \mathcal{O} (池田信 S たち司 祖先 は す 何 次 の予審訊 '法主任 日 は 故早く真実を述 戸 夜 を汚さぬ も留 カ · 室外 問 置場で咽 調書中私も から せよと申付 へな た 隙 喉 か て自 つたか をし 小川 硯箱 t Y 8 白 け て死 Iせな られ聞 内 に Ν よか より より あ なうとし V た のに生活 余りに つた錐 自白 せ Ν たかか 7 は 簡単に自白し 咽 カュ 郷里 *苦 出 内 喉 を出る に自 来 を i 突 な 1 カ 殺 \mathcal{O} V 際親 つた す て自 たの た次第たと云 ħ て吃 宅に より \mathcal{O} は て 戸 火を放 如 九籍 驚 月 何 は L なる V 五. 汚 ま 主 日れけ

たと述 号か 畳 侭其の火を吹消 す然 其の る $\overline{\mathcal{O}}$ \mathcal{O} 夫 上に 隙 ま のを発見 へたから れ 共 11 0 てあ 板に た又 な所 て居 現 釘を打 し其 る所 Y りますと記載 カュ 九月 Ν あ の旨司法主任に報告し該 四畳半 付 六日 け を蝋 た 私と岸田刑 日 たものに燃残りの 爛台の板 -の室に戻 してあります。 に るとき 7 も其 行 事 9 事とか 0 9 0 た \mathcal{O} 上 た 穴 処 板 つた に 時 から Υ 込 載せ其 物件 床 を稼 Y 人 Ν \mathcal{O} | 燭を立 Ñ 方 下 床 の云ふ か \sim け は 下 へ行き 押 \mathcal{O} に لح る れ 室の南 つて行 て其 通 \mathcal{O} を捲 収 這入ることを せ ŋ 間 \mathcal{O} 便 5 0 L カン 2 処同 側壁際 つた燐 板 所 6 て カン れ 0 這 ま \mathcal{O} した証第 人 北 入 0 に燕印 子 知 0 \mathcal{O} 側 9 0 $^{\prime}$ たと申 本箱 を蝋 述へた通り本箱 り此 \mathcal{O} 処に . 5 下 事を司 兀 小箱燐 \mathcal{O} 燭とを台に載 板敷 前 0 畳 た 0 入 $\overline{\mathcal{O}}$ 法 寸 \mathcal{O} は 11 り Ŀ 主任 か て其 は カン 火 んを放 の前 に 側 同 せ 置 ぜ に کے 0 第 た 7 のいた Ŧī. 報 \mathcal{O} 蓼 \mathcal{O} Š

を突い 人 柳瀬嘉金 た \mathcal{O} かそれ 之は被告人 たのたと述へました。 か 錐て突いた時に 診察し た医者て ありますY Ν \mathcal{O} 前 頸 部甲状軟

か 尚 一の証拠に 外 に 被 告人 依 か放 的被告 火 の事実を他人に云ふ の警察署に於け る自白か たと云 真実か る点 の証 否 拠 カュ て \mathcal{O} 判 あります。 断 を願ふ ります

6 脚気 Υ \mathcal{O} Ι 0 居る室に入 D Ν は 次予審第 此 n 室 け 5 に 一回 を れま 入 ħ 訊 した巡 問 た 5 いか怖 れた 調書中私 査はY カコ て迚 : 九 月 は 窃盗罪 五 Ν ŧ 日午後五時 か再ひ自殺を企てぬ ジツとし の嫌疑 て居 半過頃 7 本年 5 n め Ý 八 様看視 月 \mathcal{O} Ν て表 か自 三十日□□署に留置せ 一般を企 して呉れと頼まれ \sim 飛出 てたと云ふ たと云 15

た Y N けまし た私 Ν \mathcal{O} Щ 部長 ŧ な か カュ 嘘は 何 カコ -しませ たか とあ 5 ます れた Υ Ν 0

寝たか \mathcal{O} 五. な たと申 年 下 た 引 11 から 何 懲役にやら \mathcal{O} Y て 0 せ F 床下 隣 Ν ま は \mathcal{O} \sim に L 人 脚気て保 た翌日 (を呼起 は ħ 連 1 事は る れ 11 回予審 り燐 か て 出来 来ら ŧ Υ して火を消 知れ Ν 室 寸て火を放 護 ま n な せんお上 __ たかと尋ねたら 入 ٧ì カュ 自分てした事たから致 書中私 私 6 け 0 n に来て貰ふた た様に も能く調 居る保護室に ま は た 本 ・昨夜自 申して居ましたと記 九 八月 へて居ると申 事 兀 入れられ から |宅よ 日午 り火 方 疑 前 兀 な か 日 其 事 11 · し 尚 カ と申して居ましたY $\widehat{\mathcal{O}}$ ۷ カコ 半 夜私は -頃子供 ひよ 載 り自分も夫も連れ 出 横 たか (領窃盗 してありま いつとし (二人連 YNと同 夫を起しても \mathcal{O} た ら自 n す。 た て 毛 分 て来ら 女 Ν 起き t 布 E は 7 会 椽 兀

した 証 カコ 人 起きな F Ι 隆 Vì 治 \mathcal{O} は て隣 Y を起 は つまら したと云ふ な 11 カコ たと述 ら止を得す 述へまし バンバ た。 て放 火 したと云ふたキク は 夫を

たる 子月 と答 Υ 午前 小山 Ν \sim ま 護 した 室 元 に 行 き Y 時前 次 私はそれ 郎 つて何 は予 後に出勤 とも Ν 審調書中九月 な 申 5 対 したるに には あ 放 初 カコ り ま ら L 兀 小 せぬと云ふ 正 たと自白 日 直に 司法主任よりY 私 は 云 Y した を調 た 由たか と記 よか \sim た N つた大分手 間違な か放 か放 L こてあ 火 火 1 \mathcal{O} ŋ したと自白 数をか かと尋 ます 事実を否認 マねたら Y け した旨を聞 た ナー しました لح Ν は き 九 \sim

は た 証 拠に 依 ŋ F ま Ι 隆 治、 て果 Щ 郎 カコ 放 なことを云は 火 をしたも $\tilde{\mathcal{O}}$ な 11 か否かを判断せら , と 申 します れ

と考 ます つか へら 5 11 ħ は 之を な 5 ならは け 5 ま 之か即ち いせぬ、 7 -分てあ 付 り 7 は検事及弁護 て 拠不 ŋ 洵に傾 5 かな た様 F V な あ \mathcal{O} 証 は す ってあ 拠に り又疑は り難か き事 り証 ります 依 かあ り被告人か つたかも つた点に てあ 十分とか不十 一之に反 11 ります \mathcal{O} 7 あ 知 放火したも 被告 ります、 n か T 之は ま らせぬ 人か ŋ ź つま 放 \mathcal{O} カコ 然し 火 لح す。 認 (Y

り堅苦し

くむ

つつか

く考へる必要はな

11

 \mathcal{O}

てあ

ります。

6

せぬ てあ あ し居たと認 ります。 力 次に本件家屋 か 即ち焼燬 度に達せない ります故に ま で床板 して必す 媒介物を 恥めら L \mathcal{O} $\overline{\mathcal{O}}$ やうとし る 本件に於ても火力か媒介物 しも家屋か全焼するとか家屋としての効用 焼け 即ち れ 」ならは て独立 カ 媒介物 独立 た程度でありまする た か して焼けたも 本件家屋を焼燬したと云ふことか出来るのてありま して燃焼力を保持 焼燬するに たる鉋屑等の . 至ら \mathcal{O} てな たる鉋屑等を離 か 八力に依 な 継続する程度に達す 此点に付ては法 カコ 11 と云ふことになれ つた即ち放火 りて床板柱 れて独立して燃焼する程度 を失ふ程度に至るを要せな 律の 未遂と云ふことに 土 説示て説 台木 'n は焼 は焼燬 か焼けた 火燬した したと云ふ 明 しま とは云 0 L て鉋屑 な て若 る 定に達 へま じ此 11 \mathcal{O} 等 7 \mathcal{O} 7

て調 号焼板等に依 へ之と前掲被告人、 \mathcal{O} 之と前掲被告人、YNキク、証拠としては各検証調書殊に ŋ 判断 せら られたいのてありますか右検証別キク、HT嘉男、IU豐榮、IU豐榮、 右検 O Ü 調書中 T 推 五の部 最 も重なる の各証言と押)各証言と押収の記分を第三回と対E 所 を申 せ は証照

は の下及横 \mathcal{O} 柱に + 至る間 間 は 及東方 厚さ約 七十五 化す中央の柱の土台木より上根太掛 下 面 面 化 下 土台木に 分乃至二分 面及北面 近付 は 0 な炭化 、に従ひ 厚さに 炭火す し其 炭化 の所迄正面及壁より外 の深さ約三分に の度浅し根太掛 及ふ は 中

豊富 なる経 \mathcal{O} 各証 E により れ 事実の を信用 真 相を誤 何 れ を信 らない 用 せ 様に な いと云ふ 判 断せ ことは諸 はなりませぬ 君の任意てあ ります 諸

と思は らる とか二二か五とは出ませぬ せぬ二二か三又は二二か なき判 陪審員の \mathcal{O} て へきてあります斯の は検事の れ 結局 を為され に着か むつか た次第で 熱心なる意見を聴き成程と思は たい れると其 しい のてあ あ 五と云ふ機 なあ 如き事は或 ります、 か法律の理論其 と思は 0 責任 ります は 何卒理窟と所謂屁理窟とを見 の重大なる事を思ふ な議論説 たてあ 諸君より 0 明も 他社会の事柄の りませう数学では二二か四であ が私共に注 れ 弁護 出 来る 人の 意せらるへきことかも \mathcal{O} て堅くなら てあ 熱心且上手な弁論を聴き御尤 ります其処を常 明 分け に付 ħ 屁 は ては然様てはあ 理 す ź 窟 12 V つてニニ かと思 識 惑 知 れませ で判 はさ J 断 ŋ か 82 せ ま

 \mathcal{O} 被告 之を以て終 は 昭和三年九 りましたから茲に諸君に 月四 日 其の妻子の現に住居に使用せる大阪市西□□区 対し問を提出します。

町 丁目 🗆 □□番地上 の家屋に放 火 し因て同家屋を焼燬したるも \mathcal{O} な ŋ

と云ふのてありまして

と云 Š は \mathcal{O} は 前同 日 同家屋に放火したるも之を焼燬するに至らさり しもの なりや。

陪審長か 議事を整埋するのてあります。

等を洩 ら は最後に意見を述ふ 審員諸君は問に は腹蔵なく各自意見を述へて評 すときは刑罰 へきてあ に処せらるゝ 付き少くとも然り又は ります評 0 てあ 議 議 は絶対 せら りますから決し 絶対秘密でありまして評議がらすと云ふ意見を述へね れた V \mathcal{O} てあ て外部に ります。 洩 n 吸の顛末や各自のなけなりませぬな る筈 には な 11 \mathcal{O} てすか見 陪 審長

か意見 5 ときは 七名又それ よと求めら 付 結果陪-常中更に カ 然ら 一致 己の意見を述ふ 以上であ れます せない場合にはとうかと云ふと主間補 審員全員の意見 裁 と云ふ 判長 ħ の説示を必要と考へら な喜ん 答申 は然 ることは出来ない を為す て説 りと云ふ答申を為さる か一致したなら へきてあ 別を致っ す のてあ \mathcal{O} れ ŋ っます故 なました は其 てあ ります ります \mathcal{O} 通り なら に然りと云ふ意見と然ら 問 へく然りと云ふ意見 に付 \mathcal{O} は から予め御了承 カコ ては然 答申をすれ 裁判長は証 公判廷て之 ŋ を云 は 拠 々 を願 5 ょ のの か過半数に達せな 意見 点を説 11 真否及罪責 す \mathcal{O} \mathcal{O} ります而 を云ふ てあ か過半数即 明 ります て 呉 意見 L 0 7 有

とか 同 数即ち六名宛てあ れは然らすと云ふ答申を為すへきてあります。

あ 答申は問む ります。 書 に 記載 ĺ 7 陪 審長 か署名 捺 印 Ĺ 公判廷に 於 て 裁 判長 に 提 出 せらる \sim きも \mathcal{O} 7

も敬服 答申を為され吾 か き責任の せしめられんことを希望して止まない 重大なことを御考になつて公平 々 諸 をして諸君の 著の 心得を申しました際 御熱心 に敬 誠 服 次第 実 に述 せしめられ \mathcal{O} へた如 てあります。 心 を以 たと同い く諸 7 評議 君の責任は せられ事件の真相に合する く答申 重大てあ \mathcal{O} 正 当なることに いります

⑫殺人及殺人 未遂被告事件昭和四年四 月二十六日 判

公訴 事実の梗概

二年七月 に居 に 6 之に同意せさ 社社宅に n 被告 せし 子 人 直 \mathcal{O} 以 尽 同棲 匕首 接 を連戻されたるを以て被告人は其の 頃よ (は亡妻安(昭和二年十二月四日死亡)との G Ĭ て被告・ 力 中同年 を取 助 方 りし為め昭和三年七月初旬濱子と共に G り大阪府□□郡□□町大字□□ を依 方に赴きたる処種次郎は被告 勘助三女濱子(当十九年)と私通 八の問に は種 頼 L 八月二十二日頃IG勘助 割 したる結果同月二十六 次郎 答 腹 することを装ひたるも へす をして濱子との して種次郎 と私 日夜直 及濱子 結婚 人を戸外に待たせ置 Κ 跡を追ひて□□町に 語 し其 W 其 成 D 間 L の姉婿 \mathcal{O} <u>\frac{1}{1}</u> 同 \mathcal{O} 紡 に二男二女を挙け 接濱子の真意を訊 所在を晦まし 績株 に 人を通 後 効果無きを知るや日 尽 之と結婚 式会社 力 Ι せし Ι して被告 種 言さて先 赴き I 次郎 せむ 和 H むる手段とし 歌 K 分工 め に لح 人 Щ んと絶縁 る為 つ動 其 市 るも したるも Ι への所在 場社 種次 K 頃 8 種 助 Y 0 なる処昭 方に立 種次 て両 郎 紡績 次 宅 に を探 たき旨答 と 郎 濱 郎 株 助 カュ 肌 1 等かる時和 と共 子と 式会 を脱 入 知せ ŋ

殺害の目的を遂け 念を懐ける同 治療約三週間逃走したる種 に居住せる兄 留吉方前附近道路 たるを見て割腹 (当四十九年)か たる濱子を匕首 顔面其の を匕首 助及濱子の 他に 12 T Z て 7 をも殺害 つさり 突き該 紋次 間 したるも孤児となる も殺害して死出の路声 崎に於て濱子の姉 I C を離 せ 郎に後事を託 て 8創傷に ŧ 突刺し既に て即 間 せん する 次 \mathcal{O} が郎に対 死せ な か如 因る大出 とするや同人を種次 直 せ 絶命 ち き態度を執るに 連に Ğ ١ む 更に濱子を追跡し て へき其の子 せるもの <u>́</u>ш. は か為腹部の 治療二箇月を要する創 せむと決意し行過きたるト 彐 の為同人をも即死せし ノ(当二十四年)に出 女の事を想起 と誤信して再 郎な 傷口を押 0 不満を感 て濱 りと誤り て其の 子及種 した \sim 2 信 び ン紋次 んる被告 勘助 傷を. 家 めたるも濱子に対 会ひたるより予 同 分 Μ 加 Ï \exists 方 (郎方に 一場社宅ほ に引 を 斬 ノ へたるも 0 _ 左上 テ 方 返 け 赴き途 前 て不快 膊部 1 は 井 \mathcal{O} 子 十二号 次 戸 ては 及左 中 \mathcal{O} 肩 ØΤ 倒 に は

一、説示案

題となつた事実上の \mathcal{O} 陪審員諸君、 御 対 解に相成つた事と存 議に相 答申せらるゝ職責を負は |成る 岩は 関係之に対する証 へき問を提出することに致 只 と存しますか諸Rの会迄長時聞に れ 岩は 三り此 拠の て居ります)要領法: 更に進ん 事件 します。 律 カン 0 上の ら諸 て此 取調を御聴に 事件に付 君の 論 点に付 御評 御 説 なつて既に此 議に先ち此事件に於 明致 評 議 しまし に 相 成 事件 て ŋ 私 然る のの で問 後 発 要点 す

事件 0 に於て被告 大阪 府 郡□□ か検事より訴 町 大字 へられ K W て居る事実は要するに被告人 D 紡 績 会社 H K 分工 場社宅 لح は昭和三年 1 五 号 I G 八 月二 勘

を負は 誤 子 殺す 信 0 た 隣家M るに之を制 心て濱子 て被告 て其 せ たか \mathcal{O} S 林 何 と私 \mathcal{O} を立去り共 一方前 れ 姉 ŧ 通 殺すことか出来なか -ヨノを 井戸 関係 としたる へて殺す心 \mathcal{O} あ 匕首 後同 ŋ 濱子 所 n て て突きて Ι 0 Τ たる濱子を匕首 G 母は N 留 音 濱子及濱 つたと言ふ 7 即死 吉方前 せ Ū て \mathcal{O} のてあ め濱子の 種次 近 にて突き刺 の街 せ 郎 ŋ 路て濱子の たと誤信し が 姉婿 I **ます。** \otimes 種次 次 もう濱子は 郎を殺す心 て濱子を追跡 Ι 種 7 次 ち濱子 Ĝ 郎 及 死 て 濱 彐 たも \mathcal{O} Ι 子 G T 勘助 を濱 斬付 \mathcal{O} は لح

より た は G る為濱子に対 て濱子を更に な 濱子 \mathcal{O} 之に 殺意はな 被 つた 告人 を匕首 あ 2 対 た又濱子の母はやを濱子 する被告人 人 カ か被告人 G 突き刺 して創 て斬 か った 0 彐 付 てあ 、 の 兄 T な は 又濱子は逃けた け 0 し濱子は未た死 負は 陳述 ŋ 5 たることは ります しことは其 せたか殺 匕首を持ち $\overline{\mathcal{O}}$ 紋次郎方 要領 相違な \mathcal{O} は ですことか 0 か 姉 右 突き除 て居ら 被告 婿 たる手にて其 へ赴く途 日 [時場所 Ι V Ι は逃 種次郎 出 種次 けた当時 ぬにもう死 来な に於て殺す心て被告人と私 中 ける濱子の 郎 「逃けるな」と言ひ被 か を匕首て突いたことは 人を突き除 と誤信して匕首て突 は つたことも相 知ら λ たと誤信 な 跡を追ふて勘 か け た事実は 0 た殺す 違な して其 Vì 告人 11 助方 相違 心 あ 次 の場を立去 たことも 诵 の着物 は る に 関 附近 カ 毫 Ι な 其 G t いあ な \mathcal{O} \mathcal{O} 勘 T 相 カン n 袖を 助方 違な ŋ 匕 殺意 人 カン た 音 つか

を 事件 \mathcal{O} ŋ たかとう 上 $\overline{\mathcal{O}}$ 争となれる点は種次郎を突いたとき殺意かあつたかとうか か \vdash 日 ノ を突き除けた時殺意かあ つたかとう かと言ふことに 殺意

直に当 と間違 たか 0 て倒 す É を絶ち度 て来た 逃出 時 て被 れ \sim \mathcal{O} 匕首か腹に らもう濱子は たの と感 て之を振払ふ為にはやを此 つた したから被 へ居りし此 夜被告人 て被告人 0 Ī S と言ふ 直 \mathcal{O} 様子を見る て被告人 たのて茲に被告 首 る の関係事実として は 趣旨 子 は な」と言ふて被告 告人は濱子を追つか 匕首て濱子に斬 のことを思 八は之を振 た為たと思ひ済まぬ たと思ひ被告 濱子を追つか の真 1の答を為 其の内に濱子 つた手て其 0 と夫婦 人は濱子を殺 び 出 助方 り払ふ為に 匕首を突い をは け濱子の 又其の りか 0 へ引返すと濱子 人自身も死ぬ 供述する所に 一目 つきり 濱子 \mathcal{O} へを突き除 の着物 け 7 会ひ 婿 此匕首 心被告 時 ことをしたと思 つた処濱子 様としたるに被告人 右肩 た処其の間に濱子は外に出 父勘 てあ Ι \mathcal{O} 種次郎 0 度 Ι 積りて こて種次 袖を引張 くなな 人も け 種 の辺を後方か へな 助方 の母 た 次 つて被告 の姉婿 とう 郎 自 \mathcal{O} V は \mathcal{O} は 自分 を匕首 郎に 殺 行 あ つた \mathcal{O} やか 0 \hat{O} 斬 \mathcal{O} 7 カ 婿 0 て突い 腹を此 ら一度突 へを掴み ?倒れ 付け 彼 \mathcal{O} 0 \mathcal{O} 其 T の世 てあ 0 Ι て居た 種次郎 は た \mathcal{O} んと濱子 0 し母 て添 ~ S たことを思ひ のてあるか Τ で勘助方 匕首 匕首 を通 ŧ 11 カン た処濱子 \mathcal{O} は か て突か やを種 被告人 て自 と決 との 7 0 \mathcal{O} がを出 方 分 間 心 うと 出かれた。出た、にも へ赴 カン 出 カン L を \mathcal{O} T 倒 7 Ι 引人中人力

あ 的 \mathcal{O} あ て るか 他 としたる以外の つて被害者か を殴るとか突き飛は したときは てあ \mathcal{O} を殺す意思を以て他 生命を奪ふ す、仮に斯る希望かなか るの 加害者は殺 所為を為したる者は相手を間違 生命を奪ふ所為 \mathcal{O} も傷害の てあ てあ ŋ りまし と異る 加害者は傷害罪として処罰 所為をした場合にも亦殺意あ 人に発生し 場合は傷害罪傷害に したときは傷害致死罪 7 罪 因となつて被害者か て 害を加 がの制 をなす すとか又は突き除けると言ふ様に て以 され 人 を殺す意思 を殺す意思を 八の生命 裁を受けるの ても即ち甲を殺す目的て乙を甲と間違へて乙を殺 へる者 を加ふる つたとし 場合は勿論殺意即 \mathcal{O} を絶 た場合て へたにし ても或は 自 つ所為を為した以上は其結果か り 心を以 てあります、 分 ŋ として処罰され の行 す 亡したときは せら \mathcal{O} りと言ふことに ても同 為に依 9 て人に暴行 ħ 死 *其の傷 んぬかも へを殺す心! ても したときは傷 むる所 り害を受くる者 害に因 るの 知れ < 他人に暴行を加へて他人のしなから人を殺す意思なく かあ 人を殺す心 になるの 加 T め \mathcal{O} りと言 か何 . 及 ん あります ŋ と加害者か考へなか つたと言ふ 即ち其 因て其 \mathcal{O} 心 T 害を加 ありま Š 支は て人を殺 カュ 0 0 ことになる 傷害 殺す め ふる者 [る死 て \mathcal{O} しても荷も \mathcal{O} を希 \mathcal{O} カン した 場合 つたと 原 -を傷 身体 して 因と \mathcal{O} カン Oも言 L 5 目 7 7 其 で

告人 勝手に は行 をよく 及 ト あ には被告人 対 日 る 0 日 之以 供述、 め 如き判断をしてはなら 之を無視 考へて決せねはならぬ \mathcal{O} ることも のてあ に 材料にして 外に諸君 各証 と見ることも出 て て検事主張 ります して理由 は ては各傷害致死 を犯 来ませう、 0 0 ならぬ 必す証 見聞 証言及私か此公廷て証 た原 なき判断をし の如き事実な 又被告人主張 のてあ のてあ 諸君 Ź 拠 因 たる資料 来ませう又弁 いのてあ 動機 種次 に依らね は ります。 ります併 其の 郎 濱子及種次郎に は証 犯罪行 ります而 てはならぬ りと 何 は 対 **巡拠とは** 護人主張 ならぬ n せは被告 拠と 2為当時 ては傷 し之を決するには き事実なり かを判断するもの L のてあ て其証 のてあ なら て解示 害罪 \mathcal{O} 対 0 人は濱子の Ż 模様其行為自体、 拠と言ふ ります \mathcal{O} ては各殺人未遂 き事実なりとせは لح ります故に立派 てあ したる各証 又何等証 りますか 只漠然と勝手に てあります 八未遂罪 は当公廷に は 拠 て \mathcal{O} な証 其 は 被告 左様 4 カュ 0 カコ \mathcal{O} を言ふ 行 現は な 拠 之 未遂罪 か カコ 決 為 を負 判断 は れ あ 8 0 Ś 結 た る は に は之 る被 のに 訳に 果等 をな 証 È P \mathcal{O} 日 拠

カコ 申 亘 あ り 其処 け つてはな た様に て私は 5 此 取 之より諸 証 聴きに てあ 君に此 ります \mathcal{O} な 事件 判 断 つて既に其 0 カコ \mathcal{O} 材料になるのてありま 証 5 一層注 拠 \mathcal{O} \mathcal{O} 要領を説 要領は 意 て御 御了 示致す訳であ 聴取 解 にな を希望するの して若し聴き違ひ思ひ違ひ つた事とは ります カコ て 存します 諸君 あ ŋ は長時 ま カゝ なと 只今 間 に

証 次 郎 は 当公廷 に 於 7

ります かこうなつたら皆殺し て遣ると言ふて匕首て 斬り か \angle つて来たと言ふ証

証 濱子は当公廷に於 て

さ て あ ŧ か 皆殺す俺は生て居 被告人と和 ります。 歌 Ш 市 に居た時被告人は濱子にお前 と言ふ カコ 行 つたらお前 たと言ふ 趣旨 も姉 0 3 証言を Ŕ お

前回の公判調書に

公判準備調書にも同趣旨 殺意を以 たと思違ひをしたの 子及種次 て斬り付 郎を殺意を以 け 7 因 7 両 \mathcal{O} は 人 て 八共殺せな 被告 やか 匕首 人 即 て斬 0 死 供 したと言ふ 付 カゝ 述記載 2 け た又濱子の母 両 人 (C カコ 供 創 あ 述 は負は る \mathcal{O} を した旨 は て はせたか やを種次郎 あ り ま 0 種次郎 記載 と間違 か は逃け あ る \sim \mathcal{O} て此 濱子 てあ 匕首 は り ます 死 てん

被告 人に 対する予審第四 口 訊 問 問調書中

私と濱子とを添 Ι か 私と濱子とを添は たとの旨 0 は じせぬ 記 載 様に カュ あ L めります。 して呉れなけ して居たの てれ 恨は みI カ I ありを殺 して自 ŧ ず、 分も Ι Ι 死ぬ と濱 子を殺さ 積 n てあ す 積 2 た ŋ 7 Ι Ł I 首は

又私 匕首 7 ては か カコ て突きそれ 濱子を匕首 を殺 Ι G より は て突くとき組 P 濱 か 倒 0 子 を追 n 前 て自 て居たの 5 付 1分も死ぬ かい けた て吃驚 ともの eて突き濱子はTOかあるので私! 積 りて家の内 L て腹を 切る 死 は ん I \sim 気に 引返 たと思 Ι な した処先きに カュ 私 つたとの旨の いに ま組 した、 付 突い たも 記載 深子を突 \mathcal{O} と思 カュ

する 剖 警察官 成 訊 問

 \mathcal{O} を 立 機と思ひ 0 て私等 殺 関係を断 てしまふと言ふ 5 へく邪 考 魔は て切が つつた りし て居た のて濱子を殺

又濱 子 る位なら濱子を殺し 事か あ て死なん ŋ)ませぬ と思ひ \mathcal{O} て私も今は最後と思ひ短刀 直に濱子を切つたと \mathcal{O} んにて切腹 旨の記載か しようとし あります。

被告 に対する予審第 口 訊 間

子 は 殺 てあの世て 一緒 になる気て突い たと $\overline{\mathcal{O}}$ 旨の 記 載 か ŋ ´ます。

Ι G 秀次は当公廷に於て

被告 被告 被告 に 対する司法警察官作成訊 か母はやを匕首て突 は逃ける濱子を追はん 11 いたと言ふ趣旨の訳んとするとき母はぬ 問調書中 やか 証 宣をし 被告 したのてあります。 百人の左手を両手て9 握 0 たか 其 0

り付 日 は常から母親に私 たと言ふ趣旨 この記載か \mathcal{O} 不利 あ なる告日を ります。 は カン り して居た 0 て出会頭に之幸と殺す考て

被告 人に 対する予審第 口 訊 問 問調書中

 \exists したと言ふ趣旨の か遣つて来たのて自 記載 分の カ あ 死ぬ道連 ります。 れ に之を殺して遣れと言ふ気にな 0 て 同 人

証 人 T Ν 留吉 当公廷に於て

被告 け た様な所を同 かト \exists 人 \mathcal{O} 着物 と出 会ひ先 人の肩 λ たの 0 つ無言てト の辺を突いた も見な カュ \mathcal{O} 0 ノ を見たト たと言ふ趣旨の \mathcal{O} 腕 0 ルトヨノ 1 か逃け 打 証 した様に思ふ 言を るなと言ふ したの てあ た \mathcal{O} 1 を聞か ŋ \exists ます。 カゝ ぬト 半 左

尚 一号の \mathcal{O} 匕首 か現存 す る \mathcal{O} てあ り 、ます。

即死 及種 1 次 日 上 たも \mathcal{O} のと を諸君 認むることか出来ませう。 ては殺すことか やを何れも殺意を以て即ち殺す心て此か信用さるゝならは被告人はIG濱子 出来なか つたか濱子の 濱子濱子 母 は 比と首に P 及濱子 0 . て 斬 姉 婚 n \mathcal{O} 姉 付 け 種 \vdash 次 彐 又 は 郎、 ノ 突き濱子の \mathcal{O} 両 名

被告 は当公廷に於 7

兄紋次 て は 0 人 兄 の許 郎方 を突き除け へ赴く途 たと言ふ と思 中逃けるなと言ふて被告 Ū 趣旨 \vdash \exists の主張を致す 1 とは 知ら うす殺す考 人の 0 てあ 着物 ŋ \sim íます。 もなく只此 0 袖を引張 つた \mathcal{O} 匕首を持てる手 人 カン あ n \sim に b てれ

被告 人 に 対する予審第四 回訊 問 問調書中

に覚 詫に の方へ向 の家の方 腹迄切 えて居る旨の記載 6 て行く て居るの りました、トヨノと言ふことは خ I カコ に止めたてして兄の あ G めます。 トヨノ カ 道て逃けなと言ふて私の着物を掴 所 へ遣つて呉れ 白 V 、工場着 ぬと言 て判 1ふ腹立 り突い 4 たことは 引 張 0 た 1 \mathcal{O} を突お 0

日 て即 の此 に対 の主張 死 したと言ふことに認めることか出来ませ ては殺意は を諸君 なかつたか か信用さるゝ 匕首を持てる手てト ならは之と被告 う。 人 \mathcal{O} 日 他 ノを突き除 0 争はさる事実とを綜 け た処 $\overline{\mathsf{L}}$ 日 は 合 傷

被告 対 する予審第 口 間 調書中

カコ した か夢中てあ 来た 0 たとの 0 て夢中て 記載 I カ あ Ι ŋ をも突き濱子の ます 母親か来たの てそれ ŧ 0

しては傷害罪 とも見ることか出来ませう。 人の供述を信用す ħ は は P 日 に対 ては傷害致死罪種 次

ことは勿論てあ て居る事実及解示 説明したる証 ります。 したる其他の 拠の外に当公廷に於て取調へたる鑑定書、 証拠は其何 れに決するにも十分御考量に 診断 書、 検証調書に表 相成らね は なら は ぬれ

て斬付 此匕首て斬付けたものてあるかとうかの諸点てあ あるかとうか或ははや、 は誤信することなくはやを認識して殺意を以て此匕首て突き因てはやは即死したるものて ものてあるかとうか濱子の母はやをI 主要の事実は被告人はIG濱子、 訴事実を争ふ点の証 陪審員諸君、 ヨノを各傷害死に致したもの け又は突き因てトヨノは即死 諸君 拠関係 は 私の トヨノに対しては各殺意は がは御了 Ŀ 説 解に 明 てあるかとうか濱子、 Ι 濱子 種次郎 I種次郎と間違 なつたことゝ存 た る所 種次郎に により此 ります。 G なか 対 事件 します \exists へて即ちはやを種次郎 しては其の つたか此 種次郎 に対し何れ \mathcal{O} 仍て諸君 公訴 事実を維 に対 匕首て突き又は斬付 殺害の目的を遂けさりし 0 も殺意を以 ても殺意なく する と誤信して又 に て此 なる 七首 け は 公

G の兇行即ち斬つたり突いたりした 濱子、 の諸点に付き諸君か之を評議判断さるゝには 濱子の母はや、 濱子の姉 \mathcal{O} トヨノ等の関係は如何てあ に使用したものてあるかとうか被告人とI 押収 0 第一号の いったか 此の匕首 は 果 Ĺ Ι 種 て此 次郎 事

は \exists ノ等を殺さね はなら Ż 事情 カュ あ つたかとうか、 証 人 Ι 種

ます。 考量し やに斬付けたときには殺意かあつたことになりはせぬか其の 問 うてあつたか被告人の当公廷に於ける供述は全部信用し得へきか 証 言、 し殺意かあ .調書の記載等を信用し其の言ふか如く事実を認む可きかとうか、被告人か Ν 被告人 て当公廷に現は つたとす の予審第一回第四 G 勇 れは れ IG濱子等の当公廷に たる証拠の Ι GはやをI 回訊問調書の みに依 I種次郎 り冷静に公正に之か判断をせられ度 各記 於ける各証言、 載、 たと思違ひして斬付け 被告人に対する司法警察官作成 時の 人 とうか 被告 G濱子の予審に於 \mathcal{O} と言ふことを十分 たのてある 心持は果し Vì Ι 種 \mathcal{O} か らは てと 郎に 0 n

仍て法律に従 Ü 主問と補問とを提出し諸君の御評 議を求むることに致します。

第一(一)主問

被告人は昭和三年八月二十六日夜大阪府□□ てIG濱子に斬付 け 且同人を突き刺し傷を負は 郡□□ しめたるも殺害するに至らさり 町大字□□に於て殺意を以 Ĺ て匕首 \mathcal{O} な

(二)補問

被告人は前記 し傷害したるも 日時場所に於て殺意な $\tilde{\mathcal{O}}$ なりや。 か n 匕首に て G 濱子に斬付 け 且同 人を突き刺

第二(一)主問

被告人は前記日時場所に於て殺意を以て匕首にて も殺害するに至らさり Ĺ のなり Ι 種次郎 に斬 闩 け 傷 のを負は 8 たる

(1一)補問

被告人は前 なりや。 日時場所に於て殺意なかりしも匕首に て I I 種次郎に斬付け傷害したるも

第三(一)主問

を殺害したるもの 被告人は前記 日 時 場所に於 なりや。 て殺意を以 て匕首に て G は Þ \mathcal{O} 右 肩 胛 下 付 け 同 人

(一)補間

被告人は前記 下部等に傷害し 日 死に致したるもの 時 場所に於て殺意はなかり な りや。 も匕首 に て I G はやに斬付 け 同 人 0 右 肩

界四(一)主問

き同人を殺害したるものなりや。被告人は前記日時場所に於て殺意を以て匕首にてⅠ G 1 日 \mathcal{O} 左上 一膊部 及左背胸 部 を突

(1一)補問

け因て同人の左上膊部及左背胸部を傷害し死に致したるものなりや。 被告人は前記日時揚所に於て殺意なかりしも匕首を持ちたる手に て I G 1 日 ノを突き除

ます若し第一(一)の主問の事実なしと認めるならは其の主問に対し「然らす」と答へ次に ね の評議は終つてよいのてあります即ち第一の(二)の補問に付評議に入らぬてよい つて若し被告人に其の主問の如き事実ありと認むるならは其の主問に対し .はならぬのてあります其の主問に対し「然り」と答ふることになつたならは第一に付 以上主問補問に対する答申方法を述へますか諸君は先つ第一(一)の主問に付 $\stackrel{\frown}{=}$ 0) 0 事実か あるかな 11 かに付き御評 議になり其の 補問 の事実ありと認めるな 「然り」と答 御 のてあり 議 に 7 \sim

 \mathcal{O} めります 5 補問 てあ 0 ります而 事実なしと言ふことに認 て第一の評議はそれて終つてよい り」と答ふることになら めるならは其の補問 のてあ <u>ー</u>の に対 ります。 L 「然らす」 は つてよ

つてよ 主問 へ第二の評議 めるならは其の へ次に第二(二) てあります若し第二(一)の主問の事実なしと認めるならは其の主問に対 と答ふることになれは第二に付ての評議を終り第二(二)の補問に付評議に入らぬてよいの <u>ー</u>の 如 のてあ き事実ありと認めるならは其の主問に対し を終つてよい の補 ります其の補問の事実なしと認めるならは 補問に対し つたならは 0 事実か \mathcal{O} 「然り」と答へ「然り」と答ふることにならは第二の評議は終 次に第二の(一) てあります。 有るか無いかに付き御評議になり其の補間の事実ありと認 の主問に付御評議に 「然り」と答へ其の主問に対し「然り」 其の補問 相成り若し被告人に其 に 対 L 「然らす」と答 然らす」と答 \mathcal{O}

主問 はやなることを認識して即ちはやてあることを知 ります此の第三(一)の主問を評議さるゝに当り諸君に御注意を願ひ度い と答ふることになれは第三に付ての評議を終り第三の(二)の補問 種次郎 \mathcal{O} 人を殺害したものと認めたときも又被告人かIG き事実ありと認めるならは其の主問に対し 終つたならは次に第三の(一) の事実な へて殺意を以て匕首にて同人に 0) 主問に対し しと認めるならは其の主問 「然り」と答へねは \mathcal{O} 主問 つて居つて殺意を以 斬付 に付 「然り」と答へ其の主問に対 対 ならぬ け 同 はやをI 御 「然ら 議に 人を殺害したものたと認めた のてあります、 に付評 す 相成 Ι 種次 と答 ŋ て匕首にて同 郊と誤信し即はや \mathcal{O} 議を要せぬ は被告人 へ次に第三(二) して若し 八か I G)「然り」 人に斬 のてあ に其 \mathcal{O}

しと認めたときに其補問 た 人か く第三(二) \mathcal{O} 違へて匕首 実か のと認 \mathcal{O} 一同人に たときも又被告 なることを認識 問に に 斬付 カン 対 議さるる . 対 付御評議にな け同人の背胸 「然らす」と答へねは L 人か I G り」と答 て匕首 つても第三(一) はやをI て同人 へね 部等を傷害 つて其 す」と答 は なら に斬 な め 間 5 死に致 \mathcal{O} 0 てあ め のてあります。 ります其の何 誤 したるもの \mathcal{O} 胸 即 部 ·つ がはやを てよ と認 を傷 n け 0 11 らは た ŧ 80 Ι \mathcal{O} た 7 \mathcal{O} と 事実 種 死 同 あ 其 \mathcal{O} 次に様 り

をト たときも ります此第四 と答ふることになれ 第三の 問 \exists \exists な 然り」と答 0 如き事実あり かあるかな 事実なしと認めるならは其の主問に対し「然らす」と答 同 たることは認識せさるも人たることを認識して匕首にて てあると認 うく第四 其補 0 カン 終 (一)の主問を評議さるるに当り御注 へ「然り」と答ふることになれ つたならは次に第四の(一) カコ \mathcal{O} と認めるならは其の主問に対し は第四に付ての評議を終り第四 に付御 対 (一)の主問に対 て殺意を以て匕首にて同 「然ら 議にな うす」 と答 つて其の補 Ĺ 「然り」と答へてよい \sim の主問 匹 ば 問 人を突き殺 \mathcal{O} 第四 に付 評 0 「然り」と答 意を願ひたい の(二)の補問 事実あ 一の評議 を終 !き御 りと認めるなら 評 したと認めたときも又被告人 0 て のてあります若 を終 配付評 へ次に第四 同人を突き殺 \mathcal{O} へ其の主問に対 になり若し被告人 は被告人か ŋ 其 \mathcal{O} てあ 補問 議を要せぬ 0 り 0 は ます第 したと認 し第四の(一 Ι 実な $\widehat{\mathcal{O}}$ G の補問 に のてあ 1 ・ヨノ 問に 其 8 りの

意なくしてト 匕首 「然り にて同 」と答へてよい を評議するに 又被告人か \exists 人を突き ノをト 因て傷害死に致したものと認 \exists と当つて 殺意なくし 0) てあ てあ ります。 ると認識 も第四(一) てトヨノ \mathcal{O} て 七首 たることは認識せさるも人たることを認 主問の評議に付き御注意し て同人を突き因 めたときも同 て傷害死に致 しく第四(二) た如く被告人 \mathcal{O} ĺ たも 補問 識 \mathcal{O} カン に لح

 \mathcal{O} てはなく又其の理由 して答は総て がり」又は Rを付け てはならぬ 「然らす」 のてあ と答ふ ります。 るのみてあ りま て 他 0 ことを言 ふ \sim き

は私よ に入ること ŋ 書に付 り命 議室に退か は したる場合に限 出 7 来ませ 0 私 慎重に評 \mathcal{O} W 其 朔 の評 り評議室に カュ 議せら 判りに 議 の終る迄 れ 入つて戴くことになりまして私か 公正に答申されむことを望みます、 なつたならは一 私よ り命する別室に控 番より十二番迄の正 一へて貰 J 命する迄は評 補充 陪審員 度 11 **光陪審員** \mathcal{O} (諸君 て あ 議 諸 は 1) ŧ 室 J 君

ときは る方は 陪審員諸君 . 懸念なく十 答申をすることになります其の すことは 其 ŋ は最 事整 ます故に若し然りと言ふ意見と然ら 0 通 法 後 理 カ 1) 津の に $\overline{\mathcal{O}}$ 評 答申する 其 への意見 に当らね 議 せらるるに かる所 を煩し度 ることに を表示 てあ は なら な は随意の選任方法 11 ŋ \mathcal{O} せ り まし 答申 ます てあ ね め はなら のてあ カコ カン ŋ て外部に漏 ´ます、 其 出 3ります、 \hat{o} すと言ふ意見と同数 意見 上 \mathcal{O} \overline{h} て て あ 先 は問書に之を認め カン 議 れる筈はな 一致 陪審員諸 の結果陪審員諸君 ります評 つ陪審長を互選し陪審長に がせな 議 11 君 場合に \mathcal{O} は てあ \mathcal{O} てあ 顛末 問に 陪審長之に署名 る場合に は過半 \mathcal{O} ŋ 各自 付各 意見 ます 0 自 意見 は 数 カコ カン \mathcal{O} 然ら 5 意見 7 選 決 は は したのの を述 す する 他に れ

され

五. 刑 事判決

大阪 公判 見出すことが出来ないという。 地方: である30事件の予審終結決定書・ 阪 地方裁判 検察庁 所における陪審公判 記録担当官にお いて大阪地方裁判所と連絡を取り探索 の刑事判決書は、焼失・廃棄したという記録はなく、 判決書・上告審判決書謄本を除 んたが 11 て、 現 在 最後 いところ 0

司法治革誌」三〇三頁)、七月一〇日「大阪地方裁判所管内堺区裁判所庁舎戦災により焼失」(「続司法 部分焼失」(「続司法沿革誌」ニハセ頁)、同年三月一四日「大阪区裁判所市岡出張所庁舎官舎、天王 としては、 沿革誌」三〇三頁) 法沿革誌」三〇二頁)、 阪控訴院検事長官舎及び同書記長、大阪区裁判所検事局監督書記官舎戦災により全焼」(「続司 寺出張所庁舎官舎、 大阪は、 第二次世界大戦末期に米軍機の大空襲を何度も受けている。 昭和二〇 (1元四五) 年三月一三日「大阪区裁判所中之島出張所庁舎戦災により大 と記録されている。 六月一五日「大阪区裁判所玉川出張所、 今宮出張所官舎戦災により全焼」(「続司法沿革誌」ニハ七頁)、 上町出張所庁舎戦災により全焼 裁判所関係 同年六月一日「大 0

ことを期待したい。 登記簿等の 島地方裁判所のように、 ているところもある。 決書も、まだ大阪地方検察庁の保管庫のどこかに眠っている可能性は否定できない。 地方裁判所本庁および同検事局は戦災を免れたようである。民事判決書、 第一審公判始末簿などは大部分、 大部分は焼失を免れ」(「続司法沿革誌」三〇九頁)て、 大阪における陪審裁判に 原爆に被災しながら、記録帳簿類は疎 現在も大阪地方裁判所に保存されている。 つい ての 判決書も更なる調査で発見さ 民事判決書や刑事判決書が が開され 7 11 たので 、「記録、 現存 広 る 事

(注1)裁判所に保存されていた民事判決書原本は、 書館に移管されており、その後のものも順次、国立公文書館に移管される予定であるという。 国立公文書館に移管される予定となっている。 刑事判決書原本は、検察庁に保存されているが、 戦前のものもは、 現在は筑波の国立公文書館の移管され、 明治一五年までのものは、 それに続くものも順次、 国立公文

- 64 -

(注 2) は百年であって 保存期間を経過した刑事判決書は、 (昭和4年4月26日判決)および②事件(昭和5年3月5日判決)は、 (「刑事確定訴訟記録法」別表)、 各地方検察庁において、多くは特別保存されている状態にある。また、大阪における陪審裁 当然のことながら確定記録として、 いずれも無期懲役の判決であるから、 現在も保存されていなければならない その保存期間

【予審終結決定書】大阪地方裁判所昭和一 七年二月二八日決定

予審終結決定

本籍 大阪市浪 速区 町千口百口 番地

住居 同所

製
浩
業

Y K 義 造

明治二
十三年

日生

右ノ者ニ対スル放火被告事件ニ付予審ヲ遂ケ決定スルコト左ノ如シ

土文

本件ヲ大阪地方裁判所ノ公判ニ付ス

Į.

付NH簡易火災保険株式会社トノ間ニ締結シ居タル動産火災保険金三千円ヲ獲	内ノ自己所有動産ヲ焼燬シ以テ納入不能ノ弁解ト為スト同時ニ予テ被告人カ右	ルヲ想起シ寧ロ同所ニ火ヲ放ツテ右義正方住居ヲ焼燬スルト共ニ自宅ニ延焼	ノ南ニ幅約六尺ノ露地ヲ隔テテ隣接スル同番地上実兄YS義正方ノ北側軒下ニ	ンチノ一部ハ所定期日ニ納入不能トナルコト確実トナリタルヨリ困窮ノ末其ノ料	為仕事遅延シ而モ資金皆無等ノ為職人ノ雇入意ノ如クナラス同月二十五日ニ至	ニ納入スル確約ノ下ニ下請ヲ為シ同月初頃ヨリ之カ製作ニ従事中職人ノ手不足	民学校ニ於テ使用スル学童用ベンチ二百五十四脚ヲ同月二十七日迄ニ組立ヲ	ニ達シタルカ同年三月末頃NN淺吉ヨリ同年四月二十九日ノ天長節ニ同市東区	病者死者続出シタル為生活ニ苦ミテ次第ニ借財ヲ重ネ昭和十六年四月頃ニハ其	共ニ居住シ□□製造業ヲ営ミ居ルモノナルトコロ数年前ヨリ営業不振ナルニ加	『告人ハTⅠ合名会社ヨリ大阪市浪速区□□町千□百□□□番地上ノ家屋ヲ賃借シ	告人ハ左ニ掲クル事実ニ付公判ニ付スルニ足ルヘキ犯罪ノ嫌疑アルモノトス
	NH簡易火災保険株式会社トノ間ニ締結シ居タル動産火災保険金三千円ヲ獲	付NH簡易火災保険株式会社トノ間ニ締結シ居タル動産火災保険金三千円ヲ獲内ノ自己所有動産ヲ焼燬シ以テ納入不能ノ弁解ト為スト同時ニ予テ被告人カ右	付NH簡易火災保険株式会社トノ間ニ締結シ居タル動産火災保険金三千円ヲ内ノ自己所有動産ヲ焼燬シ以テ納入不能ノ弁解ト為スト同時ニ予テ被告人カルヲ想起シ寧ロ同所ニ火ヲ放ツテ右義正方住居ヲ焼燬スルト共ニ自宅ニ延焼	付NH簡易火災保険株式会社トノ間ニ締結シ居タル動産火災保険金三千円ヲ内ノ自己所有動産ヲ焼燬シ以テ納入不能ノ弁解ト為スト同時ニ予テ被告人カルヲ想起シ寧ロ同所ニ火ヲ放ツテ右義正方住居ヲ焼燬スルト共ニ自宅ニ延焼ノ南ニ幅約六尺ノ露地ヲ隔テテ隣接スル同番地上実兄YS義正方ノ北側軒下	付NH簡易火災保険株式会社トノ間ニ締結シ居タル動産火災保険金三千円ヲ内ノ自己所有動産ヲ焼燬シ以テ納入不能ノ弁解ト為スト同時ニ予テ被告人カルヲ想起シ寧ロ同所ニ火ヲ放ツテ右義正方住居ヲ焼燬スルト共ニ自宅ニ延焼ノ南ニ幅約六尺ノ露地ヲ隔テテ隣接スル同番地上実兄YS義正方ノ北側軒下ンチノ一部ハ所定期日ニ納入不能トナルコト確実トナリタルヨリ困窮ノ末其	付NH簡易火災保険株式会社トノ間ニ締結シ居タル動産火災保険金三千円ヲ獲内ノ自己所有動産ヲ焼燬シ以テ納入不能ノ弁解ト為スト同時ニ予テ被告人カ右ルヲ想起シ寧ロ同所ニ火ヲ放ツテ右義正方住居ヲ焼燬スルト共ニ自宅ニ延焼セノ南ニ幅約六尺ノ露地ヲ隔テテ隣接スル同番地上実兄YS義正方ノ北側軒下ニンチノ一部ハ所定期日ニ納入不能トナルコト確実トナリタルヨリ困窮ノ末其ノ為仕事遅延シ而モ資金皆無等ノ為職人ノ雇入意ノ如クナラス同月二十五日ニ至	付NH簡易火災保険株式会社トノ間ニ締結シ居タル動産火災保険金三千円ヲ獲内ノ自己所有動産ヲ焼燬シ以テ納入不能ノ弁解ト為スト同時ニ予テ被告人カ右ルヲ想起シ寧ロ同所ニ火ヲ放ツテ右義正方住居ヲ焼燬スルト共ニ自宅ニ延焼セノ南ニ幅約六尺ノ露地ヲ隔テテ隣接スル同番地上実兄YS義正方ノ北側軒下ニンチノ一部ハ所定期日ニ納入不能トナルコト確実トナリタルヨリ困窮ノ末其ノニ納入スル確約ノ下ニ下請ヲ為シ同月初頃ヨリ之カ製作ニ従事中職人ノ手不足ニ納入スル確約ノ下ニ下請ヲ為シ同月初頃ヨリ之カ製作ニ従事中職人ノ手不足	付NH簡易火災保険株式会社トノ間ニ締結シ居タル動産火災保険金三千円ヲ獲内ノ自己所有動産ヲ焼燬シ以テ納入不能ノ弁解ト為スト同時ニ予テ被告人カ右ルヲ想起シ寧ロ同所ニ火ヲ放ツテ右義正方住居ヲ焼燬スルト共ニ自宅ニ延焼セノ南ニ幅約六尺ノ露地ヲ隔テテ隣接スル同番地上実兄YS義正方ノ北側軒下ニンチノ一部ハ所定期日ニ納入不能トナルコト確実トナリタルヨリ困窮ノ末其ノニ納入スル確約ノ下ニ下請ヲ為シ同月初頃ヨリ之カ製作ニ従事中職人ノ手不足民学校ニ於テ使用スル学童用ベンチニ百五十四脚ヲ同月二十七日迄ニ組立ヲ了	付NH簡易火災保険株式会社トノ間ニ締結シ居タル動産火災保険金三千円ヲ獲内ノ自己所有動産ヲ焼燬シ以テ納入不能ノ弁解ト為スト同時ニ予テ被告人カ右ルヲ想起シ寧ロ同所ニ火ヲ放ツテ右義正方住居ヲ焼燬スルト共ニ自宅ニ延焼セノ南ニ幅約六尺ノ露地ヲ隔テテ隣接スル同番地上実兄YS義正方ノ北側軒下ニノ南ニ幅約六尺ノ露地ヲ隔テテ隣接スル同番地上実兄YS義正方ノ北側軒下ニノ南ニ幅約六尺ノ露地ヲ隔テテ隣接スル同番地上実兄YS義正方ノ北側軒下ニス対・カー・では、カー・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	付NH簡易火災保険株式会社トノ間ニ締結シ居タル動産火災保険金三千円ヲ獲内NH簡易火災保険株式会社トノ間ニ締結シ居タル動産火災保険金三千円ヲ獲内ノ自己所有動産ヲ焼燬シ以テ納入不能ノ弁解ト為スト同時ニ予テ被告人カ右スが中遅いが、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は	付NH簡易火災保険株式会社トノ間ニ締結シ居タル動産火災保険金三千円ヲカノ自己所有動産ヲ焼燬シ以テ納入不能ノ弁解ト為スト同時ニ予テ被告人カルヲ想起シ寧ロ同所ニ火ヲ放ツテ右義正方住居ヲ焼燬スルト共ニ自宅ニ延焼ノ南ニ幅約六尺ノ露地ヲ隔テテ隣接スル同番地上実兄YS義正方ノ北側軒下ニ対ノ中ニが大力同年三月末頃NN淺吉ヨリ同年四月二十九日ノ天長節ニ同市東ニ達シタルカ同年三月末頃NN淺吉ヨリ同年四月二十九日ノ天長節ニ同市東ニニ達シタルカ同年三月末頃NN淺吉ヨリ同年四月二十九日ノ天長節ニ同市東ニニ産ショルカ同年三月末頃NN淺吉ヨリ同年四月二十九日ノ天長節ニ同市東ニニ産ショルカ同年三月末頃NN淺吉ヨリ同年四月二十九日ノ天長節ニ同市東ニニ産ショルカーの場と関シ以テ納入不能ノナルトコロ数年前ヨリ営業不振ナルニ共ニ居住シ□□製造業ヲ営ミ居ルモノナルトコロ数年前ヨリ営業不振ナルニ	付NH簡易火災保険株式会社トノ間ニ締結シ居タル動産火災保険金三千円ヲ獲内NH簡易火災保険株式会社トノ間ニ締結シ居タル動産火災保険金三千円ヲ獲内ノ自己所有動産ヲ焼燬シ以テ納入不能ノナルトコロ数年前ヨリ営業不振ナルニ加スル確約ノ下ニ下請ヲ為シ同月初頃ヨリ之カ製作ニ従事中職人ノ手不足民学校ニ於テ使用スル学童用ベンチニ百五十四脚ヲ同月二十七日迄ニ組立ヲフ民学校ニ於テ使用スル学童用ベンチニ百五十四脚ヲ同月二十七日迄ニ組立ヲフ民学校ニ於テ使用スル学童用ベンチニ百五十四脚ヲ同月二十七日迄ニ組立ヲ丁民学にかカ同年三月末頃NN淺吉ヨリ同年四月二十九日ノ天長節ニ同市東区上産シタルカ同年三月末頃NN淺吉ヨリ同年四月二十九日ノ天長節ニ同市東区上産シタルカ同年三月末頃NN淺吉ヨリ同年四月二十九日ノ天長節ニ同市東区共ニ居住シ□□製造業ヲ営ミ居ルモノナルトコロ数年前ヨリ営業不振ナルニ加共ニ居住シ□□製造業ヲ営ミ居ルモノナルトコロ数年前ヨリ営業不振ナルニ加持ニ居は、111111111111111111111111111111111111
内ノ自己所有動産ヲ焼燬シ以テ納入不能ノ弁解ト為スト同時ニ予テ被告人力右内ノ自己所有動産ヲ焼燬シ以テ納入不能ノ弁解ト為スト同時ニ予テ被告人力右内ノ自己所有動産ヲ焼燬シ以テ納入不能ノナルトコロ数年前ヨリ営業不振ナルニ加共ニ居住シ□□製造業ヲ営ミ居ルモノナルトコロ数年前ヨリ営業不振ナルニ加井ニ居住シ□□製造業ヲ営ミ居ルモノナルトコロ数年前ヨリ営業不振ナルニ加井ニ居住シ□□製造業ヲ営ミ居ルモノナルトコロ数年前ヨリ営業不振ナルニ加井ニ居住シ□□製造業ヲ営ミ居ルモノナルトコロ数年前ヨリ営業不振ナルニ加井ニ居住シ□□製造業ヲ営ミ居ルモノナルトコロ数年前ヨリ営業不振ナルニ加井ニ居住シ□□製造業ヲ営ミ居ルモノナルトコロ数年前ヨリ営業不振ナルニ加井ニ居住シ□□製造業ヲ営ミ居ルモノナルトコロ数年前ヨリ営業不振ナルニ加井ニ居住シ□□製造業ヲ営ミ居ルモノナルトコロ数年前ヨリ営業不振ナルニ加井ニ国に関カルカーニののでは、対しては、対し、対し、対し、対し、対し、対し、対し、対し、対し、対し、対し、対し、対し、	ルヲ想起シ寧ロ同所ニ火ヲ放ツテ右義正方住居ヲ焼燬スルト共ニ自宅ニ延焼セルヲ想起シ寧ロ同所ニ火ヲ放ツテ右義正方住居ヲ焼燬スルト共ニ自宅ニ延焼セニ対・スル確約ノ下ニ下請ヲ為シ同月初頃ヨリ之カ製作ニ従事中職人ノ手不足ニ対・スル確約ノ下ニ下請ヲ為シ同月初頃ヨリ之カ製作ニ従事中職人ノ手不足ニ対・スル確約ノ下ニ下請ヲ為シ同月初頃ヨリ之カ製作ニ従事中職人ノ手不足ニ納入スル確約ノ下ニ下請ヲ為シ同月初頃ヨリ之カ製作ニ従事中職人ノ手不足ニ対・ニ居住シ□□製造業ヲ営ミ居ルモノナルトコロ数年前ヨリ営業不振ナルニ加共・ニ居住シ□□製造業ヲ営ミ居ルモノナルトコロ数年前ヨリ営業不振ナルニ加共・ニーニが、大のでは、対し、対のでは、対し、対のでは、対し、対のでは、対のでは、対し、対のでは、対のでは、対のでは、対のでは、対のでは、対のでは、対のでは、対のでは	ノ南ニ幅約六尺ノ露地ヲ隔テテ隣接スル同番地上実兄YS義正方ノ北側軒下ニンチノ一部ハ所定期日ニ納入不能トナルコト確実トナリタルヨリ困窮ノ末其ノニ達シタルカ同年三月末頃NN淺吉ヨリ同年四月二十九日ノ天長節ニ同市東区に学校ニ於テ使用スル学童用ベンチニ百五十四脚ヲ同月二十七日迄ニ組立ヲアニ納入スル確約ノ下ニ下請ヲ為シ同月初頃ヨリ之カ製作ニ従事中職人ノ手不足ニ納入スル確約ノ下ニ下請ヲ為シ同月初頃ヨリ之カ製作ニ従事中職人ノ手不足ニ納入スル確約ノ下ニ下請ヲ為シ同月初頃ヨリ之カ製作ニ従事中職人ノ手不足ニ対ニ居住シ□□製造業ヲ営ミ居ルモノナルトコロ数年前ヨリ営業不振ナルニ加共ニ居住シ□□製造業ヲ営ミ居ルモノナルトコロ数年前ヨリ営業不振ナルニ加共ニ居住シ□□製造業ヲ営ミ居ルモノナルトコロ数年前ヨリ営業不振ナルニ加井ニ居住シ□□製造業ヲ営ミ居ルモノナルトコロ数年前ヨリ営業不振ナルニ加井ニ居住シ□□製造業ヲ営ミ居ルモノナルトコロ数年前ヨリ営業不振ナルニ加井ニ居住シ□□製造業ヲ営ミ居ルモノナルトコロ数年前ヨリ営業不振ナルニ加井ニーののでは、対策を対象を対象を表現しています。	ンチノ一部ハ所定期日ニ納入不能トナルコト確実トナリタルヨリ困窮ノ末其ノステノー部ハ所定期日ニ納入不能トナルコト確実トナリタルヨリ困窮ノ末其ノスニニ達シタルカ同年三月末頃NN淺吉ヨリ同年四月二十九日ノ天長節ニ同市東区ニニ達シタルカ同年三月末頃NN淺吉ヨリ同年四月二十九日ノ天長節ニ同市東区ニニ産シタルカ同年三月末頃NN淺吉ヨリ同年四月二十九日ノ天長節ニ同市東区ニニオニ居住シ□□製造業ヲ営ミ居ルモノナルトコロ数年前ヨリ営業不振ナルニ加・共ニ居住シ□□製造業ヲ営ミ居ルモノナルトコロ数年前ヨリ営業不振ナルニ加・共ニトスニ掲クル事実ニ付公判ニ付スルニ足ルへキ犯罪ノ嫌疑アルモノトス	為仕事遅延シ而モ資金皆無等ノ為職人ノ雇入意ノ如クナラス同月二十五日ニ至ニ納入スル確約ノ下ニ下請ヲ為シ同月初頃ヨリ之カ製作ニ従事中職人ノ手不足民学校ニ於テ使用スル学童用ベンチニ百五十四脚ヲ同月二十七日迄ニ組立ヲ了ニ達シタルカ同年三月末頃NN淺吉ヨリ同年四月二十九日ノ天長節ニ同市東区病者死者続出シタル為生活ニ苦ミテ次第ニ借財ヲ重ネ昭和十六年四月頃ニハ其共ニ居住シ□□製造業ヲ営ミ居ルモノナルトコロ数年前ヨリ営業不振ナルニ加共ニ居住シ□□製造業ヲ営ミ居ルモノナルトコロ数年前ヨリ営業不振ナルニ加共ニ居住シ□□製造業ヲ営ミ居ルモノナルトコロ数年前ヨリ営業不振ナルニ加共ニ居住シ□□製造業ヲ営ミ居ルモノナルトコロ数年前ヨリ営業不振ナルニ加共による。	ニ納入スル確約ノ下ニ下請ヲ為シ同月初頃ヨリ之カ製作ニ従事中職人ノ手不足民学校ニ於テ使用スル学童用ベンチニ百五十四脚ヲ同月二十七日迄ニ組立ヲ了ニ達シタルカ同年三月末頃NN淺吉ヨリ同年四月二十九日ノ天長節ニ同市東区病者死者続出シタル為生活ニ苦ミテ次第ニ借財ヲ重ネ昭和十六年四月頃ニハ其共ニ居住シ□□製造業ヲ営ミ居ルモノナルトコロ数年前ヨリ営業不振ナルニ加共ニ居住シ□□製造業ヲ営ミ居ルモノナルトコロ数年前ヨリ営業不振ナルニ加共ニ居はシ□□製造業ヲ営ミ居ルモノナルトコロ数年前ヨリ営業不振ナルニ加井ニ居しハ左ニ掲クル事実ニ付公判ニ付スルニ足ルヘキ犯罪ノ嫌疑アルモノトス	民学校ニ於テ使用スル学童用ベンチニ百五十四脚ヲ同月ニ十七日迄ニ組立ヲ了ニ達シタルカ同年三月末頃NN淺吉ヨリ同年四月ニ十九日ノ天長節ニ同市東区病者死者続出シタル為生活ニ苦ミテ次第ニ借財ヲ重ネ昭和十六年四月頃ニハ其共ニ居住シ□□製造業ヲ営ミ居ルモノナルトコロ数年前ヨリ営業不振ナルニ加告人ハTI合名会社ヨリ大阪市浪速区□□町千□百□□□番地上ノ家屋ヲ賃借告人ハ左ニ掲クル事実ニ付公判ニ付スルニ足ルヘキ犯罪ノ嫌疑アルモノトス	二達シタルカ同年三月末頃NN淺吉ヨリ同年四月二十九日ノ天長節ニ同市東区病者死者続出シタル為生活ニ苦ミテ次第ニ借財ヲ重ネ昭和十六年四月頃ニハ其共ニ居住シ□□製造業ヲ営ミ居ルモノナルトコロ数年前ヨリ営業不振ナルニ加告人ハTI合名会社ヨリ大阪市浪速区□□町千□百□□□番地上ノ家屋ヲ賃借告人ハ左ニ掲クル事実ニ付公判ニ付スルニ足ルヘキ犯罪ノ嫌疑アルモノトス	病者死者続出シタル為生活ニ苦ミテ次第ニ借財ヲ重ネ昭和十六年四月頃ニハ其共ニ居住シ□□製造業ヲ営ミ居ルモノナルトコロ数年前ヨリ営業不振ナルニ加告人ハTI合名会社ヨリ大阪市浪速区□□町千□百□□□番地上ノ家屋ヲ賃借告人ハ左ニ掲クル事実ニ付公判ニ付スルニ足ルヘキ犯罪ノ嫌疑アルモノトス	共ニ居住シ□□製造業ヲ営ミ居ルモノナルトコロ数年前ヨリ営業不振ナルニ加告人ハTI合名会社ヨリ大阪市浪速区□□町千□百□□□番地上ノ家屋ヲ賃借告人ハ左ニ掲クル事実ニ付公判ニ付スルニ足ルヘキ犯罪ノ嫌疑アルモノトス	告人ハTⅠ合名会社ヨリ大阪市浪速区□□町千□百□□□番地上ノ家屋ヲ賃借告人ハ左ニ掲クル事実ニ付公判ニ付スルニ足ルヘキ犯罪ノ嫌疑アルモノトス	告人ハ左ニ掲クル事実ニ付公判ニ付スルニ足ルヘキ犯罪ノ嫌疑アルモノト	

タルニ止マリ焼燬ノ目的ヲ遂ケサリシモノナリヲ放チタルモ間モナク義正等ニ発見消火セラレタル為同人方板壁廂等ノ一部ヲ燻焼セシメル個所ニ設ヘタル棚上ノ竹籠内ニ新聞紙数枚及布片ヲ差込ミ之ニ燐寸ヲ以テ点火シ以テ火

被告人 法第三百十二条ニ則リ主文ノ如ク決定ス Ī 右所為ハ刑法第百十二条第百八条ニ該当スル 犯罪ナリト思料 ス ル ヲ以テ刑事訴 訟

和十七年二月二十八日

大阪地方裁判所

予審判事 竹中義 製

印

【陪審公判判決書】大阪地方裁判所昭和一 七年一二月二六日判決

決

本籍並住居──大阪市浪速区□□町千□百□□□番地

□□製造業

Y K 義造

明治三十三年□□月□□日生

ニ付シテ事実ノ判断ヲ為シ判決スルコト左ノ如シ右ノ者ニ対スル放火被告事件ニ付当裁判所ハ検事小坂良輔関与 上審理ヲ遂ケ陪審ノ評議

主文

被告人ヲ懲役参年ニ処ス

未決勾留日数中百五拾日ヲ右本刑ニ算入ス

二月二十三日ノ公判期日ニ於ケル証人SHつぎニ給与シタル分ハ被告人ノ負担ト 訴訟費用中予審ニ於ケル証人SHつぎ、同FG隆雄、 同HG幹太郎及当審昭和十七年十 ス

上ニ重ネ置カレタルニ個ノ竹籠ノ中間ニ新聞紙四枚及布片等若干ヲ差込ミテ放火ノ準備ヲ
意シ同日午後十二時前頃右義正方北側軒下ノ材木其ノ他燃焼物堆積スル個所ニ設ヘタル棚
ルニョリ該保険金ノ得ラルヘキヲ想起シ茲ニ隣家ナルYS義正ノ住宅ヲ焼燬セムコトヲ決
其ノ所有動産ニ付NH簡易火災保険株式会社ト保険金三千円ノ火災保険契約ヲ締結シ居レ
入ノ遅延並借財返還遅滞ノ弁解ト為スト同時ニ万一自宅ニ延焼シタル場合ハ予テ被告人カ
テ深ク怪シマレサリシヲ奇貨トシ同所ヨリ火事騒ヲ発生セシメテ製造方下請シタル椅子納
夜小火発生シタルモYS方風呂場ノ煙突ヨリ飛散シタル火ノ粉ニ基因スルモノナラムトシ
幅約六尺ノ露路ヲ隔テテ隣接スル同番地上実兄YS義正方住宅ノ北側軒下ニ同月二十三日
チ」ノ一部ハ約定期限ニ納入シ能ハサルコト確実トナリタルヨリ煩悶焦慮ノ末自宅ノ南ニ
不足ヲ来シ而モ資金皆無ノ為職人ノ雇入意ノ如クナラス同月二十五日ニ至リ遂ニ右「ベン
トコロ他ノ仕事ニ妨ケラレテ「ベンチ」製作へノ着手遅延シ又使用職人ノ逃走等ニ因リ手
人方ニ納入スル確約ノ下ニ下請ヲ為シタルヨリ該請負代金ヲ以テ苦境ヲ凌カント欲シタル
学校ニ於テ使用スヘキ学童用「ベンチ」二百五十四脚ヲ同月二十七日迄ニ組立ヲ了シテ同
シタリ恰モ同年三月末頃NN淺吉ヨリ同年四月二十九日ノ天長節ニ同市東区□□□西国民
者続出シタル為生計困難ニ陥リ次第ニ借財ヲ重ネ昭和十六年四月頃其ノ額三千円以上ニ達
ト共ニ居住シ□□製造業ヲ営ミ居ルモノナルカ数年前ヨリ営業不振加フルニ家族ニ病者死
被告人/TI合名会社=リ大阪市泊退区□□町千□百□□□番地上ノ家屋ラ賃借シラ妻子

ニ 止 セシメタルモ間モナク義正等ニ発見消火セラレタル為同人方板壁廂等,為シ翌二十六日午前零時四十分頃之ニ燐寸ヲ以テ点火シ忽チ右新聞紙、 マリ住宅焼燬ノ目的ヲ遂ケサリシモノナリ <u>ノ</u> 7一部ヲ燻焼シタル 布片竹籠等ヲ燃焼

ムヘ = 内ニ於テ被告人ヲ懲役参年ニ処シ同法第二十一条ニ則リ未決勾留日数中百五拾 懲役刑ヲ選択シ同法第四十三条本文第六十八条第三号ニ依リ未遂減軽ヲ為シタ法律ニ照スニ被告人ノ判示所為ハ刑法第百八条第百十二条ニ該当スルヲ以テ所 算入スへク尚刑事訴訟法第二百三十七条第一項ニ則リ被告人ヲシテ訴 キモノトス 以テ所定刑 訟費用ヲ負担セシ ル 日ヲ右本刑 刑 中有期 期 範囲

テ主文ノ如ク判決ス

和十七年十二月二十六日 大阪地方裁判所第三刑事部

裁判長判事 富田仲次郎

- 68 -

判事 福島 尚武

木 敏夫 印印印

3 【上告審判決書】大審院第三刑事部昭和一 八年心第四一二号・ 昭和一八年七月一六日

昭和 判決 書 ツー・ハー・カー・ハー・ドル 第四一二号

本籍並住居 大阪市浪速区□□町千□百□□□番地

□□製造業

Y K 義 造

明治三十三年□□月□□日生

= 対シ被告人並原審弁護人坂東米八ハ上告ヲ為シタリ因テ判決スル 火 未遂被告事件二付 .昭和十七年十二月二十六日大阪地方裁判所ニ於テ言渡シタ コト左ノ如 ル 判

本件上告ハ之ヲ棄却ス

理由

護人坂東米八上告趣意書

七十 テ 定 テ テ 周 直 申 調 ハ シタリ右 出 接 請 T 七 一条二 \sim 十三条 (取調 [来得 シタ 別 タ 証 述者 ノ場合 ル 拠 一規定セル ヘタル 決定 ル ル ル 証 Ν 死亡シ N淺吉 リ陪審員 規定ニ依 ヲ Ν 所 中 七 Ν ハ第五 人 如 Ü 消 証 タ D 周 吉 前 = ク シテ之ヲ却下 限ル 記 ル 別 口 ル = F 段 G 公判 モ普通公判 直接セシ 藏 F 旨規定セ · 為 ス - キ又 庄吉、 ノ定メア ヲ除 如 G 庄吉 準備 ク 召 コトヲ得サ ク外 ハ 疾病其他 喚 メ ・シ更ニ Y ニニ於テ シ難 テ ル K 自 ル ハ 場合 判断 何 所 タ D = 於テ嚢 以 第七 幸吉 + ケ レ ・モ予審 ハ当該 ラ除 湯合ヲ除 最モ重要ナル モノ 事由 正鵠 口 YS秀敏 1公判準 ク外 Y ニカ弁 以被告事件 ヲ期 三於 = S ク外 · 為 因 証 IJ T 拠 正 人 セリ之ニ依リテ見 ノ 内 之ヲ召喚シ難キ ン ル 日 ハ リ 申 ニー付キ 公 公判 証 カ為メニ外ナラサ 証 Y 日 Ο 拠資料 二於 判 K Τ ナリ抑 タケヲ 健三郎 ニかテ 廷 二於 ハテ 弁護 其 シ更新前 ナリ 1 陪審員 証 モ 除 テ 拠ト 陪審 ル 証 \vdash 1 ク Y キ ス 1 日 K 丰 ル ナル Ξ 外 \vdash 1 IJ タ 於テ ハ予審ニ 他 ハ之ヲ シテ ナ 判 面 証 ヘキ資 同 問 IJ 人 = 更 条所 而 調 ハ第 1 = 却 書 シ シ D

= 右 於 ヲ シ あ な る シテ 制 証 拒 得 ハ け る け 読 E ヲ得 丰 6 \mathcal{O} 恰モ普通 公判 否 ケ ル る予審と公 か れ であ シ A 度 ヲ為 引用 ら惣て だまれ 権能 テ 制限 ル アラサ = コ 1 ル る普通 \vdash 付 証 に於 証 ナ ス 要中 拠 ヲ得 ス ス 1 公判 \mathcal{O} け ル 存 ょ ス ノル ヲ 拘 コト 証 る取 手続 為 判 召 コト ス 判 サ ŋ 有 以 ス ラ 突訊 ル 拠を完全に詳 二於 لح 二於テ予 ル ス IJ ト同 前 · ヲ 拒 双方 コト = ス ヲ得 調 に 事 事 更 (二公判 之ヲ テ 於 問 \mathcal{O} は モ ス -ヲ得 いける裁 即チ訴 否シ制 取 従 審二 ノト サ ヲ \mathcal{O} ノ為メニ ナリ 審訊 ル 取 調 来 ス参 下 取 調を陪審法廷に於て直 は証拠となら 余 二於テ之カ取 限スル トス裁 問調書 り詳 2 ケル証 テ 細に陪審員 判は予審調書及び其他の訊問調書等が証 テ其取 ア為サ 公判 刑法陪審法 しくは ス然 拠資料 コト 判 ハ訴 二出 之ヲ拒 ハ全部 調 レ ル 所 「陪審法制」法 訟関係人 なか 調ヲ ハ普通公 拠 ヲ為 能 な 頭 度キ旨請 = ト為サント の眼前に展開 取 スル 原 ハサル 11 読本第 ササ っつた… 更二公 請求 裁判 のみ コト 所 1 判 二於テ自由ニ 接取調べなけ ならず陪審員が シ テ 以テ陪審 …然るに 九五頁 能ハサルトキ 判 同様陪審 ス 二於テ弁 明 前 しなけ 調へ タ ル 三於 曹会発行 ス 力 ル 記 場合 タル ヲ 判 ニ之等 = (「公判 テ之ヲ訊 ニニ 於テ 法令 陪審 護人 れ 所 如 召喚シ難 二於 カク弁護 証 ば れ 兀 事実の 証拠資料ト にばなら とな ハ予審 力 ならぬ恰も普通手続に 廷に 反 訊 六 ハ ル 半事由 訴 ニシテ 問 ħ 拠と 於 =ス 頁 訟関 ツキ め 判断 ば特 但 英国 ス \exists 調 け = 書ヲ証 ス シテ之ヲ利用 \mathcal{O} な Ź 於 シ 何等召 であ ナ 係 別 る 二於 予審二於 をするの 取 ケ 点 丰 ヲ以 \mathcal{O} \mathcal{O} 調 ル 人力予審 \vdash 拠資料 る…… 場合で である に ケル = 限 調 [喚シ 亡其 ij 書 テ ス 之 テ ケ で 移 ヲ コ

目 ハル 判 之ヲ拒 モ 規定 ヲ招 チ 彐 七 = テ 於 IJ 1 Ź = ヲ ケ 来 ク ル アラスト云 否 信 ル ス員 陪審 モ ス ケ \sim 1 裁 タ シ ル 申ヲ左 判 シ 判 之 レ ヲ テ) 所 答 所 ラニ在 公 審 カ 申 以 正 理 ナ 一ヲ維持シ ヲ 後 = IJ ス 尽サス 相違 レ ٦ 1 ルヘ 力 ド 公判 ス本件 干 果ト F ラ = 来 直 司 二於 サ セ 接 = 為 ル リ陪 テ ル 於 モ テ 1 \equiv 理 1 コト テ 付 /更ニ其 主義 更新 信 目 ナ 公 = ヲ Ŧ 員 ル ヲ 保蔽 亦前 前 ラ採 Ĺ ヲ ラ 妥当公 証 フ 1 テ 拠 後 公 用 テ テ ス 判 シ 1 \vdash 公判 点 二於 正テ 示 調 ス ...ヲ異 ナ ヲ 裁 彐 =二於 IJ ケ 証 ル 判 ラ モ ル 答申 A = 拠 ス 所 V 調 シ ケ 陪 ノ タ ヲ ルル 被 力 ル ニッ 審 ヲ 証ル 告 証 期 如 1 拠 テ 答申 丰 人人 待 丰 テ 第 テ \equiv ス 1 セ 許 有 相 \vdash 七ル限 容 違 +利 更 シ セ 更 = 新 テ ナ _ ハ ノ 新 ル 後 サ 資 ラ 料 以 由 1 ル 定 拠ス公下結 */*\

陪キ ヲ テ 於テ ヲ 判 ヲ 手 二付 サ 要 モ 判 シ + = 所 従 A テ 丰 = ハ アラザ ル 1 干 フ 裁 要ナ モノ 刑 判 事訴 ル = 所 ス ヲ以 囲 証 アハ メ () ラズシテは () 三番ノ評が () これを (拠 モ タ ヲ テ裁 予 ル 調 定 ヲ為 基キ シ得 判 = キ 裁 議 所 ス 之ル テ 職 事 判 = */*\ ガモ 権 件 ラ有 取 ノハ シ ニシ 審判 固 テ 調 ナ ヲ為 タ ル ス \exists テ ヲ為 規 ル 実 IJ ス 仮 定 モ 裁 1 令予審 ナ ス 判 判 1 キ限 要ナ = ~ ハ 所 断 シテ キ 二属 ヲ為 + 訟 IJ モ = 其 モ 於 シ ス 審手 F テ 裁 モ ト訊 ス 而 判 問 判 所 ナ 彐 IJ フ セラ 上必 二於 シ ハ 申べ Ĺ テ 要ナ テ 刑 ク レ 審 Ŧ 陪 タ 事 法 陪 ア 審 ルル 其 訴 IJ 1 定 1 証 \vdash 訟 ヲ 否 理 法 A 人

反 ス ス ル コ モ ニタ ズ論旨 ハル 1 理由ナキモ ス ルヲ見 対難キ場 モノト ズ - 認メタ 原 ル ク = 審 外 基 ガ 弁 ク 適 護 ズ 法 人 申請 判手 ナル = 三於 \equiv ル 証 テ 之ガ テ 人 N Ν 二淺調

依 モ シ コ シ ア ル 同 シテ 更二其旨仝月 ij ハ タ 口 ナ IJ =Ν 同 ル ス Ν リ従テ 公判 コト 拠ト シ 場合之カ 意見 ハ原裁 ヲ以 吉 ス · 為 ス 見 ヲ拒 判長 = 一於テ之 テ裁 ヲ ヲ F セ 否 コト 述 取 +判 ハ G 之二 ル 判 調 七日 庄 所 所 シ X \sim ヲ為 タ ハ第 テ 所 力 レ タ ヲ得 吉 ?予審二於 力取 附 ル ス コ 力 IJ ツキ検事ノ 口 証 サ 訴 ル 日 Y 七 市書ヲ モノニシー サ 訟 口 人 調 S ヲ請 関 ス然 公判準備 判 ノル 召喚 ケ 係 正 コ 所 意見 提 求 コ ル 1 ル 人 テ全法 分ヲ為 · ヲ 得 証 ス 出 ハ Η 為ササハル権能 予審ニ於 Ŧ G 求 行ニ於 太郎 判 ツキ = メ 第 íV 二拘 シ所 第 ア 七 対 タ 訴 七十三条 ルケ 十五 シ テ タ ハ ラ 右 処検 IJ 訟 コル ヲ 該 関 1 証 ス 予 護 介ラ適用 場合第 即 予 下 人 ハ 既二 中必所 チ =人 力 二於 規 右 タ 法 定 理由 要ナ 令 バス遂へ 七 訊 問 違反 十五条 ス ヘキ 書ヲ ハ 問 テ 問 調 ル公
召判 リト 第 三右 書 ニシ 書ヲ 召喚 点 七 証 人 ハ · = 訊 テ 1 = 拁 於ケル ルモノ テ此 該 証 = 採 間 \vdash ーアラサ 当 用 拠 調 書ヲ ス \vdash = セ ス 場合ニ = 取 沭 ハ £ 旨 =ナ ラ シ得 証 モ 証 +テ 申 調 \sim ル テ 1 ヲ タ 拠 拠 旨 三条 ハ 請 主 ル 限 ル資 資 1 求 ト 料 料 張 = シ コル

違反 ニシ シ ヲ テ テ 毀ヲ免 = ラ V ヲ ス サル メ モノナリト信スト云フニ在レ 所 ノ決定 ヲ 申請ヲ拒否シテ濫リニ 以テ第七十三条ニ該当 示ス 一条ノ召 如 ク仮 ド シ 証 セ 丰 ス第 場合 ノ実際 拠 ヲ制 七 = 執 +該 限 五. 当 シ 条 ス ルニル 1 ハ 該 モ 即 当 合 チ ス = 1 法ル 会 モ サ ク

当 為 ナ シ 取 ス モ 証 調 由 ク 措 = 右 ヲ為 1 人 = 法 置 ナ N 付 \nearrow 依 正 ス必 検 IJ =ル 七 シテ 淺吉 事 ヲ以 = 公 +要ナ 判期 -三条第 同 何等法令ニ違反スルモーのでは、 法第 テ 等 同 ハキ F 裁 七 七 = _ $\overline{+}$ 、等ニ対スル予審訊 判 号 所二於テ 三所 頭 メ検事ニ於テ異議ヲ申立テタルヲ以テ之ガ 五条ニ該当ス 1 t 認 メ公判 シ 謂 Δ 疾 其 ル 病 Ī コト 期 其 ノニ非ズ論旨 ル書類ナ 取調ノ 日 能 ニ召喚セザ 調書ハ ハザル 必 ノリト謂 要ナキモノト認メテ公 場合ヲ指称 陪審法第七十三条二依 二因 ハ理由ナキモノ ル フベ 場合ヲ包含ス IJ 召 ク 従 スシ難 アテ原 モ 7 Ĺ 取 審 ル 調 裁 判 モ 二丰 ヲ 判 IJ シ 長ガ拠 = 日 テハ サ = 裁疾 之ヲ証 ザ 召 \vdash ズ 判 病 ij 為 喚 而 所 其 シ ス セ シ ガノ 二由 ザ 其 他 ハ 拠 テ \vdash IJ 所 1 1

ス 同 ル \sim 三点 丰 事実 ヲ 1 ハ モ 述 ハ テ 被 タ 告人 ラ 判 サ テ 所 V 犯 関 力 1 示 係 シ 係 裁 ヲ れれ其 . 争 ノ 判長 ナ 犯 = 其大 放 ハ更新後 フ ハ 白 コ 火行為ヲナシタリヤ否ヤノ一点 軽重 ナ ノ意識的行為ナル ア ノ公判 コト 弁 IJ 点ニ 犯罪重 ア =一於テ必 ij ニ於ケル 大ナ フ 述 \sim ル ス 力故ニ之ヲ為ス 更ニ検事 シモ均 ニ拘ラス其 陪審二対 示 = 等スル ボニ在 1 テ 有 1 説示 三至 リテ 霏 動 モ ハ 主張 機 軽 ニア リタ 犯罪 二於 微 = =ラル テ 副 ナ 動 ス 動 機 陪 テ フ ル 本 証 コ 重 機 二審 拠 1 大 ア ハ 視 ア 及 \vdash ル スヲ ハ 決 火シ IJ

義 判 付 ス ク 断 ヲ \vdash ハ 行 ルカ 力 条第五号を発力を 判 定 = 被 為 証 E = 如 於 遂 Y = シ 対 告 = 丰 人 丰 未遂 以テル ケ ハ П テ 更新 ル 1 ル 有罪 $\dot{=}$ 同 同 モヘ 行 モ ス 裁 テ 力 区 判長 判しる = ラ = = = ヲ テ タ 方 ヲ シサ ア 非 示 間 拠 示 自 法 裁 ヲ ブル テル ラ サ テ ハ シ 力説 現 先 モ斯 Ź ル 之 由 判 説 如 ナ = ツ 長 示 シ 1 ク ク コ ヲ 検事 = 次 = ル現 ス シ \vdash 1 有罪 テ陪審 被告 対 如 テ V比 + 裁 適 確 意見 証 シ サ ハ 主張 意見 人スサ 判長 実力取 判 タ 確 =ハ ラ考慮 ノル ナ = 力 \equiv = /之ヲ決 プラ表示 及 ツテ 行 \vdash \sim 七 = ル ル 副 於 力 告 F 為 丰 + 証 証 ヲ フ フ か モ検事 被 拒 証 ラス 七条 拠 拠 人 シ = ハ ス 告 シ 依 同 否 ス テ ヲ ハ 拠 要ス 之ヲ ルニ 見 = 裁 尚 タ 1 シ = ヲ 人 /規定ニ違反 1 判長 当 力 = ル 以 置 ツ ル 弁 干 非 上 ル ラ 丰 丰 力後 プサル 被 解 後 有 Ź ス 七 乍 テ ケ \sim 告 ヲ ナ 霏 \vdash ラ テ ナ 1 公判 主張 ル ニシ ク 人 コ 断 冒 略 1 二於 説 陪 定 Þ コ 1 ス テ ヲ シ \vdash 審 ル ヲ シ = シ ラ 1 = 於ケ 無之 確実 三対 維 恰 シ決 テ放 ス _ =層 テ本 持 モ被 テ ス 火 罪 チ 場 ス ル テ 明 ナ ス 説示ヲ IJ 合 告 = ヲ = ル ヲ ヲ 力 ル 為 於 ナリ 説示 支 証 1 力 人 出 ハ 調 ハ 証 ス ケ 拠 謂 如 被 力 V 火 ルニ於テ ラ 更新前 否認 フ + 告 力 \sim ル \vdash 見 タ シ ヲ 当ラス · ス 即 キ焼 被 テ = 人 ル 是 \sim 口 ラ 依 原 燬 ク 吻 1 ス 告 有 セ ル 書 F 被分第態と チ 被 所 ヲ ル 因 1 ル 利 ス 意 前 1 為二 ド交信へア 1 ナ

七 口 カ 主 云 ケ フ 七ル証 有 拠 罪 ノ多数 七 条二 違 1 反 表 在 ス示ス ルハル _ 旨 モ 層 明 = シ瞭 ニ カ テ 此 シ説 テ 点 シ ニー斯タ クル 如二 テ モキ比 亦ハ較 断ス 原 丰川 シル テ 決 ハ許キ 容 毀ス同

开護人鍛治利一上告趣意書

題 悪用 長 識 右 = [セラル タラサ 三点 点 セ シ 思想 シ ヲ テ 人 メ 正 ヲ テ タ ハ ラ陪 偏 素 明 = ルル ル 丰 見 盛 ヲ ヘ ス ス 朴 力 衰 ヲ ス ル 実 ラ 員 テ コト ハ ヲ ヲ 一説二示 並 え説 示 第 共ニ 直 \equiv コ = セ 証 七 注 ナ 観 判 テ 繋 入 + 陪 ンカ ヲ + 示 = =ツテ説 参 [審員 ス 心 於 審 ス ラ 七 如 要 何 精 ル 境 テ 与 員 ス ルル 領 二於 */*\ 神 モ ハ 1 = ラ説 裁示 陪 シ ハ 右 テ 判 二非 裡 審 示 ル 当否 長 員 示 1 = ヲ 七 カ Ĵ 如 ス 決 雑 ヲ ハ = 陪 意見 陪審 -ニ 存 ヲ為 有 蒷 タ ス クナ 括 審 IJ \sim 的 ハ 蓋 キ = ヲ ル 員 ス ス シ 観 意見 事 シ モ 対 Ź ル 決 モ 自 テ ル コ定 陪 身 メ 員所 シ 钔 = 審員 三於 = = \vdash ス ン 未 _ ハ以 シテ 熟 1 ル セ \vdash 力 罪 ナ コハ スラ 袓 タ テ 意見 素 ノル 1 其 ス ル レル 手 審 帰 ニ在 証 ナ 1 人 ヲ 力 ハニシテ 成 IJ ナ 趨 七 ル ラ求 リ換 大 1 = カ 森 クテ陪 説 事 否 シ X 言 サ 二無 及 法 洪 示 実 ス タ 罪責 太太氏 ラ信 レ ヲ告 律 ル = 審 IJ Ë 日 公平 意見 陪 ケ 制 頼 分 有 審 度 示 ヲ シ 1 =ヲ 責 無 点 法 之 スハ整 世官 有 1 \equiv 及 関 問 ス 有

統 チ 採 関 ニテ ル ヲ チ 価 減 ヲ以 於 法 事 塩 ス セ V シ __ 制 値 = ヲ \equiv 廷二 実審 見 意 テ 責 ヨ 梅 = モ ハ 状態 二 既 テ 任 ハ ル シ テ 断 拘 顕 = 被 理 ヲ 1 モ ス = 泥 ラ告 出 有 カ テ ル ハ 明 現 テ 理 検 無二 ラ ス ス 英国流 察弁 ス 手 出 側 ル 判 ス 示 示 事 コ 長 至ル ル 1 モ 英 ス = ヲ コ ヲ = コ \vdash ニル 証 護 国 日 モ ル 1 ニシ 於 力故 拠提 = 無 士 迠 セ · ヲ 得 説示 テ陪 テ 説 二於 頼 ク \vdash IJ ·被告 其 裁 二出 テ 明 ナ 法 由 判長 裁 裁 ヲ為 テ タス タ テ ハ | 来ヲ 毫 七 施 ル 判 判 人 ハ 員 ル ス j. 之 七 サ \sim 所 長 ヲ コ 1 力 認 ゚゙ヺシ 制 ハ弁 = セ シ シ 識 ラ 制 約 唯 A 反 テ 主 メ サ テ 不 セ セ ル シ 自 セ 1 ラル 下 独 ル サ 明 タ = ヲ フ以 モ 己 = 自 之 \equiv ナ 判 1 ス 多言 二二在 前 在 弁 長 = ク \sim 1 筃 ル テ 有 力 見 者 護 セ 二裁 ル \vdash 所 ヲ シ フ ラ俟 ラ 判 IJ ラニ 解 コ ヲ 士 シ 侭 長 サルルの表 説 而 補 = 全 ヲ 口 テ 1 モ タ ナ __ ク 犯 答申 シ 示 タ 充 シ 審理手続 之 任 罪 スモ 明 ク 的 テ ニニ反ス -ヲ為サ 事 セシ 玉 (検察: 訊 シ 予 実証 丰 使 問 両 \vdash L · ス 然 者 = ヲ ス ス 命 \equiv 拠 皈 ル 側 日 力 不 信 1 ル ヲ 拠 シ ラ ヨリ生 異 必 モ IJ 互 Δ 1 力 否及罪 リ生ス セ 勿論 明 = = 説 = ル ス 力 攻 ス 明 コ カ 日 撃 折 玉 ナ = ル \vdash ナ シ ス 防 勿 衷 責 ル 七 IJ 力 ヲ ツ テ 差異 故 論 的 ル 御 得 IJ 1 態 有 判 1 寧 = ナ 証 ル 云 ス + 度 無 スロ止 資 IJ フ 手 \equiv = ヲ 拠 ヲ ル ル ヲ 続シ即無 マ料即ノ 至 加 ヲ ニ

於 添 テ ヲ 限 却 が対ス 判 来サ 裁 度 長 不 1 確 保シ 判然長レ = 示 シ ナ セ ルルハ シ ヲ 大 ()署名 単 脱 遂 再 1 示 判 コ コ 不 · モ 右 ナ 速 安 スヲ 1 = 記 コル ナ ル ヲ セ \vdash 1 空論 サ ナ レ 争ヲ ヲ 示 (事実 力 サ コ ハ ナリ (而 説示 ペラシ ij 1 = シ IJ \equiv テ シ 1 ア 反 シ ミ然 弁 ル */*\ 力 A ル サ ナ ル セ 示 検 IJ 如 ル \nearrow ラ セ \vdash シテハ関補 実二後 予 速 = 正 (大森 ル 記 ヲ変 在想 反 彐 其方法 弁 其 正 ij = 1 対 制ヲ用 \equiv 氏 制 或 = Ξ =口 ヲ残サスハ云 ヲ 力 分 採 ハ 如 サ ラ テ 極 1 玉 五五 用 何 テ レ */*\ ス Ť 3 『庫支弁 作 極 七 シ 陳 テ ン 要 ヲ ハ 述 況 初 不 X 成 判 斯 テ 当 ヲ ヲ 頁 ス メ ヲ = ル 資 モハ タ 簡 テ 七 1 ル 力 シ人 ス 之 説 ル 単 公 云 説 X 力 . ヲ指 コナリ 判 示 示 Ł ク 調 Ť ス ラ == =ノ タ ナ タ 摘え、即手説 被告 予想 書ニ 為 ル サ 中 テ 処 ヲ 記 = モ セ */*\ 職 コ =シ ラ 是 載 シテ 更シ 之 示 上 側 テ 権 示 レ 不 正 告 泣 ヲ */*\ セ 彐 ハ ラル 本件 速 裁 貧 破 IJ 理 = 知 、之ヲ是 途 窮 記 毁 手 干 判 不 記 ス ナ クセラ ア ニル 所 ス =1 ス IJ ル 3 二 書 ヨル 1 \equiv 如ル 陪 被 過 記 正間 = キ IJ ル テ見 = 告 テ キ 力 テ メ ル ス \equiv テ 亘 法 人 調 サ 摘 ニル 更 如 七 今 = 書 ル 録 非 = シ IJ ル 1 示 ヲモ日ハニニシス途ノ裁断 ヲハハニ

罪 ニカ示 ヲ スス ア 重 因 シ 暗 つ放 重 於 モ示 ぎ = ル IJ _ 1 要 T コ テ ナ 七 大 転 _ \vdash シ 力 シル 端 モ 動 ナ 必 シ シ ナ テ ヲ 上 ラ知 判 伏 テ T \vdash ル ス IJ ル 第 = シ 断 否 証 =ハ 凡 T モ ル 資 Δ __ ス = ラ 均 ソニ 其 X 料 促 口 ル テ ナ 等スの 足 ナリト云 テ Ź 動機 = = ハ 支障 受ケ ラン 其 審員 ヲ \exists 微 其 ル 方 IJ 兀 ハ 演 居 人 而 法 = 他 是 ナ = 七 テ 機 ヒタ 述 ラ モ 現 対 七 ス 示 1 ヲ 3 旨 ニア 意識 之 場 軽 3 スモ シ 名 ヲ 放 微 = = 評問 暗 ル モ タ テ 1 ラ 的 テ \vdash 模 示 子 火 ナ 証 \exists タ 犯 ス 様 陪 \vdash セ 行 全 IJ = \nearrow ス 重 事 ラ コ 為 如 ク 等 IJ ハ テ 大視 ヺ カ 第 フ 犯 ア 何 反 丰 ヲ 考量 対 主張 ル 之 = ク ス T = = 七 ス シ = ヲ IJ ヲ 口 常 テ 説 シ 決 テ 遅 或 陪 ラ ヲ \sim ナ 7 ラ 丰 テ 延 ナ 干 審 スリ \vdash 示 ス ソ ハ ス モ ス 動 之 ル = ヲ 渕 IJ シ 居 ラ = 於 考 検 機 機 レ テ 述 判 ア 1 決 ハテ 1 ル 隆 ア /リテ重大? -モ両者ノ!! 無キ 被 七 ス ス \sim ハ テ 告 ナ タ \sim 却 有 力 シ ラ 保 IJ コ = ク 下 現 = =副 険 サ 場 } \vdash ヲ シ =シ メ 関 於テ 金 犯 ニテ フ 1 ス 係 頼 此 ヲ 説 ス ル 1 証 ス 三及 IJ — 放 反 拁 干 欺 拠 犯 ハ 示 員 \sim 其無大サ 之ヲ 罪 ヲ 駁 ヲ フ 目 事 火 シ = モ 明 フ = 動 ヲ 知 モ フ ス 白 小ヲヨ機 為 ラ 明 動 的 コ 残 聞 機 1 軽 感 ハ ナ ル 1 ス シ ナ IJ 売 認 重 シモ 有 = ア \sim メ ル 右 無 キ 詳 放 IJ タ 旨 丰 ナ メ コ 1 サ ア S セ 得 ト犯点ル説カ原リ 火 ク ヲ ツ H ス 及

法 =第 1 七十 有 フ ツ 証 罪 ノ -七条ニュ 行 拠 ナ 自 = 添 為 IJ ハ 確 サ フ \equiv 違背シ ス 依 実 証 力 ル ナ ル 元 モ モ ル ハ 到底 信 モ ヲ \vdash 用 = IJ 破毀ヲ免カレサル 云 ナ ス 非 ハサル \sim ナ ス 信用 カラ ル コ コ 何 Ź \sim ス カラサル 1 \equiv ヲ コ シト 教 ソ 見 フ テ ル = モノト信スト云フニ在レ モ 確 ナリ果シテ然ラハ フ 1 サ 員 ル \vdash 実 1 実 ナ モ 七 ナ コ 三反 ル ナ ニシテ 証 IJ 面 ニハ先 実 正 = ナ シ 原審裁 = 干 \vdash ル 証 二説 云 ĸ 拠 フ 如 干 示 無シ 判 1 ハ ク 価 ハ 長 判 シ 見 タ 面 IJ 何 1 如 本件 ヲ ル = ラ 示 於 検 モ ス 示 事 テ 出 チ ハ 主 上 上 火 接 1 張 告 力 証 説 1

動 シ 陪 モ タ 裁 審 ス 審 判長 三及 ヲ表 見 公 当ラザ 判 証 モ ノト 示 調 ヲ ハ */*\ 之二次キ ザ 書 ヲ シ = 旨 ル 力 資 \equiv タ ル ハ 旨又動 断 シタ 付 旨 ル 裁 タ 七 シ 糞ク又 V ル ル 証 判 干 =示 機 長 コ拠 卜 T 人 ハ 1 \vdash 1 本 要領 単 明ナ 犯行 説 ザ デデラ 証 F 1 コ 出 レ ラ反 精査検討 火 説示スル バ ノ関係ニ付 犯罪二 前 ガ 存否 被告 後 1 動 ス 其 記 人 = ニ当リ犯行 ル 所 1 以ヲ要セ ズ 行為 説明 論 = 証 = 徴 裁 ノ如 拠 二依 判長 シ テ ハ シ こズト 無価 明 丰 タ 1 ハ陪審 瞭 ル 動機 説示ヲ為シタ ル モノ ナ 干 シテ被告人 リ其 ナ ニ関スル $\stackrel{'}{=}$ ニシ IJ 1 一非ザル 評決 1 1 縷説 他検 テ 証 二不 ル 証 示 ス 世拠ヲ逐 事 コト コベトキ 拁 以 利 ハ 1 事 何 テ 有 信 ナ ヲ 確実け . 等 所 罪 否 主 説示 責 = メハ 得 張 関 明 ヲ ル Ė ス シ 有 V 為 ル証 テ ドノ

護人坂東米八上告趣意書

消 S ル シ 方 百 = タ 彐 所 入 告 セ 際 下 兀 一其問 セラ 自己 遅延並借 更 北 ル IJ 有 ラ 旨認 新 該保 動産 同 側 */*\ シ ハ 破毀ヲ 実兄 一番 V 軒 ニ於テ被告人 ノ住宅ニ延焼 右 定セ 険 タ 下 = 金 公 付 Y 阪 ヲ = 1 免レ 為 棚 IJ 返還 S 義 判 ヲ Y 1 ヲ Ν 右判 定 二於 Ŝ 得 Н 肯 X 1 サ ラル ヺ 簡 遅 正 定 ス 二在 ル 正方住 易 滞 方 ケ 宅 ス 決 シ ハ モ 昭 セ 火 住 ル ル ル 1 \sim 1 タ =認定ト)リ裁 和 弁 宅 ル 場合ヲ予想シタ キヲ想起シ茲ニ 災保険株 ナリ 宝ヲ焼 竹籠内 ーラサ ハ明 十六年四 北側 目 ŀ 判 千 為ス 的 問 燬 書卜 式 軒 ヲ 力 シ 百 ス 月二十· 会社 ト同 新聞 シ同 下 ル 判 ケ ヲ \exists 答 口 チリ ル Y S 紙 対 時 IJ ナ \sim = 家 \vdash 7照スル 保 火 於 一二万 及 六 記 ヲ = 八日午前 義正 険金 ボ 載 事 北 採 燐 ラ ケ シ 一自宅ニ 騒 ル ス 隣 ナ 七 口 4 \vdash 切 ナ シ = 三 ヲ シ シ ヲ = 発生 更 問 住 千 テ 書 ナ = ル 零 テ 書中ニ 宅ヲ焼 IJ 燐 自 時 = 円 言 テ 正 = 更新 ノ 延焼 应 セ 渡 Y 4 宅 方 ハ 十 火災 ヲ = シ シ ヲ 、以テ点 分頃 延焼 力 記 ハ 燬 シ 宅 シ メ タ 判 保 タ テ = セ ヲ =載 ル X 公判 製造 セ 大 決 ン 険 ル セ タ 阪 契約 IJ 場 テ 火 シ コ 1 \vdash 之二 ニニ於ケ 合 方 シ = = A 市 如 ヲ締 タ ル 浪 ク被 ヲ 下 ハ ハ =予 依 ル 目 速 決 請 其 シ 家 区口 ル 告 意 結 テ 理 IJ 七 的 シ タル テ 直 被 ヲ以 シ居 問 由 = 人 シ 書ヲ見 テ 告 見 =力 1 午 テ ハ 発見 テ 町 放 放 椅 人 シ 被 ル レ 千 Y 火 火ル 子 テ カ IJ

見 1 頃 シ 消 之 中 北 想 シ ス 三千 スモ 火 = 間 方 起 株 為 ハセラレ 燐 阪 ル \vdash 1 \equiv 軒 シ 式 ス所 ハ 新 旨 同 茲 ナ 7 숲 1 \vdash 円 下 \exists ý ラ以 シテ 社 時 聞 = '二自宅 保 示 紙 材 タ \vdash 日 テ点 木其 家ナ 区 与 兀 シ 険 ル 保 = 1 宝二延: 至 タリ 金 為 枚 険 万 デラ受取 ラ 同 火 及 ル 金 自 ヲ 、シ忽チ右 三千 布片 サ 聞 ル 人 他燃 Υ IJ 焼 方 S 所 紙 レ 人 宅 タ 板壁廂 /等若干 シカ 由 セ 及 書 ル 円 =ル 火 百 モヘ タ 正 七 ホ ハ 1 左 右 キル 事 新 火 口 X - ヲ差込ミテ放-災保 事 騒 積 住 \vdash 聞 ナ 切 コ 等 シ 如 実認 ラ起 紙 宅 IJ = キ 1 タ 布片 F シ **ヲ**ハ 険 ル _ ヲ 既二 部 シ下請 想起 焼燬 4 定 契 方 ラ燻焼 竹籠 約 Y 被 ヲ 1其所有 基礎 以 チ S 告 シ セ ヲ 1等ヲ燃 テ点 義正 テ シ居 火 予 設 締 Δ シ モ 判示 シ テ タ タ 1 ~ コ ハ タ 方 昭 動 IJ 準 タ \vdash シ 自 三於 シ 住 再 産 タ 焼 備 和 Y ル ル = ヲ 在 宅 + 陪 S = ル = セ ヲ 棚 六 止 ヲ 審 義 付 シ 為 上 意 ル 力 子納 三於 二重 干 正 契 7 メ シ シ = ·四 月 方 約 꾶 問 タ 同 直 日 所 テ 二十六 ネ ル 日 入 並 住 ス シ 宅焼 置力 モ T 間 判 側 IJ 並 モ 告 タ 燬 H = 軒 財 1 発見 返済 ナ H ル タ 下 7 午 目 ク 力 陪 ル 1 Ν 義正 遅 零時 Y 険 前 Η ヲ ヲ遂 附近 契約 遅 滞 個 頃 ラ 簡 S シモ セ 時 等 兀 右 下 1 ル ヲ テ 決ニを基解 ラ +正 兀 ケ \equiv 竹 義 \sim サ発分籠 正キ +

審 力 而 焼 トスレ 正 ス 法 産 主 方 ル現 火 張 セ ル \nearrow = \vdash 災 於 シ サ 力 目 = = 場 セ = 1 火 テ 保 ラ ラ テ 同 ル 的 ヲ達 災 模様等ヲ モ 家 丰 険 \sim メ レ 示 \exists コ プヲ起 テ 金三千 力 = 陪 ラ与 告 Y 1 ラハ 審 IJ ス ス ハ ヲ 動 カ テ ス (1) ル サ 力 タ 問 t /之ヲ決 Y S 由 考量 テ 茲 機 円ル ラ シ 険 ラル = L 力 ヲ ト ヲ シ 義正 於 シ フ 金 ス 自 ナ ル 極 之 コ 宅 テ キ テ コ メ ス ン 口 \equiv ス = テ重 方 之ヲニ 第 1 1 対 = = ラ 答 回 延 1 コ = = V シ ヨリテ達を 焼燬 ロニシテ 決ス被 タ 申 焼 ハタ V テ タ 陪 シ セ ヲ メ ルリ ルハ シ 審 告 = タ シ \sim \exists (1) コ _ ۱ (2)ク = 人 」 ト云 \vdash ハニ於テ 斯 ス 之 ル E シ 力 子 クテル -ヲ 説 シ右 告 動 ル 目 シ セ テ 申 ヲ 入 七 示シ 上上 遅 ラ 動 裁 前 放 ヲ 方 モ ナ シ 以判 IJ 記 (2)火 延 タ 判 \sim 告人 アラ為 ĺ٠ タハ ナ 長 居 並 ル 長 ナ テ ノハ ル次第 芸 借 ハ 延 動 上 キ三名ヲ 七 云 「被告 焼 機 告人 力 ス フ 財 コ ガセシ 放 返 々 へモ 1 ナ 示 ・ス・ ラ 方 火キ 還 ナ ヲ 定シテ 居宅 IJ メ シ 原 = 人 ハ シテ 而 弁 タ 因 ル ハ ン : テ \vdash IJ 人 ナ 子 モ 書 \sim シ シ 上告人 延焼 シテ テ IJ 裁 Y 力 ヲ ヲ テ 与 (1) 否 シ 放 判 力 Υ ス 力 ヤ否 由 S セ ノヤ 長 火 断 ル \sim ル 如 延 火 目 T 為 シ ナ シ 1 事実ヲ シ放 的 及 ナ ル 正 L t 第 メ タ 方 其 丰 モ タ 火 **一** (2) リ 丰 コ ル ハ 住 Ĺ ヲ ニ Y 動 並 七 コ 口 非 宅 モ 断 S 認 機 = \vdash \vdash シノ ノ スヲノ定サ義定方陪動 テ ナ

言 定 合 テ 力 ナ 7 云 \equiv 放 リ 其 又 ラ IJ _ 上 ス セ ル 到 フ 附 火 V ハ ス ニ在 シ 以 否 トノ シ = タ 上 支持 Y 定 タ 外 ス 告 感 方 1 VS ドモ 事実ト 一途ア 何 シ = シ 得 延 考 力 正 七 焼 事 Y 方 ス 実 = S セ 否 七 住 ル = モ 義正 定 ヲ サ シ 宅 ル 非 事 3 ル セ Δ ヲ ス 本件 ヲ得 実 定 方 ラ ス ル イ ル 認 況 ル 燬 ヲ 目 コ ス 焼燬 T 再 サル タ ス ル ヲ ル 火 陪 = ル \equiv */*\ ヲ自 へ至ヲ = ス 審 ナ アラ 員 ル メ ル 宅 為 モ 要 \sim ケ 力 之陪 前 丰 サ = ン放 ル メ ラ = 二判 記 力 力 火 焼 審 問 即 T 故 シ 1 テ 言 = セ 示 書 員 = チ タ ハ 外 = ル示 ヲ シ 所 問 険 テ 対 ナ メ t シ テ シ 書ニ ラ 金 到 タ \equiv 放 然 ス 詐 一 底 対 何 点 険 火 IJ 取 金 シ \vdash 其 ナ シ =テ然 ヺリ ヲ タ 答 為 モ 止 ルル 果取 ル申 メ メ 七 得 IJ 日 シ 審 タ シ ナ 力 =セ タ IJ ヲ 又ハ ル ナ 然 サ ン 肯ルハ 恐 シ 七 テ IJ ラ コ 定 Ŧ ル ル 1 モハ \vdash シ 1 ラ \sim テ ク 굸 \vdash = ス シ フ ヲ タ ス 1 ル シ \vdash 倚 コ 蓋 信スにシールクラ 1 ル \vdash シ ハ 肯 へ 若 \vdash ヲ

ナ 審 T 人 = ル ヲ以 判長 コ ヲ テ之 1 記 = 之 尤 セ シ ラレ 依 保 原 タ = 険 判 ル レ対 ア 金 コ 右 バス 住 陪ル 七 ヲ = \vdash 宅審ハ ハ明 所 ナ ラ ル 焼 ル 論 被 放 燬 告 ヲ ベ 1 丰 如 申及 以 ス 人 コ ク テ ル ガ 被告 陪 = Y 原 至ラザ 審 S 義 ヲモ 判 シ 人 想起 正 ハ答 テ 1 万 方住 判 IJ 認 申 シ 定 シ 示 自 犯 宅 テ 原 シ タ Y 宅 判 罪 ヲ タ S = 事 焼 ル 決 · 実 ヲ 二過 燬 延 Ē 焼 認 ス 肯 定 ルハ シ 住 事実 定 為 ズ タ 宅 ル シ 之旨 場合 原 三大摘 ヲ \vdash 焼 判 燬 間 ヲ 録 ハ 予 又 セ 放 = シ 何 右 テ チタ 有 ン 無 契 築 1 タル コ 約 1 同 1 ルガ =ヨヲシ モ 如 齫 _

二何 実ト 相違スル旨 差異ナキ 非難 モ ス ナル ル ハ ヲ以テ 当ラ ズ論 ノ点ヲ捉 ハ ヘテ陪審 七 理 由ナキ 評 モ 議 二付 ス タ ル 実

开護人鍛治利一上告趣意書

提 資 判 再 ス 審 モ 弱 点 ヲ 長 ル \sim 断 評 シ 審 ナ ハ 之ヲ不 日 ラ 正 結 = 此 ス元 \nearrow 前 決 付 果達 我 裁 ス 丰 ス 判 提 蓋 来再 陪 其 ル サ 断 判 彐 裁 IJ シ 判 要 セ 所 シ \vdash 途 之カ 法定 ラ = ア サ 陪 日 メ 1 所 ラハ ル ン 審 放 IJ ヲ ス 恣専 解 意見 ハ陪 テ再陪審 \sim 1 ノ 之 ア ケ カ 評 決 ス = 第 = タ ル 決 断 策 ヲ ラ \vdash 審違憲論 Ť 資 示 ル 力 = ヲ是 力 1 \vdash 斜 在 元 ル セ モ 力 相 シ ラ 結 ij 相 認 テ 反 ヲ 1 = 之 論 換 Ĭ ナ 述 反 シ 他 シ 件 ラ資 言 攻 タ 充 IJ \vdash ス タ タ タ 1 サ ル シ 反 ル 陪 ル ヲ ス ル ル ル 場合 証 テ V 対 V モ 審 ヲ モ 拠 ハ ハ 1 丰 示 = 再 答申ヲ 資 裁 = 評 = 1 生 テ 料 裁 非 裁 陪 判 = ル 再 ス シ 審 所 判 判 力 到 審 ス ハ = タ 陪 = 裁 附 為 員 ハ 所 所 (ヲシ 審員 ル 前 顕 É 判 判 ス メ 陪審廷 タ 所 出 シ 官 陪 = ル = 力為 ロセラレ テ其 タ テ コ 審 ル ル 評 判 ケ シ =評 所 制 決 評 = ラ テ シ 1 相応 顕 タ タ 決 決 セ V 下 シ ソヲ無視 出 ナ シ ル タ = ヲ 場合 資料 シル 内 セ 拘 Δ ル 力 渦 ラ キ 束 出 モ 色 彐 力 \sim 丰 ĺ セ合 去 不 セ = セ 態 タ \equiv ラ 裁 七 タ 彐 シ 理 \vdash ラ 的 ル ル 事 的 ナ レ ル 判 V X ス ル 規 = 実 タ 他 判 定 由 共 1 1 所 ハ \sim ゚゙ヺシ 合 ル 굸 同 1 丰 ナ = 来 ヲ 断 V 陪 理 様 ヲ モ \vdash = IJ ス ハ 的審前 テ モ非 ノ サ 出ス 1

被 F セ 因 Y S 名 旨 告 G 入 ン ル S Η 1 決 ス 庄 人 1 モ 3 定 ル 1 ハ 遅延 \exists スル 上 ヲ ヲ ル ル 1 ハ シ t ヲ IJ 出 告 タ \vdash テ 被告 秀敏 ラ予 ス 火 =テ セ 而 = ス 現 テ ス タ 使用 シ = メ シ 方 認 シ テ 大 ヲ 七 ハ 状況 = 被 = 容 テ 採 ヲ 部 何 付 シ 売 Τ Ν 用 証 ハニシテ右 タ N 7 ヲ シ = G 交 IJ タ = 中 審 力 幸吉 渉 淺 取 三名 ヲ為 ル 明タル 状 事実 IJ ヲ 吉 消 力 七 公 ノ 受ケ = 判 ヲ 証 */*\ シ \vdash 名 ラ ス 被告 ス N 却 云 = Ο ル =ハル 翌 日 ヲ 告 Ν Τ 下 フ ル 建三 証 者 ナ =ス シ 人 テ スニート 遅 秀敏 関 ル 人 = 自 名 ヲ 郎 妻ノ 延 ラ取 ス \vdash シ ヲ 産 認 ニハ 子 七 シ テ ヲ コ テ間接 於 名 容 職 却 調 Υ 伯 ヲ 下 $\widehat{\mathbf{Y}}$ シ 口 S 相 父 人 下 テ 1 下 \sim シ \vdash = ニシ 事実 被告 Y 請 証 少 = 次 K 等 タ シ S秀敏 限 公 セ 人 タ ル = ハ何ー テ 並 人 シ 訴 ル証 職 ハ ハケ ス 方 ナ 実 = メ 事 七 本件 告 告 = 1 タ レ 実 S ヲ 雇主 を 到 ルモ ナ シ D */*\ ナ 力 支持 ·発 生 注 上 喚問 周 IJ 力 IJ ツ テ 告 テ仕 ニシテ 文 ギ 後 T \exists 者 人 右 \equiv セ ス ヲ 事ヲ為 ニーシテ ニシ ノ サ 三 日 ル 本件 後 弁 ル唯 名 隆 前 同 証 セ IJ テ 解 =椅子 主張 於 シ 発生 力 方 Y ヲ シ = ノヽ クラサル タ ケ 証 S ル = = 金 ル ノノ ヲ 問 ル ハ 借 テ 被 事 前 _ 明 ル 巡 テ 火 ヲ ナ 1 ス シ コ 実 日 部 =下 新 = 告 ニニリ 杳

底 \equiv 主 ヲ 交 破 ナラ ナ 其 Τ タ 何 日 ル 毀 ル 所 問 力 ヲ Ι Ť Ź 以 ヲ ス 合 =タ 以テ 免力 公 ラ知 ル 名 = シ 判 会 決 却 1 二於 ラ 定 レ 何 下 サル サ 七 カ ヲ 1 不 =シ コ かテ取 1 シ 家 タ ル ル 可 ニモ モ 証 乍ラ 屋 ナ 調 拠 t 丰 ナ 非 \vdash フへ 決 陪前 理 IJ 信 [審員 サ 定 人 記 シハ ス ス キル 力 各 Ν ル <u>}</u> 証 実 D 能 ナ ハ 証 証 拠ヲ取調 リ 果 公 エフニ在レ サ 辰 ヲ 人 力 ノヽ 判 ヲ 三 サ ル \equiv シル = 却 郎 ル テ然ラ 於 下 モ F ナ ヲ セ IJ 1 デ IJ \sim ス H ド サリ \vdash 愛 次 初 ル Ν モ $\widehat{\Xi}$ 力 ハ セ メ = ス シ テ 如 シ原 ン ハ Η タ ル 判 又 丰 何 必 力 Τ \exists モ 公 要ヲ 再 干 V ハ トハ 判 陪 七 太 1 審員 陪 = 郎 ナ 云 於 フ 権 ハ テ 力 \sim 1 乍 = 意見 第 ナリ 告 -ラ 最 ク 判 1 3 九 手 訴 ヲ \vdash 力 モ 五. 賃 = 訟 左 ス 重 右 非 資 斯 要 ノ ニス セ カ ナ セ 違 神 有 \equiv ンルル 背 接 1 住 = 証 \vdash 反ス スス 宅 確 人 Ν ヲ ルル 1 淺 モ以新 家 丰 吉

裁 由 手 メ 新 テ 判 ナ キ = 公 所 ガ 干 拘 公判手 束 手 陪 セ ラ ヲ 1 答申ヲ不 ル = 匕 事件 モ デ ラ他 当卜 取 = 調 ズ従 ベ 1 ザ 陪 Δ アテ原 審 ル IJ 1 審ガ 評 + \vdash 議 ス 更新 二付 陪審 ル モ アスベ 前 所 ノ 公 キ 判 モ 決 如 丰 手 1 定 違 続 = ヲ シ為 三於 法 テ ア シ デ取 此 リト 全 ク 1 場合 調 謂 ヲ為 ナ フ 何ル ヲ 得 等 シ 構 ズ 従 タ 来 ル 旨 証 下 公 = ハ 人 判改 玾 ヲ

コ(イ)ル 同 分 尚 問 ホ 告 五. タ 書 レ 人回 = 於 カ公 テ 本 判 … 自 件 調 険 金 放 書 火 F ノ コ 分 ノ閲 犯 ス 行 放 ル ハ 余 火 ヲ = 自 ij = 原 重 白 \exists 審 キヲ置 セ 裁 IJ 自ル判 岩時の 力 サ 焼 其 陪 1 審員二 IJ ケ 動 シ タ ル機 暁 \vdash 対 \equiv シシ */*\ テ 示 証 保 供 シ 険 述 タ 金 セ 要 ル コ ル 領 得 処 ヲ 明 ラ 1 説 カル シ示 ナ ルテス

異 = 保 ハラ ハコ 全然其 ド ス 力 ウト 該 険 コ 口 ヲ 金 ヲ換 ラ 調 ナ サ 芸 モ ヲ IJ 判 ハ 自 取 卽 フ 言 1 目 体 得 = 力 ス チ 1 的 原 シ 如 スレ タ 丰 示 1 記 ル 審 ル ハ セサ 載 保 七 コ シ T 持 \vdash 険 = タ ij テ 原 ヨ モ 金 長 ル ハ 力 シ 目 Í か保 ラ V ヲ ハ カ ハ的取 説 コ 如 険 示 ク 金 1 ル 単 険 コ シ = ヲ = 金 = 力 七 \vdash \exists 取 彐 力 ヲ シ シテ モ = ナ 入 タ セ 保 余 フニ IJ ル ル 目 卜云 IJ \vdash ア コ 的 険 ラサ = 重 金 ス ラ シ \equiv キ フ ヲ ルハ = ヲ置 コ 自 タ ハ = \vdash 白 ル 趣旨 ニハ シ居 IJ コ 力 \vdash ヲ 此 重 サ ナ リタ ラ肯 キ 毀 証 = 供 IJ 力 到 ヲ 置 述 シ 力 =定 ル 1 テ シ シ ヲ ヨ 居 云 モ コ ス 力 反 A ル サ フ セ フ ラ 意 \vdash ス ハル ナ 保 味ト モ ナ シ 大 ル 当時 険 モ ル 1 1 1 金 Ŧ ナ 云 ヘテ ス ラ取 保 IJ 相 1 フ フ モ 芸 Ĺ 異 険 ナ 七 = 云 告 IJ 1 ス 在 金 フ ハ ル コ ヺ 然 サ 人 ナ ル IJ } 7 ト取ルハ ル V \vdash テ

判 ヲ ス = 説 対 ツ テ 示 コ ス 証 ル 予 拠 同 |趣旨 1 説示 判 1 ヲ為シタ ハ 供 理由ナキ 述 強 ヲ 制 為 処 ĺ 分 シ モ タ = ル 於 ニシ 旨 ケ ノル テ 記 訊 載 問 証 ア 調 拠 ニル 書 コト査 非 ザ ル明ス モ ナル ルニ ヲ以 ヲ 被 告人 証 テ 拠 原 ガ \vdash -シ テ 裁 所 論 判 説 = 長引 示 シハ用 此ス タ ルノル

上 公正 述 力 テ 又 モ \sim テ ラ為 印 実 丰 ス 事 素 ス ナ ナ 彐 如 至リ 予示 IJ 丰 力 ル セ シ コ ル 審判 次 法 ₹E ラ \exists 力 証 口 いテ之ヲ リ云 ニシ 故 拠 T 二斯 テ <u>完</u>三七 為 実 フ = ヲ ツ モ既ニ 、之ヲ以 決 而 シ T = ル 々 予審請 単 意 テ 衍 モ 尊 頁 キ ナ 強 タ テ当該 敬 程 調 検 モ ル 示 力 求書 度 事 蓋 ス ニ於テ . 書 ヲ テ シ = ハ 論告 公判 事実 ア 裁 ヺ 1 判長 記 判 ラ ヲ為 ス 載自 サ 定 ハ ス 1 ハ 此等 次 シ実 カ ル 劈頭 証 ル = 七 ラ 批 テ 拠 体 ナ \exists モ予審請求 判 1 =1 力 IJ (牧 取 者 ナ ス デ 見 二乃至第 ル 判 = ヲ求 公 力 ス シ 1 = ノ 1 \exists 訴 如 対 正 ア リ陪審員 当ナ ヒ 事実 + L 象 士 ナ タ ス タ 改 ル 五. テ ア ハ リ 未 訂 ル 説 1 本 旨 モ 糾 ヤ否ヤ 末 シ 証 拠ヲ俟テ 事訴 意見 テ = タ ヲ ハ検 =1 於テ 予審 顛倒 関 批 耳 ス = · ヺ 証 訟 事 タ ス ヲ 法 = ヲ 的 コ ハ ス 態 強 始 載 求 力 ル 度 八 ク被 書 モ X = テ シ ヲ ヲ 求 ヲ \vdash テ 兀 書 失 疑 同 是 丰 ナ 頁 ル 事実 趣旨 書面 及 認 判 小 テ ノ ハ V セ 定 野 = ス ハ ル 1 ナ ラ ス 博 = 乃 陳 リルル 士シ ヲ モ シ 至

ガ ル コト ヲ 力 セ ス 論旨 タル = ヲ 由ナキ = ス IJ バ ル \vdash シテ \equiv \vdash 口 ヲ 訊 知 ス 調 シ ザ カ ル ル ス コ ル \vdash 干 干 共 ヲ = ヲ 予 証 ル 拠 <u>|</u> 干 テ 求 判 書記 テ ナ 説 三於 示 載 デ予 テ 公訴 ル 審 違 事 予 判

末頃 丰 困 造 学童用 下 難 業 \exists 二下 動 シ Ν = ヲ 六 陥 テ Ν 大 淺 阪 請 $\stackrel{\neg}{\sim}$ IJ 3 力 保険 ヲ為 次 市 雇 吉 居 所 ン 各 第 浪 日 ル \exists チ 金ヲ取 日 意 シタリ該請 IJ = モ 速 IJ コ /同年四月 借 1 旨何 区 二百五 如 ナ 財ヲ重ネ昭和 クナ ル 得 Υ П 着手遅 モ 力 町 ヲ ス 数年前 ラス 理由 負 ル 代 + 正 兀 |脚ヲ同 百口 同 九 目 タ 延シ又使用 金 ナ デ以 月 日 的 + ヨリ営業不 二十五 宅 彐 六 = モ 月二十 天長節 年四 出 テ テ 一番 = 苦境 テ 1 月 因 日 ス 二同 頃其 ヲ 七 方 ス ニ至リ遂 上 ルル 日 凌 ニモ 1 加 逃走等 市 迄 家 力 七 = 1 フ 額三千 同 ン = 東 屋 サ ル 三右 二家族 自 組 区 ナ 月 \vdash ヲ ル = ル ラ 宅 = 欲 1 賃借 コ現 4 因 シ ヲ 円 \vdash 三月 南 タ IJ 了 = 原 上ニ達 ン 手 ル テ = シ 西 チ 国民 者 妻子 幅 不足 トテコ同 テ カ ル 死 学校 六 ヺ シ 人 口 来シ 他 方 発 タ リ 恰 j = = = シ 而 仕 納 於 7 シ 事 テ サ タ モ 入 七 タ 定期 使用 資金皆. ラ隔 返 IJ = ス 同 ス 年三 モ 妨 ル V グケラ 生計 ヲ Y テ 限 確 ス ハ へ 月 テ = === 約 製 S

応召 知 其 シ 其 ス 五. 力 歳 = 兄 五. IJ タ メ 口 他三男 「シタ為仕 年二月 ニナ 金テ 五 Υ 実家ニ帰 一借受ケ F カ答三男四男ノ二人 問怎ウシテ借金カ ノテ ル ジノ様ナ 機械ヲ買受ケ 長男 努力 力 匹 ス 頃ニ三ヶ月程病 ハレテア 方 同 事 リ費用ヲ使 男 独立 = ル子供 時 力旨 状態 シ \exists 判決事実理 テ其 支出 IJ IJ = 応召 I ク 行 十四四 テ $\frac{1}{\sqrt{1}}$ ハ借金カ 7 ヲ 7 死ナセタ シ シ 出 歳 ス 実兄 シ 力 E メ 力 ナカ タカ テ 来 気 7 ル = 其 デ サ シ ル ナ Υ = 製造 テス を寝り 其]製造業 ツ タ 増 1 在 S義正方 ル IJ 次男義 タ様ナ事 問 他 1 ~ = 借金 テ行 業ヲ 養母 三私 シ ナ ・ツタ グラ始 テ金 タ 家二 テ覚エ 仕 ヨシ 1 ケ 臣 方 タ 当要シ 実父力昭 カア 支払 業 供述 テ金 及本件後 ス 事 ノ メ ハ ル シテ 家族 木 力 二因 ラ払 答家内 私力 不 記 ツタ 力病 ル タ 7 思ツテ 答家 事 気 和 ル E = \exists ア]力体 カ答ア グヲシ 職 実 + 様 其 出 ア 力 更 直 = T 年 テ 1 生 内 力 為資本 力弱 IJ タ T K 其 二 シ Э 事モ ヘツタ IJ <u>二</u> 月 S タ女 実母 力 マ ヲ ル 家二 商 ナ 7 ス ク Τ 和 長男次 ス 昭 ノ子清 T ル =ノテス問 工 力 \exists 五 眀 無尽 無ク 六 白 ク ナ 和 家内 ニ入リ 他被告 力答左 ナ 子 金 ナ 男 IJ 子供 应 リ私 次 告 ヲ入 力 職 IJ 人 年 病 六 ラ 六 様 タ ハ 方 ハ 五. ラ ハ 業 其 何 百 ٦ モ出 ヲシ 家賃 月 テ テ テ 在 職 ス 人 円 本 原 七 1 T デ行 家 昭 為 亡 借 シ 好 = 五. IJ 年 処 タ ル 庭 方 力 和 高ク IJ IJ テ 年 7

般 力 機 ス = ル テ 不当ノ 果シ 本件 至リシ K ニ拘ラス約定 力保険金騙取 彐 古 レ リ消 情状ニ鑑ミ 七 空果物籠等トテント テ然ラハ本件 ハ僅カニYS義正方 ノ為之ヲ乾燥 シ止 モノ 判 ニシ メラレ居リ其 レハ 1 굸 · テ原 ス 期日迄ニ完成セサル 如キ悪質ナル意図 フ 原審力 ヘク カ未遂ニ終リ居 サル 判 -ヲ焼燬シ 決 コ 上告人ニ対 ハ此 ノ被害僅 口 ヘカラサル 材 情真ニ憫 料 ノ 置場ト 点 タ ッルコトノ申訳、凶二出テタルニア 二於テ既ニ破毀 ル レ 少 ルコト シ懲役三年ニ処シタ ニシテ近隣ノ ニ至リ之 ノミニシテ家屋自体 諒 ナリ居ル ス 上告人 力為 ニアラスシ 家外 ノ ハニ真ニ ラ免 クナラ メ 実ニ ハタサ 二備 力 同情ス テ其 セ レル 工 = ス \sim 不知 延焼 ツ 日 ケ 時ヲ要シ 請負タ スル ノ 間 ノ量定著シ シタルモノナ へキ情状アル = コ タ ル椅子 消火 又新 ル ナク コ ク過重 シ ス 組立力 上ニア ル コト 容易 タ ナ ヲ 芸 コト ル リ幸ニシ フニ在 エニ失ス モノ =其 起 -等 諸 其努 (ノ動 義正 、 リ タ ス 1 \vdash

量刑 記 |刑甚シク不当ナリト思料スベキ顕著ナル事由アル||録ヲ精査シ所論ヲ検討シ其ノ他記録ニ現ハレタル ル諸般 モノト認メ難シ論旨ハ理由 ノ事情ヲ参酌考量ス ル モ ナキモノト 原 判

以上ノ 弁護 人坂東米八上告趣意補充書ハ期間経過後ノ提出ニ係ルヲ以テ之ニ対シ説明 理由ナルヲ以テ刑事訴訟法第四百四十六条ニ則リ主文ノ如ク判決ス ヺ 為サ ス。

検事岸本義廣関与

昭和十八年七月十六日

大審院第三刑事部

裁判長判事 三宅正太郎

判事 神原 甚造

判事 江國 龜

コト能ハス 佐伯 顯二

裁判長判事 三宅正太郎

判事伏見正保ハ出張ニ付署名捺印スル

右謄本也

和十八年七月十六日

大審院第三刑事部

裁判所書記 野村義太郎 印

六 新聞報道に見る陪審公判

大阪における陪審公判(①事件~颂事件)に関する報道を収録した。 『大阪朝日新聞』、『大阪毎日新聞』、 『大阪時事新報』および 『大阪新聞』 を中心として、

院長、 活動 法記念日に らびに陪審法施行後の陪審法実施状況に関する報道なども収録した。 それに加えて、 大阪 陪審法の解説、陪審法廷の構造、 地方裁判所長、 天皇が大審院、 陪審法施行に先立って行われた司法省による陪審法の実施に関する宣伝 東京控訴院、 同検事正などの陪審法施行に関する談話、 東京地方裁判所に行幸した状況、 陪審模擬裁判、 昭和三 (ユニハ) 年一〇月 司法記念日行事 司法大臣、 日日 大審 の司

フィルム版)によって予備調査をし、 阪本社版)で行った。 なお、本調査の前に、国立国会図書館において、大阪朝日新聞 (マイクロフィルムによる大阪本社版)、 本調査の補充調査は、 広島市立中央図書館において大阪朝日新聞(マイクロフィルムによる大 大阪毎日新聞(マイクロ

- (注2)現存している紙面は、陪審公判の一部を掲載したものしか残っていないものが多く、陪席判事名、 などが欠けていたりして、資料としては不十分である。②◎事件は僅か報道1件、⑩◎②事件は報道2件、②②③事件は報道3件し か残存していない。なお、判決が欠けている事件は、 『法曹会雑誌』の記事、『陪審公判始末簿』などで補充した。 弁護人名、 論告·求刑·判決
- (注3) 本稿では、 に配送された。したがって、同一日付でも、夕刊の報道が朝刊よりも時間的に早い記事となっている。 朝刊・夕刊の区別は表示しなかった。夕刊は、紙面上段欄外に表示された日付の前日に発行され、 翌日の朝刊と一緒

なお、新聞記事は、人名を除き旧漢字は常用漢字に置換えたが、仮名遣いは原文通りとし、 句読点を付加して読み易くした。

1 陪審法の実施に関する報道

昭和二 (1九三七) 年

廿七日には大阪地方裁判所主催で新築される陪審制の法廷「大阪毎日」昭和二年四月一四日

講演会が開かれる

豐島大審院部長、赤羽司法書記官の講演のゝち、 六時から、同裁判所が主催となり、 新築に着手する。 民衆相手にかゝる講演会を開くことは、 陪審制度実施期もい なほ、 よくし迫って来たので、大阪地方裁判所では、 各方面に講師を派して右趣旨の宣伝に努めてゐるが、 大阪中之島公会堂で一般公開の陪審制度講演会を開き、 初めてのことである。 活動写真の余興をも催すと。 近く陪審制度の法廷 廿七日

2「大阪朝日」昭和二年四月二六日

陪審法の講演

豐島、赤羽両氏来阪

- 94 -

二十五日来阪、 法曹主催の歓迎会に臨んだ。 部に対し、陪審運用について一場の講演をなし、 陪審法講演のため関西地方へ特派された、大審院部長豐島直道氏と赤羽法務省参議官は、 直ちに大阪控訴院を視察して、午後四時から三階高等官食堂で判、 同六時から中央公会堂における在阪朝 検事全 野

と検察局主催の陪審裁 両氏は、来る二十七日午後七時から、 判 \mathcal{O} 講演会 (映 (画付) 中之島中央公会堂で開かれる、 で陪審の講演をすることになってゐる。 大阪地方裁

3「大阪毎日」昭和二年六月一日

司

少し作りか 七之助氏らも交り、 部三十番大教室で、 中には元大審院判事三淵忠彦、元三井物産重役荻田延次郎氏らの外に、 東京弁護士会総会では、 判事、 へたもの。 陪席は潮、飯塚両地方判事、検事は岩松地方次席検事、陪審員は十二名 明年九月から実施される陪審法による模擬裁判を開い 事件は第一審無期、 裁判所側の応援を得て、十九日午後零時半から、 第二審無罪の判 決が与へられた殺人被告事件 た。 運送店の 裁判長に 帝大法 を、 内田 は

じめ、 から 所長、 模擬裁判とはいへ、 り判検事、 吉益同検事正、 横田大審院長、 弁護士、 学生ら傍聴者約二千名 最初の催しではあり、 磯谷同部長、林前司法次官、 森前橋地方裁判所長、 棚木同検事正、 模範的に行 和仁東京控訴院長、 ふといふので、 猪俣千葉検事正、 濱田 今村東京地方裁 司 その他各 法次官をは 地 判

後一時、 商売言葉を出して「被告はく~」といったりした余興入りで、 まですべて本物、 かくて定刻、 よノ 中川孝太郎博士の開会の辞、 **〜**開廷。被告および証人は、 妙齢の美人であるはずの証人が堂々たる有髯の四十男であったり、 弁護士の扮役、その他は書記、有馬忠三郎博士の陪審々理の説 説明があり、 廷丁、 鑑定人 時々

が 事件は、 近 0 小林房雄妻芳子と関係あるを、 昨年八月廿三日払暁、市外代々木山谷三五運送店雇山川清 (三〇) 妻さよ (三八) に発覚されたので、 遂にさよを手拭 (室岡弁護士)

で絞殺したといふ殺人事件、

が つ約束であったといひ、鑑定人三田医師は自殺とも他殺とも断定は出来ぬ、と述べて審理弁護士)は、隣室にねてゐたが聞かないと述べ、小林芳子(八木弁護士)は、清と家をもい/\」といふ声、続いてばた/\といふ足音を聞いたと述べ、さよの母平野くら(園部 終ると、 被告は、殺害せずと述べ、 証人同居人東原昇 (渡邊弁護士) は、真夜中にさよの \ \ \

返 士は、 た者は誰か、 らひたい」とて、被告の動機を説い し、「良心に従って裁断されたし」と回答を求めたので、 岩松検事は、陪審員に向ひ 検事の論旨を駁し、最後に裁判長から、被告、証人の つまり他殺か自殺か、 「本件は先づさよの死は、 次ぎに若し他殺とすれば、 て、極力他殺であると論告すれば、大井、秋山両 自然の死か否か、次ぎに首をし 陳 述、 誰の行為なるか、考へても 検事の論告 要点 を繰 弁護 8 n

- 96 -

言渡をなして、 で無罪が確定、裁判長は陪審法九十七條第二項に基づき、 陪審員は別席退き、三淵氏を委員長に推し、秘密会議の結果 午後六時閉会した。 犯罪事件構成せずとて無罪 「然らず」 \mathcal{O} 回 答をなし 0 た

4「大阪朝日」昭和二年六月二九日

陪審模擬裁判

けふ天満八千代座で

大阪

谷、 ずで、何人の来場をも歓迎すると。 人会長といった顔振れで、被告には松竹の新派俳優峰山 四時半から、 検事は溝淵、清水の各弁護士、 北区天満 八千代座で、 陪審員は、北区内の府、市、区会議員、衛生組陪審の模擬裁判を開くこととなった。裁判長に 北区内の府、市、 雅行、 女優和歌浦友子ら出 衛生組長、 は軍押

「大阪朝日」 昭和二年八月一九

堺で模擬裁判

太郎および山村公男氏の陪審法に関する講演がある。 擬裁判を催し、 ったもので、被告人として俳優峰山雅行、 大阪法曹新星会では、陪審法普及宣伝のため、 一般の 入場を歓迎する。 内容は、 和歌浦友子、 富豪の家に起った使用人の殺人事件を扱 十九 日午後五 ほか三名出演する。 時から、 堺大浜 なほ、 公会堂で模 入江眞

手数がかゝる陪審員の選定「大阪朝日」昭和二年九月 0

資格者概数と割当数

員数は、 市町村にお 大阪 地方裁判所では、 府下全体で四千名と決定し、 ては 九月一日現在により、 明年度より実施する陪審法につき、明年度所要の陪審員候補者の 九月一日以前に各市町村に、それ 「陪審員資格者名簿」を作成し、) その ~割当てたが、 副本は 裁 丰川

成を急ぎ、 を急ぎ、多忙を極めてゐる。 し、来る十月一日から一週間、 公衆の縦覧に供せねばならぬので、 目下これ が 作

五つ六つあるが、 割と見られてゐたが、 阪地方裁判所に集まった報告による資格者の概数は約八万で、 陪審員の資格者は、 いよノ 実際の調査によると六割位のものらしく、 いろくへの欠格条項があるが、大体旧選挙法による有権者数 へ名簿作成の暁は、 概数よりなほ減じはせぬかと思はれる。 中にはまだ報告のない 最近各市町村長より、 0 村が 大 七

今試みに、 資格者の概数と候補者の割当数を、 列挙してみる。

			天王寺区 二、						格者	区郡名 陪審
<u>=</u>	五六〇	五〇	二、六〇二	七四八	九二	一 九 五	五〇	五〇〇	概数	員資
			一五六							『 立

泉泉郡郡 豊能 郡 郡 北河内 中河 岸和田· 南河 住吉 東成区 西 成 内郡 内郡 区 市 区 郡 市 八二、 三、 三 四 ○ 六 五 五 四 六八二 四七五 七八〇 $\underset{\nearrow}{\bigcirc}$ 四六一 五. 五. 六 九 七〇 八三 八三 七六 三五五 $\equiv \equiv$ 六二 八 五 八八 四 八 五五 四 一 三七 五七八

ことが まったならば、 判所長の割当てた員数の陪審員候補者を選定して、さらに「陪審員候補者名簿」を調 陪審員を抽籤し三十六名を選定し、 一月三十日までに地方裁判所長に送付しなければならぬ。所長は、 と出来る。 法規に反し右の資格者名簿に登載され 予じめ定めた市町村の順序により、この陪審員名簿から一人または数人の 市町村長は、この名簿に本づき、資格者三人以上の立会で、 うち十二名の陪審員がい ないものは、市町村長に異議の申立をな ょ 陪審の 陪審公判 評議に関与する 抽 の期日 籤により裁 製し、 がき

段 て あるので、 取 へておかねばならぬが、 りとなる。 裁判所は各市町村にこの旨さきほど通達した。 なかな か面倒な手数がか 大阪刑務所で比較的廉価で、 ゝる。 それで、 か 各市町村とも、 つ公正の 保てる抽籤器を作 抽籤器を購入 成 7

「大阪朝日」昭和二年一〇月八日

陪審員資格者数

大阪区裁判所管内

され 両 るなしである) は大体確定した 本はさる一日より来る八日まで一般の閲覧に供し、その副本は大阪区裁判所 裁 たもの 判所の管轄は、 阪 下 は一週間内にその の各市町村では、さる九月 わけである。 (最も資格が それ 1 役場へ異議を申出ることが出来る あるのに右名簿に の裁判所へ)に提出した。これによって、陪審員の資格者数 日日 現在 登載されないもの、 により陪審員資格者名簿を作成 が、 それも一区に十名もあまたは無資格者で登載 (堺、 Ĺ 和 田

内 ょ 0 ŋ 今度いよ Ŧī. 一郡におけ 大阪 区裁 調べ上げた資格者数は、概数より一、二割方減じて る町村の資格者数を、 判所の管轄内にある、 左に列挙してみると。 大阪市内および豊能、 三島、 北河 いる。 内、 試みに右名簿に 中河内、 南河

大阪市内 陪審員資 陪審員候補

△西淀川区 △天王寺 △ 西 △北 区区区区 区 $\stackrel{{}_\sim}{-}$ $\stackrel{-}{\prec}$ $\stackrel{\ \ }{-}$ 匹 $\stackrel{\sim}{\sim}$ $\stackrel{-}{\sim}$ 五 $\overline{}$ 二九三 三五五 七 六 八 七 一 〇 八 五 六 四 八 〇 九 四 九 九二一 九四 七 二五九九五九 六二 二六六 一七五六 二九 九一七〇二八 五七

郡部 陪審員資格者

四五、

<u>二</u> 五

富田町五一、 豊能郡池田町四二八、 布施町 一五八、 南河内郡柏原町一一六、 北河内郡枚方町一五八、 豊中町三一〇、三島郡高槻町一五七、 中河内郡八尾町三五四、 守口町九一 茨木町一四八、 小阪 町 一二七、 吹田町三六 龍華町 九

陪審制度の宣伝に、司法省が日活に頼法廷や刑務所を開放し映画劇撮影8「大阪朝日」昭和二年一一月二日

画劇を作り、 来年度から実施の陪審制度宣伝に、 一般民衆に公開することゝなり、 大童の 司 法省では、 今度日活に委嘱して、 宣伝 \mathcal{O} 映

嘉一等が助演する、 時二十四分の急行列車で上京した。 日 活の撮影監督阿部豐、 益田甫氏原作、畑本秋一脚色の 舞台装置部主任龜原嘉明両氏 同映画の主演俳優は岡田 『ある女の死』の優は岡田時彦、 は、 撮影打合せのため、 死」と題する犯罪 瀧花久子両名で、 日日 口 7 夜 Щ ン ス本 九

や東京市ヶ谷刑務所を開放することになり、 刑務所や法廷を、 撮影にあたり、 司法省の陪審法係官が監督補導の任に当り、 映画劇に使用するのは、 日本ではこれがはじめてゞあると。 原法相や次官も映画中の 東京地方裁判所の陪審法 人となるよし。

陪審員候補抽選始まる9「大阪朝日」昭和二年一一月一五日

大阪市各区で

役所 大阪市内各区の陪審員候補者抽籤は、 で伊丹、 田 中 野三市会議員、 本野博章 应 日 0 0 北区から始まった。 四氏を立会人として、 午後九時 資格者総数五千三 カコ 5 北区

区、十六日は西区と か全部で二百九十一名が選ば 百三十二名 (うち二十四名は資格取消)の番号票を函に入れ いふ風に、順次同様に各区役所で抽籤が行はれる。 れ、正午過ぎ終了した。十五日 には天王寺 て抽籤の結果、 此花、 大西熊吉 氏ほ

法の徹底に力を注ぐ「そんな悪い事をした覚えはない」と陪審員候補者に選ばれてビックリ際審員候補者に選ばれてビックリーを

区 了することになってゐる。か を殿りとして全市の選定を終るはずで、その 多数に上ってゐるので、 所要陪審員候補者を四千名とし各市町村に割当たが、そのうち大阪市は、 市 が の建築その 公判期 これと同時にその名簿を裁判 審員候補者を抽籤によって選定 者のうちから陪審員資格者を選び、 日を定めると、 他これが から実施されることに内定し 本月上旬北区を先頭に各区で抽籤を行ひ、 くして、選ば 地方裁判所長 しく、各市 は、あらからがに送る。 れ た陪審員候補者は、その役場から本人に通 他の市町村でも、 しつゝある、大阪地方裁 町村では、 その名簿に本づき、 つかじめ 陪審に付すべき刑事事件が起り、 去る九月 市 町 十一月末日ま 村の 順 来る二十五日天王寺 判所では 序に 0 ねて 現在 二千六百余名 ょ によ ŋ でには全部 来年度 って、

まだ本当の陪審員が定まったわけでないのに、今からこんな具合では、本もの 通 選定された時のことが思ひやられるので、 な 知をうけ である。 知 のもあれば、またこの国民の一大義務である陪審員を回避するため、自分は何ん るらしく、 ら更に十二人が選ばれ、こゝにはじめて陪審を構成し、法廷に設けられた補者名簿から抽籤して三十六名の陪審員を選定し、公判期日に呼出す。そ 人間だなどというて出るやうな不心得な人もあるさうで、悲喜こもごもの態であ も相当の せしめる方針をとるはずだ。 議に加はり得る可能性のある人で、 て、裁判所へ呼ばれるやうなことはした覚えがないと、ビックリしたというや だから、今回選ばれた陪審員候補者は、わが国ではじめて創設された陪審事 陪審法のことなどサッパリわからず、役場から陪審員候補者に 人物であるが、郡部の方へ行くと裁判所と警察の区別さえつか 国民としては大いに名誉とせねば 機会あるごとに陪審の何ものであるかを、 選挙された ぬやうな人 わけ にも る。 で、 0

大阪では二つの法廷

裁判長は誰

をあてるとのことだから、 判長になるか 郎 が動 大阪 カコ は二個 ところだが、 今からいろく 0 陪審法廷が作ら 一つの法廷は、現大阪の人への下馬評がある。 もう つの法廷は るの 現大阪控訴院第一刑事部の勅任裁 目下陪 司 法 審法視察のため洋行 省の方針は、 事に着手 陪審裁判 てゐ 判長前 長 区裁 は 勅 判所 澤幸 判

裁判 ない どちらとも決まってゐないやうだ。 監督判事齋藤三郎氏 て事件に精通する人と別に、雄弁家の検事を専門に置くとも 6 かに決 所 の部長級 陪審員に いするら 裁判長であった人を持 説示するだけで、 氏か、 なほ、 また昨年視察をして来た控訴 陪審法は、これ 右陪席判事が審理をするが、 って来る方針 まで で、 0 公判 院民事部 立会の検事 0 やうに 1 この はれ の裁 は、 判長池内善雄氏か てゐるが 右陪席判事 判 直接取 長は直 い調にあ は大阪 接審理 れ は きまだ たっ 地方 をし のど

陪審模擬裁判11「大阪毎日」昭和二年一二月一一日

会主催 十 一日午後六時か その 他 町 内 6 有志 市会議員上田孝吉、 \mathcal{O} 後援で、 西 野 田第四 同土井芳雄氏発起、 小学校で陪審法普及模擬裁判 此花区吉野町三丁目 を執行する。 清交

司法記者団―模擬裁判放送陪審制度の宣伝に大わらは 昭和二年一二月二三日

さ ħ たが 判の民衆化 籤 で選叫 ば ば はれて、 め 陪審制度も明秋実施されることとなり、 中 には 裁 判 0 何 £ \bigcirc かを知ら め ŧ 0 が すでに陪審員も選任 多い \mathcal{O} で、 在

たっ 局 野 から弁護士会館 界でも カン 法曹では、 て民事裁判の範 注目してゐる。 八百屋お七の模擬裁判を放送するはずで、 これが宣伝に大童であ で模擬民事裁判を開 を示し、 為替訴訟外一件を審理し、 うるが、 き、 裁判官は勿論、 弁護士有志の法曹中正会では、 二者とも 司法記者団は、廿九日夜大阪放送書記、証人に至るまで弁護士があ わが国最初 0 廿六 みなの 日午後二

昭和三 (1九三八) 年

陪審模擬裁判 13「大阪朝日」昭和三年一月一八日

模擬裁 来る二十日午後五時半から、 判を開 裁判長には前大阪府内務部長で弁護士の平賀周氏がなるよし。 三軒家第三小学校で、 平賀周後援会三泉支部主催で、

法廷は四、五月頃までに全部竣工公かく、困難な陪審員候補者の教育4「大阪毎日」昭和三年二月二八日

0 で、 我国 刑事裁判に一新紀元を画する陪審裁判が、 何 より É 必要なの は 陪審法廷の建造と陪審員となるべき人 今秋十月を期して全国一斉に開始される Þ 0 教育に しあるの

候 名位で足りるとの見当である。 名として、 ヶ年間に陪審にかゝる事件を約二百件としてゐるので、 ふもの、手も足も出せなかったので、一層手遅れになったところから、三月 補者を辞退したのや転居 全部で七千名を要するわけだが、 膝詰談判的にみっちり教育を施すことゝなった。東京地方裁判所の見込では 法廷へ出ることを屠所 \mathcal{O} 法廷は 総選挙騒ぎで、 て責を免れんとし なってゐるが -一地方裁 この教育がす に曳かれる位に苦に 判所中すでに二十 今年は十月からだから、 てゐるものがあると っかり妨げられ、 陪審員は法定による一事件三十 してゐ 方は るものが多く、 いふ状態で、 司法官連も一ヶ月 陪審員も二千六百 から大に馬 どう りは す でに ŧ

法廷新築と陪審員訓育全国一斉に馬力をかけ、準備を急ぐ陪審法15「大阪朝日」昭和三年二月二九日

ろ、普選のためこゝ一ヶ月 施する予定で、全国的 って、 元んで本年 普選一段落の三月ごろから、 -の二つの に陪審員候補者の準備訓 |月ごろから、全国一斉に一層なあまり一頓挫を来したので、 画 期的 制度 0 一である陪審法は 斉に一層の馬力をかけて準備をたので、かくては十月の予定に資や陪審法廷の新築を着々進め 11 て準備を急ぐことゝ って来たとこ-一月から実 間に合はな

意気込 大体 地方裁判所でそれく~適宜な方法をとって、講習または実地のお稽古をすることゝなり、 0 三月初旬から始められる模様 になったが、これも今度の議会には、 に近く、四月ごろまでには全国すべて完成する予定であり、陪審員候補者た。陪審法廷は、全国五十一地方裁判所に皆増設にかゝって、既に完成し んでゐる。 (東京電話) 体である。 是非とも予定通りに通過させやうと司法当局は なほ、 陪審法の予算は、 議会解散にあって急に の教育

京阪神では用意略整ふ 判事が出張して、法規のお稽古

0 都市 は 中法廷、 大中小の三種に区別されてゐるが、 一般の 地方裁判所は悉く小法廷といふことになってゐ 大法廷は東京、大阪の二ヶ

には 員 で着 年 そのうち 0 ただまごつく 0 要望で生れ 々 練に 筋および借枠の 工事が進み、 関 ついては、 房西では、 の趣旨、 して、 ばかりで、 たのだから、 三階建延坪五百卅九坪の洋館の第一、二階はすでに輪廓を終り、 どこも心痛の種で、裁判所の方から見れば、元来この法 組立中で、 講習会を開 京都と大津の法廷はすでに竣工し、 手続きや刑 国民は \mathcal{O} 目的 遅くとも六月ごろには完成する見込である。 くことになり、 事法規くらゐは知らしめるため、 を完全に遂行し すでに十分考究してゐるは す でに京都 てゆくことの難かしさを憂 大阪の大法廷は目下 などでは ばずだが 実行 各裁判所とも造詣 事実は して 一方、 -高橋組 ひ、 案は 人によって 実施 国民多 陪審 \mathcal{O}

カュ でも来月早々から、市内は小学校舎、 け 府下四千余名の陪審員の教養に当るさうだ。 郡部は旧郡役所などで、 所長はじめ多数の判事が

出

有力者を地方へ配置陪審法実施を控へ、司法官大異動院を実施を控へ、司法官大異動

東京地 行ふ 本年 に 長 お であらうと。 て来た 方裁判 必要もあり、 て、 方裁判所判検事中より、 腕とならび称せられ 刑事第 所に 内々人選準備に着手した。 一日より陪 来る八月全国の裁判所にわたっ 配置する必要があり、殊に七月八日には二十二年間大審院判事 (東京電話) 相当広い範囲 代理部長平野猷太郎氏、 審法を実施さるゝことになっ た刑事第三部長磯谷幸次郎氏が停年に達するので、 の異動となるので、 相当有力な人が しかして、 十一月三日には刑事裁判に 地方の その大異動 判検事の てをり すでに小 各地方裁 定期異動を行ふは 原 判所に 結果は、 次官 配置され 清水人事課長 司法省内部 かけては横 その た判検 ることゝ および の手許 て活動 補 田 充を 前院

陪審法宣伝 17「大阪朝日」昭和三年四月二五日

吹画講演の会

来月 機会あ に が は陪審の 相当の費用 阪三裁判所のすぐ東手に工事 岸和 竣工 七日 るごとに係官を派し、陪審法の講演をしてゐるが、 \blacksquare は 夜本社の朝日会館をはじめと 演もあるはずである。 七 市 を投じて制作した陪審映画は、 で映写し、 月の予定である。 府下の陪審員候補者をは 中の大阪陪審法廷は、すでに外部の 裁判所では、 全国各地で一般に観せてゐるが 翌十八日は天王寺公会堂、 じめ一 陪審法を一般に周 なほ陪審法宣伝のため、 般の 観覧に供 建物が出来上 知せし 十九日は堺市、二 なほ、 大阪でも、 むるため、 一つたが

今月中に施行期日の勅令発布 大阪には二部を新設 所審法の実施で、判検事大増員 18「大阪朝日」昭和三年五月八日

たが 伴う判事百 や陪審員に支給する旅司法省が特別議会に 方裁 判所 事件 数に ίΞ 兀 は 比例 検事四十六人 づ (青年)、、)曽員辰当は、木村調査課長の手許にお費日当などに関する勅令も今月中には発布の予定提案した 降署光写力 Windows 提案した、 陪審部を新設 東京地方裁判所には三部 陪審法実施費百二十三万三千円は無事通過し、 前 記の 判検事を振当てることに決定したが 大阪 地方 裁判所には二部、その の予定で、 いて考慮中であ これが実施に 施行 2 日 \mathcal{O}

- 110 -

- 109 -

事を配置するに止めると。 なほ不足のところは、普通刑事部の判事 (東京電話) および検事をもって兼ねしめ、 たゞ陪審主任の判

陪審法の講演映画の会19「大阪朝日」昭和三年五月一八日

昨日朝日会館で

と講演 は、欧米における陪審制度の視察談を、約一時間にわたって試み、 陪審映画「屍は語らず」全七巻を上映し、 定刻すでに堂に溢れた。まづ、荒井地方裁判所長開会を宣し、直に控訴院判事坂野千里氏 施を見んとする画期的新制度である上に、主催が裁判所といふ珍らしい会だけに、 で日活が、司法当局の指揮のもとに、東京地方裁判所の庁内などを背景として撮影した、 陪審法の宣伝のため、 の会」は、昨十七日午後六時半から、朝日会館公演場で開かれた。何しろ、 大阪地方裁 判所と同検事局の合同主催にかゝる、 盛況裡に九時廿分散会。 一般の質疑に応じ、 「陪審裁判の 聴衆は 近く実

20「大阪毎日」昭和三年五月一八日

陪審裁判と映画の会

多大の効果を挙ぐ

裁判 所お よび検事局主催 の第 __ 口 陪審裁判と映画 0 会 は、 七 日夜 日会館 で

果をあげて散会した。なほ、十八日夜も引続き、 をなしたといふ筋で、 の中心人物の一女性の書いた謎の手紙が唯一の証拠品となり、陪審員がこれに公正な裁判 た、「屍は語らず」は、 坂口判事の陪審制度についての講演に次いで、陪審映画「屍は語らず」が上映され 来会者には陪審員が多く、 いはゆるカフェー時代の社会悲劇をものにした深刻なもので、 天王寺公会堂で開催のはず。 講演中の判事に質問するなど、 多大の 題

21「法律新報」昭和三年六月一五日

'法省陪審宣伝並各地法況

大阪控訴院管内 大阪

第二班 安東特派員

に於て、 講演あり、終て活動写真の映写に入り、午後九時三十分閉会、 た。十八日は、天王寺公会堂に於て、 映写あり、 大阪の陪審講演会は 午後六時三十分開会、荒井地方裁判所長の開会の辞に次で、板野大阪院審講演会は、五月十七日、十八日の両日に於て開かれた。十七日は 午後九時三十分閉会、 聴衆千余名にて頗る盛会であった。 例刻開会。 齋藤大阪控訴院判事の講演及び活動写真 聴衆千二百余名と注せられ 十七日は、 控訴院長の 朝日

商事調停の成績では全国一

大阪地方裁判所長 荒井操氏談

とは を取 調停件 調停委員の手で、遂に円満解決を告げ するところは、唯偽 (成績 成績 うとする気風が一般 けた結果 :数約千 へない。 を収めて居る。 の意気込が荒く の良好なる点に しる、 本庁からは 数年来持越し (東京の約倍額)の中九十三、 従来は £ 俟 (つて、)程眼が ŋ れ 判事が 於ても、 -争議 なってきた。それは、 商事調停所は、本庁の外に三ヶ所あって、 なく全国に誇るに足る美風であらうと思ふ。現に、ビー も皆調停事務に熱心なことは、驚く も全国商工業 人に対して積極的行 の懸案で、 醒めて来たのと、 の段々下火になって来た今日では、 て 一人宛行くことになって居る。小作争議は、余り多数にある 恐らく大阪が全国 の鼻息がえらかったが て居る。又調停委員も啻に も再 而かも係争金額は数百 りも、 やうである。 たといふ実例もある。商事調停は、其件数に於ても、 CK 昔日 動を取るといふ理由に依るのである。 利くのと又商 地であるだけ 寧ろ商事調停 四 パ | 最初小作 作調停委員側に於て、 一の栄冠を荷ふて居り、 き悲惨な事象を見るやうなことは セントは、 、近頃になっては之と反対に、 人が盛んに乱暴を働い \mathcal{O} に、事件の数も非常に 八の思切り 商事に ばか 万円の額にも上ったが、これ 皆円満解決を告げたといふ りで、 かけ 地主側に昔日の恨みが 一箇所に平均十四、五件 限らず、小作問題に て、 常に熱心なる努力を 昨年などは て、 と手数とを省 と ル 地主に迷 カコ ,残っ 寧ろ 商事 · 尽力 しろ ŧ

と思って居る。 亦弁護士会館に貼出す位のことで、 扱ったりして居るとい とは非常に接近し、 只だ、裁判事務の忙し 食堂で一緒に飯を食ひながら夜に入ることなどもあ 判所との協議会は、時に触れて座談的に打合せをするといふ程 所長の応接室を商事調停室に充てたり、 ふやうな訳 万事が いのと、裁判所の場所が で、 頗る円満に捗取って行くところは、 別に委員会などを設けるやうな事もしてゐない 此点は 11 うがれ 何とかせ 消防室や廊下で其他の 狭い のとで、 り、 ねばなるま 其協議 非常に嬉 度でや 常 した事項な と思ふ云 困って って

殺傷事件の比較的多い大阪

大阪地方裁判所検事正 金山季逸氏談

民 ケ あ のが 年二百五十六件は 組合なども、 係 行 は 0 は 義理が固 小作争議 筋 れるのを免れない。 も東京と同じ様に、 東 コ 京よ クリ 追々 ŧ りも寧ろ広汎 IJ \mathcal{O} らある。 近頃は小 解散する様 で、 ト 四 さうした関係 只だ、 全国各地から集った人々 陪審事件 に亘って居るので、 建 な傾 :人が自 で 東京 がどれ 向 小と違ふ の見 覚 から起る殺傷事件 七 した結果、 分通 ほどあるか へるのは、非常 のは、 り出来上 刑事上も当然種 自然下 賭博打や親分肌 、これ つ が に喜ば 火になって来たやうである。 非常に多い は 予想が ŋ 々雑多の事件が起るの の者が多く 自然総ゆる種類の 遅くとも七月 やうである。 現象だ。予審は、一 つかない。 陪審法 親分乾分 経済的 農 で

完成する予定である云々。

大津地方裁判所長、大久保與三吉氏禁害の打算に鋭敏な江州人

それ 起さ 度も面倒 審法宣伝に付 罪と見做され 件 事 大阪辺から出張して来る者が沢 も大概は調停で調って行く。 余程殖 な問題を引起したことはない。当地方の陪審員候補者は、辺から出張して来る者が沢山ある。弁護士側との協調は、 従って、 ては、 て居る。予審は、 へて来たやうである。其他の事件としては放火、 頃石山 性質冷静 従来も可也骨折り将来も大に尽して見る積りである。 事々 に大工場が出来た なども他地方に比べると余程少いやうである。そ 一ヶ年約四十件位ある。 《風堅実、 弁護士は、 ので、 害の 当地在住のもの十二、三人に過ぎないが、京 他地方から大勢の人が入込むだ結果、 鋭敏であるか 小作争議は、 詐欺などが此辺の一般的犯 七百 至極円満で、これ り多くな 人ほどあるが れに引換へ い方で、 などを 殺傷

東京·大阪朝日新聞広告 22「大阪朝日」昭和三年六月一八日

朝日民衆講座(第八輯) 定価三十銭(郵税二銭

「陪審裁判」 四六判百六十頁

陪審裁 広く 11 徹 底せしめ、 判の公判速記録全文の外 本年十月より実施せらるべき、 国民裁判の実を挙げ いることは 我司法制度上の一大改革たる、 極めて緊要のことであ らう、 陪審法の趣旨を 容 は

)陪審裁判の真精神と之に対する国民の覚悟

……磯谷大審院刑事部長

)陪審裁 判の大意… ……宗野大審院 判事

 \bigcirc 我等は陪審裁判に失敗するであらうか………宇野大審院判事

陪審法実施と法官異動 昭和三年七月一〇日

検事側の顔触れ

裁 近この 未 れ氏 T 判 曾 注 \mathcal{O} 司法制 所 有 目してゐるところであるが、 機会に、 すると下馬評専らである。 上席検事山口龍作氏が京都地方裁判所の次席検事に栄転するのは確定してゐるが、 の異動あるべしとさへ伝へられてゐる。 十月を期 として神戸地方の次席 度たる陪審裁判の裁判長乃至陪席判事、 全国司法官の大異動をなすべく決したものゝ してい 陪審法 武松検事、 司法省では、過般来この人選に苦心してゐた模様 が全国一斉に実施される。 武松検事の後には大阪地方の遠藤検事がそれぞ 判事側は別として、検事局側では、 立会検事に選ばれるか 如く、 中にも大阪法衙 な人物が は、 均しく国民 の如 大阪区 で、 玉 き、

弁護士からの志願者も押すなく、一一の審法実施と思想部の新設で一分年や検事の当り年

てゐるが、 逆に検事の嫉妬を買 数年前 ったが 追 今日におよんでゐるため、秀才がみな判事を志望し、 0 に 思想検事と陪審検事任命で各十名くらゐ欠員を来し、 たもので、 役に立つ時が来た。 な お ったり、それでも足らずに弁護士から検事に 、早くも二百余名の弁護士が採用を願ひ出てゐるとい は、 数年前調停裁判 てゐた検 まだ見習ひ時代の 検事を増員した時代は、 実施と思 気骨ある判事連は、 ってゐたといふ歴史があるので、検事連中大喜び。 当た 判事と検事 の新設や各種裁判事務の激増から、 り 年が 試補連中が、 かぐり 連判帳を作って検事弾劾を企てたこと一再に止まらな は、同じ司法畑にゐてもとかくそりが 秀才が皆検事を志願し、 来り 予備検事と 登用とい 進級も検事より早くなったゝめ、 る検事はどし これが補充のため 一段階を飛び越え 、ふ好況である 判事を増員しはじめ、それ 進級も検事の方がず 余り実行 つされ 現に東京と大阪 合は され 世 人材を物色 なか て本 /つと早 0 て 今 から た規 で 検

つき、 び上って来た。 某司法当局者は語る。「浮き沈みはどこでもあることだが、久しく これまでは、 同じに任官した者で、 大抵検事は判事 ょ ŋ 沈んでゐた 一級は: 俸

級 カコ のっ 喜 たが、 びに浸ることが出来るわけだ。 今度の 増員で融通がつくか 5 六級七級で二、 三年も据ゑ置 カゝ れた連

司法官大異動と大阪陪審法最初の裁判長池内氏かに不成明日」昭和三年七月二五日

審法実施に 伴ふ司 法官の大異動は、 二十四 日発表されたが、 大阪三裁判 所 0 ŧ 相

控訴院 度 は上 る 淺井 事部 判 大阪 野 事 が判事は 沿出張所 控訴 \mathcal{O} \sim は 大阪 出 て、 て来 は 内 て 区 和 0 第 大 の岩田判事が あとに 津区裁]内裁判長 歌 判長、 るが たこともあ 0 四民事部長池 Ш 1地方裁 倉 判事 は 判 大阪 大阪区 内氏 0 所 大阪 判所 は 0 る それ 監督に、 方 高 \mathcal{O} 内 のあとへは破産部 がで、今 松へ、 の吉田判 0) の予審判事に、 判事は大阪 陪審法廷は目 りは、 大阪区の 栄転し、 小山 氏の 地方 外島判 は陪 また大阪は あとへは 中 和歌 0 0 ら実施さ 下建築を急ぎ、 外島 審法 Ш 事のあとに 事部長に、 の石井予審判事は高知地 地方第 視察 は名古屋 れる陪審裁判 調停 事、 また控訴 :の芳野 のため先年欧 には高野判事が転り界七民事部長藤野場 の最初 それ 民事部 米各 は大 涌 n \mathcal{O} 初事は 栄転 方裁 ľ I 国 阪 事 判 0 地方 \mathcal{O} 長にな する。 判所 大阪 あ 席 審制 大阪 لح \mathcal{O} \mathcal{O} 区

八 に栄転し なほ、 月 中には も他へ栄転する。 大阪控訴 全く竣成 山口検事の後を襲ふことになった。 院の \mathcal{O} いはずで、 或 大阪地方の遠藤検事が 分検事は姫 法廷は二つあ 路区裁判所の上席 る 神戸の カコ 6 次席に、 に、 従 2 大阪 て部 神戸 区の <u>£</u> 0 村 出 武 松検事 検事は 徳島 が け 京都 であ E の次

廿五日勅令で公布 陪審法実施は十月一日に内定 昭和三年七月二五日

日 発令されるはず。 地 お ょ び 樺太に施行され る陪審法は、 来る十月 日 か ら実施と決定し、 五.

司法官会議で法相の訓示「陪審員のために負担軽減に努めよ」27「大阪朝日」昭和三年七月二七日

『法官会議席上における原司法大臣訓示、

て、 陪審裁判を行 事件 \mathcal{O} 内 容並にこれに対する証拠および法律上の論点を十分に ふに当り、 第一に考慮すべき点は、 如 何にせば法律 知識に乏しき陪審員を 諒 解 せ L 8 て、

て透徹せる説示に待つもの頗る大なることは勿論であります。 方法 陳述およ 範囲につき、 は び論告において、或は裁判官の被告人などの む しべきか 従来に比し大いに考究すべきものがあると同時 . あ りますが、その 目的を達する つがため 訊 問 およびその他 に、裁 には、 判長 或は 検事 \mathcal{O} \mathcal{O} 証 明 瞭 拠 \mathcal{O} 調 に ベ

なり、 公判が 軽減に は この ますから、この 面 するがためには、弁護士の協力に持つべきもの多々あることは呶々を要せぬところであ した ねばなりません。 に 陪審員として司法に参与することは、固より国民の栄誉ある権利 点に各位の留意を求む。 国民の不満を招き、遂にこの制度を呪詛するに至るなきを保し難い お 徒らに続行せられて長時日にわたる時は、審理に関する陪審員の記憶は 意を用ひ、国民間に陪審員たることを嫌忌するが如き念慮を起さしめな いてはその大なる負担でありますから、陪審公判に当りては成るべくこ 適切なる判断を得難きおそれあるとともに、 際各位に しかして、公判の審理は懇切詳密たるべきことは勿論であ 対 し弁護士方面 なほ、陪審法の精神を察知し、その運用を円滑に との連絡協調を図るに 陪審員を長く宿舎に滞留せしむる つき、 であ 更に のであります ŋ つますが _ 層の考 Ļ 漸次稀薄と りますが、 が負 やうに努 効を奏 が³ を煩 の結 担 5 ŋ \mathcal{O}

この 裁判検察 周到 代の むことを期せねばなりません。これがため本省においては、 趨嚮 究調 精密なる注意と準備をなし、事に臨みその緩厳宜しきを制し、 0 職にあ を理解するとともに、平素思想運動の 査に当らしめておるのでありますが、 りて思想事犯の処理に当りまするものは、よく社会各般 今回更にこの種事犯の 情勢にも通暁して、この種の さきに思想部)捜査並 て 0 司 事情 を設け、 法 を審に に 0 事 使命 犯に 研

都市における地方裁判所検事局に、 に従事する検事局職員を設置するの必要を認めまして、全国各控訴院に検事局および重 特に要員の配置をなさざる検事局においても、事情の許す限り適当の検事をして、 平素執行上の注意をなすべきやう配慮を乞ふ次第であります。 それく へその要員を配置致すことになりまし 新施設

もに、 これがため著し を得んとすることは当然でありまして、裁判所もまた当事者をして、 あります。 しめ、 民事訴訟において、当事者双方が互にその主張の維持に努め、以て自己に利益なる裁 当事者中には自己の利害のために、 私権保護の実を挙ぐることに努むべきでありますが、 く法の保護を空無ならしむるが如きことあるは、 徒に訴訟の遅延を図る如きものがありまし 訴訟関係の複雑となるとと 頗る遺憾とするところで 十分にその主張 て、 を述

宜 訴訟法規の許す限り審理の促進を図るべきであります。 一般の共存共栄の気風の涵養に寄与せられんことを望む次第であります。 しく機に応じ謬れる思想を是正することに努め、 楽観を許さざるものあるは、甚だ遺憾とするところであります。調停の局に当るものは、 素よくこの種事案に対する調査研究を遂げ、迅速明快なる審理裁決をなすの素養を積み、 特殊の事情により、 般の事情を考慮し、 仮処分の命令をなすに当りては、よくその執行により、 小作に関する訴訟および借地借家に関する訴訟の如きにおいては、 慎重にこれが処理をなすべきであります。 一層叙上の弊害を増大するの結果を来した感があります。 中正穏健なる調停をなすとゝもに、農 小作争議の情勢は、 小作人に及ぼす影響その他 事件その なほいまだ全 小作に関する 各 位 は、

可法官会議(第一日)

陪審法の運用および思想係検事の職能に関する討議を主眼とした、 六日午前九時から司法省会議室に開会。 司法官会議第 日

野大審院長、豐島、嘉山両部長、 事正全部出席、 和仁東京以下全国各控訴院長、三木東京以下各検事長、 原法相、 濱田、 小原両次官、 小川検事総長、 磯部参与官以下各局長課長、 林次席検事など列席の上、 五十二地方裁判所長ならびに検 裁判 所 側 ょ ŋ 牧

原法相から訓示を述べ、 正午赤坂離宮における御陪食に参列、 \mathcal{O} 運用を主題に協議を行った。 ついで小原次官、 午後は二時からふたゝび本省会議室におい 泉二刑事局長の指示あり、 午前 \mathcal{O} 日程ををは て、

司法官会議で原法相の訓示所長、検事正自ら陪審事件に当れ所長、検事正自ら陪審事件に当れ

その要点は、 由 (三) 民事訴訟に対する態度 廿六日 左のごとくである。 の司 法官会議で、 $\widehat{\underline{\mathbb{D}}}$ (一) 陪審法実施に伴ふ注意 小作 調停に対する希望、 に つい (二) 思想警察設置の て 訓示をなした が

陪審法 は、 来る十月一日から実施されるが、 およそ事物はその創始をつゝ L むにあらざ

層の考慮を煩はしたい。 公 \mathcal{O} 権 0 判 この主旨に基い やうに努めねばならぬとゝもに、 負担の軽減に意を用ひ、 利 の奮励を望ん の進行 ては、 であるが 々あるから、この際各位に対して、 堪能の判検事をしてこれに当らしめらるゝことを望む。 主として所長、 を促進して、 でに十分その運用に また一面にはその大なる負担であるから、 その運用を円滑にし、効果を収めるために、弁護士の でやまない。陪審員として司法に参与することはもとより国民 を普及させることに努力されたが、 むることは困 て行はれたが、 審理遅延の弊を防止するに務めることが必要である。陪審事件に 国民の 検事正自ら裁判、 難で、従 つい はまことに 間に陪審員たることを嫌忌するがごとき念慮を起させ 将来もこの方針を確守したいと考へる。 公判準備手続の効果を全うするやう格段の注意を払 て研鑚を積み、 って本法 弁護士方面との連絡協調をは 検察の任に当り、 な \mathcal{O} 実施の劈頭に、 ŋ その実施も目前に迫ったか つ過去五 はね 陪審公判に当っては成るべ 今回 やむを得ざる場合に 年の実施準備期 その の判検事の異動も、 協力に待つべきも 運用の責任を負 かるにつき、 なほ、 の栄誉ある その 限り他 更に 審法 くそ J 主旨 専 \mathcal{O}

は 情勢にあるが より抜本塞源 近来、 世界的 \mathcal{O} 社会的 外来の危激な思想に関聯するもの漸く多く、従って思想事犯もまた遂年増 の混 乃 かくのごとき痛嘆かつ恐懼に堪へざる重大な事件の発生を見るに至った の効を見るものでない 至行政的施設に待 乱動揺に基く、不健全なる社会状態に由来するので、 つべきも これを根絶することは、あまねく教育、 \mathcal{O} なるは 勿論である。 しか して、 ひとり法律 現 下 宗教そ 加 \mathcal{O} 一の力 する \mathcal{O} \mathcal{O}

常に各 考究 やう 局に職員を設置するの必要を認め、全国各控訴院検事局および重要都市の地方 に た次第であるとゝもに、 また当面 調査 密なる注意と準備を要するので、このため本省では、さきに思想部を設け、この 許す 慮を乞ふ次第である。 処理にあたり遺憾なきを期せられたい。 関係官庁との連絡協調を保ち、 国家の基礎を確保するためには、この重大な事態に適応する、 に当たらしめてゐるが、 の急務であるから、政府 かぎり適当の検事をして、 の趨向を理解し、平素思想運動の情勢にも通暁して、この へその要員を配置することとなった。 思想事犯の処理に当るもの 今回更にこの は従来の治安維持法を改正し、緊急勅令をも 裁判検察および警察各機関の機能を十 新施設 の主旨に従ひ なほ、特に要員を配置しな 種事犯の捜査ならびに研究に従 各位は、この新なる施 は、よく社会各般の事情をつまび 平素執務上の 種 の事犯 設 注 0 意をなすべき 検事局でも、 分に発揮し、 主旨 裁判所 事する に対する周 2 て公 [を体 ï 検事 検事 種の 布 5 カュ

司法官会議で原法相の挨拶陪審法運用の円滑に資すべくに大阪朝日」昭和三年七月二九日

位 惟ふに、 は、 従来 心ば 陪審制度の美果を納むるには、 講 演または文書によ り、 般国民の自覚にまつの 或 《は模擬 裁 判の 方法に 切なるもの ょ ŋ ۲ \mathcal{O} がある。 法 \mathcal{O} 趣旨を

結果、 促進をは、 奏するに期するところあるはもちろ ものあるは \mathcal{O} に、 協力 会がます! に を煩 徹底 大 全国各地に朝野法曹の常設協議会のを煩はさんと欲する次第である。つ 励 んことを望んでやまな カ 努力せられんことを切望する。 るに に役立つべきことゝ信じて疑はない。 私の最も慶幸とするところで、 て、 むるに努力せら つき、必要か 発達して、十分にこの機能を発揮 くべからざる方法であ れ き 大法典 の実施 であ なか 7) 設立を見るに至り、 \mathcal{O} \mathcal{O} 0 この協議会こそ、 ては、 て、 司 運用を円滑に づく 法事務分 到達 何卒、 昨年の会合にお \mathcal{O} るから、この点 公判準備手 当面 各 位 担の 果の \mathcal{O} しきも 善進 御尽力により、 陪審法運用 がについ きは 成績また頗 たる陪審 あるは を発現す 0 御協 ては 円滑を 大 る良好 各地 0 を 互. 0 は 煩 12 果を カン なる Ű 各 常 9 る た 位 き \mathcal{O}

司法官会議第三日

特 に出 法官ら列席 ょ り牧野大審院長、 法官会議第三日目 席、 司法 省側より原法相、 は、 小 山検事総長、 二十八日午前 濱田 会同 九 小 時、 中 原 両 の法官全部、 次官、 神田錦町学士会館にお 磯部参与官以 全国弁護士会長五十余名、 以下各局長課長、田おいて開会、田 田中 判所 民

官及 Ţ 弁護士会長 合 同 協 議 に移り、 原法 相 ょ ŋ ___ 場 0 挨拶を述べ 左記三件 :を主題

議あ り、 て討議決定の 午後も協議を継続 Ę 東京弁護士会長代理秋山 た。 襄氏その他より、 司 法事務改善に関する

1同協議事項

一、陪審事件の公判準備手続の効果を収むる方法

一、陪審事件につき弁護人の重複弁護をさける方法

三、陪審事件において弁護人が証人を公判期日に同行する件

鉄筋 敷地が、 ŧ 省が 見 工 えなな L 大阪 \mathcal{O} 欧 目下 コ ンクリー 米 な 地方 内 総建坪は五百三十九坪といふ膨大なものである。 V \mathcal{O} 陪審法廷 ため、 部 の装飾 所東隣 と北とからはよ トの 裁判所と官舎との中間にあった警察官詰所と倉庫を他に 等に 0 四層建て 粋をとった設計に本づき、 全力を注 昨 のもの く見える。 j 11 末から を建設したの でゐるから、 お隣の 工事を急い 大阪の 裁判所 で、 八月 一中に 南 で 高 0 は 建物と同 大阪 橋 は完成する予定であるが、 た陪審法廷は、 組 供託 が 公費十 じ 赤 所 の建物に隠れてよく レ 七 移し、 万円 ガ 張り、 で 八分通り その 請 負 跡 何 司 法 た \sim 分

0 取 ŋ 階は倉庫 記録謄写室、 留置場 \widehat{V} は ゆる警官詰所)、 日 本一とい

てゐ まん中ほどには、真鍮製の棒で傍聴席と区切り、傍聴席の一番前には新聞記者席を設けて、 は審理を受ける被告人が入れられるのであるが、証人席はその少し横手、それ 残る一列は 右手は書記席、 は とは新調の腰掛を並べ、これには百数十名が傍聴できる。 てをり、これも上下に列に別れ、その中央には真鍮製のボックスがおいてある、これに てゐる陪審法廷は二階と三階に各一つづゝ設けられ、 構造で、すべて北向きとなり、 法廷は、 少し低くなってゐる。 問題の陪審員席は二列に並行し、その一列は裁判官らと同じ高さであるが、 約六十坪あるからかなり広い、 証人控室、 合議室など数室に分かれてゐる。 陪審員席の真東、すなはち検事席の右手が弁護士席とな 一般傍聴人は北の端にある階段から上ることに 正面は裁判官席、そのすぐ左手が検事席、 法廷の南半分は陪審員の控 法廷は、二つとも から法廷の なっ

件によっては、 となく外国の法廷を見るやうだ。それから、四階は全部陪審員のため造られたもので、 涼を取るために大型の扇風機も設けられ、 の一流旅館にもないやうな立派な浴場もあり、一番南端には十五畳に八畳敷の日本室も出 の設備もしてある。 惑したり、 調度品など新調で、ホテルに泊まったやうなものだが、 ている。 法廷の内部は、全部チーク材の特別製、夜でも開廷の出来るやうにシャンデリアや夏の また外出することは許されない。 寝室は、 脅迫したり出来ぬやうに、 三日も四日も公判がつゞくことがある。 陪審員を泊めることの出来るやうに、三十六のベットが用 即ち三組、三十六名の陪審員候補者が寝る寝室、 みなこゝへ缶づめにされるわけだから、 多くの廷丁をつけて監視を厳重にするさうであ 証人や被告人の通路もチャンと区別 かゝる場合は、 なほ、 裁判中陪審員を外部 娯楽室、 陪審員は帰宅した 意され され、 それに大阪 ちゃんとそ から 何ん る。 事

音響法の見察に牟丁した前空斥完邨に審法最初の大阪の裁判長31「大阪毎日」昭和三年八月五日

松島事件で令名を博した現地方部長の柴田氏陪審法の視察に洋行した前控訴院部長池内氏と

市の 着列車で帰阪したが、同所長は、 成衆に裁 地方裁 東京で開 判所 判関与権を与へる、 催の司法官会議に列し、 で実施されるこゝとなり、荒井大阪地方裁判所長は、 わが国の陪審制度は、 谷田大阪控訴院長とゝもに、二日午前七時、 いよく 十月一日から、全国主要都 廿六日から卅一日ま 大阪 駅

と語 裁判 要は陪審員諸氏が裁判に理解をもち、公正無私の立場からよき判断を与へられるか否かで、 義雄氏と現大阪地方裁判所第二部長柴田貞輝氏の両氏に内定し、近く発表されるはずで、 「今回の司法官会議は、近く実施される陪審制度の事務上の打合せで、別にみやげ話 った。 所としても今後とも機会あるごとに、 陪審法最初 0 裁判長は、大阪では二部制の関係から、前大阪控訴院民事第四部長池内 同法の精神の普及に努力するつもりである」 はな

氏 ŋ は、 因みに、 決で、 天下注目の的となった松島事件の一審裁判長として名判決を下し、 池内義雄氏は、 一層令名を博した腕きゝの法官である。 先年陪審法視察のため欧米各国を視察した法官、 第二審が一審诵 また柴田貞輝

32 十月一日を陪審デー 「大阪朝日」昭和三年八月二三日 実施を機に宣伝 に

陪審劇、 なし の如く講演会、 陪審法は、 全国に宣伝をなすことに決定した。 ポスター等による宣伝も考慮されていると。 十月一日より施行されるにつき、司法省では協議の結果、 陪審映画、ラヂオ放送のほか、目先の変った方法を採用する意向であっ 宣伝の具体方法は、 目下 打合中であるが、 当日を陪審デーと 従来 て、

会議に対し陪審デーの宣伝方法を諮問するはずであると。 なほ、 九月三日より三日間にわたって、陪審裁判長の会議を司法省において催 右の

33 大阪地方裁判所陪審二判事「大阪朝日」昭和三年九月一日 戌亥氏と西堀氏

判長は、 決定するはずだが、 次席検事の戌亥忠一氏と検事中でも雄弁家といはれてゐる西堀元道氏とに決定した。 大阪地方裁判所の陪審法廷は、大法廷が二つあるから、 既報の通り、池内義雄氏と柴田貞輝氏に決定し、陪席判事は目下人選中で、近く 立会の検事は、先年遣外法官として欧米の陪審制度を視察してきた、 部が二つあるわけ。 従って、

34 陪審担当の司法官会議 「時事新報」昭和三年九月四日

第一日

長、小山検事総長、和仁東京控訴院長、三木検事長等参集の上、 に於て開会。 次で泉二刑事局長より指示あって、 陪審を担当する裁判長並に検事の会合は、三日午後九時より、 原法相、 濱田、 小原両次官、 正午東京会館に於る法相の午餐会に臨んだ。 磯部参与官以下各局課長、 法相より一場の訓示あり、 司法省内刑務協会会議室 書記官、 牧野 大審院

35 柏原町の陪審模擬裁判 「大阪朝日」昭和三年九月八日

- 130 -

帝キネ女優被告

陪審員候補者その他のため、十五日午後六時から同小学校講堂で、陪審法の模擬裁判を行 員には陪審員候補者が、それぐ~あたる予定。 ふことにしてゐる。 十月からいよく ト陪審法が実施されるので、 判検事及び弁護士には大阪の少壮弁護士、 大阪府南河内郡柏原町社会教育研究会では、 被告には帝キネ女優

陪審

36 陪審法実施の日に聖上の行幸を仰ぐ 「大阪朝日」 昭和三年九月一一日

記念すべき十月一日司法部の陪審法廷

るゝことゝなり、御日取は記念すべき陪審法実施の十月一日午前十時と内定した。 右に 斉に実施することゝなったが、この重要なる国民裁判の芽生えを機として、が司法制度の上に一大エポックを画すべき陪審法は、いよく~来る十月一日 ては、 東京控訴院、 ついて、 法部に対し天皇陛下の行幸を仰ぎ奉るべく、 十月 東京地方裁判所陪審法廷を下検分した結果、 一時、宮内省より木下事務官は土崎行幸主務官とゝもに大審 宮内当局を経て奏請中であ いよく正式に行幸仰 った ×

東京控訴院大法廷から、新装の東京地方裁判所陪審法廷、 日 古来からの裁判記録も、 は、原法相、 牧野大審院長、 天覧に供し奉る模様である。 小山検事総長などの御案内にて、 陪審員宿舎などを御覧に入れ、「案内にて、先づ大審院大法廷、

将来記念日に

小原次官謹話

石につき、小原司法次官は謹んで語る。

来、全国の裁判所の代表として、東京の裁判所へ一度行幸を仰ぎ奉りたいと思ってゐたが 東京裁判所 旦、 八つは、 陪審法実施を機として行幸を仰ぎ奉ることに内定しました。 未だ曾て陛下の行幸を仰ぎ奉ったことはなかったので、 この趣意は、 原法相就任以

日 を司法記念日として永遠に伝ふべく、 は、 に陪審実施の記念の 陪審実施の記念として各地で記念祭を取り行ふはずであるから、将来はこの ための みでなく、 司法部 何らかの方法で具現したいと思ってゐます。 へ対しての行幸なの です。たま

陪審法廷を天覧に供する37「大阪毎日」昭和三年九月一一日

近く大審院等へ行幸

幸の御願ひを申出た結果、 なく、 これまで聖上陛下が、地方 たまノ その実施の前後に行幸を仰ぎたいと、 〜来る十月一日から陪審法が実施されるので、司法裁判上の一大変革である 0 裁判 所 へ行幸のことはしばくあったが、 司法省は宮内当局と協議 Ļ 数日 東京ではその 前正式に行

室等を視察した。 回新設された第一、 山検事総長、和仁控訴院長、三木検事長、 宮内省の木下、 土岐両事務官は下検分のため、 第二の両陪審法廷を初め、 田中地方裁判所長、 大審院、 十日午前、 控訴院等の大法廷、 小原司法次官、 鹽野検事正とともに、 牧野大審院長、 その他判検事

院大法廷、 行幸の 御日取は、 検事総長等から、 地方裁判所陪審法廷、 目 \mathcal{O} 裁判の沿革を語るべき刑事参考品その他を初め、 ところ十月一日午前 予審室、 陪審員宿舎などを天覧に供するはずである。 十時といふことになってゐる。 大審院、 当日は、 控訴 大

- 頑丈に作られた被告席新らしい陪審廷 - 「大阪朝日」昭和三年九月一二日

38

広さ約 なったところに立って、陳述するのであるが、そこは五寸ほど高い。 それ以上の人数になれば、これを取り外すことも出来るやうになってゐる。 被告も、 築なった大阪 手錠を外されてもどうすることも出来ぬ。被告の四、 周囲は写真のやうに、真鍮の棒を以て頑丈に出来てゐるから、 の陪審法廷の被告席は、 法廷東側弁護士席のすぐ前に設けら 五人は入ることが出来るが、 被告は どんな狂暴な れてあ 丸く

やうに真鍮製は大阪と神戸くらゐだと。 全国の裁判法廷には、 みなボックスがつくられてあるが、 東京、 京都 は 木製で、 写真の

- 133 -

39「大阪朝日」昭和三年九月一三日

光栄ある日を司法部の記念日として、永久に国民の心に記憶せしむべく計画中であったが 十二月、 陪審法首途の来る十月一日、 東京控訴院、 その具体案を得て、 東京地方裁判所に行幸仰せ出されることになったので、司法省ではこの、る十月一日、かしこくも聖上陛下には、司法部への初行幸として、大審 全国地方裁判所長あてに、 それく一訓令を発した。

議員、 るので、本年に限りこの催しが二、三日遅れるが、 務を休み、 中行事とし、 てゐた、司法裁判を国民に近づけ、 それによると、 講演会を催し、 市町村長、その他官公吏全般を招待して、平素親しまぬ法廷内部の 各地方裁判所では管内の陪審員候補者をはじめ、貴衆両院議 本年は、 十月 司法権尊重の思想を養はうといふ。 特に陪審実施記念として、新装の陪審法廷の絵はがきを贈与 一日は、 わが 。 国 の 親しませやうといふ計画である。 「司法記念日」と名づけて、 かくして、 たゞし、東京のみは当日行幸があ 今まで敬遠せら 員 巡覧を請ふを年 れ疎 県会 は総 するほ 村会

月一日を「司法記念日」と定めた。しかし、昭和一四年一一月一日、「裁判所構成法」実施五〇年記念日に、天皇陛下が大審院を始とす に閣議決定されたが、これは陪審法施行を記念した「司法記念日」に由来する(『自由と正義』第11巻第10号、 る法衙に行幸され、勅語を賜ったので、この年から一一月一日を「司法記念日」に変更した(「法律新聞」昭和一四・一一・三、「続司法 沿革誌」昭和三八年三月)。現在の「法の日」(一〇月一日) (注)昭和三年一○月一日、陪審法実施の日に天皇陛下が東京地裁・東京控訴院・大審院へ行幸され、勅語を賜ったのを記念して、一○ は、最高裁判所、 検察庁、 日本弁護士連合会の進言により、 昭和三五年一一月参照)。 昭和三五年六月

40「毎日新聞」昭和三年九月一三日 会国の裁判所が休業し 一月一日を「司法記念日」

は 11 ょ 来る十月一 日 カゝ 5 実施されることになってをり、 カコ つ畏くも聖上

体案を得たので、 は、当日、 大審院、 日を司法部の記念日として永久に記念すべく計画中 全国地方裁判所長あて、それべく訓令を発した。 東京控訴院、東京地方裁判所に行幸遊ばされることゝ -であっ たが なっ \mathcal{O}

たゞ み、各地方裁判所では管内の陪審員候補者、 るやうにする計画であると。 は毎年継続して、今まであまりに裁判所をうとんじてゐた国民をして、 審法廷の絵葉書を洩れなく贈呈する外、講演会を催して、 他官公吏全般に招待状を発し、 東京では、 十月一日は永久に「司法記念日」と定めて、 当日行幸があるので、本年に限り二、三日おくれて催すが 右につき、 法廷内部の巡覧を乞ひ、 小原次官は語る。 貴衆両院議員、府県市町村会議員、市町村長、 司法権尊重の思想を涵養する。 本年は陪審実施記 全国裁判所はすべて業を休 司法裁 判に親ませ この 催し て陪

察さ 考へてゐたことであったが、今回の陪審法実施と司法部への行幸を機とし、 久に記念日と定めて、全国の裁判所とも一斉に業を休み、 陸軍に陸軍記念日があり、海軍に海軍記念日があるが如く、 ふものを設けて、国民の間に司法裁判を尊重する思想を養成したいとは、 国民と裁判所に親しみを持つやうに御協力を願ひたい。 どうかこの主旨を理解されて、 当日案内を受けた方は、 種々の催しをすることになった 司法部 にも「司: なるべく 十月 かねて 法記念日 一日を永 から

判事 坂東米八氏述十月一日から実施される「陪審法の話」「大阪朝日」昭和三年九月一四日

明日の紙上から連載

 \mathcal{O} に条文の解釈などに通じてゐなくてはなりません。よって、 国民の責務であります。それには、何よりも先づ、 著者であり、 の話」を執筆していただきました。 国民 も裁 司法の研究者として知られた、大阪地方裁判所判事坂東米八氏に委託 裁判とも称すべき新司法制度をして、 判に参与することの出来る「陪審法」は、 行文平明、 陪審制度の精神を会得し、その手続並 良果を結ば 同法の趣旨を遺憾なく解説し V 本社は よいよ十月一日か しむることは、 『刑法、 読本』 れ して、 てあ

「大阪朝日」昭和三年九月一五日

陪審法の話(1)

(十月一日から実施) 判事 坂東米八

○はしがき

い制度である欧米諸国によ 予測することが出来ない。 制度であるか 審法はいより × しと予想する者があるゆゑんである。 おい 5 て、 来る十月一日から、 実施の暁にいかなる程度の成績を挙げ得るかといふことは、 既に早くから行はれてゐるところであるが、我国としては全く新らし 或は必ず相当の成績を挙げ得べしと予想する者、 その全部の実施を見ることとなった。 或は必ず失敗 陪審制度 今日 殆ど は

とをなさねばならぬことはいふまでもない な ょ ては、 るのであるから、判事、検事、弁護士の如きその職にある者が、 のである。 既に実施する以上、吾々は全力を尽してその 従来何ら陪審事件にたづさはった経験のない人々であるから、これらの人 一層この新らしき制度について、 度の 好結果を得ると否とは、主とし 0 また、 特別なる注意と十分なる研究とを望まざるを 陪審員として陪審事件にたづさは てこれにたづさは 目的 の達成に努め なけれ 分なる研 心 が 究 لح け 人に る一 準 如

と思ふのであるから、従って、陪審員たるべき人々の必要とする部分を主とし、 ついては、或は簡単にし、 以下述べんとするところも、この趣旨に 或は省略しておく。 において、 般国民に陪審法の大要を伝 の他た

)陪審制度とは

律 陪審法は、 で、 百十四ヶ条からなる、相当大きな法典である。 第四十六帝国議会において可決せられ、 大正十二年四月 + 八 日 公 布 せら n た

0 でもよいといふのではない。 外に、一般国民をしてこれに干与せしむる制度である。尤も、 陪審制度とい ついて、 裁判に干与する範囲程度は、国によって一様ではないが、 ては、一定の方法によって、その事件の裁判手続きに干与する者を選定するのであ 評議答申することになってゐる。 ふものは、これを簡単にいへば、裁判手続を行ふに当って、 それには一定の資格が必要であり、またそれ 我国では刑事事件 般国民とい 0 ても、 \mathcal{O} の事件に \mathcal{O} る。 る。 何

事件は 被告人が 「如何なることをなしたか」 とい ふ事実問題と、 「その 事 実あ

がその答申を正当なりと考へたときは、これを採択する。もし、裁判所がそのこの事実問題についてのみ、一般国民の中から選定せられた陪審員が評議答申 題は確定する。 せ ならずと思ったときは、更に新たなる他の陪審の評議に附することが 如何なる犯罪が成立し、 最後の陪審の答申を採択することになり、この採択によって、 如何にこれを処罰すべきか」といふ法律問題とに もし、裁判所がその答申を相 治出来る 当該事件の \mathcal{O} に分かれ であ 所

とい 如 裁判所は、 何なる罪となるか」、「罪となるとすれ 法律上の問題を決定するのである。 この 答申の採択によって確定した事実を基礎として、被告 ば、 これに対し如 何 なる刑罰 人の行 を言渡すべ 為は法 、きか」 律上

それ あるから、その責任の重大なことはいふまでもない。 人が 陪審法は、 事実があると決定すれば有罪となる。陪審員の答申に 起訴せられ が即ち被告人の有罪、 右の と決定すれば有罪となる。陪審員の答申によって、有罪無罪がたやうな事実がないと決定すれば、被告人は無罪となり、起訴 如く刑事事件について、その事実の有無を判断 無罪を決定する根本となるのである。 陪審の評 この 議に 断 : 定まる せら して、 した事実、 れ たや 被告 で

とするといふ結果になり、 判官のみにあ は、裁判を全然裁判官の手に委ねてあったために、司法権の行使に関する全責任 |を負担しなければならぬことになった。万一、 あ しめ、 るならば 或は狡智の徒をして、 ったのであるが、 ひいて司法権行使の公正を害し、 国家の威厳を損じ、 今後は司法権行使の当否について、 その罪を免れしめて、 法の威信を失墜し、 或は無罪を有罪とし、 陪審員の答申にして、 社会の 秩序を紊すとい 或は被告 国民 もまたその 真実に反 或 は をし 有罪 f

恐るべき悪結果を生ずるやも測られない。

陪審法の話(2) 昭和三年九月一六日

(十月一日から実施) 判事 坂東米八

その 注 にし 審員をし 視してゐる、 て、 任に背かざらんことを心懸けね 審員となった者 我国未曾有の試みであり、 て安心して公正にその任務を遂行せしむるやうに努めなけ 我陪審制度の美果を収めたいものである。 は、 深く思ひをこの点に致して、 世界各国民が日本人に果して、 ばならぬ。 また、一般国民も常に深 自己の職責の 重大なることを自覚 その能力あ ればならない。 き注意を払ひ や否やを かやう

○我国に陪審制度

を採用した理由

て説 明したところによると、 四十六帝国議会に 来 我国に存在しな において、 た陪 当時 審制 0 度が 司 `` 法大臣岡野敬次 何故 一岡野敬次郎氏が、陪審法案提出の新たに採用せられるに至ったか。 \mathcal{O} 理由 大正 十二 とし

むることは、 によ 一は政治上 いって に伴うて 国政 立憲政治の本旨に適ふ。 \mathcal{O} の参与について、 国民 理由である。 \mathcal{O} 国 政参与は漸 即 ち、 相当の経験と訓練 国民は、既に久しく国家の立法、陪審制度を設けて、国民をして司 次 その 範 囲を拡張する傾 とを経て来てゐる。 をして司 向 があ る時 殊に、こ 事務に に 近時世 参与し、 て、 参与 0 司 進

審 制度を設けたいといふのである。 として完全なものではない。 て依 然国民 の参与を認め そ れな 故い に、 \mathcal{O} は、 政治 時勢 上 かの から見た司法制定の進歩に伴はなり 度い ŧ 0) 完 \mathcal{O} 備のの 0 た て、 \Diamond 司

にその で しめ 8 然裁判に親し むおそれもなく、ます とする短を補 事複雑となり、 国民 あらうといふのである。 之に信服するも である。 第二は司 て、その って下された判断が 比を見ざるところで、 般が 裁判は厳正、公平、合法 法上の理由である。 むことか Ů, 判断を裁判に加味するといふことは、 判を理解し、 諸種の事情が 一層我国の刑事裁 のでなければなら 5 裁判 一般の その 推移せる今日 国民の信頼するところではあるが、 \mathcal{O} \mathcal{O} 威信を高 責任 法 判 でなけ 礎 律思想を養成することが出来る。 判に な は 分担 事実 1 に な おける信頼を厚くすることになり、 ればならぬるの真相を明 従来、 0 8 では、この 0 たと思 ることが出来る。 自覚も生じて、将来裁 我国 \sim 裁判を常職とする裁 l の 裁 と共に、 際国民をして刑事裁判手続に参与せ 5 判は、 快よく之に 一面また、 国民が之に信頼 て、 世 Ē 之に 判所に対する誤解 \mathcal{O} 進歩に伴うて自 さうして、 服することが 判官の時に陥 公平 被告 を なること世 つ国民 人も 適用 之 れ が自 らん を生 が る た 世

○陪審の手続と

普通裁判手続

刑 事 制 手続 は を知って置く必要がある。 \mathcal{O} 事 ,裁判手続の その 他 の事由 一部 であるか によ 刑事事 0 て犯罪 5 事件は、先づ検事な 陪審手続を理解す \mathcal{O} あることを知れ 先づ検事や、 けるため ば 司法警察官が 捜査を開始 に は 被害者 応 する 普 0

疑が ない 事 一の結 のである っても、事 果、犯罪 人を指定 が ī 0 軽微であるとか、その他の事情によって処罰の て裁判所に起訴する。 嫌疑があ り、 L か て、 ŧ これを処罰する必要があると認めた場合 犯罪 の嫌疑がない 要なしと思へば か、 または 犯罪 起訴 の嫌

訴 て、 裁 判所に対してす 地方裁判所に起訴する事件は、殆ど全部が予審事件である。 その他は区裁 直接公判を求むるものとがある。 は、事件の る。 判所に 大体刑 起訴する。 の重い 軽重などによって、 地方裁判所に起訴するものに または 実際は、 刑は軽くても複雑なものは地方 直接公判を求むるもの は区 裁 判 所 K は、 対 は極め てな 予審を請求するも て稀 裁 判所 或 は で E 地 起 方 0

予審に るもの が罪 は に該当するもの、 に足る犯罪 錮 法定陪審事件となり、第三条に該当するもの、即ち、 予審を求 公判に附 とならぬとか、 におけ でな 、事件」は請求陪審事件となすことが出来る。 された事件、 る判事の取調には、 \hat{O} めたものは、 いと認めた場合は、 嫌疑があるものと認めた場合は、その事件を公判に附する決定を 即ち、 公判に附するに足る嫌疑がないとか、その他その裁判所 その罪の刑 または直接公判を求められた事件の内、 予審判事が各方面から十分な取調をする、その結果公 免訴或は公訴棄却、または管轄違ひの決定をするの 必ず書記 の最重が「死刑又ハ無期ノ懲役若ハ禁錮ニ該ル事件」 の立会を要するが、密行であって公開 「長期三年ヲ越ユ 後に述べる陪審法第二条 一ル有期 0 公判に する。 はしない。 判 1 いである。 懲役又ハ に . 附す 事件 する

は 地方裁判所の刑事事件中、 とならなかっ たもの 陪審事件となったものは、 は、 従来通りの普通裁判手続によ 後に述べる陪審手続によ って、 裁 判 せら って取扱 ħ る

裁 所 の事件は 陪審手続は、 は、 比較的簡単軽微な事件だからである。 地方裁判所の第一審事件に限 り、 区裁 判所に陪審手続 は な 11 区

に上告の 実関 あ 確定するのである。 手続 ń 通裁判手続によったものは、第一審の判決に不服があ の取 が みを許してある。 精密 更に大審院に上告が出来る。 調 を求めて、 丁寧であるために控訴を許さないで、 判決を受けることが出来る。さうして、 つまり、 陪審手続によったも しかし、陪審手続によって判決 第一審判決に不服がある場合、 \mathcal{O} は、 れば控訴をし 第一審に なほ控訴 いを受け おい て、 0 たもの 更に今 て事実関係 決に 大審院 は、そ 不 服が は

44「大阪朝日」昭和三年九月一七日

陪審法の話(3)

(十月一日から実施) 判事 坂東米八

○陪審に附す

べき事件

事件となるかとい あ いって、 陪審手続 その は、 いづれかに属するものが陪審事件となる。 地方裁判所第一審の刑事事件に限るのであるが 、ふと、 さうではない。 陪審事件には、 法定陪審事件 それ :と請 らの 求陪 事件 全部 審事件とが が 陪

法定陪審 \sim 人罪は その罪の法定刑の最重が、「死刑又ハ無期ノ懲役若ハ禁固ニ該ル事件」である。 死刑が 法定刑 の最重であ ŋ, 通貨偽造罪は無期懲役が法定刑の 最重であ

ば、一見明かであるが、住宅放火罪、大権文書偽造罪、強姦致傷罪、 盗致傷罪、強盗致死罪といふやうなものは、 る。 その 他 如 死罪は無期懲役が法定刑の最重であるから、これ 何なる罪が、この法定陪審事件であるかといふことは、 その主なるものである。 たらはい づれも法定陪審事件 直系尊属傷害罪、 刑法 \mathcal{O} 規定を見れ 強 で

れる。 場合、 法定陪審事件であっても、(一)被告人が陪審の評議に附することを欲 (二)被告人が犯罪事実の全部を自白した場合は、 普通の裁判手続きによって裁 心しない で辞退 判 ž た

めて陪審事件となるから、請求陪審事件といふのである。 これを陪審事件とする。 」であって、 請求陪審は、 地方裁判所の管轄に属するものについ その罪の法定刑の最重が 法定陪審事件は、当然陪審事件であるが、 「長期三年ヲ超ユ て、被告人の請求が超ユル有期ノ懲役又 これは あ 請求をまっ ハ禁 ったと 固 = きは、 て始

は あ で地方裁判所に 裁 判所に起訴するとは限らない。 最重がいづれも三年の懲役であるから、 るから、長期三年のものはこれに含まない。住宅侵入罪、常習賭博罪 する請求が出来るのである。 区裁判所に起訴する。検事が地方裁判所に起訴した場合、始めて被告人は陪 判所に起訴するが、「長期三年ヲ超ユル有期ノ懲役又ハ禁固ニ該ル 法定陪審事件は、 して貰ひたい 本来当然地方裁判所の管轄に属する事件であるか といふやうな請求は出来ない。 被告人が陪審を請求したいから、 検事は事件の難易によって、 請求陪審事件とはならない 或は地方裁 長期三年を超ゆるとい 起訴は区裁判所に 事件 5 竹」は、必ず地方裁り、検事は必ず地方 \mathcal{O} 判所に起訴 如きは、 審の 法定刑 しない ふの L 議に で 或

を請 求 し得る犯罪事件の主なるものを挙げて見ると、 住宅以外の 放 火罪、 公文

造罪 審事件とすることは出来ない。 一旦陪審を請求した事件でも、 私文書偽造罪、 偽証罪、 誣告罪、傷害罪、 被告人が犯罪事実の全部を自白罪、傷害罪、窃盗罪、横領罪の ī 如 たならば である。 ŧ は や陪

からざる事件を、次のやうに定めてある。 なほ、 陪審法第四条には、 右の第二条、 第三条の規定にかゝはらず 陪審 0 評議に 附 す

、大審院の特別権限に属する罪

法第七十七条乃至第七十九条)、皇族の犯したる禁固以上の刑に処すべき罪である。 即ち、 大危害罪(大逆罪刑法第七十三条)、危害罪(刑法第七十五条)、 内乱に関す る罪(刑

二、刑法第二編第一章乃至第四章及第八章の罪

は国交に関する罪、 第一章は皇室に対する罪、第二章は内乱に関する罪、 第八章は騒乱の罪である 第三章 は外患に関する罪、 第四 章

- 144 -

軍機保 護法、 陸軍刑法又は海軍刑法の罪其の 他軍機に対し犯したる罪

四、法令に依りて行ふ公選に関し犯したる罪

ところによって行ふ公の選挙に関する犯罪である。 即ち、 衆議院議員、 貴族院議員、 府県会議員、 市 町 村会議員選挙 0 如 き、 法 令 \mathcal{O} 定 む る

る判断を期待し難きため、 一の犯罪 がは、 犯人の身分上或は犯罪の性質上、 特に陪審の評議に附すべからざる事件としたのである。 秘密を要するため、 或は一般 0 冷 静 な

陪審法の話(4) 昭和三年九月一八日

- 143 -

(十月一日から実施) 判事 坂東米八

○陪審員の資格

陪審員たる資格は、次の四個の条件を必要とする。

- 一、帝国臣民タル男子ニシテ三十歳以上タルコト
- 一、引続キ二年以上同一市町村内ニ住居スルコト
- 二、引続キ二年以上直接国税三円以上ヲ納ムルコト

四、読ミ書キヲ為シ得ルコト

外として第十二条には陪審員たるを得ざる者を規定してある。即ち、 この四個の条件が具備してをれば、原則として陪審員たる資格を有するのであるが 左の如くである。 例

(一) 禁治産者、準禁治産者、 (四)懲役、六年以上の禁錮、 (二) 破産者にして復権を得ざる者、(三) 聾者、 旧刑法の重罪の刑又は重禁錮に処せられたる者、 唖者、 盲

する者並に船員、(十二)市町村長、(十三)弁護士、 在職の庁府県長官、郡長、島司、庁支庁長、(七)在職の警察官吏、(八)在職の監獄官吏、 判所長官、行政裁判所評定官、(四)在職の宮内官吏、(五)現役の陸軍軍人、海軍軍人、(五) (九) 在職の裁判所書記長、裁判所書記、(十一) 郵便電信電話鉄道及び軌道の現業に従事 (一) 国務大臣、(二) 在職の判事、 陪審員の職務につかしむることを得ざる者としては、第十二条に左の如く規定してある。 (十五) 在職の小学教員、(十六) 神官、 薬剤師、 (十八) 学生、 検事、陸軍法務官、海軍法務官、(三) 在職の行政裁 神職、 僧侶、 弁理士、(十四) 公証人、 諸宗教師、 (十七) 医師、 執達吏、 歯科 代

職務の執行から除斥せられる者を、左の如く規定してある。 また、第十五条には、陪審員資格者中で、呼出を受けた該当事件につい て、陪審員た

察官又は陪審員として職務を行ひたるとき、 審員事件に付証人又は鑑定人と為りたる時、(九)陪審員事件に付被告人、代理人、 当事者の同居人 者の法定代理人、後見監督人又は補佐人なるとき、(六) 陪審員被告人、被害者又は私訴 私訴当事者の属する家の戸主又は家族なるとき、(五)陪審員被告人、被害者又は私訴当事 害者若は私訴当事者の親族なるとき又は親族たりしとき、(四)陪審員被告人、被害者又は 補佐人又は私訴当事者の代理人と為りたるとき、(十)陪審員事件に付判事、検事、 (一) 陪審員被害者なるとき、(二) 陪審員私訴当事者なるとき、(三) 陪審員被告人、 又は雇人なるとき、(七)陪審員事件につき告発を為したるとき、 弁護人、 司法警

ことが出来ないおそれがあるために、除斥せられるのである。 これらの者は、該当事件の特別の関係がある者であるから、 到底公平な判断を期待する

定してある。 次に、十六条には、陪審員資格者中陪審員の職務を辞することを得る者を、 左 如 く規

法令ヲ以テ組織シタル議会ノ議員、 (一) 六十歳以上ノ者、(二) 在職ノ官吏、公吏、教員、(三) 但シ開期中ニ限ル、 貴族院議員、 衆 議院議員及

あることを慮ったためであり、(二)はその職務上時に支障を来すべきことあるを慮ったた めである。(三)は会期中に限るもので、 右の(一)は高齢なるために相当長時間を要する陪審員としての職務に堪へ難いも 如きをい 法令をもって組織したる議会とは、 府県会、 市町 のが

T は の意思に依 って、 その儘呼出に応じない づれとも決定し得ることに 時 は、 第百 したの 八条によ であ って五百 るが 日 円 以下 呼出を受け \mathcal{O} 過

修正 が 以内に異議申立の、 間に市区 、または 調製するの から七 異議を不当であると思へば、 町村長に異議の申立が出来る。市区町村長が異議を相当であると思へば名簿を 記載すべからざる者を記載してあれば、 日 である。市区町村長は、 間その役所において名簿を縦覧せ 当不当を決するのである。 毎年九月一日現在で、 名簿の 意見を附して区裁判所判事に送附する。 副本を管轄区裁判所判事に送附し、 市町村長(東京市、 しめるのである。 その当事者は縦覧期間内及びその後七 その名簿に脱 大阪市、 都市 判事は二十 漏があると 一面 は 区 干月 長

陪審員、 地方 各市 おい 割当てられた人数の陪審員候補者を選定し、 はその旨を通知し、 陪審員の資格をもつ者は非常に多数に上るから、 て、 た者が 出来た陪審員資格者名簿に基づいて、 町村に割当てた人数を、毎年九月一日までに市区町村長に通知する。 予じめ翌年一月一日から十二月末までに要する人員を定め、これを管轄区域内 即ち陪審員候補者を選定するのであるが、 長に送附しなけ 来たならば 区裁 その 判所判事に送附し、一方十一月三十日までに、 氏名はこれを告示する。 ればならぬ。 市 区町 村長は速にこれを地方裁判所長に通知しなけ 市区町村長は、陪審員候補者名簿に登 陪審員候補者名簿を調製する。 資格者三名以上の立会をもって、抽籤でその 陪審員候補者の数は、 その中から実際陪審事件に その後、 候補者中に陪審員たる資格を 陪審員候補 市区町 地方 その副 並載され 裁 判所長 村長 れ 者名 され ば た者 簿を - は資 なら は に る \mathcal{O}

ぬ

46「大阪朝日」昭和三年九月一九日

陪審法の話(5)

(十月一日から実施) 判事 坂東米八

○陪審員の選定

三十六 市 る未 知の人が多い 人だけ選定する。 \mathcal{O} 順序によって、 H が 定まれ のである。 各陪審員候補者名簿から、一人又は数人の陪審員を抽籤によって、 従って同一事件 地方裁判所長は、 の陪審員は、 裁判所書記立会の上、あらかじめ定めて置 大抵一人ごとにその市区 町 いた

設け せら よって定まるのである。 れて呼出 陪審員候補者は、 た規定である。 た者が、四分の三呼出しに応じた後でなければ、その年内に再び陪審員に選定 しを受けることはないことになってゐる。 尤も、 一度呼出しに応じたならば、その市区 翌年また陪審員候補者となるかどう こなるかどうかは、すでに述べた抽これは度々呼出される迷惑を考慮 町 の陪審員候補者名簿に んせら し 登 7

陪審は、十二人の陪審員で構成する。 読するまで、同一の陪審員を以て構成するのであるから、公判が長きにわたると するのである。 審員中に故障を生ずるおそれがある。 陪審は、 検 事が被告事 ち、 それで、 件を陳述する時 呼出された三十 その事件が二日以 から、 六人 0 裁 中 判 カ 上引継 所書記 5 が陪審 で開 妊 \mathcal{O}

しめることが出来る。 と裁判長が考へたとき 十二人 0 陪審員 0 外に、 人 又 は 人 0 補 充

ることであらう。 事実の 充陪審員は、陪審員に故障があ においてなさなけれ 0 真相 て陪審員に代るの をするのである。 審理を完了するやうに努めるであらうが、 を了 解せしむることは出来ない。 である。 ばならぬのであるから、少しく複雑な事件は丁度これまでの予審と公判とを合併しただけ 陪審事 った場合こ は 陪審事件は、殆ど全く公 ħ に代 判所 少しく複雑な事件 あまり簡単な取 る Œ \mathcal{O} おい で、 ても 数多くあ な い調では、 る 刊廷に ベ るとき いの 取調 < づ n 数日 お 到 V 底陪審員 抽 を要す 陪審員 7 ŋ す ĸ ベ

自宅に帰るやうなことは出来ない。 陪審員には、 その職務に 旅費日当及び止宿料を給し、 従事中、 即ち陪審の答申を終るまで そのために裁判所には、陪審員の宿舎を設備し その 額 は 勅令を以て定めら は、 勝手に他 人 八と交通 ħ る。 した て あ る。 り、

○陪審の手続

公判準備手続

 $\hat{\mathcal{O}}$ 口 -数 の 公判によって、 公判前に必ず公判準備手続がある。 事件を終結せんがためである。 之 れ は、 なるべ < 口 \mathcal{O} 又 は

る。 陪審手続 従っ 裁判手続に見るやうな公判の づれ て、 は、普通の裁判手続と違って、 も十分の準備をするのである。 左様なことのないやうに、公判準備手続によっ 延期、 続行は、 多数の陪審員が参加 陪審員に非常な迷惑を及ぼ て検事 でしてゐ 被告 るの 人 であ るか 裁判 すことにな 所に 5 お

手 続によることになる。 べきか 書記 又は犯罪事実の全部を自白す が . 列 席 といふことを定めるのである。この準備期日に、被告人が、 た にめには、 被告人を呼出し、 先づ公判準備期日 'n ば、 弁護人も出廷して、 その事件 を定め て、 は陪審事件とはなら 公判にお 即ち三人 1 な 7 ていかなることを取べの判事、検事、裁 陪審を辞退すると 11 で、 普通 \mathcal{O}

護人を選定する。 手続によることは望むが、 陪審事件には必ず弁護人を必要とする。 これが、 1 弁護士を頼むことは出来ないとい はゆる官選弁護である。 即ち、必 要弁護であるか ふとき は、 5 裁 もし被告人が 判 所 に お い 陪審 て 弁

出す ら抽籤によって、 抽籤によって、三十六人の陪審員を選定する。やうにして、公判期日が定まれば、地方裁判所 のである。 定まれば、地方裁判所長は、 さう して、 書記立会の上、 その三十六 人を 陪審員候補 公判 期 者 日 に中

合は、 ために、 旨を記載 べき日時、 陪審員の呼出には、 五百円以下の過料に処せられるかも知れない 呼出に応ずることが出 してある。 .判所においてやむことを得ざる事由であると認むれば、それでよい がやむことを得ざる事由でないと認めたときは、 場所、 書面を以て裁判所 呼出に応じなからい。 かし、 一来ない 審員が病気であるとか たその事由を明かにしなければならぬ。書面 いったときにいるが予期間を ・時は、 陪審員の は、五百円以下 を置かなけ 職務を辞することが出来る。 、又は止むことを得な れ ば 呼出 ならぬ の過料に処することが に応じなか のであるが 0 ・事由が 面で明に は その場 11 した ある ある 頭

むことを得ざる事由とは、 どんな事かとい ふに、 それはそれぞれ 実際 0 事 実に 0 11 7

旨 出を受け を裁判所に なけ た者 れ 届け出づべきである。 ば ならぬ が、 呼出前から長途 が、 例 へば家族の死 0 旅 行等で不在 重病 0 \mathcal{O} 如きはこれにあたるもの 如き場合は、 留守中の者から、 5

47「大阪朝日」昭和三年九月二〇日

陪審法の話(6)

(十月一日から実施) 判事 坂東米八

公判上の手続 (つゞき)

務を遂行する、 判に おけ 陪審法中最も重要な部分である。 陪審制度の真髄である。 陪審員は、 公判において活躍し、 その

出来な 在地またはその附近市町村の陪審員候補者名簿から、抽籤を以て必要な 不参する者も出来るであらうが 六人 便宜の方法例へば電話、 は、三十六人だけ の陪審員が列席して、陪審構成の手続を行ふ。この陪審構成の手続は公開 期日には、先づ判事(三名)、 もし、 二十四人に足らないときは、裁判長はこれを補充するために、 呼出してあるが、その内辞退する者、 電報、 少なくとも二十四人出頭しなければ、 使者等を以て至急呼出すのである。 検事、 裁判所書記、 或はその他の故 弁護人及び 陪審構成の 人員だけを選定 政障によ 「され 手続は 判所 な いって Þ

陪審員が二十四人以上出頭したならば、 は 出頭 した陪審員の氏名、 職業及び住居地を記載した書面を、 いよく陪審構成の手続に取 検事及 り ゟ゙ゝ .. る。 び被告人に 先づ、

るか とか 審員を退廷せしめる。 陪審員はこの時に始めて、 陪審員に向って、被告人の氏名、職業及び住居地を告げて、除斥の原因があるか、どうか ことを申立てる。裁判所が、その原因ありと認めた場合は、 といふことを知るのである。 またはその事件の被害者であるといふやうな者は、除斥せられる。 陪審員の呼出しには、 中に除斥せらるべき者があるか、どうかを問ふ。 自分がいかなる被告人の被告事件について陪審員となるのであ 被告人の氏名や、 検事、被告人及び陪審員は、 被告事件は知らせてないのであるか その決定をして、 被告人と親族の 除斥の原因があ 次に、 関係が れば、 直にその陪 判長 その 5 は

○補充と忌避

全部 充 数は、 退廷したのであるから、残りの者はいづれも陪審員たることを得る有資格者である。 なけ の手続によって、その事件の陪審員たることを得ざる者は、(前掲陪審員の資格参照) 少くとも十二人以上なければならぬ、もし十二人に足らなかったとき、 ばならぬ。 更に補

陪審員と共に公判廷に列席してゐて、 である。この陪審員、 補充員のときは十三人、二人の補充員のときは 充陪審員を必要とするときは、 人とに であ おいて忌避することが出 れば、 検事は三人、 補充陪審員に必要な人員を超過 検事と被告人は各三人を忌避することが出来る。 十二人にそれ 被告人 陪審員中に故 T来る。 なは四 人忌避が出来る。 には十 へば 障が出来たとき、 应 加 右の有資格者が二十人あって、 人を必要とする。 した人員は、これ へた人数を必要とする。 所要人員に超過する人員 いつでもこれに代る 補充 を等分して、 陪審員は、 ち、 検 所

忌避を行はしむる方法は、裁判長がこれを定める。 被告人は共同して忌避を行ふのである。 人が検事より一人多く忌避することが 共同に 出 · 来る。 V て、 事件に 間に協 被告人 が が

するおそれありと思ふ者を、忌避するのである。 間 つい でする おけ て正当の判断をなし難しと思ふ者を忌避する。 る一種の駆引である。 は入らない。 ただ忌避するとい 即ち、検事は、陪審員の職業、 へばよい。 被告 この忌避は、 人は、 境遇、 自己に不利益な 人格等から、その 検事

に代 ばならぬ る者であるか、 命である。 被告人の つて申 -立をすることであらふと思ふ。従って、この忌避は弁護人のなす忌避は、大抵の場合被告人自身が申立てないで、被告人 人は、陪審員の職業、 或は不利益な判断をする者であるかを考慮して、 経歴、 人格等から考へて、 被告人に有 忌避する人を定め _ つ の \mathcal{O} 利 重大な な判 断 を る け ħ す 使

票を一票づゝ抽 来る人数を告げる。忌避は 裁判長は、 次の氏名票を抽籤函 被告人の承認、 :、又は忌避するとか申立てる。 判長 殆ど弁 が抽 籤箱 [審員 から抽 緩が 忌避 0 氏名票を抽籤箱に入 終 から抽出すまでに陳述しなかったならば、承認したことになる。 は、その代理人たる弁護人が 出 0 が行ふことであらうと思は たとい して、その氏名を読み上げる。 抽籤中に順次行はれるのである。 ふまで、 その順序は、 ħ 7 述 しな れる。 、被告人に代って出来ることは 検事が先であって、 ったならば、 被告人の各自が 裁判長が すると、 裁判長 検事と被告人は承認 は 氏名を読み の氏 被告 忌避する 名に [審員 人が後であ 上げた 0) 0 勿論 名

承認したことになるのである。

5 た所要の 成が 順序に従って着席 出 述の取消 又は 来たのであるから、 人員だけ やうにし 忌避 0 て、 が残って、 は出来ない。所要の人員だけの承認が 陳述をした後、 忌避せら 補充陪審員もまた抽籤の 陪審を構成するの 公判廷は公開せられて、 れた者、 の氏名票を抽 又は当籤しない である。そこで、十二人の 順序によって着席する。 「した後、 傍聴人を入場せしめるの あ 者は退廷し、 れば、そ 又は れで抽 の終 して承認 籤は終るの 0 であ 員 せ

民衆的色彩鮮やかに48「時事新報」昭和三年九月二〇日

大阪の陪審法廷

いよく出来上る

万円 五. 十坪、 大阪 の陪審法廷が、 Ŧī. 百 延坪、 兀 階 愈々出来上った。場所は、 建、 昨年十月以来工事に ち 大阪 ょ っと一年 控訴院構内で現裁判所の東横手。 カン \leq った。 工費、 総て十 百

が 三階に、大きさも構造 ▲外装は、 って居て、 躍らうと云ふ 十畳敷の に + 依 法 0 7 の日本間には、碁垣も寸分違はぬ、 洋室 赤 煉 瓦だ $_{\mathcal{O}}$ 寝室には、 が、 碁将棋の盤が客待ち顔に据 何処とな 陪審法廷が 十 二 の し民 ツ 衆 _ つ宛あ 1 裁 判 5 又浴 る L 宝は新 四階は 空気 って居り、 が 6、陪審員 式 漂つ て居 置 る。 に は軈て生花 0 ホテルに 抜 け が

ない。総て、東京に次ぐ日本で二番目の美事さである。

▲ 又 た。工費約一万円、二階には撞球台が二台据って居る。 ちょいと立寄って、 北刑務所の 東横、 楽い一休みをし様と云ふ設備。 弁護士会館 の北隣りに、 裁判所職員 毎時 ŧ \mathcal{O} ため 法 VV 曹倶楽部 判 書記 が 出 来上 さ ん達 0

\$P\$「大阪朝日」昭和三年九月二一日

陪審法の話(7)

(十月一日から実施) 判事 坂東米=

〇公判廷の公開

その時宜に従って諭告するのである。 要するに陪審員の する。 判 諭告は、 が 別に形式を定めてはない。 公開 職責の重大なること、 せら れ 裁判長は、 及び事件につい に、 まづ陪審員に対して、 裁判長の才能手腕に委せられ てい かなる注意を払うべきか 陪審員 0 心 てあるが、 得を諭 を、

た上、 心ニ従ヒ公平誠実ニ其 宣誓と同様、 諭告が終れば、 裁判長が宣誓書を朗読して、 宣誓書に署名捺印せしめるのであるが、先づ裁判長の起立と共に一同起立し 裁判長は陪審員に宣誓を命ずる。 ノ職務ヲ行フヘキコトヲ誓フ」と記載してある。 それから陪審員に署名捺印せしめる。 宣誓には宣誓書を用ふる。 宣誓書には、 今日 0 「良 人

問 から、 調 書が証 公判廷に 拠となるの おける取調に移る。 であるが、 陪審となれば、 普通の手続きにおける裁判は、予審調書及 特別の場合でなけ れ ば、 公判 外 のび 取 そ

ば 相 を完全に詳 ならぬ 実際取 を詳 と双方の 調 とならな 0 明瞭に会得せ 任 に 陪審員 に当る者 うがれ 陪審法廷において番員の眼前に展開し \mathcal{O} みなら カュ 眼前 \mathcal{O} は 心証を得 めて、 常にこ この点に着眼して、非常なる判断を求めるのであるから、 審員が ħ て直接取調べなけ がばよ なけ 事実 れば 11 といふのではない。 ならぬ。 0 判断 非常なる用意と努力とを払 ればならぬ。従来の如く、 をするの 普通手続におけ であ 裁判長となる者、 陪審員に、 るか その事件 る予審 ~ また、 は て 判所 な \mathcal{O} -の真 と公 け れそ だ

定まるのである。この検事の陳述も、従来はよほど形式的であった。公判においては、第一に検事の被告事件陳述がある。これによって \mathcal{O} お を述べて、詳細は起訴状記載の通りとか、 点におい ける取調とを対照して、 カン 陪審となれば、最初に起訴事実を相当陪審員の頭に入れて置いて、 て、 検事は従来より数層の用意と努力とを要するのである。 事実の有無を判断せしむるといふことにしなければ 予審終結決定書の通りといふ位のものも よって、 多くは、 被告事件 これと公判に 極め なら あった。 \mathcal{O} 内 て 容が 略

○訊問と証拠調

あるが に、陪審判事の一人をして、 裁判所 陪審においては、 の被告人の訊問及び証拠調に移る。 裁判長が次に説示をなし、問書を作成しなければならぬ その取調をなさしむることが出来るといふ規定が この取調は、裁判長がなす あ 3 \mathcal{O} が が 通 た 例 \Diamond で

 \mathcal{O} この取調は、 前にも述べた通り、 むるにあるのであるから、 て素人である陪審員に、事件の真相を了解せしめ、その被告事件について前にも述べた通り、裁判所が事件の真相を知るためにするばかりではない。 その取調は、 素人に諒解し得るやう、

弁護人において、それくく訊問が出来ることはいふまでもない おいて、裁判員 鑑定人、通事及び翻訳人を、 の直接訊問 直接に訊問することがある。即ち、陪審員は 出 来 判 る。 長 陪許

こ の 或は書類、図画が証拠となることを規定してある。(第七十二条) だけでは、 かやうにして、公判廷で直接取調べたもの」みが、 直接取調べによって、陪審員は事件の真相を知り、その心証を得るわけであるが 実際の場合不便なこともあるから、特別の場合は、 証拠となるのが原則であ この 直接の取 調以 り、 外 に

ふ規定がある。 問調書及びこれを補充する書類、 (判権を有する官署、検事、司法警察官または訴訟上の共助をなす外国の官署の作った第七十三条には、裁判所、予審判事、受命判事、受託判事、その他法令によって特別 第七十三条には、 予審判事、 図画は、 左 の場合に限 って証拠とすることが 出 一来ると 訊に

被告人又ハ証人公判共同被告人若ハ証人 トキ ||外ノ訊問ニ対シテ為シタル供||人死亡シタルトキ又ハ疾病其ノ 述他 ノ重要ナル部分ヲ公判ニ於テ変更ノ事由ニ因リ之ヲ召喚シ難キトキ

三、被告人又ハ証人公判廷ニ於テ供述ヲ為サザルトキ

0 たは検事の 右の内最も重要なものは、二の規定である。例へば、 書を証拠とすることが出来るのである。 訊問に対してなした、 重要なる部分を公判で変更した場合は、予審または検事 被告人が、 被告人または証 予審では 人を殺したと自白 人が 予審判 事ま

被告人 証 罪が る証 直に述べる義務があるのであるから、予審と公判と相違する場合は、 ことが出来る。証人についても、予審において被告人の ではこれを否認し は、 成立するかも知れない。 人の供述を証 公判に る義務があるのであるから、予審と公判と相違する場合は、いづれか一犯罪事実について、真実を述べなければならぬ法律上の義務はないが、 おいて証人として犯行を見たことはないといふた様な場合、この予審にお 拠として、被告人は犯行をなしたりと認定することも出来るのであ 右の予審訊問調書を証拠として、被告人の殺人 犯行を見たことがあると述べ 事実を認定 証人は 方 る。 で

その他 外に 第七十 の事由で、公判廷に召喚し難い場合は証拠となし得る規定がある。 四条には、 て作成した書類、図画が、 裁判外において、 供述者もしくは作成者が死亡したとき、ま被告人その他の者の供述を録取した書類、 または、または 病は 気 裁

とすることが出来るといふ規定がある。 第七十五条には、訴訟関係人に異議のない場合は、 いかなる書類図画とい へども、 証 拁

ら て、 必ず証拠とするとは限らない。 第七十二条乃至七十五条に規定するも 义 画を顕出 して、 その内容を陪審員、 これらを証拠とするについては、 \mathcal{O} は、 その 証拠とすることが出 他訴訟関係人に明示し 一来ると 公判廷におい なけ 1 Š \mathcal{O} ば てこ で 12 あ

50「大阪朝日」昭和三年九月二二日

陪審法の話(8)

(十月一日から実施) 判事 坂東米八

○論告と弁論

人及 で び 上 で証 が ベ が終 犯罪 れ 成 ※要素に 一次 関する事 0 弁論に移るの 実上及び であ 法 る。第 上の 問 題に次 0 0 弁 11 T 意 見 を述 ベ る \mathcal{O}

この 訴通 た場合は 証言をしてゐるが、これは信用するに足らない、とい 強盗罪に該当するも る方法によ 法律上 り 実は \hat{O} 、それ相当の論告をすることは勿論である。 一の横間事 論告をするとは限らない。公判における取調におい 何 これ 問題 なる方法を以て殺害した、 って強奪した、 \mathcal{O} 0 への証拠によって明瞭である、 みについて意見を述べる。 のである、 その 検事 と述べる。殺人事件であれば、被告人は何時、 証拠はこれ は 被告人は殺意を以てこの犯行を遂行したのである、 \mathcal{O} 事 くによって明瞭である、 例 へば強盗事件についついて、犯罪の構成 証人何某は被告人に有利な、これ ふ風に述べる。 て、 起訴と相違する心 この 要素 ては 尤も、 2、被告 被告人の 検事は 何 人が 処で、 所為は、 必ず起 \ \ 0 証を得 11

ことは 法律 盗 に、 \mathcal{O} 拠が十分でないとか、 相違な 程 \mathcal{O} 0 たゞ 問題 被告人 度の脅迫でない、 け のみについて意見を述べるのである。 八及び弁 であ が、 それは殺すつもりではなかった、たゞ憤怒の余り殴ったゞけであ る、 護人の弁論がある。これもまた、 殺す意思は 強盗にあらずして窃盗である、強盗とするに足る暴行ではな とか述べる。 なかっ 殺人事件であれば、被告人が たが 不幸にして被害者は 例へば、本件は強盗事件である 犯罪構成要素に関する 死亡した 何某に暴行を加 事実上 0) であ が る、 へた ~、そ い

人罪 とは禁じ では てゐる。 ない 何 Þ とい \mathcal{O} 証 いふ風に論ずる。な証拠によって明かて に論ずる。 弁護 である、 人が .数人ある場合、重複して同一の事を故に被告人の所為は傷害致死罪であ · を 繰 2 て、 返 ですこ

与へる。 用することは出 てある証 拠 カン ら立論しなければならぬ。被告人または弁護人には、最終に陳述の機会を来ない。公判で直接取調べたもの、または第七十二条乃至第七十五条に定及び弁護人が意見を述べる場合、公判廷に現はれない事柄を証拠として採

普通 家庭 不備 有無のみ 益 な情 \mathcal{O} 続の場合とよほど違ってゐるのである。 情 の行為とかいふやうな事実は、 状とし 況とか \mathcal{O} に限 て、 るからであ ふやうなこと、また被告人に不利益な情状として、 被告 犯罪 構 る。 の憐れむべき境遇とか、 成要素に限 従って、第一次弁論の際は、犯罪の情状、素に限ったのは、陪審の判断すべきことが 何 人もこれを陳述することは やむなく罪を犯すに至った 出 一来ない 被告人の悪性と 例へば被 状況 \mathcal{O} 告 成 لح 人に 事実 はか カン 不

裁 な 6 取 0 弁論 なす最も 調 のやうに、 が終ると、 しむると、 ると、然らざるとの差異を生ずる。重要なる事項の一つである。説示の 陪席判事に委ねることは出来ない。説、裁判長の説示に移る。この説示は、 説示の巧拙によって、 説示 説示は、 は、 必ず裁判長がなさな 裁判長 陪 陪審員 [審手続 の手 腕 を に 力量を現 L お 7 いけ 事件 て、 n は ば

が並に 長が陪審員に対して、 証 拠 \mathcal{O} 要領を説明 プする その 事件の のである 犯罪構成に関 陪 審員 は 公判に 法律上の おけ 論点及び る取 調を見た 問 題

その 拠の 5 を陪審員に諒解せしめて、陪審員が評議をする材料を与へるのである。 既に検事の主張、 はむ 構成に関して、 て論ずるものである。そこで、裁判長は、そのいづれにも偏せず党せず、 うつかし つかしいのみならず、訴訟関係人は各自、自己の立場に被告人及び弁護人の主張を十分に聞いたのであるが、 法律上の問題並に事実上の問題を説明し、 自己の立場に都合のよ その 不人であ 事件 0 11 7

頭「裁判がいよく公開」 云々の 「裁判」を「公判廷」と訂正い たします。

51「大阪朝日」昭和三年九月二二日11「大阪朝日」昭和三年九月二二日

招待 事長、 裁 ほ 等官食堂で裁判 判 の各官庁 産に渡すことにきまってゐるが、協議会のあとで、この際大阪朝野法曹合同で、 か二十余名出 所では、 して、新装の陪審法廷を見せ、屋上で茶菓の饗応をなし、法廷の絵はがき三枚づゝを 荒井地方裁判所長、 の実施 の長官、 陪審法の実施日たる十月一日を記念するために、 t 所側、大阪弁護士合同協議会を開 代表的の実業家など、 判所 迫 より提出された協議事項について、 戌亥次席検事、その他各部長二十余名、弁護士側は、 ってきたので、大阪地方裁判所では、二十一日午後三時、 大阪府下官民有力者を招待し いた。裁判所側は、 大阪府下四千 逐条的に協議を進めたが 谷田院長、 ては との 人の陪審員を 大田 吉崎会長 が 大阪府 出 黑検 て、

て散会した。 これを実行することになり、 これが方法等は委員の手に委ねることになり、 入

我判所で打合会 「裁判時間」の弊風を一掃したい 「裁判時間」の弊風を一掃したい

後三時 とゝして、午後六時半散会した。 ことになった。また、陪審法実施に 開 市代表者を陪審法廷の屋上に招待して祝賀会を行ひ、一方陪審模擬裁判につい 所側では希望してゐないため、 検事、 日日 して陪審法廷、ホテル、 て、 の司法デーの 主任部 祝賀方法につき廿二日協議することになった。 から実施される陪審法を効果あらしめるため、 護士卅 長、 監督判 打合せも遂げたが、さらに、 名と高等官食堂で協議会を開 事 娯楽室を縦覧に供し、三枚一組の記念絵葉書をわかち、 弁護士の団体で各所でこれを行ひ、右法 監督書記、弁護士側は正副会長、 つい ての協 議事項は、 裁判所、検事局側では所長、 き、 即ち、一日 大阪地方裁判所では、 弁護士会で協 常議員などで小委員 から各部長廿名列席、 は四千名の の精神 議 0 こを普及 ては、 検事正 陪審員を招 回答するこ 別に府 くする 会を 裁判

る しく遅れ 弁護士への希望条件は、 「裁判時間」 大要次の六項目であり、 だとの 非難があるから、 これは従来の公判開廷の時間がい この際その 弊風を一掃 しようとした手 ちじ

厳しいものがある。

防禦の方法に、その提出する証拠記載の書面は、陪審員、検事、 検事の で受取られたきこと、検事被告人にも同時に交付すること、(五)すべての事件に は絶対にこれをなさざること、(四) 拠の申出をなし、公判は一日で決審する主義を徹底的に努力すること、 各弁護人の弁論時日、 六 公判事実の (日および公判準備手続には遅刻せぬこと、(二) 弁護人の重複の弁論を避けるために、 陳述書、 弁論に要する時間を予め定めて裁判所に通知されたきこと。 即ち予審決定書または起訴状、 陪審員氏名表は、 弁護人は、 公判準備手続に 公判開始一時間前に出 公判準備手続に ほかの弁護士の弁論中にも 被告に弁護士より交付す て攻撃及 (三) 公判 おける攻撃 7 0

53「大阪朝日」昭和三年九月二三日

陪審法の話(9)

(十月一日から実施) 判事 坂東米八

〇大切な答申

であるとい 務である。 る。この問に対して、陪審が評議の上答申する。これが、陪審の目的とする最重要なる任 裁判長は っても過言ではない。 ってもよい。この正しい答申を得るために、陪審制度は設陪審の任務は、この問に対して正しい答申をすることが、 説 示が終ると、 陪審員は、 犯罪構成事実の有無について、 この趣旨を忘れては 陪審制度は設けら ならな 陪審に対する問を発するの その任務の殆ど全部 れたものであ であ

この問には、主問と補問と別問との三種がある。

に お いて何 殺人事件ならば「被告人は何某を殺害したりや」、強盗事件ならば 々を強奪したりや」といふが如きものである。 公判に附せられた犯罪構成事実の有無を評議せしむるための間である。 「被告人は某日 某処

ため 告人は某日某処において何々を窃取したりや」と、問ふが如きものである。 某を傷害して死に致したりや」と問ひ、 へば、 の問である。 殺人事件において、傷害致死かも知れぬと思ふときに、 かのは、 それが、 てれが、起訴の範囲に属するものでなければならぬことは勿論であ公判に附せられたものと異なった犯罪構成事実の有無を評議せし 強盗事件のとき、窃盗かも知れぬと思ふときに 補問として「被告人は何 る。

を殺害したるは正当防衛行為なりや」と問ふが如きである。 別問とは、 ふことを詳議せしむるための問である。例へば、殺人事件において「被告人が 犯罪 の外形はあるが、 犯罪の成立を阻却する原因となる事実があるか、どう 何 某

する文言を以てしなければならぬ。 主問 のみ提出するのである。 は、 かなる事件においてもこれを欠くことはないが、補問、 右の問はい づれも簡明にして、「然り」またはこれを欠くことはないが、補問、別 問は、 「然ら ずし 必要な場合 と答申

するとか これによって確定するのである。 陪審員、 判長は問を書いた書類、 被告人及び弁護人は、問 別問を加へるとかの申立が出来るのである。 即ち問書に署名捺印 の変更申立が出来る。 して、 これを陪審に交付する かやうにして、問が決定す 問を分解するとか 増加 は

したならば、 裁判長は評議をなさしむるために、 陪審員を評議室に退か

○秘密の評議室

は、 な 議 \mathcal{O} をなすについて必要な材料である、証拠及び証 職務の執行を禁ぜられることがある。 室に入れば、 裁判長の許可を要する。之に違反した場合は、 やむを得ず評議室を出なければならぬ場合、 又 なければ 評議を終るまでは勝手に評議室を出 入室は出 評議室にお その交付を裁 来な 判長に請求することも出来る。 料長とい れ る。 拠書類は、 五百円以下の科料に処せら たり、 〜ども、 又は他人と交通しなけ 又は他人と交通することは出来 裁判長から陪審に交付すること 勝手に は、 出 入 は 以 出来ない ればならぬ れ、 も裁 又はそ とき

するとか、投票によるとか、或は抽籤によるとか、そのいづれでもよい その時の陪審員の申合せで、 陪審の評議に入るに先だち、 いかなる方法によるも自由である。 陪審員は陪審長を互選する。その 年長者又は名望家を推薦 方法は 定め 7 な V カュ 5

または その評 さうすれば、 ところがあることを発見すれば、陪審の決議で、裁判長に再説示を求めることが出来る。 かやうにして、 「然らず」の語で答へる。 一つが肯定、 裁判長は公判廷において、更に再説示をして、陪審の不明な点を説明する。 最初先づ各自の意見を十分に発表して研究する。その研究によって、不明な 通常の会議における議長に相当するもので、 陪審員は互ひに研究の上、 一つが否定とい 一問一答が原則であるが、問の中に二つ以上の事項を含 ふ場合は何 問に対する答申を決定する。この答申は、「然り」 々 は然り、 議事整理の任に当る 何 Þ は 然らずと答申する。 であ

窃 例 盗を否定する答申は ば、「被告人某は何某方に侵入し金品を窃取したりや」といふ問に対し、 「侵入は然り」「窃盗は然らず」と答申するのである。 侵入を肯定し

定した場合のほか、 議する。主問を肯定すれば、補問を評議する必要はない。 答申を決定するについては、主問から始まる。主問を否定した場合に、 評決を必要とするのである。 別問は、 主問、 補問 補問 があ \mathcal{O} 双方を否 れ ば評

54「大阪朝日」昭和三年九月二三日

陪審法模擬裁判

大阪北区扇町済美第三小学校で行ふ。 孝友会後援、 大阪雄弁研究会主催 の陪審法に よる模擬裁判を、 二十三日午後六 時 か

55「大阪朝日」昭和三年九月二五日

陪審法の話(10)

(十月一日から実施) 判事 坂東米八

○評議決定方法

九十一条の趣旨から、 め さう 議決定の方法は、 て、 肯定意見が過半数ならば、 決議の際は犯罪構成事実を肯定する意見を先づ確 別に精密な定めを設けず、 即ち肯定 陪審長の議事整理権 したことになり、 確かめなければないであるが、 過半数に かめなけれ 達 しな なら け n

なりや否やを確かめたならば、それでよいのであって、その他の意見を聞くには及ばな ることは出来ない べることは差支ない。 したことになるのであ やうなことはいへない。陪審長は、最後でなければ、決定した意見を表示す 第九十条によって意見を表示する義務がある。「自分はよく分からぬから然る へることは出来ない。 制限がある。 これは、 もし、肯定、否定い 決議は、 決議の時の制限であるから、 ただ肯定(然り) づれの意見をも有 する者が過半数 研究の際に意見を述 1 (七名 以 Ŀ

れを答申しなければなら 陪審の 評 おいて、 問に対して否定するとか、 肯定するとか 11 ふ意見が定ま れ ば、

室に退 陪審員席から退席せしめる。 に評議をして答申を訂 を要しな 答申は、 裁判所書記をして、問及びこれに対する陪審の答申を朗読せしめるのである。 して之を公判廷に 心 い て、 陪審の任務は終ったのであるから、 前に 判長は、 裁判長 議して答申する。答申を受けた裁判長が、別に不備齟齬 お 正すべきことを命ずることが出来る。さうすれば、陪審は更に 答申に不備又は齟齬があると思ったときは、 ら渡され いて裁判長に差出 これで、 た問 その陪審は解散となる。 書に、 すのである。 陪審員の退廷解散となり、 審長が、 然り、 陪審長以外 或 は 然らずと記 0) 陪審員は 問書を返附して 裁判長 なしと思ったとき は陪審員を 、署名捺印 ころに 議 更

他所 を一時退出する場合が出来る。 陪審事件数日 たとの 交通に にわたる場合は、 関 して、 遵守すべき事項を指示せられる。 き事項を指示せられる。この指示に違反した者は、この場合は、裁判長から、陪審員の滞留する場所、陪審員が答申をなさない前、即ちその任務終了前、 及 百 てド 判

八条によって五 長の許可なくして裁判所を離れたり、 せられることがある。 百円以下の科料に処せられ、第八十五条によって陪審員たる職 陪審員は、 陪審を構成した後、 他人と交通することは出来ない。 その職務の終了するまで 務 の執 は 行 を

○陪審やり直し

更新すれば、これまで述べた陪審手続を全く最初から遣り直すのである。即ち、並と裁判所の意見とが一致しないときは、何回でも陪審の更新を妨げないのである。 実際上からの必要から、 に、始めて答申が採用せられるといふことになってゐる。我国においては、憲法上からと、 る陪審員を呼出して、その手続を行ふのである。 したのである。 陪審の答申に拘束せられない。 ち、陪審の更新をするのである。これが、 判所が、 何時でも決定を以て、その事件を他の陪審の評議に附することが 陪審の答申を正当であると認めたときは、之を採用するが、不当である 制度の是非は別として、 かやうな規定を設けて、事実判断の最後の決定権を裁判所に 裁判所の見るところと、 一大特色たるには相違ない。 我陪審制度の一大特色である。我国の裁 陪審の見るところと一致した場合 従って、陪審の 出来る。 判所は、 前と異 !審を 答申 保留 な

立を阻 答申の採択があれば、既に事実は確定したのである。 却する原由あり」との答申であれば、裁判所は、 直に無罪の言渡をする。 犯罪事実の否定、 又は 犯罪 \mathcal{O} 成

人及び ては、 犯罪事実を肯定した答申であれば、更に、第二次の弁論に移るのである。 して弁論 大いに情状論をしてよい。 出来な 法令及び刑について意見を述べる。 事実は確定しているのであるから、 先づ、 検事は法令及び刑につい この弁論におい 今更事実につ て意見を述べ て、 犯罪構 11 て不

服が に \mathcal{O} おいても、 すべきや、 もとに行はれた犯罪であ っても、 被告人または弁護人に、 或は執行猶予を与ふべきものなりや否や等について意見を述べる。 かれこれ いふことは出来ない。い って、被告人の境遇、事情、 最終陳述の機会を与へなければ かなる法令を適用すべきか、 その後の状況等によ ならぬ。 如何 ŋ この弁 な る事 か に

右の弁論が終れば、 残るところは判決の言渡である。

てなすことになるであらう。以上で、 の言渡は、 裁判所が合議して後になすのであるから、 陪審の第一審手続を終るのである。 1 づれ数日後に言 渡期 日 定

56 「大阪朝日」 づく栄光の司法記念日 昭和三年九月二五 日

行幸をお待ち申す 0 陪審法廷

新装 あるが は る美しさとなった。 年振りとい って、 陪審制度実施も の陪審法廷をはじめ、 建国以来創始の国民裁判を幕開きするにふさはし けて Š 壁の塗り替へも漸 この実施記念日に対し、 陪審法廷も椅子の据ゑつけ、 よく、あと一週間にせまり、 東京控訴院、大審院を通じて、 く完成し、 畏くも聖上陛下の臨御を仰ぎ奉るべき東京では、 明治十年時代の古めいた司直の府も、 裁判官、 全国各地方裁判所は上を下への大騒ぎで い情景を浮出させてゐる。 検事席のスタンドの取付け 奉迎の準備に いそがしい 見ちがへ もを 何十

は、 司 法 記念日とし て、 全庁をあげ 事務を休 んで祝賀をするが 陛下 0 は

前十時から約一時間半の御予定である。

臣か されるが 二日 :ら都下全警察署長も招かれる。なほ、 は、午前中、 梨本宮殿下をはじめ各宮様の 同夜 は 御参観があるはず。 司 法関係者の 祝賀会が、 同日 帝国ホテル 午後には、 各大 で催

審法廷、陪審員宿舎の見学、 くその緒につくはずである。 三、四、 五の三日 間、 府下 市区町 茶菓記念品 村長を始め、 0 饗応 あ 約二千七百 ŋ カゝ 7 いの 陪審員候補者を招待 ょ 陪審裁判 は 華 Þ

57 「大阪朝日」 昭和三年九月二五

!審模擬裁判

法制研究会で

出演、 日割で、 陪審法実施の日も目睫のうちに迫って来たので、 大いに陪審法普及に努めると。 陪審模擬裁判を開き、 会員押谷、 上 $\mathbb{H}^{'}$ 中村、 大阪弁護士会中の法制研究会では、 金星、 古市 大隅 5 各弁護士が

二十五日午後六時 (北区済美第二)、 二十七日同 刻 (瀧川)、 二十九 日 (都島第 各 小学

58 実施される陪審法 「大阪毎日 昭和三年九月二五

正され せら そは まってゐるが、 近代的陪審制は、十二、三世紀頃イギリスに発達し、十六世紀頃に至っては、殆ど今日の 常職の裁判官以外に、素人の民衆が裁判に関与するといふことは遠くローマの昔か 7 北米合衆国に移され、 れたのであるが、更にこゝに専門の諸家に乞うて、 とすることゝしたのである。 遊ば 医司 7 何なるものであるか、すでに司法当局からも幾多の方法をもって、その普及を宣伝 自由民権擁護の声のやかましかった当時、先づフランスに移植されたが、 はるも イギリスとは別の主義様式をもった制度となって現れた。 ħ る。 る。 制度上、 紀の中葉、 のとなった。そして、欧大陸方面には、十八世紀末フランス革命の直 11 はゆる近代的の陪審制度は、実に十二、三世紀以来のことである。 畏くも、この日聖上陛下には、大審院その他に行幸、 司法当局は、 まさに 自由民権思想に伴は 更に、 一新時代を画すべき陪審法は、 この光栄の日、この意義深き日をもって、 南米各共和国に伝播して行 かくて、 一週間の後に施行せら れて、 欧大陸諸国に承継されることゝ 陪審法大要を掲げることゝす った。他方に、 いよく来る十月 れる、 イギリスの陪審制 われ等の陪審法 フラン 次第に改 日日 司 ス 即 なっ の陪 |後、 ち、 : ら 初 Ź。 は、

ゑに、 英仏 両 国 0 陪審制 は 世界における陪審制 の二大宗とい ふも過言でなく、 わ が

国で今回実施するに至った陪審制は、大体の仕組において大陸制即ちフランス式に則 ので、陪審制としてはかなり特殊な地位を占めるものである。 にイギリス制を加 味し、しかも我国体および民情と現在の刑事裁判 制 度に 適合 せ 0 8

陪審員 \mathcal{O} 度によって色々 官と陪審員とが と終始共同 原則から来る当然の制度で、 官は陪審員と意見が一致するまで、 制度は の下した事実の 裁判官はそれに して . 全 く 0) 独立した別個の機関として裁判に関与し、陪審員が犯罪事実の の合議体として裁判に関与する。しかし、普通にい類がある。例へば、後述の如く、ドイツの参審制で 基い 判断に必ずしも従ふ必要なく、もしこの判断が不当だと思へば、 て刑の量定を行ふのである。 官以外に素人が裁判に関与するものであるが、 しかも他国にその例を見ない。 陪審を更へることを認めてゐる。 しかし、 普通にいふ陪審 我陪審制では、 これ は、 素人が は 関与 制 は 判官 判断 が を 法 裁 は 判 官

場合 これに従は 英国 結果も は では 陪審を更新することを許 同じであ ねばならぬ。 審員 することを許してゐるが、もし第二回目も同じ意見であれば、れば、もはや裁判所はそれに従はねばならぬ。仏国の制度でも 0 判断が不当と認めた時は、 裁判官は再考を命ずる。 そして、 かゝる 裁判 t し再 所

仏国では労使関係 ても陪審を認めている。 一般に刑事事件についてのみ行はれるが、 商 事関係の事件には、 即ち、英国では、 それぐ、陪審制を採用してゐる 貞操蹂躙とか、名誉棄損などの 英仏では、 或特殊な民事 民事事 事 件に

陪審に付せられる刑事事件の範囲であるが、 て陪審の評議に付せられるが 仏国では、 英国では、 重罪でしかも証拠十 重罪軽罪を問 分あ はず、 ŋ ځ 刑事

審に付 異 て重 ることにし 禁固に該ル事件」 \mathcal{O} 制 罪裁判所に 度を設 (但し本人の希望により辞退することが出来る)、「長期三年ヲ越ユ た。 け 移す決 死刑 は 又 定 ハ無期 のあ 請求陪審とい った事件 懲役若ク 0 のみを陪審に付する。この点では、 ハ禁固 て、 被告人 ニニ該ル の請求をまって、 事件」は、 法定陪 陪審の 語番とい わ 評 ル が と国は全 有期懲役又 0 て当然陪 に 一く特 b

59「時事新報」昭和三年九月二五日

陪審名簿縦覧

岸和田市で

格者名簿を市民に縦覧させると。 和 田市 では、 予て陪審員資格者調査中の 処、 二十二日終了。 十月 __ 日 ょ ŋ 八日 まで

陪審模擬裁判

法政研究会主催で、 二十五日から、 左の各所で陪審模擬裁判を催す。

▲二十五 日 午後六時、 済美第二小学校 ▲二十七日同瀧 ĴΠ 小学校▲二十 九 日 同 都島 第 小

吉 裁判長弁護士押谷富三、 検事同中村昇、 弁護人古市、 金星両 弁護士。 講演弁護士上田孝

60「大阪朝日」昭和三年九月二六日

(十月一日から実施) 判事 坂東米八

〇上 訴

とは、 \mathcal{O} に、陪審手続による第一審判決に 訴または上告が っである。 陪審手続によっ よほどその趣を異にしてい と出来る、 て、 判決をなした事件の 審判決に対しては、控訴を許さないで、大審院に上告のみを控訴して判決を受けたものは、更に上告が出来るのである。 る。 普通手続によって第一審の 上訴 に つい ては、 普通 判 大審院に上告のみを許す 判決を受けたものは、の裁判手続によったも よったも 然る

第二審 る。その一乃至四は、 \mathcal{O} 上告が出来るのであるが、 った場合である が一致して、 おいても、上告が出来る。 。その一乃至四は、陪審に欠点のある場合、規定であるが、第百四条には、上告の理由な 上告をなし得る場合は、 (控訴審) 事実を確定したのであるから、 の判決に対して上告が出来る理由 第百三条、第四条に規定してある。 但し、 陪審手続を経たものは出来ない。 上告の理由ある場合を、 事実の誤認を理由とする場合は、 それを尊重したのである。 五乃至七 0) ある場合は、 は、 は、裁判長の説示に不当な点一から七にわたって列挙し これは、陪審と裁 即 ち、 刑事訴 普通の手続にお 陪審手続を経たものに 以上は、 訟法に 判所の意見 第百三条 お V てあ ては て、 が あ

上告理由ある場合には、 大審院 が自ら裁判をなすことのできる場合は、 上告裁判 所、 即ち大審院は原判決を破棄するのであ 直に判決をする。 その 他 0 場合は、 る。 さうし 事

戻し 又は移送を受けた裁判所は、 更に、 その事件について裁判をするのである。

せられ 事実が真実に一致しなくても、評議の内容なりとして漏らせばその制裁は免れない。 千円以下 規定ニ違反シタ これを漏らすことは出来ない。 して遵守す ノ指示ニ違反 (一) 故ナク呼出 第百八条及び第百九条第一項には、 または他人と交通した場合である)、(四)故ナク退廷シタルトキ、 る。 の罰金に処せられるのである。陪審の評議の内容は、 陪審員が べき事項を指示した場合、 シタルトキ ルトキ 「評議ノ顛末又ハ各員ノ意見若ハ其ノ多少ノ数ヲ漏泄シタルトキ」は (陪審員が裁判長の許可を受けないで、評議を終る前、 (裁判長から陪審員に対して、 親子、 陪審員に対する処罰を定めてある。 夫婦の間でも漏泄すれば本罪である。 之に対する違反である)は、五百円以下の 滞留の場所及び他人との交通に関 絶対秘密 (三) 第八十三条第 元である。 (五) 第八十四条 即ち、 その漏らした 科料に処 何人にも 室を出 一項ノ

私ニ意見ヲ述ベタル者ハ、 行者ヲ二千円以下 (一) 評議ノ顛末又ハ各員ノ意見若ハ其ノ多少ノ数ヲ、新聞紙其ノ他ノ出版物ニ掲載シタ (三) 陪審ノ評議ニ附セラレタル事件ニ付、陪審員ニ対シ請託ヲ為シ、又ハ評議 次に、 評議ヲ終ル前裁判所内ニ於テ、陪審員ト交通シタル者ハ五 第百九条第二項、第百十条には、 新聞紙ニ在リテハ編集人及ビ発行人、其ノ他ノ出版物ニ在リテハ著作者及ビ発 ノ罰金ニ処ス、(二)裁判長ノ許可ヲ受ケズシテ陪審ノ評議室ニ入リ、又 一年以下 ノ懲役又ハニ千円以下 陪審員以外の者の処罰を次の如く定めてあ ノ 罰 金二処ス、 百円以下ノ罰 ラア 金二処ス、 る。

により、 て掲載すればこの制裁を免れない。 の場合は 三年以下の懲役又は三百円以下の罰金に処せられ 掲載 した事実が真実に合すると否とにかゝ (三) の請託に賄賂を用ひた場合 はらず、 は、 刑 議の内容な 法第百 九 +ŋ 八条

陪審員は公務員であるから、 刑法 の公務執行妨害となるのであ 刑法涜職罪の適用がある。 また、 他 人が陪審員の 公務執 行

61 大阪朝 備全く成って十月一日 大阪 当夜は大阪弁護士会の有志が 模擬裁判 日 の陪審法実施記念の催しもの 昭和三年九月二六日 「謎のピストル」を放送 を待つ

判所、 しをすることに決った。 陪審法が 大阪 (弁護士会で種々の催しをすることになったことは、 実施される十月一日には、大阪ではこれを記念するため、 既報したが、 次 大阪地方裁 いのやう な 催

た検事局ならびに大阪弁護士会は、合同で力石大阪府知事を始め、 裁判所 護士会員合同 大阪府選出代議士、府、 では、 0) 大阪 大祝賀会を中央公会堂で開く。 府下四千名の陪審員候補者を招待 市会議員、著名な実業家約二百名を招待し、 新装 の陪審法廷を案内 大阪諸官衙 別に裁判所職員、 の長官、

古屋地方裁判所渡邊判事の手に成るものである。 七時から、大阪弁護士会の有志は、ラヂオで陪審の模擬裁 労働運動の実情など新らしき社会相を織り込んだもの 判 謎 0 ピスト で、

事六人、 の三部に一部を増加、四部となり、第二 (柴田)、第四 判事は、 てゐない。 事 ほ 検事は戌亥次席と西堀の両氏に決定し、従って、 検事二人、 大阪地方裁判所 大阪控訴院の齋藤及び区の坂東両判事など、 しかし、二十六日には、全部決定すべく、 諸設備も全く完成し、 書記も六、七人を要するが、裁判長は、既報の通り、池内、 の陪審法廷は、 二つあるから、 今は陪審裁判の日を待ってゐる。 (池内) 刑事部が陪審係となる。 下馬評に上っているが、まだ決定 大阪地方裁判所 部も二つ、 書記も過日六、七名増員し、 裁判長も二人、 0 刑事部は、 柴田の両 従来 陪

実施される陪審法 「大阪毎日」 昭和三年九月二六日

陪審員に対して裁判長の 意見は述べられぬ 示

その 英国 績も他国に比して遙にすぐれ、陪審制の模範とされてゐる。 の陪審制は、 前述の如く、諸国に先じてかなり早くから整備し たの

て今日

に至っ

英国 の陪審には、 (又は大陪審) というて、 刑事の公判陪審ばかりでなく、民事陪審もある。 犯罪の嫌疑を起訴するか否かを、 そして、 陪審の 評議に 刑事事件で 附 す

る 度がある。しかし、英国の陪審の根幹は、 刑事の公判陪審である。

が 弁護人が坐る。そして、被告人は、その右脇の小高い の手続きも非常に異ってゐる。わが国のやうな、公益を代表する所の検事なく、英国の刑事公判手続きは、警察制度などが、かなりわが国とは異るから、従って 英国の陪審法廷の座席は、わが国のと非常に異り、一人の裁判長が正面高く座を占むれ 通常只その代理官たるバリスターが列席し、被告も只証人として陳述し得るの その右側に陪審員が席につく。それに相対して、 陳述するときは証人席で行ふことになってゐる。 所で裁判長と相対した所に置か 原告官であるバリスター -と被告 つて刑 のみであ る。 る 0

ある。 かれるのである。 出廷する。その際、 し花を尊ぶ。 事実を認むるや否やをたづねる。もしこの場合、 公判が開かれようとする時、 開廷に先だち、 が、 裁判長席ばかりでなく、 裁判長は、手に美しい花たばを持ってゐる。 裁判所書記は、先づ起訴状を朗読し、これに対して被告 裁判長は、 被告席その他廊下などにも美しい 花たばを持ってゐる。一体に英国人は、いとも荘重に二、三のお供の者に擁せら 否認したときは、こゝに 花が飾ら 陪 [審公判 花を愛 は れて 公訴 7

た証人、 この訊問は、 最初は、 て、 鑑定人については、バリスターと被告人の弁護人とが、交互に色々の訊問をする。 原告官の代理であるバリスターが、 わが国では裁判長がやるのであるが、 訊問応答を静かに聴聞してゐるのみである。 の弁護士は、 もし必要のときは立って、 公訴事実を説明する。 英国では裁判官は只第三者の立場にあ 事件の全体に 訊問が一通り終ると、この後 そし ついて弁論を行 て、 呼び出 「され

常に重要なるものとされてゐる。 全体を極く判り易くし、時としては犯罪事実に対する裁判長自身の意見を述べるのであ は この説示こそは、 陪審員に 裁判長 て、 裁判員をして、 極めて荘重に っい て適用すべき法律を示し、 して冷静な態度で、 事実の判断をなすにあたっての 陪審員に対 当事者双方の提出し して説示を与 心証を作らせる上 へる。 た証拠 に、

後に、 対に信じ、裁判官もまたその信頼にそむかないやう、 との意見を一致せしむる上に便宜ではあるが しか して答申する。 絶対に禁ぜられてゐる。説示に裁判長の意見を加が陪審制にも、説示の規定はあるが、わが国では し、英国人はこれに対して、 裁判長は、 陪審員に問を発し、 何等疑惑を感ぜずにゐるが、これ るが、 陪審員はその裁判長の問に対し 陪審の つとめてゐるからであらう。 本義を失はし 味せしむることは、裁判 説示に裁 判 官 は英国民が むるとの非難が \bar{O} て、 意見を加 有罪無罪を評 官と陪 味する 裁判 あ 官 Iを絶 示 る。 決 \mathcal{O}

に適任と認められるものを選ぶ。 なり重大である。 委員会を組織 定の法定資格を備へるもの 陪審員に如何 各国 の法制では、この候補者を選定するのに、 なる人が選任さるゝか わ 理解力といひ、 が と国では、 ゝ中から抽籤をもって候補者を選定する。しかし、、、陪審員の選定に際しては、寧ろ抽籤主義をとり、「さるゝかは、陪審員の質の良否を決定するゆゑんで その他名望、 品性、 法律的信念が、 判事や行政官などを委員とした銓衡 陪審員の職務をなす しかし、 で 英国を初 は ŋ, ゆる

に から遠ざけられてゐる、 各国の陪審制では、男子に限らず女子も陪審員として採用せられるが、 わが国等よりみると全く奇異に感ぜら れる

に請託したり、これを買収堕落せしむる機会を作ることが多い。殊に、米国では、告人は忌避権を行使する余裕が与へられる。しかし、この制はとかく悪用せられ、 しい。わが お 廷一週間 1 何 被告人に知らしむることにした。 前に、 国では、陪審員の氏名などは、公判までは絶対 なる人が選任 あらかじめ被告人等に知らすことになってゐる。 せられたか、その氏名、 所 職業などに に秘密に これによって 対せら 米国ではこの っいい て、 陪審員 月のが

63「大阪朝日」昭和三年九月二七日

陪審法の話(12)

陪審員に望む 判事 坂東米

任を負担せられることゝなったのである。上来述べたところによっても、いかにその 0) 貴重にし て、 わが またその結果の至大であるかといふことを痛感せられたことであらう。 国に始めて設けられた陪審制度最初の陪審員として、極めて重大な る責 職責

から、 を看破し、 陪審員の判断、 [審員は、 良心の命ずるところに従って行動しなければならぬ。 どこまでも冷静に公平に、 即ち評議の結果が、被告人の有罪、無罪を決定する基本となるのであ 国家国民のため全然私心を去って、 事件 0 真 る

は 人 出来得る限り自己の非を掩ひ、その罪を免れんとするのは人情である。 の判 ふことが 断は、 すべてその考 一見容易の 如くであって、 へから出てゐると見ることも、 しかもなかく困難なるものである。 また大きなる誤りである。 L かし、 被告人

虚実相交るところに、真相を発見しなければならぬ。

直に正 して、 ればよいのであって、時、 に止まるものである。 人は、注意しなかった過去の事実に 何ら差支へはないのである。 経験に徴しても、少しく古い事柄は、極めて重大な事であっても、その記 も答ふるに躊躇しないところである。殺人事件についても、 1へ得る者は、蓋し少ないであらう。しかし、右の大震災のあったといふこと 今日卒然として、東京の大震災、 場所に多少の記憶違ひがあっても、 ついて、正確な証言の出来るも 丹馬の大震災の年月を問 殺人の事実を認める証 殺人の事実が では ない は はれても、 に憶は大体 明 言と かな

ぬところである。 すべきことであっ き癌である。 これは美徳に伴ふ弊かも知れぬが、かゝることは、裁判をして真実を失はしむる、 自己の国家、 一体我国の多くの人々は、情実に捉はれ易い。被告人の前においても、正義のため 陪審法実施の暁、或は偽証の頻発するやうなことがありはすまいか、 社会に対する責任のために、 陪審法実施と共に、正しき裁判を求むるため、ぜひこの弊を絶滅させね て、 この点は陪審員のみならず、 敢然として真実を主張する勇気が乏しい。 国民一般の非常に戒心しなけれ まことに憂慮 ればなら 恐るべ ばな は、 に、

から事件を達観するならば、 かやうな訳で、 事件の真相を掴むことは困難であるが、常に全体 恐らくその真相を誤らないであらう。 か ら観察 Ĺ 大局高 所

陪審事件は く前 刑法について一通りの 既にその事件に はゆる刑事事件であるから、陪審員たるべき者は、 ついて、 知識を備へて置くならば、公判廷に臨んだ場合、 大体どこに問題があるか、 事実に 陪審手続 0 V て 裁判長の \mathcal{O} を知る 証 拠 は どう 説示 と共

であるかといふことを、 自ら判断することが出来るものである。

長の説示を聞いて、始めて問題を知り、これを考へるやうでは、取調べに対しても興 員として極めて必要なことである。 供する材料 法を知ってをれば、自然、 ·を記憶してゐないといふことがあるかもしれない。刑法一通りの知、、注意が怠り勝ちになる。従って、裁判長から問題を聞いても、こ 事件の取調べについて興味があり、 注意も深くなる。 れが は 判断 (味が に

はれず、 非常な苦心を要する。 徒輩をして、 己の全精力を傾倒して、事件の真相を看破しなければならぬ。 と共に、無辜を罰するといふことは、それこそ由々敷大事であるから、この 陪審員は、 右顧左眄せず、 その罪を免れしむることは国家、 国家、社会の秩序維持の大責任を双肩に担っているものと覚悟し、 人を裁く者の苦心は、主としてこの点に存するのである。 毅然として正義のために、 社会の秩序を維持するゆゑんではない 決断するの勇気がなくては 徒らに、舌の巧なる狡 ならぬ。 点に 情実に お 智の ح 自 7

世界各国の注視の的となってゐる我が陪審制度をして、 陪審員は、 切望に堪へないのである。 事前において、出来得る限りの準備を整へ、我国にとって最初の制度であり、 (をはり) =写真は坂東米八氏 世界に誇る美果を収め しめ 5

64「大阪毎日」昭和三年九月二七日実施される陪審法―三

を生み、 も、刑の量定をも絶対に許さないことを規定した。 当時すでに英国に発達してゐた、民衆裁判の陪審制を採用するに至った わたって行はれ に関する心証 を許すことになった。 ことであった。採用 玉 仏国の陪審公判手続は、 のと大差はない。 公判陪審のみを存置することにしたが、 しては公平無私たるべきを誓はせる。 先だち、 ユ で、 王権の専制を斥けて、 はゆるナポレオン法典の制定のとき、 国王やその権臣に憎まれたゆゑをもって、 を得しめるやう、 は 裁判長自ら被告人の訊問を初める。この訊問は る。 立って、 裁判長は、 うち、最も花やかな歴史をもつもの 次ぎに、 の当初は、 今日の仏国の陪審制は、 従って、 仏国大革命直後に始まる。一七八九年七 事実の・ 全員起立裏に陪審員に向って、その職責 革命最初の血祭りを行ったが、実に当時 一体にわが陪審法が仏国陪審法を母体として作られ 証拠調べに移る。 自由民権の旗を押し立てゝ突き進ん 極端な陪審制をとり、 内容を全体的に 被告人の犯罪 陪審法廷の構造もほとんど、わが国と同様である。 かくて、 の動機から、 しかもある限られた事件について これも、 説 重罪事件についてのみ陪審に附 陪審法も改正 明 しかし、その後、 陪審員の賛同なくして起訴すること 裁判所書記が 幾百千万 その 裁判長自ら行ふのである。これ 犯罪後 際罪責 せられ、 の陪審制 0 の動 だ革命 \hat{O} 公訴事実を述べる。 \mathcal{O} の重大なるを説き、 Þ この制は 程度範囲 陪審員に、公訴 が 起訴陪審は廃せら のは、 まで、逐一詳細に 軍が 幾万 に つながれ 種々 څ و などに してゐる。 貪る如 たため、わ のみ、陪審 頗る当然の で 公判の \mathcal{O} 事実 弊害 \langle 0 た。 評 ک が 5

影響を与ふるものであるから、両者の弁論戦はまことにはなべくしいものである。 て意見を述べる。この後をうけて、 シア 論駁的弁論を試みる。この検事と弁護人の弁論は、 弁護人は被告人の利益のために、あらゆる論理と言 陪審員の心証に重大なる

国では、この後に裁判長の説示があるが、 仏国ではそれがない

判長の発問は、犯罪事実の有無についてのみ行はれる。 当事者の 情状、 弁識力の有無などに関する問を発し、 弁論終了後、裁判長は陪審に対して、 陪審員の答申を求める。 公訴事実につき、犯罪事実、刑 わ が 玉 で 0 は加 重 裁軽

は二円五十銭を、 公判に関与した日は五円、 職務が国民の義務であるとして、 そこで、 次ぎに、陪審員の報酬に関する制度であるが、仏国を初め諸各国の法制では、 二゚ーヒーンを標準とし、出廷地が住居と二゚ーピメ以上隔たるときは、十゚メーごとに十ビの旅 陪審員の旅費は、遠近を問はず支給し、しかも二等旅客運賃で計算される。 日当も十フッから六フッを与へる。そして、もしニキニス以内のものは、特別手当ての から五スッの日当を支給せられる。なほ、旅費は前払を受けることが出来る。 陪審員は評議室に退き、 その他の場合は五円となってゐる。 その他は二円五十銭で、 無報酬なのを原則としてゐる。 秘密投票によって、 宿泊費も、 多数決で採用し裁判長に答申する。 陪審員宿舎に止宿したとき 但し、仏国では後改 陪審員の 日当も、 わが 名目 費を いめら 玉

法定陪 審の らの費用の負担は、 とに角、 諸外国では原則として国家が負担する。 請求陪審で有罪 の判決あ ったときは、 被告 カゝ 人 0 負 担 わが 上

65

班は、 は、 判官を左の如く選任した。即ち、 その設備を終り、廿六日弁護士の縦覧を許し、同日午後部長会議を開いて、 なほ、 A班は、裁判長池内善雄、陪席判事坂東米八、吉村正道、書記川上榮一、今中孝雄、 陪審制度は 柴田氏は第二部、 裁判長柴田貞輝、 検事局では、 戌亥次席検事と西掘検事が陪審検事に選任された。 池内氏は第四部の刑事裁判長として、普通裁判をも行ふと。 ・来月 陪席判事喜多川元、芹川定、 一日から実施されることゝなり、 大阪では陪審法廷が二つ新設されてゐるため二部となし、 書記國村進、隅田量平諸氏で、 大阪地方裁判所では、 最初 の陪審裁

写真 (右上から) 池内、吉村、喜多川、坂東判事、 (左上から) 戌亥、西堀検事、芹川、 柴田判事

66「時事新報」昭和三年九月二七日

陪審係り判官決まる

二十六日左の通り決定 め、その第二部と第四部を陪審係りとなす事とし、 来る 日 カ ら施行の陪審法につき、 した。 大阪地方裁判所では、 担任判検事書記の銓衡をなして居たが 現在の刑事三部を四部制に改

亥忠一 裁判長柴田 輝、 陪 席判事芹川定、 喜多川 元 書記國村 進、 隅 田量平、 検事戌

事西堀元道 ▲第四部 裁判長池内善雄、 陪席判事坂東米八、 吉村正道、 書記今中孝雄、 Ш 上榮

調停員ら一千名も参観陪審の準備で忙しい地方裁判所67「大阪朝日」昭和三年九月二九日

隘は、 極め 検事局の思想係検事室も新館に移したので、 部の書記課も新館へ移し、第一、第二刑事部は二階に、 部で判事、書記の異動を行ひ、 陪審法 てゐるが、既に、陪審部の裁判長をはじめ、各係官の人選は終ったが、これに伴ふ内 幾分緩和された。 の実施日もい よく 切迫したので、 書記の如きは二十余名の大異動を決行し、また四個 大阪地方裁判所では、これが準備に大多忙を 多年苦しめられた旧館 第三、 第四刑事部は三階に、 0 調室や諸 事務室 また、 0 刑事 の狭

- 186 -

その 者に見せるが、二日は午前十時から午後三時まで、 家族及び裁判所職員の家族約一千名の参観に供すと。 新陪審法廷は、 十月一日の実施記念日には、 借地、 府下四千の陪審員候補者と官民有力 借家、 小作、 商事の 各調停員と

0 空気を出さず、 一角大審院長室、二階の一角検事総長室は、 を仰ぎ奉る東京司 司 0 すべてを包括する、 通行路 度 0 明るいが浮いた感じは更にない。 上 の左右は一律にクリー 法部 機を画 明治三十年代の古屋の内部は、廊下 奉迎 「する、 の準備全く成 - ム色に塗りぬいたところは、昔流の陰惨 陪審法実施の十月 特に念入りに装ひを凝らしてゐる。 臨御当日、 った。 御座所にあてられる三階南 一日 控訴院、 には、 \mathcal{O} 隅から天井裏まで綺 畏くも聖上

て下 すでに陳列も終り、 天覧に供すべき司法参考品は、三階御座所近くの大審院会議室と図書室の二部屋を当て、 検分をなした。 二十九日午前、 原法相、 小原次官、 牧野大審院長等、 関係大官が 0

事正等 所長から同法廷内部、 一号大法 陛下には、 大審院長、検事総長から言上申上げて、 御出迎へ申上げ 面 廷 大広 小川検事総長、和仁控訴院長、三木検事長、 当日午前十時五分、 控訴院大法廷から新装の陪審法廷を御覧になる御予定で、 間 \mathcal{O} 一角に 陪審員協議室等、 刻まれ 原法相御先導、 判所正門玄関 わが 詳細御説明申し上げ、 法律界 直に三階御座所に入御、 参考品 に御 \mathcal{O} 大恩 を天覧に供し、 人 原法 「ボ 田中東京地方裁判所長、 *アソナー 相、 て予審廷を御一 つい 親任官以下に拝謁 小原、 で、 ド 陪審法廷では 氏 まづ大審院 田 \mathcal{O} 覧遊ば 鹽野検 田中 を賜 前 第

玉 還御遊ばさるゝ御予定である。 シを運ば 上ぐる御予定で、 れ、 原法相 をはって第二御 からボ氏をはじめ、 座所、 、(検事総長室)へ入御、御小憩の後我国法曹界に尽した外国法学者につ 正午近 て御

天覧に供する参考品

記録四十種と刑務所製作品

点で、 記録中主なるものは、 天覧に供すべき参考品は、 司法関係記録四十種並に 刑務所 製作品

らの 焼打 新平子の せた露国皇太子暗殺事件津田三藏一件記録 「天皇 政治家の名前が散在してゐる、更に明 事件記録 明治七年佐 山口藩士八名が大村兵部大輔謀 調書や拘引状が保存されてゐる。 、名二於テ」と大きく印刷 で、これは東京の裁判所に保 賀動乱の記録、 明治六年に た明治 **談殺事件** から、 記録、 治二十六年の 存してあり、 れた変体陪審の 0 判決原 物凄いところでは、 明治三年坂本龍馬殺害犯人今井 小川平吉、 相馬事件記録で、 明治元年近藤勇処刑 記録、 泂 野廣中、 明治三十 大津裁判 \mathcal{O} 大竹貫 八年 中 所 信 から に 書 は Ħ 郎 二氏 比谷 取寄 後

としては、 ド氏の大部の仏文治罪法案、 くら金目をかけても二つとはないものばかりである 仏文旧刑法草案等 1 づれ も珍中 司 法 関

務所製作品は、 かりである 転車から家具調度品、 文房具など、 11 づれも一流の玄人職人を凌ぐ

全く新装なった陪審廷記念すべき国民の司法参与記念すべき国民の司法参与

69

きことである。 せら \mathcal{O} 7 (と並び、本年実施の二大法案の一として、全国民のひとしく翹望してゐた、以来五星霜、わが司法制度の上に一大エポックを画すべき大法典として、は国民の司法参与」の日は、いよ / / 明日に迫った。去る大正十二年四月十八 れ、親しく新装なった陪審法廷を臠はせ給ふ、まことに、 十月一日、 帝都にお いては、 畏くも聖上陛下、 とくに東京地方裁判所に行 わが 司法史上特筆さる て、はたまた普 陪審法 日 発布 一幸あ 実

島河 ツリ切離されてしまった判 では、工費十七万円を投じ、欧米の粋を蒐めた洋館四階建の新庁舎はすでに竣工して、 この東京の法廷と並 一方、この画期的 頑丈な被告席、 畔に屹立し、 堀の両立会検事をはじめ関係法官、 も済 チー 人も法廷も び、 新法を運用す イカラな新設 クの香も新らしい二つの法廷内には判事、 官席 全国における二大陪審廷の一方の とも 陪審員を待つ上下二列十二の連続椅子、真鍮 しに揃っ べき重責を帯びた、池内、柴田 の新聞記者席など、 て、 書記の顔触れも決定し、 今は たゞ 初の どれもこれ 所在地 開廷日を待 検 事、 府下 たる、 も目新しい の両陪審部 9 書記の三席をプッ 四千の陪審員候補 大阪 \mathcal{O} みとな 裁判長、 ŧ 製 地 のばか いがック 方裁 0 ŋ

障審員は毅然として良心に従へ

「身の重責を感ずる」池内陪審裁判長の談

力、その に いへ、 と否とは一に裁判所の権限にあり、判決は無論、裁判所のみによって決めるのであるとは なって裁 ば陪 ては、 実地 に大阪 \mathcal{O} 審員はたゞ裁 に 他 審理 出来るやう答申されんことを切望する。 身 一切の 「判をするんだ」といふ覚悟をもって、法廷に臨んでほしい。すなはち金力、権に裁判に関与するのだから、陪審員たるものは通俗的にいへば、「裁判官と一緒 \hat{O} 引締まるやうな感じがする。 をやって見ね の陪審係裁 外部の力に屈せず、 判 判長に補せられた一人、 の諮問事項につい ば、 今からかれこれいふことはできないが、それだけに自 毅然として良心の命ずるところに従ひ、 ただ、この際痛切に感ずることは、法律的に て答申するだけで、 池内善雄判事は謹厳な態度で語る。 しかもその答申を採用する もって適当

柴田陪審裁判長の15円断して、答申されんことを望む

事 部第二部長柴田貞輝判事は語る。 内 裁判 長と並 び 大阪における二つ 0 陪審 部 \mathcal{O} 方 \mathcal{O} 判長に補 せら れ 現地 方

陪審裁判実施の第 日に、 東京では、 畏くも聖上陛下 の行幸を仰ぐことは、 まことに司

人は、 とゝもに、陪審法の美果を結ぶやう、 断して答申されんことを望む。 法史上特筆さるべきことで、 各事件の審理に当って、 判に関与するに際し、吾々はあくまで法の精神に則り、 法曹の吾 裁判長から陪審員にする諭告に副ふべく、 大いに努力せねばならぬ。とくに、 々として 欣喜に堪へない 検事、 次第である。 弁護人および陪審員 陪審員となった 事実を冷静に 判

任務は重大 吉崎弁護士会長の

大阪弁護士会長吉崎龜之助氏は、欣然として語る。

挙げ ところに従ひ、 するのを目撃することで、 ざる証言をしたり、 だ御迷惑で御気の毒に思ふが、 んことを切望する。たゞ、私共の憂ふるのは、 陪審員は、公務のためとはいへ、自分の時間を割き、その職に尽されることは、 陪審法が行は 神の心をもって、その職責を遂行せられんことを、とくに希望に堪へない。 または、請託によって動いたりして、しば~~事案の真相を乱したり れ、 願はくは、 誠に慶賀に堪へない。 その任務は実に重且大だから、 かゝることのないやう、陪審員諸君は、天の命ずる 民事事件の証人ですら、まゝ適切なら 国民とゝもに、 折角自重して頂きたい。

あすから名簿を縦覧

陪審員資格者

名簿を一般に縦覧させる。 の資格者を調べたが、 明年の陪審員候補者を選ぶため、 規定により十月一日 から八日まで 各市区町村役場では、 (日曜日を除く)、 本年九月一日現在で、 各役所、 役場で

で、「大阪毎日」昭和三年九月三○日で、「大阪毎日」昭和三年九月三○日で、

裁判に 刑の量定、 関与する程度が陪審より遙に進んだもので、 大陸を通じて近来は、 陪審と同様、 法律の適用まで、 国民を裁判に関与させ、民意を裁判に加味する主旨のものであるが、 陪審制の外に参審制なるものが次第に発達せんとしてゐる。 専門裁判官と同列に共同して行ふものである。 事実判断または罪責の決定ばかりでな

では、 得て、 決は神聖なもの、裁判官は至上神の如く尊敬されてゐる国では、その運用実によろしきを 陪審制は 近来陪審の弊害百出するに至った。 非常な成功ををさめてゐるが、 英国のやうに古くからの国家制度であり、 かゝる歴史も、国民性をも持たない、 国民もこれを誇りとし、 洲大陸諸 陪審の評 玉

に傾き、 \sim 即ち、 されるの また感情に走り易く、 陪審員は複雑した事件に直面すると、その真相を理解する能力なく、 そのため多額 の国費と多数国民の時間を犠牲とする陪審制が、 従って冷静なる判断を欠くといふことは、 しば 評議は雷同 はたして理 くくりか

なった。 意思を裁判 は相当重罪の した陪審の代りに、 \mathcal{O} 0 ツは、世界大戦後、国家の りやとの疑問を生み、人員を減じ費用も比較的 b のまでも参審に附することゝし、 入しうる、 先づ違警罪其の他軽微な犯罪に 参審制を採用するの 財政極度に疲弊して来たことゝて、従来莫大の国費 従来の陪審はたゞ名のみ存するの状態と 可 なるを主張するもの つい 少く、し ては参審制を採用 かも徹底 が多くな 的に国 最近で 0 た。 \mathcal{O}

参審員 事件に関与するのである。 は 参審裁判所 一年または二年の期間を定めて選任され、 は、 裁判長となる区裁判所判事と二人の参審員から構成されるもの その 期 間中 特 にある数日 間 審 理 z で、 れ る

な結果を知ることが出来ないが、ドイツを初め欧米各国では好評を博しつゝある。 制度そのものゝ実施が日なほ浅く、 従ってまだ試験期にあるため、

- 193 -

するところ大であるが、官民ともに、その制度の運用および発達に れるが、その結果は全く未知数である。英国陪審制の成功は、 今日いよくくその精華を発揚しつゝある。 る。しかし、 いに学ぶべきところであらう。 陪審制可なるか、 制度の良否は、その運用如何によって決するものである。英国の陪審制 参審制可なるか、 (この項完) 今なほ諸外国では、 わが国でも、来月一日を期して陪審制が実施さ 学者を初め盛んに論議され 彼の秀れたる国民性に原因 つとめ 7

JOBK裁判の夕71「大阪毎日」昭和三年九月三○日

模擬裁判に近代座が出場

方裁 弁護士が、大阪の刑事専門の一流揃ひで、一回の打合せもなく放送されるので、 、被告となる女優の人選に苦心してゐたが、 人もその一座の女優が出ることとなった。 陪審法実施の記念放送JOBKの 判 所長の陪 審法に つい ての講演につい 、「裁判 で、 の夕」は、一日午後七時半、まづ、荒井大阪地 廿九日に至り、 模擬裁判が放送されるが、裁判長、 近代座五月信子と高橋義信 放送局で

時代を画する裁判の民衆化国民待望の陪審法、愈よけふけから実施国民待望の陪審法、愈よけふけから実施

司法部に行幸

国以来、 祝賀会を執 十月 一日から実施され 選とゝもに今年度創設の二大制度たる陪審法は、 各法廷を御覧遊 聖上 り行 初の大制度を記念すべく、全国各地では一日 陛下 ふはずであ 0 返ばされ 親臨を仰ぎ奉り、 ることになった。国民自らが神聖なる裁 る。 就中 東京においては、 万円 陛下に \mathcal{O} 工 一費をか は最高司直 全 日 全国民 けて善美と整備を尽して築造 本 より数 \mathcal{O} $\overline{\mathcal{O}}$ 司 の期待 府たる大審院より下 法 部を代表 们 目 間 判に干与するといふ、 の内 思ひく して、 この佳き日 の記念祭、 -って東京 した真 我建

五十の ぎと予想され 念す 陪審員候補者を請じて、 ことを期するはずである。 陪審関係者並に二千七百に近い東京府下の陪審員候 い大審院大法廷に 地方裁判所所属の五十三陪 これ に てゐる。 東京の二法廷を加 各宮様方台 実施の祝賀をなし、 宿舎に請じて、 < しく玉歩を印せさせ給ふ して、 審法廷(大阪、 全国の法廷総数五十五)でも、それ 各地とも最初 同 日よ 祝賀の意を表する計画である。 新制度の運用をして、あやまりなからし 福岡、長野はそれぐく二法廷づつ、 0 日 以補者を、 かのであ 陪審裁判開廷を見るは る。 市区町村長、 聖上陛下の 更に、翌日に 東京 行幸を仰 は久邇 市 十月半ば を除く全国 町村 めん 長、 だ記 他は 渦

陪審員資格者百五十万人 密如何は一つに国民の覚醒に懸る

審制 審法廷の完備、 法案の起草に 度設定の 制 玉 具体にお 同 度 年四月十 \mathcal{O} 何も る陪審制度設定 可否を諮問し、審議会は全会一致でこれを可決し、 たの 0) 従事してゐたが、大正十二年三月第四十六議会において、貴衆両院 たるかを十分徹底せしめるなど、 陪審員の選定、陪審判事の任命などの諸施設をはじめ、 八日法律第五十号として公布せられた。 は、さる大正八年七月、原内閣時代臨時法制審議会の調査とともに陪 の由来については、 明治時代の沿革は別とするも、 相当の準備を必要とした。 これ 司法省においては、これ を実施するに至っては 国民全般に対し の協賛

ま 反 目 \mathcal{O} いって、 映せしむるもので、 \mathcal{O} 従来の 陪審員制 は、その準備に努力した結果、やうやく本日をもって実施せられたのである。 始めて憲政の完備を見ることが出来たのである。 官僚専制の裁判制度を革新し、国民をして司法に参与せしめ、民意を裁判 度は、 すでに国民の参与によって運用せられてゐる、 法律としては僅かに百十四ヶ条よりなる法典に過ぎないが、 立法行政の両権と 相

その美果ををさめんとして、 く国民各自 2 と見 一大拡張によって、 てなきに劣るの結果を見るかも知れない。これがため、官民法曹界を始め各方面とも、 積ってゐるが、 の精神を体得し その運用にあたって、 0 全国を通じて百五十万人であり、 覚醒如何によるのほかはない。殊に、直接陪審の任にあたるものは、 もし国民がこの運用をあやまらねば、更に普選と同様、 て、その運用をあやまってはならぬが、 真の民衆裁判を実現し得るの機会が来るであらう。 あらゆる施設を講じ、 感情や利害にとらはれ、 全国一年間の陪審事件予定数は、 努力を継続してゐるが、 公正の態度を欠くにお 陪審法に規定した陪審員有 その成否は全 V その有資格 約三千五百 て 一層こ

公平な判断を陪審員諸君に望む

牧野大審院長語る

審員 な態度をもって、 0 職責 は 本法が実施された暁においても、 常識判 実際裁判に参与さるゝならば、 断 に ょ 0 て、 裁判に にかけら 陪審員諸君が、 必ずやその実を挙ぐることゝ信ずる。 れた事実の 有無を決することにあるは 模擬裁判法廷にお けると同

- 196 -

信ずべきに向って進み、証拠にもとづいて自己の判断を下すことによってのみ、 従って、証拠をはなれて、自己の先入観念によって事象を判断すること並びに 論であるけ 念を持たず、 からざるを排して、 妙味が発揮されるであらう。 いれども、 他人の意見に雷同することは、 一面法廷に現はれた各般の証拠に本づき、その信ずべきを取り、 公平無私適切にして穏健なる判断を下すことが、極めて必要であ 絶対に避くべきことである。 たゞ独立不羈、 確乎たる信

民意を酌む司法

花井卓蔵談

換言すれば、 で謳歌せら 対する、 行ってゐるが 運用をして通俗化し、社会化するものである。凡そ国家権と国民権とが疎隔 前後通じて纔に六十年に過ぎない。陪審は、民意を司法に酌むの制度である。 国民の自由を保障する利器であり、政治上、法律上貴重なる人権の保 裁判権 恐るべきものはない。 用 てゐる。アメリカは、イギリスの植民地であったゝめ、建国の昔よりこれをならしきを得て、能く人権保障の精神を完ふし、イギリス自由の守護神とま 国家の国民に対する正義の保護を全ふし、国民をして法律に親ましめ、 は民衆の 仏独両国は、イギリスと異り、 つい 意思を尊重し、 ては、 イギリス最も古くして、 故に、 この制度実施に当っては、民衆は国家の裁判権を 両々相俟って司法の威信と神聖を保持することに 革命鮮血の産物である。 八百年の昔に淵源 建国の昔よりこれを わが陪審法の 障物である。 或は衝 判に 沿革

努めるやう切望に堪へない。

、権の擁護と正義発揚の機関

原司法大臣の談

加 国民意思の反映と認むべき何物も、 、ました、・ ります。本来立憲治下にありましては、荷くも国務を遂行運用するに当っては、 我国に 判に ありま であ 人民の意思が国政遂行の上に表現されてをりますけれども、独り裁判 おいては、従来立法、行政の両方面におきましては、 国民が国政に参与するといふ観念を懐かしめねばならぬのであります。然る つき申しますれ しては、裁判 て、 『官の裁判に民意を加味することを基調とし、 民の意思は毫も加味せら従来刑事の裁判は、専門 加味せられてをらなかったのであります。 判は、専門の官吏即ち判 れなかったのでありますが 選挙の方法により代表さ 事のみが 精神 たとするので 0 上に 民意を は

仮 或 と申しますると、決して左様ではない。国民の多数は、十分信頼してゐるのでありますが然らば、我国民は、従来の裁判制度に対して不満であったが故に、この制度を設けた 令少数にしても、 す は多数の中には、官吏たる警察官や検事が調べて来た事件を、更に官吏たる裁判官が判 るのであるから、 い影響を及ぼすことになりますから、 ふ考へを懐き、 我国民は、 国民中にかやうな考へを持つ者があるとしますると、 司法権は独立とはいふものゝ、絶対公平を望むといふことは出来な 従来の裁判制度に不満を感ずるものもなきにしも非ずであ 国民をして真に法律生活に満足せしむるに 国家の治安に非 らす。 たか

るの 吏の ょ を であります。 りて決せらるゝか くまで 判制度に対する信 制 れ 度に が、 , c $\widehat{\mathcal{O}}$ 変更を加 機関 即ち我国におり少しも不安はな で あ る、 へまして、 の念を深 11 ないとの安心 て陪審法を設くるに至りまし 国民を 0 5 関であ \otimes を持たし ね て罪の有無は、 ば な りませ めることが必要となっ め 自 むるには、 た、 分等と同様の 根本趣旨 従来の て、 て来 で 官

も悪法 きことがあ て ふことを十分に れる諸君は、 社会に害悪を流 となるの として、 りま であ この したならば、折 能くこの 理解せ 機会に ります 悔を千載に貽すことゝなる から、 5 制度の精神を解し、 一言して置きた 角の善法良制もまた死文徒法に終りまするのみならず、 に当り この ノます者が V 度 \mathcal{O} \mathcal{O} 運用 これ は はか 法は に \mathcal{O} 不幸に 当ら であ つて りますか れ して なき人権擁護の 運 用 ことを 一度そのに 5 選ば 運用 より 良制度である を誤るが て止まぬ 7 て陪審員 لح 如 法

司法の威信を発揚せよ

大阪地方裁判所長 荒井操氏談

更にその所懐な大阪地方裁員 懐を記者に語る。 判所長荒井操氏 は 画 的 \mathcal{O} この陪審法の実施に当り、 声明書を発したが

は 検 事、 弁 護 士と国民たる陪審員 \mathcal{O} 四拍子が 揃 0 ては 完全

問 与 題 \mathcal{O} みであ れる 2 その責任を全うして来たのだから、 ゎ いけだが、 司法の国政にも努力し、司法の威信を発揚しなけれ る。 しかし、 こゝに懸念すべきは、 今まで国家の三大権のうち、立法と行政にお 国民はよろしく立法および行 陪審員がその任に堪 ばならぬ。 一へ得ら 政に て国 る か 参与し カン れい た に

を実施 代に、 しても必ず立派に成功 西洋の裁判制度を採用して、見事に成功した我国民は、 諸外国に遜色なき好成績を挙げ ることゝ 昭 和 思る。 \mathcal{O} 今

憲国民の実、責任観念を喚起せよ

田中首相の談

実施によ 国民 ンな 満完全なる裁判 裁 って、 うる」は、 陪審制 は の手続は、 った。この が多年期 重大なる責任観念を喚起するは勿論、 愈立憲国民たるの 既に議 って、 度とは 会に を行 従来専門 に有難き思召しと拝察 日天皇陛 12 お Š 一 口 7 とい 参与することとなった。 あた陪審法は、
 いて立法に参与し、 \mathcal{O} に 下 裁判官 S 実を挙ぐるやうになったことは、我々日 11 ことであって、 へば に親 のみで行はれ 国民が直接司法手続きに参与することであ つく大審院 お互ひ 地方自治にお そこに重大なる意義がなくてはならぬ。 益々自 即ち、 てゐ に 昭和 国民の責任甚だ大い 1重精励 たも こゝに三権 ŋ, のを、 いて行政に参与 司法事務 国民がこれに参与して、 の各 本国民の誇 なるを覚ゆるの の実 \mathcal{O} ら 々 の篤きに 実施 に参与することに を御親 今又陪審法 せ りであ らる る。 むく 閲 ち、 であ Z \mathcal{O}

ねばならぬと信ずるのである。

今日から陪審法実施せらる73「大阪毎日」昭和三年一〇月一日

遠 \mathcal{O} \mathcal{O} であ に記念すべき日であらう、 「陪審法」 る。 0 我 これ 国 近その 実の わ 施とゝもに、民衆の参与に裁判制度は、専門の裁判官 が裁 他司法事務を御親閲あらせられることは、 判制 、 畏くもこの日をもって天皇陛下には、1度の一大改革であるばかりでなく、実に よる新ら \mathcal{O} ひみによ しき裁判制度が行はって行はれてゐた。 実に治法国の 東京三裁判所に れること」な 国民とし て永 った

これが陪審裁判の精神の判に民意を加へる

原法相謹話

に叡 治 憲法に 皇 旧 が には、司法権に兄ひさせられ、 新 0 0 裁判 大業を成就 せ 制度を顧 陪審 については特に一章とこと共に大、明治八年には元老院と共に大を成就せられました。当時の謎 に ■みますと、・ ~本日より その劈頭に大審院を設定 感に堪 諸制 実施せられ 番院を設け給ひ、明制度創造の際にも、 へない れました。 「司法 でありま 権は 明治 天 に司 皇 廿二年発布 \mathcal{O} 法 くも 0

判所に行幸あらせられ、 まで司法 したことは てをりまし るのであります。 幸あ 7 制度が ります。 国民 らせられ の均しく感激おく能 実施せら た所 に、 しば ょ 6り裁 あるは、 陛下 であ く の たことは未だ一回も くありましたが、いあります。尤も、地 司法 法につ れるこの日にお 如 所 の行幸を仰ぐの光栄に < 構成法が実施 司法事務を御親閲あらせらるゝことは、 如何に 司 11 法権の尊重は、 て は ばざる所 のみ 司法権に重きを置かせら 」とありま 「天皇 いて畏くも、今上陛下が全ないのあります。然るに、 地方行幸の際、 を見るに至り、こゝに 一般司法事務御親閱 でありまして、司法史上永久に 一の名にお 浴せざりしことは、 明治天皇以来の およそ国 今上陛下が全裁判 その地方 て」と冠 れたか の思召をも 務は 漸 の裁判 司法 誠に吾 する 宏謨たりしに拘 独り朝 つって、 所 制 司 所に行幸あ の代表た 記念すべきことゝ 法 々法 野の法 の一大 東京 であ 曹 な 0 にる東京 らせら 曹の の裁 遺憾に 完備 変革たる、 らず、これ ます。 であ 4 判 なら の裁 存じ りま 所 た れ に ま \mathcal{O}

る \mathcal{O} 制 る 更に 陪審裁 つた け 判にありましては、 判につき申しますれ かと申しますると、 のでありまして、 然らば、 国民をして真に法律生活に 5 しめ 我国民 ねば 裁判官 一般国民 なり は従 ば して左 ŧ 来 \mathcal{O} の意 せ \mathcal{O} 裁 意思 裁 様 判に民意を加味することを基調と 満足 では 判 事の 玉 制 は 民を せし 度に対 な が判は むるに して、 国民 して不満 加 味 専門 は、いやが、 せ 判所 5 \mathcal{O} であ れ官 な 更即 をあ つたが カ 十分信 上に っち た にのであ ゆゑ 事 \mathcal{O} みが に、 神と りま て 制 _ あ

)ますれ 機関で する照魔鏡、 機会に一言して置きたい 変更を なり、我立 即ち あ 非議を加へら り我国に ります。 しましては、虚心坦懐たゞ自己の良心に従って、 つてなき人権擁護の良制度であるとい 即ち「正義を擁護する機関である」といふ観念と識見とを御持ちに 憲政治はこゝに完成に達したといへるのであります。 て 度実施によりまして、初めて立法、行政、司法共に て陪審法を設くるに至りました、 れざることを期して、 国民をし との安心を持たしめることが必要とな のは、選ばれて陪審員となれる諸君は、この て、 であると信 の有 この制度の運用に当たられ 自分等 むるに ふことを十分に理解せられ でと同様 根本の主旨であ 従来の官 公平誠実に判断をな って来る 国民によ 吏のみによる裁 のであ ります。 私は当局 んことを、 制度の精神を解 人民が て決 ります。 分は同 とし 参加 せら く観じ来 熱望する するこ なり、 て、 判 これ より 胞に 制 カュ

大阪地方裁判所長 荒井操氏談2番員の任務、厳正公平の心掛が第一

が 言 Ź 0) を犯した事実が有るか無いかといふ点につい その であ ります。 機会に、 注意を喚起したい 将来陪審員となるべき国民に対し、 か して、 と思ひます。陪審員の任務は、刑事の公判に列席 裁判 所 がその 答申を正当と認め て評議をなし、その結果を裁 陪審員の任務および心 れ ば、 に基 判所に答申 得につき一 て被告 被告人

るの 被告 廷で 求めたり、また証人、鑑定人等の取調があります。 陪審員は十分に念頭に入れておかねばなりませぬ。この陳述が済むと、起訴事実につい ことであって、 と、先づ最初に検事から被告事件の陳述を致します。 て重大であ Ü 拠調 示 .述に不審があれば、陪審員は裁判長の許可を得て、自らこれを訊問することが しとなっ 刑事公判の取調が如何なる順序で行はれるかであります。 明 となるのであるから、 であります。次で、証拠調、 罪か無罪か この説示といふのは、裁判長が陪審員に対し、その事件についての法律上の論点やが済めば、検事、被告人および弁護人の弁論があり、それから裁判長の説示があり の訊問が始まります。その訊問に対する、 から裁判長に提出すると、 ふ書面を渡しますから、 かにするために必要な手続であります。これが、 めます。 てゐる事実関係並に証拠 (判長から陪審員に対 即ち裁判所に取調を求めた事実はどんなものであるかといふことを、 を判断して、裁判を言渡すことになるのであ その結果を、 陪審員としての任務は終りますから、 陪審員が 陪審員は細心の注意をもって、これを聴かねばなりませぬ 、この重大な任務につくに当り、 陪審員はこれを受取り評議室に退き、 然り、 裁判長は裁判所書記官に右問および答を朗読 即ち証拠となるべき書面や物件を被告人に示 0 犯罪事実が有るか無いかといふことの問 要領を説明することで、陪審員が事件 然らずとの語をもって答申とし 被告人の弁解を聴けば、事件 もし、被告人、証人 これは、 公判の取調 公判廷を退席するの るから、 最初に心得ねば それは、 の基礎となります 陪審長を互選 、および て問書に記 この評議 鑑定人等の 実を述 なら 出 の争点が 田来ます。 をする 弁解を ħ カン て、 5 公 べる ま 右 判 て

に、陪審員の心掛くべき重なる事柄を列挙すれ ば、 左の通り。

審員は、 その他公平を疑はれるやうなことを避けねばなりませぬ。又答申前、 を裁判所に出して、 なりません。 に迎合したり、或は他人の請託を聴いたり、 評議するのでありまして、 後、「良心に従ひ公平誠実にその職務を行ふべきこと」を宣誓せねばなりませぬ。(三) 陪 病気その他やむを得ない事由で出頭することが出来ぬ場合には、その理由を明に してはなりませぬ。(四)陪審員は、裁判所に出頭する前でも、訴訟関係人に面接し (一) 陪審員は、 したりしてはなりませぬ。(六)陪審員は、 裁判長から他人との交通又は宿泊すべき場所等を指示されますから、これを守ら 公平潔白の心をもって公判廷に臨み、自分の信ずる所により、 裁判所は、 (五) 陪審員は、 裁判所から呼出を受けたときは、 職務を辞することが出来ます。 神聖な場所であるから、 新聞の記事や世間の評判等により事件を予断したり、 評議を終るまでは、 評議の顛末を、 又は情実に動かされたりして、 陪審員は見苦しからぬ服装で出頭せね 勝手に評議室を退出したり、 $\stackrel{\frown}{=}$ 必ず出頭する義務があります。 陪審員は、 一切他人に漏し 裁判長の諭告を受け 裁判所を退出 犯罪事実の有無を 依怙の てはなりませ 又他人 或は世 「する時 沙汰を たり、 んと交 ねば 論

神戸地方裁判所長 東 亀五郎氏談明治六年に我国であった陪審裁判実施される陪審法―五

とが書かれてある。 陪審といふ思想と言葉の現れは、明治の初年に岩倉大使が欧米諸国を巡遊した時の では、 特命全権大使欧米回覧実記に、 古来人民が裁判に参与したといふことは、歴史上にも徴すべきもの ジュリーといふ陪審員が参加して裁判 たとい は な 記 V ふこ 録、

て、 有名な槇村事件である。 粋な裁判して欲しい」。 次のやうな俗謡が、 から、 我国で陪審を設けて裁判をする動機となったのは、 その当時、 花柳界一般に流行したさうである、 ジュリー即ち陪審の思想が世人に相当知ら 「恋の裁きがジ 明治六年京都 ュリ れてゐたと で起こった つけ

その 翌年裁判が実施されたのである。 さて、 中にも薩長の人達は、陸海軍または行政府の方面に勢力を張り、 驥足を伸ばすことを許さなかった。その時あたかも明治四年に司法省が出来て、 槇村事件といふのは、 当時維新の大業に参画した人々が、明治時代の官吏とな そこで薩長以外、 主として土肥の人達が司法 ほとんど藩閥以 部に関 その 外の り、

部と司 とか 誅組に関係したといふ人格高潔の士で、一方京都府 、った方面 部との な遣り方をしてゐ 明治 間に、 に対しては殆ど理解がなく、 初年国家の枢機に当たって、 各所で軋轢を生じた。 たか 5 自然こゝにも司 その大業に参画した人傑でも、 またうるさがったのである。その 当時京都の裁 法、 の知事とか参事とかい 行 政 判 所長は、 0 間に確執が絶えなか 北畠治房とい ふ行政部 司 法とか 結果、 V つ \mathcal{O} 人達 行政 裁判 た 天

ろく 府庁が・ と理屈をつけて聞きとゞけてくれなかった。そこで小野は、当時の司法 るにその 人民の願ひを擁閉するものだと、 たといふ富豪であるが 都に小野組といふ御用商 東京へ転籍しようと府庁へ願書を提出 地方裁判所へ訴へ出たものである。 人(小野善右衛門)があ り、 したが 省布 達に基 11

小 両氏を違 所 判 所では、 わ の転籍を聞き届けてやれ ħ 式令とい くを裁判するは怪しからぬと、一向に請書を出さない。よって裁 直に当時の知事長谷部信篤、 Š 廉 で、 11 よく との 刑 判決を下したのである。 事上の裁判をやること」なり、 参事槇村正直の両氏を呼び出し、 しかるに、 太政官 知事 に承 判所 や参 判 認 は 議 0 は 裁 右

裁判 て案出されたのである。 よからう、と漸く意見が一致して、こゝに明治六年九月太政官達しで、「京都府 さうかとい ところが、 官庁と官庁 って司がこれ 陪審相設 間 法に [省の 0 対 け 争ひといったものに対しては、この際外国の陪審制度を Ĺ 候条、 いひ出した法律上の理屈をまげる訳にはいかず、いろくくて太政官では、僅なことで知事や参事を懲役に処すことは 此段相達し候事」と、 急ごしらへ の陪審制度が日本に 加 知事参事の 苦心 L 困 たら る、 \mathcal{O}

陪審法廷(大阪)

大阪 カン 七 の陪審法廷は、 八十名位 (D) 傍聴者より 同法実施のけふ、 収容出 一来ない 四千 人の陪審員の縦覧を許す。 が 外装は赤煉瓦建の堂々たるも 広さは、 四十畳 0 延も

立派 地 \mathcal{O} 裁 で、 判所 天井の電飾など民衆的色彩濃厚、 は、 多少規模が 小さいが設備は大体こ 東京、 の写真と同様である。 大阪には同一の法廷が二つづゝ あ り、

74「大阪毎日」昭和三年一〇月一日

社説

陪審法の実施

運用を誤るな

法をも たの 五. 裁 誠 年 判 度 12 お を見るに 0 所 0 は 大改革 歳月 って、 7 における陪審部 大正 を要したのであった。 一十二年のことであるが であ いたったの 予め国民に司法の精神を諒解せしむる等の必要があったので、 史上の一大記念として、 b, 座下 題で ことにこれが実施については、司法官の養成を主として、 東京三裁 の新設に伴ふ法廷、 は、 った陪審法 国民として同慶に堪へない次第である。 判所に行幸あらせられ、親しく陪審法廷を臠は しかるに、 は、 何分にも同法の実施は、 特筆大書すべきことである。 ならびにこれに附属する建物 今やその準備が成り、 本日 より実施せらるゝことに わが国に 眼前 同法 の増設、 にこの おける画期的 案の議会を通過 ۲ れが準 画期法 せたまふ 適当の方 全国地方 司法

文の 判 司 制 度を採用するに 国民 E 関 の国政に参与する範囲が漸次拡張せられてゆく傾向が ての 4 いたった理 国民を無関係 一曲は、 要するに左の三点に帰する。 の地位に置くことは 当を得たも ある時に当 す なは $\bar{\mathcal{O}}$ でな ち、

その二、一 度の ことによって、 る。 そ に 更の な の三である。今日 背 S 大 馳することにな がその のも、 いて社会の みによって行 専門家の 般人民 神 であ おそら 個人の を裁 なり、 審の制 0 要求 裁 は Ž 世 り易 判 判 自 自由 手続 る 界 官 を無視するの嫌があ カュ \mathcal{O} ĺ١ ム裁判は、 ゝる重大なる \mathcal{O} 文明国中 [と裁 から、 に関 制 頭 は 度 与せ に対 $\tilde{\mathcal{O}}$ 判 実施 これ 0 とか 公平と社会 動も で、 く法 むる は、 に て、 殆ん す 由 対 る れば が 律に まさ して ことによ て或 どーと あるからであらう。 カコ 専断 民衆 偏倚 5 の正義とを保持 しくこの る程度にお に流され りて、 0 して、 非職業的 して裁判に陪審制度を採用 大精 識的 うる関 絶えず推移変遷する社会 V ?判断を供 て、 神 な人民を裁 る傾 しようとい を実現せ これ 人民の自由を 弊を救は を要するに、 んとす 判に参与せ しようと うの す う る も しな を免 圧 ځ 迫 1 1 V Ĺ 玉 S 0 \mathcal{O} こ、 なのが情がい で む る

告とな て少 法制度の下に 通じて、 いか まなほ法 るう それ へに しかるに、 しかも上告審にお 老熟 質問に にも拘 お Ŕ した才能 て 陪審員なるも これに反し 有力 らず、 は 刀な反対がある。,9、陪審制度の実施 を有する人 裁判官たるも いて事 て、 \mathcal{O} 実の審理すらも は ハ々であ る。しかんの実施に 陪 審制度の裁 \mathcal{O} 説み書き るうへにも、 なして、こ. 十分教育あり 0 \mathcal{O} 判におい ては、 できる年齢 許してをるのであ れ その裁判 がわ が反対の重なる理由はわが国のみならず西洋 、ては、 社会に は 原 めるから、 地位を有 一審、 以 則として第一審が 上 \mathcal{O} ŧ 誤り は、 0 洋 を経 カュ ĺ 世態 現行 お 5 きは で上 人 \mathcal{O}

を与 で に 尚 わ \mathcal{O} あ がの ことを許 である。 参与せ 大勢は ても に 早 が と信じても、 陪審制度にお Š って、 へられれ 力なく、 判に 9 々 国の陪審制 ものがあるとしても、 とい しかしなが しむる て 吾等もこの点に って、 してゐるから、 ついて全く素養 かに た今日、 0 を積ましむることが、むしろ必要であるとも 0 欲すると欲 これに基づい 陪審員 度は、 の実施は しても抑制 のは、尚早 つやょも 識と経験を得せしむることができない 11 ては、 5, 司 人民を裁判に参加せしめないときは、 裁判官に 法についても、参与を要、国民がすでに立法にお 時宜に適したものであると思ふ。 も練習 2 すると感情に走 せざるとに 罪 11 判所は陪審の評 今となってこれ であり危険であると することはできない。それ に関 、て裁判 ては、 つく複雑 もな して陪審の 陪審制 てさう案ずるほどの危険もあるま をなさなけ 参与を要望するに至るの 0) した ゝは 2 て雷同 度 決に拘束せられ、裁 を実施しな 決を不当なりと見るときは、 \mathcal{O} 実施 に直 れば V V て選挙権を得、 Š 事実の 抽籤 し易 いのである。 ならぬことになってをる に いゆゑに、 当すると、 から いわけに 対 によっ して、 判 断に限るとは ゆゑに、わ 1 S 早く陪審法 つまで経 て選定した これ 判官が よし陪審制度に 得ら ゆか 多少 は当然のことであ 行 ない 政 0 は 陪審の評 してその 一つても に関して自治 が 懸念なきを得 を実施 。そのうへに 至極尤 素人の う。 陪審を 殊に、 \sim \mathcal{O} \mathcal{O} やうに、人 真相を解 人 これ に反し 、民をし して、 は、 もな \mathcal{O} 議を不当な 更新 欧米 って \mathcal{O} な 反 を て裁 ŧ, て、 する 諸 害 に人お民 する 11 対 ۲ 玉 能 で \mathcal{O} \mathcal{O} 紃

るところ問題は Ś 判 官 \mathcal{O} 制度そのものにあらずして、これが運用 ħ と陪審員の無経験より して、 失態や滑 V カ んにあ 稽 を演 分ずる る \mathcal{O}

よう。 こともあらうが、裁判官も漸次練習を積み、陪審員も裁 ふ心事を以て事に当ったならば、 吾等は、 くれぐれもかくならんことを希望し 陪審法をして予期以上の てやまないものである。 判官と一緒に裁 成績を挙げし 判する むることができ \mathcal{O} であ

である。 ても全く初めての経験である為、 とになってゐるが、 すると云ふ。 審法に於 かては、 即ち、 裁判長は、 何分にも右論告は、我が裁判に於ける最初のことであり、裁判長とし 陪審員が陪審席 凡そ之と同一趣旨の内容を以て、 司法省では左の如き諭告案を作成し、之を裁判長に に 着席 したる時、 裁判長は陪審員の心得を諭告するこ 諭告を行ふことになる筈 記布

- 211 -

ない るの栄誉を担はれた次第でありまして、諸君の任務は、被告人が罪を犯した事実があるか 諸君は、我が 判長は、 陪審員諸君、 かといふ点について評議を遂げ、その結果を裁判長に申出づるのであります。 の決 諸君の評議の結果を正当と認むれば、之に基いて被告人の有罪か無罪かを判断 国法の定むるところに依り、選ばれて陪審員となり、 公判 定を見ることになるのでありまして、諸君の責任は極めて重大な次第 の取調べを始めるに当りまして、諸君に陪審の心得を授得致 今日この法廷に列 而 します。 L であ て、 (席す

なけ 曇りの 実際 す。而して、 職に申出でられ を受けて之等の者に尋ねることも出来るのでありますから、左様な場合には、 ろがあり、又不充分のところがあって、事実の判断に差支へると思ふならば、 から行はるゝところの取調べについて、一言も聞き洩さぬやうに最も細心の注意をせられ 廷に現れる証拠に基い ればなりませぬ。 の情実や利害を超越し、又好き嫌ひの感情や、 ない正し 事実は、この裁判の基礎となるのでありますから、 ら、法律は陪審員諸君に対し、 之に署名しなけ その判断は、この法廷で取調べらるゝ被告人や証人等の陳述、その外この法 諸君はこの事を深く頭に入れて置かねばなりませぬ。即 たい て居ります。 心を以って、 のであります。陪審員 れば 而して、若し諸君が被告人や証人等の陳述について、 てなさねばならぬのでありますから、諸君はこの法廷に なりませぬ。 依って、 事実の真相を誤らぬやうに判断をせねばならぬ 公平 本職 は茲に規則 誠直にその職務を行ふとい の職務は、 恐れを抱くやうな考へを避けまして、 に随ひ宣誓書を朗読致します 唯今申したやうに大切なもの 諸君は公平無私の立場に ち、 ふ宣誓をなさね 諸君 不必要のとこ この事を本 本職の許可 おいて、之 のでありま おい

- 212 -

一切の準備終る法律公布より五年けふ!いよく〜陪審法実行の日

大正十二年四月十 八日法律第五十号を以て公布せられた陪審法は、 愈々今十月 日日

カコ

部へ行幸 親しく御巡覧

法廷、 陛下を御車寄に御出迎へ申上げ、原法相の御先導で、二階に設けたる御座所に入らせられ、 び原法相の御先導で、司法参考品陳列室、大審院法廷、控訴院法廷、東京地方裁判所陪審 直に諸員の拝謁を賜ひ、次い 三木同検事長、 時五分、大審院正面玄関に御著輦、これより先、司法省、大審院、地方裁判所の勅任官、 天皇陛下には、陪審法実施の今一日、大審院、東京控訴院、東京地方裁判所に行幸あら 牧野大審院長、小山検事総長、濱田司法政務次官、 れ、親しく司法部の状況、殊に陪審法廷の模様を御巡覧遊ばされる。此日 同予審廷を御巡覧、終って再び御座所にて、暫時御休憩あり。 1弁護士会長は、玄関内広場に整列して奉迎する筈で、陛下御著の際は、 田中東京地方裁判所長、鹽野同検事正、佐々木司法秘書課長の十人出でて、 で牧野大審院長、小山検事総長の言上を聴し召された後、 小原司法次官、和仁東京控訴院長、 原法

裁判 細に御説明申上げ、 地方裁判所法廷に於ては田中所長から、夫々法廷の模様を御説明申上げる筈で、殊に地方 \mathcal{O} 所予審廷に於ては、 の間、参考品陳列室に於ては、別項の如き、司法上の重要史料につき、原法相か 中葉、 同 説明申し挙ぐる筈である。 十一時四十分諸員の奉送裡に、 我国の法典編纂に身命を尽して致したる功労及び其他の傭外国人法学者に就 大審院法廷に於ては牧野院長から、 同廷にある故仏人ボアソナード氏胸像につき、 陛下には、是等の御巡覧の後、再び御座所に御小憩遊ば 御還幸の御途に就かせ給ふ御予定であると拝承 控訴院法廷に於ては和仁院長か 原法相は、 ボ氏が , 5 ら詳 す

- 214 -

相馬事件の拘引状など…近藤勇の受刑届や

5 列品 \mathcal{O} 0 |繕やら 書類、 1 の中には、 たので、原法 所 で、す 0 書や写真やら T っ以 か 相、 来、 り生れ代ったやうに面目を革めた。特に三階の、最初の天皇陛下の行幸を仰ぐ、大審院構内は 牧野 を陳列して、 大審院長、 小山検事総長、 天覧に供することになり、 小原次官等が 二十九 下検分をなし 内 __ 室には、 部 \mathcal{O} 日 全部 \mathcal{O} 裁維 た \mathcal{O} 整 が \sim 理

拘 方の台臨を仰ぎ、三日は司法省から招待 きま 三月 年 引 の外陸奥宗光伯の西南戦争当時内応した判決 \mathcal{O} 組 明治九年に「天皇の の井上馨候、 一件記録、明治三年の雲井龍雄の 隊長近藤勇の でに整へられた。 間の準備に忙殺され その外明治年間社会の耳目 受刑 伊藤博 届 文 に ってゐる。 公、 お 伊藤博文公の署名ある裁 1 澁澤榮 て」と記 1を聳動 陛下 4一子の断 件 した人 \mathcal{O} ぜし :書類、 御 た菊花御紋 座所 刑証 Þ 0 めた書類を大方集め 洪洪遣、 の参観日になってゐるので、裁判所はこ に 坂本龍馬殺害者今井信 書等、 判 は 記録、 章付 牧 野 相馬事件に連繋した後藤子爵 \mathcal{O} 明治二年大村兵部 判 般の興味を唆るも 大審院長室を清掃 決原本を始 てあ 郎 り、二日には \mathcal{O} 8 判 の等あ 決書、 大輔謀 明 て 治元 八宮 明治 殺事 り、 年 0

日 げることになってゐる。 司法 判所職員が (東京電話) 門外に堵列奉迎申 上げ 原 法 相 0 御 先導に て、 六長官

司法省が設けた陪審員宿舎規定は、左の通りである。

- 、陪審員は宿舎に滞留中宿舎の秩序を重んずべる
- 可を受けたる者はこの限りに非ず 宿舎係員に非ざる者は陪審員滞留中に宿舎に出入することを得ず 地方 判長の
- 、陪審員は職務以外の場所において飲食をなすことを得ず
- 陪審員は宿舎以外の場所において就寝することを得ず
- ることを得ず 当該陪審事件に関する記事を掲載したる新聞紙及び出版物は之を陪審員 0 閲読に 供 す
- 許可 る場合には 若し外出をなし外部 を得ずして処理し得る場合はこの限りに非ず 宿直員を経由し裁判長の許可を受くること但し緊急の の人に面会又は電信電話若し くは信書を発受すべき特 事 由 によ ŋ 別 宿 \mathcal{O} 必 直 要な 員 \mathcal{O}
- 裁判長の 宿直員に依頼して之をなすこと 許可を受けて外部の人と面 会する時は宿直 員 \mathcal{O} <u>\f}</u> 合 \mathcal{O} を要 L 電話 依 る 通 話
- 天災その他欠くべからざる事変の際裁判長の許受くること但し裁判長の許可を受くる暇なき時陪審員が急病に罹りたる場合には宿直員裁判長 は 0 宿直員は 許可を得 臨機 て宿 舎に医 0) 処置を誤らざること 師を迎 へ診 療 を
- をなすことを得ること 可 を受 くる 能 は さる場 一合に は 宿 直 滴
- 右但書及び前記の規定に依 0 て応急の処置を執り たる時は直ちにその旨を裁

判長に報告すること

陪審員は: 陪審員は晩餐の際適量を超えざる限り酒類を飲用することを得ること 飲食物 の買入れその他必要なる場合には小使を使用し得ること

陪審法施行に際し 7

国民の 誇り、 自重精i 励、 君恩に報い 談ん

田中首. 相

る裁 任 に 手続 るゝ る 国民たるの実を挙ぐる様になったことは、我々日本国民の誇りであると共に、重大なる責 法に参与することゝなった。 陪審制度とは、 0 議 .観念を喚起するは勿論 は、 [民が多年 である。 会に於て立法に参与し、 判を行ふとい 誠に有難き御 従来専門の裁判官のみで行はれ 日 天皇陛下特に親 ふ事であって、 口に 7 ٧١ 思召と拝察 へば、 た陪審法 益々自重精励 即ち、こゝに三権の各 地方自治に於て行政に参与し、 国民が しく大審院 其処に重大なる意義がなくてはならぬ。 お 互 今日 直接司法手続 して、 て居たものを、 S に臨幸あ 国民の責任甚だ大いなるを覚ゆるのである。 ち昭和三年十月 君恩の篤きにむく ŋ, に参与することである。 々に参与することによって、愈々立憲 国民が之に参与して、国満完全な 司法事務の実際 一日か 今又陪審法 い奉らねばならむと信ず とら実施せらるゝ を御 の実施によって司 我我国民 親閲あら は 判 0

駕親臨を仰ぎ 永久に記念すべき日

原司法大臣謹

治天皇は、 て立法、 であります。 旧 次で、 更に太政官を分ち、 明治元年五月には刑法事務課を設けられ、 捕亡、 不世 . の裁 翌二年には、 多年翹望せ 断獄等の事を掌らしめられ、 司法の三権を鼎立せしめられました。其の布告文中に、 出の御英資を以て、維新の大業を成就せられ、 制 度を顧みますると、実に隔世の感に堪へないのであります。 諸制 し陪審法は、愈々本日より実施せら 之を刑法事務局と改め、 度創造の際でありしに拘 行法、 茲に新政後の司法制度を建てられたのでありま 刑法事務総督及刑法事務掛を置き、 督輔、 軍務、 はらず、司法の事も之を忽諸にし給は 権輔、 外国、 判事を置かれ、 明治の新政を開かせら 刑法 の七官となし、 同年四月に 畏くも 六十 監察、 れた 8

ります。 まして、 政に司法 とありまし 天下の権力、 司法の の重きをなす所以は、 て、王政復古と同時に今日の政体の基礎を建てられたのであります。 総て之を太政官に帰す、 確立すると否とは、 司法の確立は実に正義の維持、人権の擁護にあるのであ 実に国家の隆盛興亡に重大なる関係を有するからであ 即ち政令二途に出る患無からしむるなり 如斯 ŋ

詔書を下 明治八年には、 し給ひて 元老院と共に大審院が設けられました。 此時、 畏くも明治天皇は

治の 即位 当に振作更張すべき者少しとせず、 初首 として群臣を会し、五事を以て神明に 大審院を置き以て審判の権を広くし、 の力とに頼り、以て今日の 朕今誓文の 小 意を拡充し、 康を得たり、 誓ひ国是を定め、万民保全の道を求 茲に元老院を設け 顧ふに中興日浅く、 て

と詔せられて、居るのであります。

於て」と冠する必要はないのでありますが、 たかを示すものであります。 て特に一章を置き、其劈頭に「司法権は天皇の名に於て法律に依り裁判所之を行ふ」とあ 凡そ国務は総て天皇の行はせ給ふ所であるから、 明治二十二年二月十一日を以て発布せられましたる、 其是れあるは、 独司法に就いてのみ「天皇の 如何に司法権に重きを置か 帝国憲法には、 司法権 せら 名に に

司 地方行幸の際、 その実施を見るに至り、 光栄に浴せざりしことは、 法事務御親閲の思召しを以て、 の尊重は、 次で、明治二十三年二月十日には、 あらせらるゝことは、独り朝野の法曹のみならず、 くも今上陛下が、全裁判所の代表 であります。 りまして、 明治天皇以来の御宏謨たりしに拘らず、 其地方の裁判所に行幸あらせられましたことは、 司法史上永久に記念すべきことゝ存ずるのであります。 然るに、司法制度の一大変革たる陪審制度が実施せらるゝ此日に於 茲に漸く我国 誠に吾々法曹 東京 裁 の裁判所に行幸あらせられたることは、 [司法制度が完備したのであります。 たる東京の裁判所に行幸あらせられ、 の遺憾に存じて居りました所であります。 判所構成法が 是れ迄司法部に陛下の行幸を仰ぐの 公布 せら 国民の均しく感激措く能はざる れ 屡々ありましたが、 斯の 之に 依 司法事務を 未だ一回も < 日 って見ら 尤も、 ょ 一般 り、 司

n 7 も、 吾 :の運用を完うし、 々司法当局は、関係諸機関及国民と共に、益々奮励努力し、其最善を尽し 以て叡慮に背かざる様致さねばならぬことであります。

然るに、 味せ であ る 司 国民意思の反映と認むべく加味せられて居らなかったのであります。 されました人民の意思が、国政実行の上に表現されて居りますけれども、独り裁判上には、 官吏たる警察官や検事が調べて来た事件を、更に官吏たる裁判官が判断するのであ て左 Ü しますると、是では未だ完きを得たと謂ふことが出来ぬのであります。然らば、 更に、陪審裁判に付申しますれば、従来刑事の裁判は、専門の官吏即ち判事のみが ります。 来たったのでありまして、 従来の裁判制度に対して不満であったが故に、 しめまして、国民が国政に参与すると云ふ観念を懐かしめねばならぬのであります。 裁判にありましては、裁判官の裁判に民意を加味することを基調とし、 の念を深からしめねばなりませぬ。 様ではない。 様な考を持つ者があるとしますると、 は独立とは云ふものの、絶対公平を望むと云ふことは出来ないと云ふ考を懐き、 我国に於ては従来、 度に 5 本来立憲治下にありましては、荷も国務を実行運用するに当って、 国民をして真に法律生活に満足せし 不満を感ずるものもなきにしも非ずであります。仮令少数にしても、 国民の多数は、十分信頼しているのでありますが、或は多数の中には、 立法、行政の両方面に於きましては、選挙の方法に依り代表 一般国民の意思は毫も加味せられなかったのでありますが 国家の治安に非常に悪い影響を及ぼすことに 此制度を設けたかと申しますると、 むるに は、 彌 が上にも裁判制度に 立憲政治の本筋から 精神とするの めるから、 民意を加 我 国 国民 対 民

をして、 裁判所を飽迄人権擁護の機関である、 正義の機関であると信ぜしむるには

に人民が参加することゝなり、 (ます。 亦 0 て来る 一大時期を画したものと云ふべきであります。 制度の く観じ来りますれば、 実施は、唯に我刑政史上の一大革新たるのみならず、 みに依る裁 りま す。 制度に変更を加 我立憲政 陪審制度実施に依りまして、 即ち我国に陪審法を設くるに 少しも不安はな 治は茲に完璧に達したと云へるのであります。 へま 1 との安心を持 民を L 始め て、 至りました根本の主旨であ 実に我立憲政治 て立法、 た の有無は めることが必 行 自分等と同 史上 司 共

云ふことを十分に理解せられ、 員となられる諸 の運 ては善法も悪法となるのでありますから、局に当ります者が、 は当局として、 用 って社会に害悪を流し悔を千載に貽すこととなるのでありますから、 如きことがありましたならば、 に当られ 公平誠実に判断を為し、 観念と識見とを御持ちになり、 語は、 ん事を熱望してやまぬ次第であります。 此機会に一言して置きたい 能く此制度の精神を解し、之は曾て無き人権擁護 自分は同胞に対する照魔鏡、 他より一点の非難を加 折角の善法良制 事件に対しましては、虚心坦懐唯自己 \mathcal{O} は、 も亦死文徒法に終りまするの 法は死物であ \sim 即 られざることを期 5 不幸に 「正義を擁護する機関 る、 の良制 其運 して一度其運 選ばれ 用 度であ して、 \mathcal{O} 4 0) て 良心 ると 陪審 なら 用 に で 制 を

陪審員は至公至平に国民の声がそのまゝ法廷に

花井卓藏博士談

す 司 0 のであるから、その責任は甚大であると云はねばならぬ。 ŋ 法的遺業の一なりとすることができる。陪審法によって裁判の形式が一新し、 制 之を沿革に徴すれば、 司 選ば 度は に国民参与の権が認められたのであって、我国にとって真に喜ぶべきことであ れ である。参政権によって政治上に於る国民参与の権を認め たる陪審員は、重大なる役目をすること」なり、 即ち今日 の陪審制度の発端であるとも考へられるのである。 が実施せられることゝなり、これで我国民 明治六年及び八年、即ち今より約五十年前に行はれて居 国民 ŧ, の声を法廷に られ、 全く立憲的国民 明治大帝偉業中 今又陪審法 その つた参座 まく によ 国 る。 0 民

と思ふと云ふ先入感情が頭を支配する人々にとっては、この感情を緩和する の空気を法廷に入れることが必要となってくるのである。 程恐るべきものは ふことを非難する向もあるが、私はこれは一向差支へない の一部では、 陪審員の資格が極めて広い範囲で、全く法 ない、況んや法律上の知識を蓄へ多年罪 いと思ふ。世に知識は律的知識のないよ 人を取り 扱 ひ、 ために、 識あ t ħ る者 加 ば は 識賊 0 る

てゐる 結果になるのである 人をして事実の認定をなさしめれば、固定せる裁 ;し道理は分ってゐる、難かしい事は解らぬ 併 判官 L 人間生活 \mathcal{O} 頭に緩和剤 この基準 を投ず は 心得

て なした場合、 \mathcal{O} にとっ 目 は \mathcal{O} て最も不名誉 全く失は 陪審員に移付 れて終ふ。 して評議を求められる条文である。の事は、第九十五条の適用で、陪室 故に、 陪審員は感情に支配せされ 陪審員が不 斯様な決定を受け ず - 当の認定 又党派 を \mathcal{O}

観念に ば ならぬ 提は れ ず、 至公至平を旨とし事実の認定をなし、 責任を重んじ忠実に職務を執ら ね

致協力に であ 裁判 制度 ょ 0 上に一大転機を画する、 運用を全か ..らしめ、該法の完全なる発達を陪審法の実施を祝すると共に、 完全なる発達を期 将 別したいと考へる¹行来我々国民全般の るも 0

ででは、おは、これでは、おいまででは、これでは、これででであれるものから、日から実施される陪審法とは、「時事新報」昭和三年一○月一日

民風を勇敢に排 が 通じて関与 民衆と共に祝賀の式を挙げて居る。立法にも行政にも、吾々は既に自治 んじたる陪審法 筈である。 認められ さて、 国 の法 一陛下に 司 記念す 制 たのである。 の途が開かれて居る。而して、 法当局は、意義深きこの日を「司法記念日」と定めて、 史上一新紀元 して、 の意義、陪審員たるものゝ光栄、 べき今日 東京裁判所に行幸あらせられて、親 我等の陪審法たる実績を挙ぐるに努力しなけ 陪審法に於ては、 元を画すべ 今日から我等の き陪審法は、愈々今日から実施せら 遂に司法裁判にも、 陪審の意に反して裁判は行 ものになった、 今や我等は、 しくその施設を御親閲遊ばさるゝ その陪審法 「裁判所怖 陪審法を通じて国民 今日 ればならない秋となっ は を一通 れない 制によ 全国 \mathcal{O} \mathcal{O} り、 ŋ 恥づべき国 民意を重 見 判所 の参与 て置 議会を カ

刑 直 件でなけ 長期懲役若し す事が出来る。 Þ 我国 の量定即ち 件に陪審があ 我国 の陪審法 れ の答申が ばならない \mathcal{O} 懲役何年にすべきであるか等の評議をする事は出来ぬ事に くは禁錮の ったり、 事件は刑事々件で、 不当であると認められた時は 欧米のと大分趣を異にする。 0 而して、 犯罪は陪審を請求する事が出来る)、 或は起訴、不起訴に参与したり、 陪審はたゞ犯罪事実のあったか、なか 死刑若しくは無期懲役の重罪犯で 裁判長は、 欧米では、 又刑の量定に 或は女の陪 更に何度で 而も被告が つたか も他 なって居る。その 参与したりす 審員が居た 否認をし (別に \mathcal{O} 三年以 \mathcal{O} て居る事 で、 上の る。

う。

この陪審がどんな風に進行するかを図で示すと、 次 \mathcal{O} 様な ŧ \mathcal{O} になる。

重罪被疑者―→検事調べ―→不起訴

→→起 訴→→予審調→→予審免訴

→公判準備→→被告ガ事実ヲ認メタ時

→被告ガ陪審ヲ辞退シタ時

→公判―→陪審ノ構成―→審問

|証拠調べ→検事ノ意見→被告人及ビ弁護人ノ意見→裁判長ノ説示→裁判長の発問 |

陪審評議→)陪審長互選→〉答申→→裁判長ガ答申ヲ不当ト認メタトキ→→他ノ陪審ニカケ直シ

→陪審員退席—→答申「然ラズ」(即ち無罪) →→無罪判決宣告

→判決言渡期日指定—→判決言渡

予審と \mathcal{O} 経て、 図の 尻 切れ 公判準備で事実を否認し、 の分は、 其処で中止若しくは消滅する。 陪審を辞退しないと、 そこで図の如 愈々陪審裁判と云ふ事にな 重罪犯 で起訴、

審では 被告がどんな風な云ひ分をするだらうか、どんな証拠を持ち出すだらうか、 て果して陪審にかくべきであらうか、 この 必ずこれにかけねばならないと云ふ事になって居る。 「公判準備 手続」 は (非公開)、普通の裁判でも必要に応じて行は 被告が辞退しやしないかを調べる。 而して、 これ は謂はゞ れては 又之れに依 居 試 るが . 験で、 0

を知らせて呼出す、 て出来て居る陪審候補者の名簿から、 而 出来て居る陪審候補者の名簿から、三十六人を抽選し、それと関係人一同に公判期日して、その結果、愈々陪審に掛くべしとなると、裁判長は初めて、その年その事に依 三十六人を抽選し、それと関係 八一同に 公判 期

自 カコ 6 (廿四人以上の出席を要す)、 陪審の構成」 . 不利 5 く思は と云ふのは、 れるものを忌避してよろしい。 非公開の中に行 検事と被告人とに夫れゞ除斥と忌避をさせる。 はれ、 陪審員も亦、 公判に呼び出された陪審候補 被告 人と関係がある様 被告人は、 \mathcal{O} 中

要であ を持 出来ない。 0 て除斥出 ればその合数)を残す。 して、 自 来る事は勿論である。 分から辞退が出 愈々陪審員と定まったものは、 所要数は、予め裁判長が告げるから、除斥はてある。その上、抽籤に依って、所要数十二人 来る。 別に 裁判長が、不適当な事由を認め 此処で宣誓をする… 除斥はその数以 た時には、 (補助員が Ŀ は 入

要なも のになって居る事が普通と違ふ…… 「審問と証拠調べ」は、 普通の裁判と同じであるが、たゞ陪審員が 「聴き手」 0 重

罪 の う云ふ事があれば犯罪が成り立つか」と云ふ事について、 成立以外の情状であるとか、或は何年の刑が相当であるとかはこの時には論じな 検事と被告人側の意見の陳述」は、普通の公判にはない、 事実上、 犯罪の構成要素、 法律上の陳述をする、 例へば 犯 ピ

カ 拠の要領を会得せしめねばならない。これが済むと、 る様に説 判長 が 明するのである。即ち、犯罪構成に関する論点、その事件で問題となる事実と の説示」これが、陪審裁判における裁判長の大仕事で、陪審員は皆素人である 誤ちをしない様に、「この事件には、どんな事柄を判断せねばならな 裁判長は陪審員に発問をする。 V か」を

決となるのである。 陪審員の 上ると、裁判長が、 「陪審の 発 問 仕事は終って、 の一つくを多数決で、「然り」 評議」陪審員が裁判長からの発問を受け、別室に下がって、 答申を受けて適当と認めれば、これを公判廷で朗読させる。 あとは 刑の量定に対する検事と被告 或は「然らず」と答申する(非公開)。 人 弁護士 先づ陪審長を互選 0) 弁論、 これ これ 而 で、 が出 て 紃

この 陪審裁判で痛快な 0 は、 陪審の答申が 「然らず」 (無罪)で、 裁判長が適当と

この光栄ある陪審員には誰れがなるのかと云ふと、 我陪審法にはかう定めて居る

弁理士、 判検事、 但し、 又 左 るものは、資格はあっても、陪審員の職務に就かない事になって居る。国務大臣、 六年以上の禁錮、 中の議会議員、等である。 続き二年以上直接国税三円以上を納めて居るもの、 男子であ のものは陪審を辞退することが出来る、 次のものは資格がない。禁治産者、 公証人、執達吏、代書人、小学教員、 法務官、 って、年齢三十歳以上に達した帝国臣民、 旧刑法の重罪、 裁判所書記官、警察官吏、 重禁錮に処せられたもの。又、次の職務業務に就いて居 準禁治産者、破産者、聾者、 六十歳以上のもの、 税務官吏、專売局官吏、 諸宗の教師、医師、 而して読み書きの出来るも 引続き二年以上同 歯科医、薬医師、学生、 在職の官公吏、 市町村長、弁護士、 啞者、盲者、 市 町 内 のである。 教員、 に住 在職の 懲役、

ばならない。 さて、 陪審員に選ばれたものは、 次の罰 則に気をつけて、 飽く迄公平に 職務を尽さなけ

ね 他人と交通したりすると、 ならず なく呼出しに応じなかったり、 若しこれを他人に漏ら 五百円以下の過料に処せら 宣誓を拒 したりすると、 W だり、 単に過料ではなく、 れる。 公判中評 評議の秘密は、 議中 許可 千円以 なく外出 最も厳重にせ 下 · の 罰 た 金と り、

と、種々 に処せられる事になって居る。 へる事になって居る。 又、 陪審員以外のも \mathcal{O} Ŕ 陪審員の職務を妨げ

の干渉は断じて排し、事件の真相を掴むと云ふ心掛けが必要である。 陪審員となったものは、 な罰則や資格を定めてあると云ふのも、陪審員の職務が非常に重大であるからで、 飽く迄も公平に、又予断を持たずに、 情実に動かされ ずに、

る時 じであるが たり変更されたり消滅したりした時、 陪審にかけたものは上訴は一度しか出来ない。而も、その理由は、判決が法令に背 を法廷陪審と云ふが、この他に有期三年以上の事件は、被告の請求によって陪審に 手続きは、 最後に、 の量定が甚だしく不当であると思はるゝ著しき事由ある時、 総て同様であるから省く。 請求陪審の事と上訴の事を述べると、重罪犯は当然陪審にかける事件で、 たゞ一度陪審で定まった以上、 手続に手落ちのある時等で、普通の上告の場合と同 又上訴は、普通の裁判であれば三審制度であるが、 事実の誤認を理由とする事が 決後刑 が廃止され か け て 居 る。

選ばれたる陪審員の任務

及び其心得に就て

大阪地方裁判所 荒井所長 (談)

大革新が行 民の 多年要望せし陪審法は、 はれ たのであります。 此 愈々本日より施行せられることになり、 0 記念すべき日に、 畏くも聖上陛下 0 我司 東京三裁判所に 法裁 判に

いらせら して、 々司 法事務に従事する者は、益々奮励努力その れ、 聖意に報い奉らねばなりませぬ。 く裁判事務をみそなはせ賜ふことは、 職務に尽瘁し、 に有 難く且意義あることに 層司法: 裁判 \mathcal{O} 信

其の 裁判手 民に 制 対 続に参与する国民を陪審員と申します。 陪審員の任務及心得に就き一言し、 裁判官の外に素人である国民が、 刑事の裁判手続に参与する制度で その注意を喚起したい 私はこの機会に、 将来陪審員とな と思ひ ます。 0 る て ベ

れるかである。 に就くに当り、最初に心得ねばならぬ事柄は、刑事公判の取調になるのであるから、陪審員の責任は極めて重大であります。 答申を正当と認めれば、 に 陪審員の任務は、 就て評議をなし、其の結果を裁判所に答申するのであります。 刑事の 之に基いて被告人の有罪か無罪かを判断して、裁判を言渡すこと 公判に列席し、被告人が罪を犯した事実が有るか無いかと云 刑事公判の取調が、 陪審員は、この重大な任務 而して、 如何なる順序にて 裁 判所が 其 0 は

犯罪 訴 と云ふことを、 事実に就 となるから、 公判が開 事実を述べ 述に 弁解を求 争点が判るのであります。 不審 て、 かれ ることであ が ると、 めたり、又証人鑑定人等の取調 陪審員は十分に念頭に入れて置かねばなりませぬ。此の陳述が 公判廷で明かにする為に必要な手続 被告人の訊問が始まります。 あ れ ば 先づ最初に検事から、 陪審員 って、 即ち裁 次 は で、 裁 判所に 判 証 拠調 長 被告事件 その訊問に対する、 \mathcal{O} があ 節ち 許 取調を求めた事実は、どんなも 可 を得て、 ります。 であ 証 拠となるべき書面 の陳述を致します。これ ります。これが、 もし、 自ら之を訊 被告人 被告 で物件 の弁解を聴け 問することが 公判 証 :を被告 済むと、 0 で起訴 人及鑑定人 のであるか 取調 ば、 の基 人 に 起 来

拠 調が 済 \otimes 検事、 被告人及弁護 人 の弁論が あ ŋ, 夫れか . ら裁 判長 0 説 示 が あ

判長に なるの 審員としての任務は終りますから、 を為し、 面を渡しますか なって居 判長から陪審員に対 此説示と云ふ 提出 であるか 其の結果を、然り、 る事実関係並に証拠 すると、 ら、陪審員はこれを受取り評議室に退き、 \mathcal{O} は、 裁判長は裁判所書記に右問及答を朗読させます、 陪審員は細心の注意を以てこれを聞かねばなりませ 判長が 犯罪事実が有るか無いかと云ふことの問を出 然らずとの語を以て答申として問書に記載 \mathcal{O} 要領 陪審員に 公判廷を退席するのであります。 を説明 することで、 その事件に就 陪審員が 陪審長を互選して、事件 ての法 事件の評議をす 全土の の朗読 Ĺ ぬ Ļ 陪 論点や争 問書と云 右 審長 説示 が んる材 済 か 0 0 ら裁 る書 後、 ば 陪 議

次に陪審員の心掛くべき、主なる事柄を列挙すれば、

- 面を裁 病気其の他巳むを得ない (一) 陪審員は、 判所に出して、 裁判所から呼出を受けたときは、 職務を辞することが出来ます。 事由で、 出頭することが出来ぬ場合に 日来ぬ場合には、其の必ず出頭する義務が 理 あ 一由を明に りま す。 した 但 書
- を宣誓せねばなりませぬ。 陪審員 は、 裁判長の諭告を受けたる後、 「良心に従ひ 公平誠 ※実に其の 職務を行 Š ベ き
- 陪審員は、 に迎合したり、 するのでありまして、 なりませ 公平潔白の心を以て公判 或は他人 0 新聞 請託を聴い の記事や世間 廷に望み、 たり、 0 又は情実に動かされ 評判等により事件 自 分の 信 ずる所に を予断 たり 依 b, したり、 て、 犯罪 依 事 估 実 或 \mathcal{O}

- れる様なることを避け 他人との交通又は宿泊すべき場所等を指示されますから、之を守らねばなりませぬ。 (四) 陪審員は、裁判所に出頭する前でも、訴訟関係人に面接したり、其 ねばなりませぬ。又答申前、 裁判所を退出するときは、 0 他公平を疑は 裁判長から
- はなりませぬ。 (五) 陪審員は、 評議を終るまでは、 勝手に評議室を退出したり又他人と交通したりし 7
- (六) 陪審員は、 評議の 頭末を、 一切他人に漏してはなりませぬ。
- せぬ。 (七) 裁判所は神聖なる場所であるから、 陪審員は見苦しからぬ服装で出 頭せ ね ば なり ま

畏欋の念を去り、 判官をして公正の裁判をさせねばなりませぬ。 以上の通りでありますから、陪審員は公判廷に於て、 公平に冷静に、 公判に現れたる事実証 真面目に熱心に取調を聴き、 拠のみに依りて事件を評決し、

認定に誤りがあるときは、 ス」や薬を適当に使用して、此の病気を治療するのであります。 其の裁判手続に参与する陪審員は、正義の擁護者と云ふて宜しい。我々人間が、克く自己 様なことがあ 保護することが出来なくなり、又或は実際罪を犯さない者を罰して、 正義の破壊者である。 即ち正義が行はれて居るからであります。人殺しをしたり、人の者を盗んだりする者は、 本分を尽し、 公平の裁判とは正義を意味するのであります。 ったりし 他人を害せず、社会の安全と幸福を図り、国民の共同生活を維持するの 裁判は、 て、 或は実際罪を犯した者が無罪となりて刑罰を逃れ、 社会の秩序を維持することが出来ませぬ。 犯罪と云ふ社会の病気を癒す医者であって、 裁判は正義の維持者でありまし 然るに、万一裁判の事実 これ その冤に泣かしめる は、 刑罰と云ふ 一般社会を 恰も 庢 |者が は、 て、

たりすると同一であって、 て、実際 0 病人に必要の投薬治療を為さなかったり、 堪まったものでありませぬ。 又実際無病の 人に 切開手 を

免れ ても裁判手続に参与する所の陪審員が、 なる答申をせなければなりません。 諺にも善良なる裁判は、国の礎であると申します。正義は、 しめず、 は衰ふるのであります。而して、陪審制度の下に良き裁判を為さしむるに 又無実の罪に陥る者がない様に、能く事実の真相を捕捉して、 因りて尊重せらるゝのである。正義の行はれる国は栄へ、正義 公平誠実に其の任務を尽し、 良き裁 罪人をし 判に因りて維持 間 て其の は、 の行 違 \mathcal{O} どうし な は 罪 れ 11 滴 を な

然るに、 あって、 以て環視注目して居ります故に、此の間に於ける我邦陪審判断の適否は、 各国に於ては既に昔から行はれて居り、而も陪審制度の可否に就ては夙に議論のあ 任は極めて重大 審員は 今や、陪審制度実施の初期におい 存廃に関する問題許りでなく、実に我国家の面目にも関係する次第であります 其の 現に欧州に於てはその弊害に堪へられず、 今回我邦に於て此の制度を採用しました為、其の運用に就き、世界各国が 職責の益々重大なることを忘れてはなりませぬ であります。 陪審制度は、我邦に於て初めて行はれたものであ て、陪審員となられる人々は名誉であるが 之を廃止したる国もある程であ の制度 るが、 又其の責 ŋ 瀬味を ます。 いる所で 0 から 批判 欧米

演劇 陪審法模擬裁判

判 足立 進三郎 (弁護士)

人 四方 田 (同)

陪審長 (同)

席 判 事 判所書記外数名

五月 信子 義信

明 人

度十月一日から実施される陪審裁判にかけられた が 飛んで行った。其事件は「謎の殺人」と号せられて、 勃発し 正 十四年十二月 た。電話の受話器を投げるやうに置い 廿一日午前 頃、突如 北久太郎 (仮想) て、同 町交番所 愈々公 町二丁目の 判 の巡査を驚か に 素封家原見 廻され る事になり、 田 L た、 伊 右衛 7、丁 片 方 方

【事件梗概】

舞っ きは、 あ が \mathcal{O} V が 数十万の資産あ た。其後一年程は何事もなく過ぎたが、 ふとした病が因で、-万の資産あり、嘗で 伊右衛 伊之助といふ連れ子と共に原 衛門は遂に死んだ、之が為に原田家の実権は、年から病床に臥した伊右衛門の枕許につき切って、 は遂に 嘗ては衆議院議員であ 当時京都帝大文科二年に在学中の 田家に入嫁した。ちかの兄に北川 った、 媒介するも のがあって未亡人北 切っ 年若き庶 一子伊 ての 種 々 原 旧 子伊 太郎 家原 田 家 重 を遺 太郎 兵衛 の家政に容 田 伊右 を離 لح Ш し て死 V 5 かといふ Š れ 門 .. の妻あ · 喙 し 悪 λ い奴 で仕 7

之れ 二人を斬り殺し 通 恋慕 遂に は 一夕烈 ちか 出 る。 より金庫 は光勇 来な が出先か しくなり けやうとした、 うるさく付 0 0 Ĩ た母親ちか 屋形に ある奥座敷に近寄り、 在 掌中に入 何 て、 る伊太郎は、 ら帰って来たのに邪魔されて、其場は其儘となる。 自然金銭に窮する処から、 自分が相続をするのだか 後より きまとふばかり 入浸る放蕩児となる。此間、ち 其時義弟 延に も飛出して、 7 ともすれ 如 って来た光勇と共に捕 何 の伊之助が泥酔 々忘年会に誘は に 遂に金庫をあけて百円東十四、五をつかみ出 ば伊太郎 早く警察 、ふじに か るか ら自分の意に従へと迫るが、留守に を疎 へ知ら 暮の十二月廿一日暗夜を冒して、 れた時、 して帰ったのに逢ひ、 対し、伊太郎は放蕩で到 外し せと叫 へられ かのつれ子の伊 やうと、 芸妓光勇に逢ふたが 強盗事件を題して んだ。 といふのが 彼等は企 伊 其後、 之助は、 太郎は、 「泥棒」と叫ば 底原 此事件 であ 伊太郎の放埒は 田 小間使ふじに 原 病み 家を継ぐ事 7絶命遂に こてゐた 田家の裏 し台 0 つきで れ た。 肝を うし 母

「大阪朝日 から実施された陪審法 聖上の行幸を仰ぎ、 全国各地でこの日を記念 陪審法廷を親しく御覧 昭和三年一〇月二日 輝やく司法の

77

天皇の 廷に 京裁 全く きを増したのである。 判 成 名に 所に親臨 りて 制 しく玉歩を印せられ、 史 おいて行 £ 一新紀元を画する陪審法は、起草着手以来案を練り稿を磨くこと十年、 遊ばされ、 は れる、 の日は来た。 大審院、控訴院法廷から、けふはじ 我裁判制度はい 司法部のため 記念すべきけふ十月 いやまさる御稜威を垂れさせ給ふた。 ょ 威信を高め、 一日、 めて扉を開かれた新陪審法 畏くも聖上陛下には、 不磨の法典に更にその て

陳列された参考資料や刑務所での製作品など岬紋章のついた判決原本を御注視

土岐行· 幸主務官ら供奉の 日陛下には、 陸軍様式通常礼服を召され、 Ĺ 宮城御出門、 同十時五分、 珍田侍従御陪乗、 裁判所表玄関に御着。 一木宮相、 武 官長、

奉迎 ばされた。 原法 中 0) 地 方裁 相、 庁員約五百名に御会釈を賜ひ 判所長、 濱田、小原両次官、牧野大審院長、 鹽野検事正らの つく、 御 出迎へを受けさせられ、 直に三階の大審院長室に設けの御座 小川検事総長、 和仁控訴院長、 裁判所構内外に堵列した、 三木検事長、 所に 入御遊

はこば 山検事 こゝで原法相、 はせられ 総長 明 を聞 0 留召され 言上を聞召され、 維新前後より最近までの記録的司法参考資料四十種につき、「上を聞召され、終って直に、御座所近く設けの司法参考品陣 両次官以下、 た、 取 りわ ならびに弁護士会長などに拝謁を賜 けて明治 年 代に 用ひ たとい ふ菊花御紋章 の司法参考品陳列室に玉歩を ŋ̈́, <u>-</u>ならび 牧野 原法相より 大 審院 「 天 皇 長、

たが の上、 の一隅に刻まれ に御耳を傾けさせられ 被告席、 製作品陳列室を御一巡の上、 ニ於テ」と印刷 全日本の模範として整備された、真新らしい陪審法廷へと進御遊ばされ、陪審員席、 階検事総長室の設 判官席 た我法学界の恩人ボアソナード氏の胸像の前に、 から陪審員評議室まで、 した判決原本には、 た。 つい けの第二御座所に入御、 で、隣れる予審廷を御一覧、玄関大広間に進ませら 原法相の御先導にて、大審院大法廷、 深く御目をとめさせられたと承はる。 隈なく御目をとめさせられ、 御 小憩の後、 同十 暫し御立ちとまらせ給ふ 控訴院大法廷を御覧 時四十分還御 田中所長 0 べそ

○勅語を賜ふ

聖 上 左 陛下には、陪審法実施に当る十月 $\overline{\mathcal{O}}$ 如く優渥なる勅語を賜はった。 月 東京裁判所に臨幸遊ばされ た砌、 司 法部に 対

- 236 -

勅語

助セヨヤ陪審法施行ノ期ニ会ス、一層恪勤奮を議り保全シ国家ノ休威之ニ繋ル、今間法裁判ハ社会ノ秩序ヲ維持シ国民ノ

いの一番に選ばれた候補者が森厳な裁判所に漂ふなごやかな空気

実施の日の大阪地方裁判所モダン化された陪審廷を見学

 \mathcal{O} 正 Ŕ 面玄関には、 的 はなごやかな気が満ち溢れる。 典陪審法が 首途をことほぐ大国旗が爽 しくスタ かな秋風に翻り、 -を切っ た、 け Š 常は重くるし 十月一日 1 大阪裁 ほど森厳な 所

た人 ら 審員候補者の前に開放されたので、気の早 すが場所柄だけに、 ぬことって、 々自身、 これまで模擬裁判より外に陪審員の所作振りを見たこと無く、 した陪審員庁舎は、 誰も彼も好奇と不安をごっちゃにしたやうな表情だ。 づれも羽織袴や洋服の威儀を正し、 新法実施の い人々は、正九時 イの一番に 選ば 肅然として入場するが、 0 れ 開扉前から詰め た、名誉ある市 全く勝手が かけた。 内三千 選ば さ 判 n

に 0 5 内とて、皆大びっくり、ことに法官席と同じ高さにズラリと並べられた陪審席を見るや、「え 何がさて、欧米の粋を蒐め、荘重な中にも明るい装飾で、素晴らしくモダーン化され は 心掛くべき事柄」の二つの大きな掲示があるが、従来の型を破って、「陪審員となること 陪審員の V まづ、階下入口で、 で、 「請求陪審と法定陪審とは、どっちが多いかナ……」と、なかノ 所に腰かけるんやなァ」、「晴がましいなあ……」など、そここゝに私語が交され、 本国 背後の陪審員評議室に進む、こゝは裁判長すらも勝手に入れぬといふ、制札厳し [民の名誉ある権利であります、 みの秘密室である、 新庁舎の記念絵葉書を貰って、三階の陪審法廷に第一歩を入れ この部屋には、とくに「陪審員の評議の手続」と 国民はこの名誉ある権利を実行せねばなら **〜**通ぶった人もあり、 」「陪審員 た廷 る。 中

務があります」、といった柔らかい文調。

お座敷のやうで大喜びだった。 そこから、 四階の いはゆる陪審員の 「缶詰部屋」 に上る、 洒落た玄関をは 8 流 旅

実施祝賀会と

夜の記念放送

長は、 **營職員、** の放送をなし 公会堂で開かれ ある。 なほ、 同夜七時半大阪放送局のマイ 在阪著名の実業家、 午後三時 た大阪在野法曹主催 0 7 か らは、 で大阪在野 力石大阪府知事を始め、 新聞社長等二百余名が陪審廷を観覧し、 法曹有志が の陪審法実施祝賀会に臨んだが、 クロフオンの前に立ち「陪審法につい 「謎の殺 大阪 の諸官庁の長官、 模擬陪審裁判の放送をなす 荒井 同五時半から、 代議 て」と題し一場 大阪地方裁 府市名 判所 中央 ず

原法相、御礼を言上

更に直訴御詫

上し、 原法相は、 更に直訴事件につき御詫を言上し辞去した。 一日午後零時二十分宮内省に出頭、 一木宮相を経て裁判所 に行幸の 御礼を言

■民とともに聖旨に副はん実施された陪審法のおのでの月二日の日二日の日二日の日二日の日二日の日二日の日二日の日二日の日二日の日にの日にいていている。

78

原司法大臣の謹話

は、 会の 元をなすと信ずるのであります。 将来国民は非常なる熱心をもって、 むやうになりましたことゝ考へられますし、またさうならなければならない せられ、 第であります。 しかして、 事を期するものであります。 ŋ は国民とゝもに、 秩序を維持 日は、 司法裁判の大切なといふことがよく徹底せざる憾がありましたが、今後は ますのに、 画期的記念日でありますのみならず、司法裁判に対する思想を国民に徹底せしめ、 証人などゝして裁判所に出頭する如き場合にも、 今日即ち十月一日は、 畏くも聖上 我々職員は、 今また優渥 大なる覚悟をもって、 国民の権義を保全し、 座下 \mathcal{O} なる勅語 この優渥なる勅語を拝し、 行幸を仰ぎました なほ、この勅語によりまして、 これ偏に、 実に陪審法実施の第一日でありまして、 裁判に協力するに至るといふ点において、 を下し賜はりましたので、一同感激 聖旨に副ひ奉らねばならない 国家の休威これに繋ることを知って、これ 陛下の御聖徳の致すところでありまして ので、 職員一同感激措く能はざるところで 身命を賭し 従前より一層誠心誠 国民一般は、 ても大御心 のであります。 に感激を加ふ わが のであります。 司 また一新紀 意これ 大い に副 司法制度上 法裁判は社 に S に臨 警醒 まで 奉ら る次

開廷は中旬

大阪の陪審法廷

判長が: 大阪の陪審事件は、 先にやるはずで、 今のところ法廷、 多分この月の中旬後になるだらうといはれてゐる。 請求の両者とも一件もないが、 あ れば池内裁

けふ各宮殿下

陪審廷へ台臨

台臨遊ばされることになった。 東久邇宮、 聖上陛下の玉歩を印せられた記念の陪審法廷へ、 同妃両殿下、梨本宮殿下、 李王、 同妃両殿下、 二日午前には、 伏見宮殿下、 久 邇宮、 東伏見宮妃殿下が、 同妃両殿下、

明年は党創立三十年祭陪審法実施を、原氏墓前に報告

政友幹部会で決定

高幹部会の模様、 告 木材関税引上に関する陳情、 友会は、 一日午後一時半から、 ならびに御大典終了後大阪に近畿大会を開催することに決定せる旨を報 および今回久原逓相を相談役に推薦したる近畿政友倶楽部最 本部に定例幹部会を開き、 島田幹事長から、

らに堀切政 0 で、吉木幹事か 務調査会長から、 76 宮城支部大会にて党費一円徴収の決議を可決せる旨を述べ、 来年度における一般財政状況に関する説明あり さ

廣瀬総務を特派することに決定。 陪審法の実施につき、盛岡の大慈寺の故原総裁墓前に報告祭を開くことゝ 本部 か 5

な記念祭を開くことゝし、 明年は故伊藤公が政友会を創立した年から三十年に相当するので、 同三時散会。 五月ごろ盛大

盛況だった中之島公会堂の祝賀会朝野の名土集って、陪審法の誕生を祝ふ79「大阪朝日」昭和三年一○月二日

市長ら、 て荒井大阪地方裁判所長は、 祝賀会が、大阪中之島公会堂で開かれた。知事代理木島内務部長、林第四師団長、 一日誕生 大阪朝野の名士二百余名の来賓を合はせて、 した陪審法を祝福し て、 同夜五時半か 会する者六百五十、 5 大阪朝野法曹主催の陪審法実施 主催者を代表し 関大阪

と挨拶すれば 立憲政治は名実ともに備はったが、 「国民多年の要望だった、 陪審法もいより 錦上花を添へる意味で、 実施され、 司法分野の民衆参与も確立し、 国民の援助を望んでやまぬ」、

来賓代表の関市長も、

理論 は欧米の粋を集め、 運用は司 法当局 0 研磨を経たもの で、 その整備を疑は な 11 が

と市民の心意気を述べた。さらに美果を海外に誇るべく、市民はその力を惜しまない」、

吉崎大阪弁護士会長の発声で天皇、 皇后両陛下の万歳を三唱して、 午後七時盛会裡に散

原法相にもしば~~御下問刑務所の製作品など一々御覧東京三裁判所に臨幸、親しく陪審法廷を天覧80「大阪毎日」昭和三年一○月二日

を受けさせられ、第一御座所なる三階大審院長室に入御、 れ、午前十時五分、 所へ行幸あそばされた。折から、さわやかな秋晴れ 聖上陛下には、 司法記念日たる陪審法実施のけふ 裁判所表玄関へ御到着、 原法相以下、 の朝、 一月、 両次 陛下には陸軍式御通常服を召さ 御予定のごとく、 官、 六長官などのお出迎へ 帝 都 の三裁

審院各部長、 訴院長、三木東京控訴院検事長以下各検事長、 原法相、牧野大審院長、 本省各局長らに謁をたまひ、 小山検事総長、小原、濱田両次官、 田中東京地方裁 判所長、 和仁東京控訴院長以下各控 鹽野同 検事正、 大

大審院会議室に陳列された刑務所製作品ならびに既記刑事参考書類を御覧ぜられ、 大審院長、 下問をたまひ、 検事総長から種 それより庁内御道筋に整列せる奏任官に列立拝謁をたまひつゝ、 々司法事務に関し御説明申上げ、 それより法相 の 御先導で、 しば 大

うるは に 梨本宮殿下、 お を聴取されたのち、第二御座所なる二階の検事総長室に入らせられ、 が 司法関係の諸官その他も同日来観のはず。 玉 0 \mathcal{O} をとめさせられ、こゝ つい 刑事第四法廷ならびに控訴院 しく還幸遊ばされた。 判検事に 刑法制 で階下なる新設の 李王両殿下が、 謁をたまひ、 定に功労のあ なほ、二日は、 午前中に裁判所へ成らせられる御予定になってゐるが 御小憩ののち、 でもしばノ 陪審法廷に ったフランス人ボアソナード胸像前を御通過、 の刑事大法廷を院長、 入らせられ、 御下問あ 久邇宮両殿下、伏見宮殿下、東伏見宮妃殿下、 十一時四十分諸員奉送のうちに、 り、 法廷の ついで予審調室を御覧、 控訴院長御説明申し上げつ 模様から陪審員評 本省山下技師 相から 議室など殊 それ 御説 ょ ۷ 下 ŋ

聖上陛下には、 旦 裁判所行幸に際 特に左のごとき勅語を賜っ

法裁判 ハ社会ノ秩序ヲ維持シ

国民 ノ権義ヲ保全シ国家ノ休戚

之ニ繋ル、 今ヤ陪審法施行

ニ会ス、 一層恪勤奮励セ 日

優渥なる勅語を拝して身命を賭して聖旨に副はん

原法相の 謹

謹んで左のごとく語る。

司法裁判 第で 臨むやうになることゝ考へられますし、またさうしなければならぬのであります。 社会ノ秩序ヲ維持シ国民ノ権義ヲ保全シ国家ノ休威之ニ繋ル」ことを知って、 信ずるのであります。 画期的記念日でありますのみならず、 て、今日即 奉らん事を期するものであります。 ŋ あります。 常な熱心をもつ 証 の大切なとい 人などゝして裁判所に出頭するがごとき場合にも、従前より一層誠心誠意これに 畏くも聖上陛下の行幸を仰ぎましたので、 ち十月一日 われわ 大なる覚悟をもって、 て裁 は、 ふことが、 れ職員は、この優渥なる勅語を拝し、身命を賭しても大御心にそ 優渥なる勅語を下し賜はりましたので、 偏へに、 判に協力するに至るといふ点において、また一新紀元をなすと 実に陪審法実施の第一日でありまして、わが司法裁 やゝ徹底せざる憾みがありましたが、 なほ、 陛下の御聖徳の致すところでありまして、 聖旨にそひ奉らねばならないのであります。 司法裁判に対する思想を国民に徹底せし この勅語によりまして国民一般は、「司法裁判 職員一同感激措く能はざるところで 一同感激に感激を加 今後は われ これ 判制 大に警醒 度上 までは しか \mathcal{O} せ 1

中等教科書に 陪審事項

司法省では、 陪審裁判の発達のため、 近く文部省と交渉し、 中等教科書中に陪審に関

す

任食人の去毛見学 けふ陪審法実施記念日に 至れり尽せりの設備に驚いた陪審員候補者 81「大阪毎日」昭和三年一○月二日

規定の はなく 光栄の日を偲び、 振りを発揮してゐた。見学の人々 役人さんの くシャンデリアなどに快感をおぼえつゝ、右側二列にならんだ立派な陪審席を顧みては、 後 判 を得 九 所 判 掲示を読 た時ごろ は に国 羽織袴に威儀 る 顔もけ 民衆 カン ら詰め み、 0 、栄の陪審員候補者千二百名を招 参与することとな いふば 評決室の丸テー 色彩豊な新装の陪審法廷に、 電気仕掛の梯子等を見て、 かけた、 を正 かりは砕けて、 į 陪審員候補 紳士紳商 は、 ブルを囲んで語りあふも得意気であったが 0 法廷の美しい 記念絵はがきの の上流 者たちは、さす ます 階級 将来一 実施 待 スティンドグラスの窓硝子、 も目立って多く、 \mathcal{O} 花々 年の 頒布から、 責任の重大さを痛感し がに法廷見学とい しく法廷開きをした。この 陪審員として立会ふ 案内、湯茶の 堅苦し Š V 接待に 同室 ので着流 たら 裁判 天井に輝 所 \mathcal{O} 民 のお 罰 カュ 衆 則

階 |座布団に、本床には掛物、香炉、||の陪審員休憩室である木の香新し 生花の設備あり ŋ 八畳 娯楽控 0 ~ のためには碁盤、将出へ間まである十五畳の 棋 \mathcal{O} 部 等 屋

定さ はされ 室には 天神 だ」、 され もあった。 れるを知らず、 け たが、 祭に てゐ 直通電話が設備され、廷丁室まで用意され、「これでは、まるで四 は絶好の場所だ」、「七月廿五日は志願しよう」等、 国 るだけに「缶詰になってもいゝから四、 まだノ $\overline{\mathcal{O}}$ ビルヂングはかうだ」等と、 「呉服屋の事件には呉服屋が出る」など、 寝室 (洋式) も 陪審法の手続等は、 別 徹底 あ 外国通を吹かす者もあ ŋ, してをらぬと見えて、 四 階 五日ゐたい」などい \mathcal{O} 風呂場、 と見当はづれ 大阪人らしい 便所等 り、 休憩室では抽籤で選 屋 上 |階に世帯があ 人も の話を の露台 会話もとり 式 善美が り、 してゐる に るわ 7 記

済美第六で法 一日夕は、 政研究会の 市公会堂で官民合同の祝賀会と、 模擬裁 判 が あるはずである。 放送局の 五月信子出 演 \mathcal{O} 声 \mathcal{O} 裁判

82「大阪毎日」昭和三年一〇月二日

実施された陪審法―終

三年で廃止、明治初年の我国の陪案

日本での生立ち―(下)

戸地方裁判所長 東龜五郎氏談

裁 と い 明 判 って参座 0 六 年 け るとい 十月に太政官告示で、 の規則を発表した。これによると、 ふことになったのである。 詮議の末陪審を参座と改め、「別 その参座制によって裁判をした結果、 内閣および各省から六人の参座を選んで、 紙 の通り 対則を相定 知事と め候」

両名であらうといふ嫌疑で、 お 0 0 ね子と同家の家令であった起田正一とが相通じてゐた関係上、参議を殺し せら 判が ては、 政府の人々が躍起となって犯人を探したところ、どうも廣澤参議 れた。 右のやうな結果で落着したが、明治八年になって廣澤参議を暗殺 非常に御軫念あらせられ、是非とも早く犯人を検挙せよとの 此の廣澤参議 警視庁で長い間取調を受けたのである。 は、 明治四年に何者かに暗殺され、 その当時天皇陛 たの の妾であ 御言葉が は た 0 下 \mathcal{O}

ろから、 廷で全然自分達の所為でないと否認しつゞけ、どうも裁判の成行が無罪になりさうなとこ てくれと、 のため自白したもので、 殺害したと自白するに至った。ところが、 その当時のことであるから、実に惨虐極まる拷問にかけた結果、とうとう両 警視庁ではこれを無罪にされては困ると思ったのであらう、 つまり陪審によって裁判をしてくれといふ運動があった。 自白は真実のものでないといふ心証を得た。果して彼等 裁判所の方で見るところでは、 この事件 全く苛酷 名が共 に参座を置 は な拷 法

- 247 -

た証 そのため、 |拠がないといふので無罪となった。 槇村事件と同様に、参座制によって裁判を行った結果、 被告両名 に は 殺害 L

て裁 が その 判 したの 後だん 我国では、 ュリーをつけて裁判をして欲しいといっ であって、その後廃止となったが、 忘れられてしまってゐたのである。 明治六年に参座制を設けて、 既に明治初年に今日の陪審法同八年までの間に、数件この たやうな俗謡まで流行し 制度に た に似た制度 のであ ょ る 0

は 時 れ である。 ただ建議だけで、あまり世人から顧みられ た江木衷氏が中堅となって、裁判に陪審制度を設けてくれといふ建議をし 記 憶するところによると、 (写真は東神戸地方裁判所長) 明治廿九年頃に東京の弁護士会か なかったが、 遂に機熟し今日の実施となっ 5 当時陪 審博士 た。 その

司法史上永久に記念さるべき日二法相の説明を御聴取あそばさる国民参審実施のけふ聖上司法部へ行幸「時事新報」昭和三年一〇月二日

83

大審院 司法省、 任 は 和仁控訴院長、三木検事長、田中地方裁判長、鹽野検事正等お出迎へ申上げたが 装を召されて、 列され 官以 原法相 況 法史上永久に記念さるべき、 デ _ 上の を聴召され 表玄関には、 裁判所の裁判官以下、公証人、執達吏、供託局員、 た明治元年以来の刑事参考書類を御覧になった、 と印 0 Ł 御先導にて、 のに拝謁を賜りたる後、 午前十時宮城御出門、同十時五分大審院に初の行幸遊ばされた。 した珍ら 十時五十五分原法相の御先導にて、 原司法大臣以下、 一先づ大審院長室の仮御座所に入御、 判決原本を始めとして、 国民参審実施のけふ、 濱田、 牧野大審院長、小山検事総長より、 小原両次官、 大審院三階に成らせら 畏くも天皇陛下には、 既報の 右参考書類は、 牧野大審院長、 弁護士等堵列して奉迎申上げ、 如き、 原法相以下、司法部内勅 治年間 「明治初年天皇 親し 小山検事総長、 沿道 の著名な く司法事務 陸軍通常礼 室内に 陛下に には

を賜ひ 謁を賜 度確立 関階段 事事件の裁 そばされ に貢献した功績を聴召され、 下 大審院、 のボアソナー たと 判記録を蒐集したものであ 時 匹· 控訴 れ承 がはる。 ド 氏 分御機嫌麗し 0 地方裁判所の大法廷と新築の陪審法廷を順次 像の < が前では さ、 うく還幸、 再び大審院長室の仮御座所に入御、 ŋ, 構内 玉歩を止めら 廊下に整列 陛下には、 司法部内の全職員整列奉送申上げた。 御奉迎 原法相 れ、 |申上げた奏任官 の御説明を御興味深く御 相からボ氏が我国 大審院検判事に 、御巡覧、 特に 0 司 表玄 拝 制

感激措く能はざるところ 優渥なる勅語を拝して

原法相謹みて語る

優渥なる勅語を拝 して、 原司法大臣は恐懼して語る。

我々 ます Ł なる事が、 \mathcal{O} 国民の権議を保全し、 であります。 職員は、 日 裁判 に、 は、 動もすれ 今亦優渥なる勅語を降し賜りましたので、 畏く 所 この優渥なる勅語を拝 に 、も聖上 出 頭 ば徹底せざるの憾みがありましたが、 する場合に この 陛下 国家の休威之に繋る」事を知って、これ 勅語によりまして、国民一般は「司法裁判は の行幸を仰ぎましたので、 Ŕ į 従前 身命を賭しても、 ょ ŋ 一層誠 心 一層感激を加 誠意之に望 職員一同感激措く能はざる処であ 大御 今後は大い 心にそひ奉らん む 様 へる次第 までは司法 に警醒され、 なる事 社会の秩序 で きを期 裁判 と考 あります。 を維持 \sim 証 0 人等 大切 する

る点 裁 法 判に 実施 であ す処でありまして、 に於 り の第一日でありまし 対する思想を国民に徹底せしめ、 (ます。 て、 又さうならなけれ (東京電話) 一紀元を為 我々 て、 す ばならないのであ は国民と共に大なる覚悟を以 と信ずるの 我司法制度上の画期的記念日でありますのみならず、 であります。これひとへに、天皇陛下将来国民は非常な熱心を以て裁判に協 ります。 して、 て、 聖旨にそひ奉ら 今日十月一日は、 判に協力するに ねばなら \mathcal{O} 御聖徳 実に陪っ 司法 0 至

語

判所職員に賜 は

陪審法実施の第一 判所職員に賜 月 0 た。 裁判所御親閲の (東京電話) ため臨幸あらせられた天皇陛下 には、 特に左の

司 法裁判 八社会ノ 、秩序ヲ維持シ

国民 ラ 権義ヲ保全シ国家ノ休威

之ニ繋ル今ヤ陪審法施行 一層恪勤奮励 セ 彐

け Š \mathcal{O} 陪審法廷の参観で大賑ひ 大阪裁判所

する。 新装 めに、 られて居る。 0 人気な 陪審法廷では、 陪審法実施の いづれも開放された。陪審員候補者らは、九時の開門を待ちかね候補者千三百名(郡部一千名は三日)のために、三時から五時ま \mathcal{O} は、 大 兀 その荘厳さに驚きの 阪 階宿舎の日本間である。十五畳に八畳、 裁 判 所 は、陪審法廷参観で大賑 目を睜り、 物珍し 心であ 気に陪審席 床の間に 雅邦 · て続 で、 九 のか 々 達磨が やっ 待有 け て見 7 志 たり 来、 け

外観、 裁判所側 宿舎の三通り べては、 要所要所に書記が立って、 \hat{O} 一組の絵葉書が配られ、 一々懇切に説明をなし、 屋上露台で茶菓を供した。 記 念品として法

は法曹家族を招待、 午後五時半から、 三日は郡部の陪審候補者をそれゞ 中央公会堂で、 裁判所弁護士会合同主催の 招待する。 祝賀会を催す。 (写真は陪審員候補者の法廷参観) 尚 ほ、 二月

- 251 -

事新報 」昭和三年一○月二日

陪審法講座(1)

大阪地方裁判所判事 坂東米八

事を勤めら 東 米 八 れてゐる方で、最近の著書に氏は、教育者として又裁判官 教育者として又裁判官として長い経験を持ち、 刑法、 陪審法読本」 がある。 現に大阪 地方 判 所

審制 度とは 如何なるもの

について、陪審が評議答申するのであります。 陪審制度と申 其の程度は、 しますの 国によって一様ではありませ 専門の 判官の外 んが、 我国に於ては、刑事々件の事実般国民が裁判に携はることであ 実問

我国に陪審制度を採用したる理由

其理由は二つあります。其一は政治上の 理由、 は 司 法上 \mathcal{O} 理由で

三、陪審手続と普通裁判手続

応普通 \mathcal{O} 刑事裁判手続を知る必要があります。 刑事裁判手続きの一部であります から、 陪審手続を理解するため

事新報 昭和三年一〇月二日

陪審に依らぬ共産党事件

百が 施行前に

なるが 産 とされ せらるゝ可能性 産党事件は、 不を唆って 審法施行 てゐる 故に、 てゐ 0 高十 求陪審に附さるべきもので、 あるものは、 前 た共産党事件 な \mathcal{O} -年に該 らず 前月中に決定して了ってゐるから、 ら実施されるが る刑 又被告が は、 東 京地方裁判所の を規定したる、改正 遂に東京地方 公判準備手続若 て陪 被告が 分の 裁判 審に附さるゝや否やに就 治審を請 くは 前 みとなった 所の分を除き、 の治安維 公判 従って共産党事件にして陪審 で起訴 求するや否やは、今日 持法 訳である。 されてゐる犯罪事 0 他は全国尽く公判 適用を受く 声も、 、べき事件 今回 0 に \mathcal{O} 問 共 附 日の

自白 て陪審に附さるものは極めて尠ないと見られてゐる。 した場合に は、 当然陪審に附されないのである か 36, 目下 の処では、 結局右事件に

京控訴 \mathcal{O} ド氏の胸像、陪審員宿舎などを御巡覧、 司法参考記録、 院、 伏見宮、 には、 記録、刑務所製作品、大審院、控訴院の両法廷、陪審法廷、予審廷、ボアソナ東京地方裁判所へ台臨、原法相の御先導、御説明により、大審院会議室に陳列 刑務所製作品、 梨本宮、 一日陪審法実施の日にあたって、 東伏見宮妃、 朝香宮妃、李王各殿下には御揃ひで、大審院、 正午それく一御帰還あそばされた。 控訴院の両法廷、陪審法廷、予審廷、 司法部へ行幸あそばされたが、二日 ボ

各枢 会委員、 なほ、 密 顧問官、 弁護士会長などが、 午後二時よりは、 宮内官、 司法関係の貴衆両院議員、陪審法制定に尽力した旧臨 招待された田中首相以下各閣僚、倉富、平沼枢府正副議長以 司法参考品、 陪審法廷、 陪審員宿舎などを視察し、 時法制審議

廷を御 法相 午後六時からは、 主催 覧の 年六月二十五日窃盗の目的で山梨県中巨摩郡池田村帯金三十郎方に忍び の一大祝賀会が開かれるはずである。なほ、各宮殿下には、控訴院刑 砌、折柄刑事三部宮城裁判長、佐々波検事係、太田弁護士立会ひの下に、審理 東京会館において、これらの人々および部内の高等官を主賓として、 入った、 事三号大法

不定村上義雄 (三十三) に かゝる准強盗殺人未遂事件の裁判を傍聴あそばされ

陪審と国民(一) 法学博士 林 頼三87「大阪毎日」昭和三年一○月三日

昭和 盛んに行は づく、 た。選挙に対する国民の態度や、 し、過ぎたることは取り返しが むるの外はない。 0 選挙費用 遺憾なが 制度は 初頭を飾る画時代的の二大事業であって、後世の歴史にも残る著しき事蹟である。 れたと聞くに至っては、まことに長大息の至りであるとい 5 の法律上の制限などは、殆ど無視せられ、 普通選挙の実績につい 十月一日より実施せらるゝことになった。普通選挙と陪審制度とは、 つかぬ、この次のときに、 政治家の心掛や、運動の仕方などがそれである。 ては、甚だ不満足に思はれることが 立派 さうして相も変らず買収などが な選挙が はねばならぬ。 行は れ 少くなかっ るやうに、 なかん しか

ねばならぬ るやうに である。 へ臨幸遊ばされ 陪審制 それに したいものである。殊に、その実施の機会において、天皇陛下には、親く裁判所度は、全くこれから行はれんとするのであるから、何とかして十分の成績を挙げ こつけても、 た。 まことに畏れ多いことであって、司法部の光栄面目この上もないこと この制度の運用を全うして、 聖旨の万分一に ŧ 1 るやうに 判所

月 この場合に一言して置きたいことは、 一日以後に 公判が開 かれる事件が、 総て陪審にか 陪審法は十月一日から実施されたのであるが、 ゝる のでは な 11 九月三十日までに、

以 後に開 と誤解してゐるものがあるから、 が 0 判日を指定する手続きをした事件は、 定リタ ル事件ニ付テハ本法ヲ適用セズ」との規定があるので、明か て指定せられた期日が、 その期日指定の手続きが、 かからぬのである。 注意をせねばならぬ。 このことは、 たとひその 日以後であって、 九月中に済んでゐても、 指定された日が 陪審法の附則に、 従って公判が十月 十月 なことであ 一日 行

ある。 行ふことになったのであるか。この理由を明か 席して、 採用せらるゝことに 凡そ 殊に国民 は主として陪審制 ふの が 官僚裁判 裁判制度には、二つの種類がある。官僚裁判制度、および陪審制度が る国にお 2 裁判 は、 氏の責任 官吏の外に国民が裁判の手続きに参与する制度をいふのである。 手続に その内 このことをよく 11 制度といふのは、 ては、 の自覚を喚び起こす上において最も大切なことである。 度が行は 容において、 参与することになったのである。 なって、一般国民より選ばれた十二名の陪審員が、裁判所 官僚裁判制 れるに至った由来が 知らなけ 専ら官吏のみで裁判機関を組織する制 西洋の 度のみが行はれ ħ ば、 陪審制度と大に異る所が少くない にすることは、陪審法を運用する上に 陪審法を正しく解することも出 、日本と西洋と全く異ってゐるか て居たのであるが さて然らば、 何ゆゑに このたび陪審 度を なほ又、 \mathcal{O} 陪審制 であ の法 め カコ るが して、 \mathcal{O} らで 日本 お 度を 延に 制度 あ 11 で

州 11 大陸におい ŧ \mathcal{O} が ては、 公正に行は 十七、 れ 八世紀頃は、 な 11 裁判 が 裁 料はい 国王や特権階級 はゆる糾問主義、 0 命 0 ま 秘密主義であっ ۷ に動 い て偏 て、 頗 を

国民 をも 玉 やうなことに 国民が血をもってあが 9 て 11 然るに、 に取 ふやう 人権 って「自由 いではな ては、 司法に参与する権利を与へたのである。 、その べったとい \mathcal{O} わが 保障たらしめたのであった。即ち、 て深 0 それ V) 9 種 0 V の守本尊」などというてゐるのは、斯様な訳合から出て来てゐるのであ 大体同 国のは全くさうではない。 ふのが、 では て、 N .躝せられて、非常な不安固の状態であったがために、陪審 要求がないのみならず、 とら芽が あるが の先覚者が 何等思ひおよんでゐないのに、政府より進んで陪 なひ得たものである。革命をして、力づくで国王からこの した結果とし る 0 欧大陸における陪審の大体の沿革であるのであって、 事情によって、これ (写真は林法学博士) 吹くやうに、 いの その他の を一口にい し胚種は 段々に尽力 て、 陪審制度が認めらるゝに至ったのであ 0 国民よりは、これに対 骨を折っ 既に遠くより地下に蔵せら 政治上の理由と結合 国民の多数は殆ど無関心であって、陪審と 人権自由を擁護するに必要なる機関 勿論、 せられたのであって、 にならったのである。 訳な 陪審制度が今日布か 玉 いであって、 建国以 思想が して して、さまでの要求 その フランス 由 てゐた 審制度を布 努力 れるやうに 制 の大革命が 由来 ので、 度を採 は容易なら 権利 大陸 陪審 自 えも も なる いふ があ る。 制度 を、 に て、 て、 お

88

鉄相、 中首 まづ刑事参考記録から見初める。 中橋商相、 二日午後二時、 倉富枢府議長以下各顧問 招かれ て裁 判所 官 見学にやって来た。 鎌田榮吉氏、その他の名士とつ 望月内 相、 三土蔵 れ <u>\\ \</u> 0

ウ」といっ ところが、 近藤勇の て、 小川鉄相が被告になってをる日 小川鉄相をふり返る。鉄相「無罪だからいゝぢゃないか」 伊藤俊輔の署名など、 比谷焼打事件の判決書を見て、 興味をひ いたらしく「珍しいもんぢゃ と負けぬ気、 「これは面白 ノウ…」。 1

ぢゃ 単なもんぢゃノウ…万事はそれでよいんぢゃノウ」と哄笑。 うするのぢゃ」、 つぎは、 感じで行くんぢゃノウ」、 陪審法廷。 法相「裁判長や検事や弁護士のいふことを聞いて判断する」、首相「それ 首相俄学問の気か原法相をつかまへて質問連発、 法相「さうしてイエスかノーか答申すればよい」、首相「簡 首相「陪審員はど

「缶詰かアハハハ……面白いノウ」。 9 いで、陪審員宿舎に入る。新聞で陪審員がこゝに缶詰にされることを読んでると見え、

うも判事や検事は気持ちのよいもんぢゃないノウ」。 検事の調室から予審の調室へと進む、 「ここへ来るとモウ動きがとれぬぢゃらうノウ、 تلح

は 控室、 「被告と原告との弁護士は喧嘩をせぬ かし、 こんな工合で人気を呼

び、首相自身も大満悦で、三時半退出。

陪審模擬裁判 昭和三年一○月三日

Þ 庭 大阪市難波桜川 陪審制度普及宣伝のため、 、教化委員会では、 森下弁護士を裁判長とし模擬裁判を開く。 難波第七青年団の後援で、 三日午後六時 桜 Ш

重ねべく光栄に輝く東京裁判所断柄開廷中の公判を宮殿下打揃はせられて、親しく傍聴遊ばさる「時事新報」昭和三年一〇月三日

90

控訴 治維 宮、 明を聴召されてから、 先づ検事総長室に入らせら 新 李王殿下、東伏見 月 を御巡覧に相成 以 来 天皇陛下 应 日 0 重 三要判決 Щ · の 行 . 梨県笹子トンネル 成ったが、L 以書及び事が 常大妃、 原法 幸に輝い ň, 1相の 件記録 牧野 た裁 折柄控訴院大法廷では、 御先導にて、 朝香宮妃殿下の五宮殿下の台臨を仰 鬼金三十郎方に押 大審院長、 判所は、二日午前 を、 原法 大審院大法 相の説明にて御 小山検事総長より、 ,し入 宮城裁判長、 廷館内 0 た、 梨本大将宮殿下を始 _ 0 巡の後 強盗殺 参考室に成ら いだ。 司法事務 々波検事係 人未遂事件 大審院 五殿下には、一 らせら 大法廷、 りで、 れ、明 つき説 入村 伏見

る検事 0 上義雄(三+五)の控訴裁判が開廷中で、 局に成らせられ、 牧野大審院長、 階下の陪審法廷と陪審員宿舎、 小山検事総長以下諸員奉送裡に、 検事調室と地方裁判所予審廷を御覧の後、同十 証拠品を広げて訊問を進めて居る 続いて昨今東京市疑獄事件 御帰還相成った。 0 一時四十五分、 の検挙に努め (東京電話) を、 御傍聴 て居

事新報」昭和三年 一〇月三日

陪審法講座 (2)

大阪地方裁判 所 坂東米八

審に付 すべき事件

であります。 は禁錮に該る事件」 法定陪審事件と請求陪審事件との二つがあります。 であって、 後者は 「長期三年を超える有期の懲役又は禁錮 前者は 「死刑又は無期の懲役、 に該る事件」

- 259 -

陪審員の資格

陪審員たるには、 次 0 2 \mathcal{O} 要件を備 へて居ら ね なり ませ

- 帝国臣民たる男子にて三十歳以上たること
- 引続き二年以上同一市町 村内に居住すること
- 引続き二年以上直接国税三円上を納むること
- 読み書きを為し得ること

 \sim て居ても 或特 别 \mathcal{O} 者 は、 陪審員たることを得ない と云ふ規定があ ŋ

審員 は 陪審員候補者中 か ら抽籤によっ て定まるも \mathcal{O} であ 0 て、 選挙 で は あ ŋ ま せ

公判準備手続

は最少の 事件 回数の公判によって、 公判前に必ず公判準備手続きがあります。 事件の取調を終結せんがためであります。 之には、 なるべ 口 \mathcal{O} 又

92 「大阪毎日」 昭和三年一〇月 四日

陪審と国民 $\stackrel{\frown}{=}$ 法学博士

点よ 要が てゐ 結果として、 0 は正し た か ら、これ あるとか、 世の \mathcal{O} り見ても結構のことではあるが、 る t では のである。 中 る 11 ない には ŧ 国体および建国の精 を防がうといふやうな理由からではな 人権も一層安固となり、 のである、実に公平なも 色 いふやうな理由から 従って、 もつ Þ \mathcal{O} 方面に、 が 人権擁 $\overline{\mathcal{O}}$ 不正 神に由来する 判は最も公平に ょ 護 いってその ではない 不当の のた 本的 これ 自由 のであるといふことについて、 めに必 を唯一の目標として、陪審制度を布 t \mathcal{O} のであ のであ 意義があるのである。 一層保障せらるゝ結果には 王となり、 要であるとか、 あ る。 11 る。また、今までの裁 0 のである。 西洋の国家の歴史を見 権力によ 又は自 勿論、 \ 信用 即ち、 って 由 国民 ならう 陪審制 0 は置 人民を治め その 判に 保障 は 淵源は 度を布 このため 間 くことに から、そ 分に信用 が 違ひ いた É が な \mathcal{O} 多 必

国王 るやうになったので て、 \mathcal{O} 国民の参与によってこれを行ふことにするに付ては、 国王をして余儀なくせしめるの外はない。 人民といふものは、国王の力に負けて服従した関係にあるの きである裁判のことに付て、 これを国王またはその官吏の独断 そこで、 革命によってその 国民は勢ひ力を以て国王に であ 育行に 事が 行 0 任 は せ n

はなく、 大和民族の世界に誇るべき特色とする所なのである。 され、ひたすら国民のためによかれかしとのみ叡慮を垂れさせ給ひ、国民は君主のために、 実にわが国君臣の間柄をいひあらはしたものである。即ち、君主は民を本として政治をな 勿論、天皇はすべての権力を有してをられるけれども、 臣下となったのではないのである。これは、歴史上明らかなることで、 ではな 然るに、 意忠誠を挙げて、国のため君のため、身命を賭して御奉公申し上げるといふの 国は恰も一家の大なるものゝ如きものであるのであって、日本国民は天皇に 徳を以 わが て治められたのであって、義は君臣にして、 国は全さうではな の皇室は、われ V く 国民の総祖先であらせらるゝのである。 。わが国の天皇は、力によってその位に即か 権力を以て国民を治められ 情は父子の如しとい 敢て喋々 征服 を待たぬ。 か Š たので 派されて のが、 ち、 わた

て国民 力 布 であるのである。この事は、 如き次第であって、天皇が国を治め給ふに当たっては、これを国民に謀 の時の御詔勅にも、よくその意味が表れてゐる。 . 臣民 は、 (祖先 忠実にこれを翼賛し奉るといふのが、抑々建国の時からの、 ノ協力輔翼ニ依リ我カ帝国ヲ肇造シ以テ無窮ニ垂レタリ云々朕我 御歴代の御詔勅や御製を拝してもよく分るのであっ 謹んで拝読するに、「惟フニ我カ わが国の り給 S 力臣 て、 伝統

国務を遂行し給ふといふ、 民 衷協同シ益々我カ帝国ノ光栄ヲ中外ニ宣揚シ云々」とある。 チ祖 !宗ノ忠良ナル臣民ノ子孫ナルヲ回想シ其ノ朕カ意ヲ奉体シ朕カ事ヲ奨順 わが建国以来の御主意が明かに表明されてゐるのである。 即ち国民の協力翼賛に シ ょ ŋ

地方自治制 ってゐるの て、 認められることになったのである。このことは、 したるとは、全然趣を異にする事情の下に、国民は国務に参与することになったの この主旨であったのである。 君民力 様な次第であって、 立法に付ては、すでにとくに議会の設けがあって国民これに参与し、行政に付 ではない。 布かれ、 をあはせ、挙国一致国務に当たるといふ貴き精神が発露して、こゝに陪審制 であるが、 枢府における陪審法案審議の際において、 議会の予算審議権認められ、国民は早くよりこれに関与することに 今また司法についても国民がこれに参与することになったのであ わが国においては、 外国において、惨憺たる革命の結 決してわが輩一個の私見としてこれ 穂積陳重博士が力説され 果によ ては り獲 で を あ 度 0 な

陪審と国民(三) 法学博士 林 頼三部3「大阪毎日」昭和三年一〇月五日

那 あ るが ーは 辺にあるかといへば、凡そ裁判の内容は、事実の認定と法律の適用との二つになるので 陪審制度であって、その二は参審制度である。 官にあらざる常人をして、 陪審制度においては、 陪審員は事実の認定をなし、 裁判事務に参与せ しむる制度には、 陪審制度と参審制度との異なる点 裁判官は法律の適用をすると ニつの がある。 は

権を有 洋 ば のである。 \mathcal{O} 従って、 ならぬ やうに、 ち、 陪審と同様 12 で わが 処すると 裁判官はたとへその決定を不当であると認めても、 \mathcal{O} \mathcal{O} で 対 0 の陪審法では、この点が非常に西洋 である。 あ 併又裁判官は、 陪審制度においては、 であるが、こゝに一つ西洋の陪審と異なった、 ては全く権限を持たぬのである。従って、 かいふが如きことは、 いって、 裁判をすることは から では、 その意思に反する裁 判を言渡すけれども、 陪審員は事実認定とい 公判手続きを仕直 しかして、 ド 陪審員は れた陪審員は、事実の認定に関して権限を有す イツその 陪審員の評 裁判官が 犯罪事実の有無につい 々 陪審員は 別 全く陪審員の権限外なのである。 はゆる陪審制度であって、 他一、二国にお な 判 議が すの をせ 11 しその 権限を与 \mathcal{O} しかして、 ねば であ 陪審員 であ 不当であるからというて、 犯罪事実の有無に付てはこれを決定するの ち参審員とが この陪審制 ならぬといふ 0 判断を不当なりと認 裁判権の一部を行ふことに て、 の報告したる判断 いて採用 へら て評 西洋 度と異なってゐるのであ 法律適用 0 て これに基い 議をして、その結果を裁 わが邦独特 やうなことは てゐ 陪審員 如 Þ < の結果とし その点 むれば、 度 を相当なりと認 0 判官が では その て裁 \mathcal{O} á 事柄 なる 判を言渡 て 止 な があ まっ 更に る。 る。 対 \mathcal{O} 大体 \mathcal{O} であ に 新 て、 で で 3 西 JP. 判 な

で て専門的なる裁 あっ と一致するまで 世界に類例 一にも間違はないというて宜 判官の判断とが合致した所によって、裁判が下るのであるから、そ である。 のない 公判手続きを幾度でも仕 即ち、素人にして常 所である。 L 11 \mathcal{O} 識を主とする陪審員 直 である。こ \mathcal{O} 点 は した ときに 全く 0 意見 わ ٤ が 判 律家 \mathcal{O} \mathcal{O}

ると Ł 来る 0 判 0 分その例が 0) 権は法律に のである。 をすることがあ 時としては感情に制せられて不当の 定権を与 如き独特 ぶ点にあ が 起こるから、 くこと った あって、 定めた資格のある裁判官が 0 が のである。 裁判官が之に従は 度をたてた理由 いっても、 出 [来る 非難されてゐるの 之を避け \mathcal{O} であ 裁判 右様 は、 の次第で、わが邦の陪審制度では 官はこれを通さぬことになるから、 ねばならぬこと。その二は ねば 大体二つである。 ?行ふ であるから、 評議をするおそれ ならぬものとすると、 判 0 といふことになっ 結 果は その まことに安心 その 轍を踏 が な 陪審員 てゐ 11 まぬ とは っであ に 仮に陪 やうに (は全く 西洋に かが 抵触するも 11 ると 5 へな 0 1審員が 陪審員 素人 せ 11 存する陪 い S ことが 八である ば $\overline{\mathcal{O}}$ で なら 洋 E で あ 0 で

で かうい 8 が新に この が ふことを心 0 な \mathcal{O} 他 1 ŧ 0 の陪審員を呼び出って配する人がある。 \mathcal{O} 西洋 度では E \mathcal{O} な 陪審の思想から って 折角陪· 洋 して、 \mathcal{O} 審制 審制 ち、 手続を仕直すことに、陪審員の意見が裁 V へば、 度をしい 度のやうに、 まことに た甲斐が 事実認定 尤 な な 判 であ 0 官の 11 ては では \mathcal{O} 意見に反 る な 陪審員 1 か す る \mathcal{O}

きを 来た 合で は 仕 は の民 以が奪ふ で な 直 り得る。 いかといふ論も ても、 る 8 に出 陪審員の意見と裁判官の 陪審員のみに権は出来たのとは異な あ るが 威 ※を持 Ď, V) り机上の論とすれば、おうではずともすとも宜しいの国民と共に司法権を国民と共に司法権を 作を運用 لح こきには、 である。 幾度仕 しようとふう主旨 直 又或は、 結末が ても つかず不都と、幾度手続 致し

陪審と国民(四) 法学博士 林 頼三郎、「大阪毎日」昭和三年一〇月六日

考 とが とか Ď である。これと反対に、陪審員が無罪の意見であるから、裁判官が有罪の意見なるに、 きことは、 審員は有罪の意見なるも、裁 しな 結果により、必ずや意見の 不純 れが却て相当であると思ふ。 っても、一度手続を仕直せば、 人 いことがありとすれば、左様の場合には、 の証 のことのな しをすることにすれば 絶無であると考へてよからうと思ふ。仮に、 言等 6 をき 限 ŋ て 判 おほ 官も 判官が無罪 一致を見るのであって、二度手続きを仕直すなどとい 断す 陪審員と裁判官との間に、 るのであ 西洋 むね意見は 新陪審員の新らし 0 陪審の弊を受継ぐことにな の意見なる場合に、 るから、感情に偏するとか情実に 一致するであらう。万一意見が じ法廷に列席 裁判の言渡しが出来ずに終るの い評議により、 万万一、幾度仕直し 有罪と無罪 有罪の言渡しをする して、 って、 若く との じやうに被告 意見 ても 裁判 とら 一致せぬこ が である 意見が た \mathcal{O} 異 官 b, ふが は 乱 る

台である。

けては、 員諸 るときに 邦に 陪審員 差 て裁 法律 とい 1 0 ては の精神に副はぬことになる。 ふやうに、 す であ Ź ||君」と呼 のでは \mathcal{O} 0 時にもし呼び掛ける言葉を用ふるならば、「裁判 て 両者に対する言葉を使はねばならぬ。 な び 両者が共に のである。それ 掛けるのが常であって、それが相当であるのであ 判断をするのである。西洋 陪審員の判 ゆゑに西洋では、検事や弁護士が弁論 単に、 のやうに、 陪審員諸君と 官諸公および した るが 呼 \mathcal{U} 掛 わ す

であ 0 ては て、 陪審制度を採用しても、これを適用すべき範 るけ 件だけ 民事々件 起訴 れども 0 公判は、 が国の である。 するかどうかとい てのみであって、起訴するかどうかは検事がこれを決するのである。 :も陪審に は る V ・犯罪は その 陪審制度は、 欧州大陸の諸国では、 又英米では、 すべて陪審にかけるのでは 陪審にはかゝらぬのである。 かけるけれども、 たる罪で、 ふことについ 法定陪審事件というて法律上当然陪審にかゝる事 欧州大陸諸国と同様であって、必ことについては陪審にかけない ふやうな事件 刑事々件を起訴するかどうかを決 たとへば殺人罪とか放火罪とか 刑 州大陸 事 サ々件の である。 ない。 囲は国によ の諸国にお 詳しくいへば、 公判につい 陪審にかけるのは、 その二は ない 0 て違ひ ては、 陪審にかけるの てのみ陪審にか のである。これ するについ 陪審にかゝる事件 通貨偽造罪とか 陪審にか 比較的重いである。なほ 英米に は刑 ける 等 け て、 る であ 0 陪審に 事 点 \mathcal{O} \mathcal{O} であ 中件 犯罪 又 に 2 刑

陪審事件となり得るものであるが、 陪審事件とならぬから、 り、 が請求をすれ 陪審を請求することが出来るのであって、 ば陪審に 十年であって、 絶対に陪審にはかゝらぬことになるのである。 ける事件 これ等の いはゆる長期が三年を超ゆるものであるから、 である。それ 傷害罪 犯罪でも、 検事が区裁判所に起訴し とか窃盗罪とか詐 検事が の長期が三年を超ゆる罪 地方裁判 所に起訴したとき とか た場合は、 請求 とか

審事件 雑重大なものであるかによって決するのであるから、 所に 白せねば陪審にかゝることになるのである。 ゝる事件は、 ~。 尤も、 その見分けは検事において十分に慎重にやって貰はねばならぬ。右の如 重いものは陪審にかゝるが、 起訴すると、 如 とはならずというのは、不公平のやうであるが、 < 同種の犯罪で、検事の起訴の如何によって、或は陪審事件 警察官や検事や予審判事に自白をしても、 審事件とあるが、 被告人が事実を争ふ場合であるから、大体面倒な事件であるとい 地方裁判所に起訴するとは、その事件が簡単軽易のものであるか たときは、陪審にはかゝらぬことになるのである。それ故に、 その何れに属する事件であっても、被告人が 軽いものは陪審にかゝらぬとい 要するに同じ種類の 決してさうではない。 公判に附せられた後の手続 ふことになる訳である。 にもなり、 犯罪でも、 検事が 公判 < 、はねば の手続 法定陪 その 陪審 区裁陪 複

陪審模擬裁判 昭和三年一○月六日

11 て 天満聯合有志主催、 講 演後、 模擬裁判 六日午後六時、天満小学校で開催、 「謎の殺人」を行ふ。 (裁判長) 藪下弁護士、(検事) 判事坂東米八氏の陪審法 高村久 之助 に 0

陪審と国民(五) 法学博士 林 頼三智96「大阪毎日」昭和三年一〇月七日

者 今日 する 冷 軍 乱に 静 律に 質 は以 が わ ŧ というて、 重く、その が 関する犯罪である。 関する罪、外患に関する罪、 のであるから、素人がこれに関与するは適当でないからである。 判断をすることが困難であると認めたからである。 邦の実情を見るに、政争の余弊は殆ど全国の津々浦 国民に非常なる衝撃を与へるものであるから、これを陪審にかけても、 た所 が司 関係 ためであって、 でも 刑からいへば法定陪審事件が原則であるが、これには 法上におよぶ危 あるものも相当にあるであ 陪審にかけることの出来ないものがある。 被告人が 第三は、 他国には 険が 審手続 国交に関する罪及び騒擾の罪等である。第二は、 選挙に関する犯罪である。 斯様 な いとい <u>\frac{1}{1}</u> か請求陪審事件かに当たるものでも、例外がある。 即ち、特殊の犯罪は、た らうから、 一法例はない。 せ へないから、 選挙違反 の裁判手続に その第一は、皇室に対する罪、 これ 第二の犯罪は、 々にまでおよび、 を避け 第一の犯罪は、その犯罪 、我が 事件を陪審に 国独特のも て司法 又第三の犯罪 0 軍機、 て裁判を受けた は、たとへその \mathcal{O} のであ けると、 公正 陪審員たる 陪審員は 軍律 陪審不適 を保た 軍機 る。 :に関 は、 党 0

更に上告審において争ふ途もある。 になるかもしれぬと思ふが、し 選ぶべきかに 人の利益に帰するであらうと考へてゐるやうである。従って、 0 陪審手続きにおい て、 審において更に調べ直して貰ふことが出来るのみならず、 素人の心理状態やわが国民性の上から、従来の裁判官専行の裁判よりは、大体 人なり弁護人なりの地位になって見ると、 つい 、ては、 ては、実際の場合において相当考へさせられるであろう。 無経験なる素人が審理に参与して意見を裁判所に提供 かし普通の手続きならば、 陪審手続きを選ぶべきか 第一審の判決に不服ならば、 控訴審の 多く陪審手続きを選ぶこと 判決にも不服なら 世人の多く 普通手続 いするの であ :被告 きを

は ものもあるであらう。 め 一度で確定して了ふのであるから、そこに不安と危険とを感じて、 然るに、 唯単に、 お ては 陪審手続によって判決が言渡されたならば、これに対しては控訴することは 法律違反の点を理由として上告することが出来るだけであって、 陪審費用 殊に、 0 全部または 請求陪審事件においては、 — 部 を負担せねば ならぬ。 有罪の 判決がある場合には 陪審費用とい 寧ろ普通の手続を選 \mathcal{O} 事 実問 陪被 題

あるが れ あ なるのであって、これに陪審員の呼出に要した費用を加えるから今少しその 他の十八人に対する日当を一人当り金二円五十銭として四十五円となり、 当多額に上る て、その内十二人は陪審員として職務を行ひ一泊し、 及止宿料規則 られることもあるか 里平均とし一人五円当りとすれば三十人分で百五十円となり、その合計は三百十五円と ば、十二人の陪審員に対する日当および止宿料は一人当り金十円として百二十円とな 0 を為さんとする者 て 呼出 により、その一部だけ負担を命ぜられることもあるのではあるが、 勿論、この費用の全部が、 その 呼出 に要する費用および陪審員に給与すべき旅費日当および 内六人は病気その他の事故があるものとし三十人出頭するものとする。 のである。 に に 従って、大体その額を計算して見ると、 要する費用は僅かなものであるが、 は 5 予めこのことを考慮の内に 今試みに、九月十八日勅令を以て公布せられた、 その覚悟は必要である。 常に必ずしも被告人の負担となるのではな 入れて置かね 陪審員に給与する旅 従って、 残り十八人は即日帰宅するも 陪審員は三十六 請求陪審事件 ば なら 止 費日当等 旅費は仮に 陪審員旅 は 額 「さ れ が上るので で、 陪審 負担 0 のとす るの 費日 往復 り、 而 で 相

陪審と国民(六) 法学博士 林 頼三97「大阪毎日」昭和三年一○月八日

H 本臣民たる男子にて三十歳以上の者たること (二) 陪審員は、国民から選ばれるものであるが、それには 引続き二年以上同一市町 一定の資格が必要である。 村内に 即ち、 住居

受け する者なること (三) 引続き二年以 禁治産者、 て、それに当たるものは陪審員となる資格はない。 の手紙位が書け ふので、 警察官吏、 る た者などである。第二は、国務大臣、 小学教員、 あるのが、主なる理由であるが、司法官や弁護士を欠格者としたのは、 であるから、これに陪審員たる義務を負はせるのは、その本務に差支へを生ぜし 訳ではない、 その人に欠点があって、陪審員たるに適せない 大体義務教育を終 準禁治産者、 読み書きをなし得るとは、 素人を司法に参与せしむるといふ本来の趣旨に反するからである。 神職、 監獄官吏、 れば、この資格がある訳である。尤も、 の条件が具は これ等の人々は、重要なる職務又は手放し難き公共的の職務を持って 僧侶、諸宗教師、医者、 破産者、 収税官吏、 いった位 四つ れば、 聾者、唖者、盲者又は懲役の刑や六年以上の禁錮の刑 上直接国税三円以上を納むる者なること(四) の程度でよいのである。新聞などが 朝鮮または台湾出身の人でも、その資格 郵便電信電話鉄道等の現業員、 日常の用を達し得る程度に読み書きが出来ることを 司法官、宮内官、陸海軍人、 学生、 それには二種類あって、 からである。第二は、 弁護士、 陪審員の欠格者といふもの ń これを認めぬの 公証人等の 船員、 地方長官、 人々である。 その人に 執達吏、 の読め、 その第一は、 があるの 法律家を陪 市町村 があ 欠点 代書 普通 であ を 0

右に 述べた有資格者を、 その総数は明かでないが、 月一日を現在として、 昨年九月一日の現在で調べて、陪審員資格者名簿が作ら 恐らく三百万人以上であらうと思ふ。而して、 毎年作り直すのである。 さて、 この有資格者中より、 陪審員資 ħ てゐ

である 村の から出ることはない なると、 審員候補者名簿に載せるのであるが、 依るのである。その て、 まり大阪府内の市 審員候補者として、必要なる員数を地方裁判所長が決定して、 する場合には、 しくこの名簿を作るのである。そこで、い 順序に従って、 から、 その選び出す方法は抽籤に依るのである。それ故に、たとへば大阪で行 てなれるものでもないのである。 地方裁 陪審員には土地 町村長はその通知を受けた員数の陪審員候補者を選ぶのであるが からも陪審員が出ることになるのである。唯、大阪地方裁判所で陪 大阪の人が陪審員となるといふ訳ではない。 判所長は卅六人の陪審員を選ぶのであるが、 大阪地方裁判所の管轄内の市町村から出るの 抽選は、陪審員有資格者三人以上の立会で、市町村長が 町村から陪審員が出ることになるのである。 のである。而して、大阪地方裁判所の管轄は、 各市町 の有力者とか、 の陪審員候補者名簿から順次一人又は数人を選び この名簿は翌年一年間効力があるのであ 抽籤の結果、陪審員候補者が定まれば、これ 口き」とかがなるといふ訳ではない よく陪審事件につい 大阪市からも陪審員 それは予め定めて置 であって、 大阪府全部であ て公判が開 行ふの 管轄外の 審事件 が出 はれ 又本人 出 0 かれる事に て、 であ す は る V のであ た 市 市 れ た カュ :を裁 ば、 犯罪 を陪 より 毎年 る。 町

我国今日の実情では、 \mathcal{O} 原案に たのであって、 抽籤によるので、 陪審員候補者を選ぶ 陪審員候補者は市町村長が有資格者中から適当の者 市町村長は政党政派に関係のあるもの 正しく詮衡が出来るものならば、 何も彼も抽籤づくめであるのが、日本の のも、 抽籤により陪審員候補者中から三十 その方法がよろしい が多い 陪審法 \mathcal{O} であるか を詮 六 \mathcal{O} 特 0 衡 色で する で

その 司 はれば、 る虞がない 法 する欠点はあっても、寧ろ抽籤の方法によるのを適当と認めたのである。蓋し、 の生命 詮衡に政治的臭味が 誰が選ばれるかは神の外に知る由もないので、 である公平無私といふことに暗影を投ずることになるから、 からである。 公正を欠く虞がないとい 、へない 不公平とか偏頗とかい 、もしそんなことがある の素質 抽籤に が低

陪審と国民(七) 法学博士 林 頼三郎98「大阪毎日」昭和三年一〇月九日

て 同 \mathcal{O} 陪審員が 時に国民の至重の義務である所の司法参与の職務を行ふためであるから、 公判の日に時刻に遅れぬやうに裁判所に出頭せねばならぬ。 出 0 されることになる。呼出しを受けた陪審員は、国民 . て 公 判が 開 れることになると、右に述べた手続きによ の栄誉ある権利で、 2 **める権利で、又って、三十六人** 何 事を差措

教員等 \mathcal{O} カュ であって、 の議員は、 然しながら、 Eがあれ は、 相当の理由な ば、 陪審員たることを辞することが出来る。又、帝国議会とか府県会とか町 かやうの場合には、 議会の開会中であるならば、これまた陪審員たることを辞することが出来る 出頭の義務が免除せられる。また、六十歳以上の老人とか現職病気であるとか、父母の祭日であるとか、その他実際上やむこ 病気であるとか、父母の祭日であるとか、 < して出頭しない時には、 書面にそのことを詳しく書いて届出でをせねばなら 五百円以下の罰金に処せら 上やむことを得ざる れることに \mathcal{O} 官吏公吏 村 会と

ために十二名の外に一、二名の陪審員を定めるあるが、事件が複雑してをって、公判の取調べ 名の陪審員を基本陪審員といふのである。 べるのである。弁護人も、被告人に代ってこれを述べることが出来る。さうして、 た陪審員の氏名票を抽籤函に入れて、然る後これを一票づゝ抽籤函 認された陪審員が、 陪審員 が裁判所に揃 さうすると、検事と被告人とで、その陪審員を承認するか忌避するかを 裁判所 ぶと、忌避の手続といふことが行 公判の取調べが一日で終へない見込のときには、 へ残ることになるのである。その員数は、通常十二名で ので、 これを補充陪審員といひ、 はれる。 「から抽 ち、 して 判長 前の 予備の + 双方 4

故に、忌避されたとて、敢て不名誉といふ訳ではないている。従って、忌避する者の心の中に存する理由の検事、被告人、弁護人等が陪審員を忌避するについ 陪審員全員を忌避することは許さない。基本陪審員および補充陪審員の数を差引 審員および補充陪審員の数だけは、どうしても残して置かねば、陪審手続きが行 陪審員は、これに関与せしめないことを適当と認めたからである。しかしながら、 残り 満なからしむることを、 はず忌避することを許した法律の精神 の員数に対してだけ忌避が出来る訳である。 その主旨の一つとしてゐるのであるから、 は、 陪審制度は被告人をして裁判に悦 如何は、 のである。斯 7 は、 一切理由 »。斯の如く、理由の如豪も問はぬのである。 被告人等 はぬ 理由の如何を 服せしめ、 ことになっ の欲しない へぬから、 11 基本陪 それ

 \mathcal{O} 陪審員が が 席があ 終ると、 法廷の陪審席に着くのであるが、 基本陪 審員たる十二名および補 弁護士の席がある。 被告人席 陪審法廷は中央に裁 充陪審員が定められた場合に は 弁護 人 席 判官 \mathcal{O} 前 0 席があ 所 に定め ŋ, はそ

そして、 誓の手続きが終ると、 る。 に権威あらしめ司法権を重からしむることは、即ち公益のために最も必要であるから 人公である、 る 判事より低い 裁判官は、 は率先して起立 のであ であるが、 陪審員は、良心に従ひ公平誠実にその職務を行ふことを誓はねばなら 先づ陪審員に対して、 これに 満廷の人に対し答礼的態度を適当に示したる上、徐ろに着席するであらう。 この場合には、検事をはじめ法廷に在 裁 判 といふやうな訳からではない。検事は、 いよく 官は、 敬意を表するは、 満廷の人を率ゆる態度を採るであらう。 天皇の名に於て司法権を行ふ重大なる役目であ 公判が開始せられ、本舞台に入るのである。 陪審員の心得べき事柄を諭告して、陪審員に対 被告人等が着席すると、 司法権を尊重するに外ならぬ、 るす 公益の代表者であ べての が これは、決 人が それ故に検事 起立 0 0 て検事 ゆ。 て、 て、 して宣誓を て、 で 判 \mathcal{O} は 官 あ 官 地 恐 \mathcal{O}

さて、 の氏名、 、はこれをはっきり頭へ入れて置かねばならぬ。この陳述が済むと、 0 して、その弁解する所を聴き、それから多数の証人や証拠物などを調べるのである。 いよく〜公判手続きが初まるのであるが、その順序は、先づ裁判長が した事実の大要を述べるのであって、公判の取調べの基礎となるのであるか名、年齢、職業、住所等を問ひ、次に検事が被告事件の陳述をする。これは B 人 \mathcal{O} 取調 べなどは、 通常は裁判長がするのであるが 都合に 裁判 型の ょ 官が被告人 0 如 て 5 は

席判事が裁判長に代ってすることもある。

その書面 て、 決するのである。 ふことをする。「説示」といふのは、その事件につい を犯 が終ると、 陪審員の判断せねばならぬ事柄を、 それ 6 した事実があるの を問書といふのである。 し、問書に に 就ての証 検事と弁護人との弁論があり、 書かれてある事実の有無を判断するのであって、 拠の関係を、素人に判かり易いやうに説明をするので 又罪を犯した事実は そこで、 簡単に書面に書い 一旦法廷は閉ぢら その ない 弁論が済 て陪審員が ので冤罪で訴 れ、 て陪審員に ŧ 陪審員は 判 断をしなけ \sim 渡す 判長が 即ち果して被告人 れ てゐる 室に退 ある。さう であるが、 ならぬ 0 11 7

陪審と国民(八) 法学博士 林 頼三郎99「大阪毎日」昭和三年一〇月一〇日

ては を紊り、 ことが をあ 判 人 を誤 \mathcal{O} らしめ らぬ いって、 身上 あ 0 いっては 良民が害を受けることになるのであるから、 ては 立からい気判は、 万 V か ならぬ。これ 一冤罪で刑に服する者があ へば して、 被告人に取 一の中に 陪審員 悪 人がは により と同時に、 っても、 は て運命 被告 び こることになって 国家社会に取 罪を犯 人が果し っては一大事であるから が定まるというても宜 した者に対 て罪 0 人であるか ても、 を遁 して、 国家 ħ 0 に重大は 安寧を害し、 L 否かを見分 むるやうのことが V の断 位 裁 ľ 事柄 \mathcal{O} てか 判をする ŧ け \mathcal{O} である。 やうの 社会 で、 ねば やうな な 0 こと あ 秩 し裁 0 序

のであって、実に重大にして困難なる任務を負ふものである。

証 6 であ も予断が 人等を訊問することが出来るのである。 なら ったり不十分であって、 廷 あ やう ぬ ってはならぬのである。 ことがあ て めよ 、これを聴くについ 仮りに、 犯 0 り終りまで、 ても、これを判断の 不審の点があるならば、 た事実があるか 公判廷外で、たとへば新 しかして、 一言も聴きもらさぬやうに熱 ては、 どうかを見分けるの 全く白紙 として 被告人の 裁 判長 \mathcal{O} 聞 は 陳述や証 速度で臨ま なら 記事 0 を見 可 を受け 心 \mathcal{O} 人の ね にこれ であ たり、人の談 ばならぬ、 証 て、 言が、 をきい で取 それ 被告 調 不分 ゆゑ を聞 べた 少し てを

 \mathcal{O} 5 てか ても、 れ 抵触することもあらう、 証 陪審手続きでは、直接審理主義というて、 人が法廷 を公判に呼び出して、陪審員の面前で更に取調べをするのであるか くは 記憶違ひなどで間違ったことをい な は相当長時間を要することになるから、 へ出ることになるであろう。 いて、その真偽を見分けねばならぬのであるが、 であらう。 しか 或は偽りをいふ者もないとは して、その陳述する所が、 ふものは随分あらうと思はれる。 事件によっては、 たとひ検事や予審判事が 雑念を去り精神を統一し、 1 へぬ、 随分混雑することもあらうし、 十数人の証 又故らに虚言をしな 人 は多数であり、 日 5 調べ 人が出ることもめ 先づ十人 た証 陪審員は、能 注意を集中 一人でも、 前 11 に 0 後

って評議 は議をするために評議室に入ると、まづ陪審長を互選する。 を進め るの であ るが、 各陪審員 は !必ず自己の意見を述べ!審長を互選する。しか! ね ï て、 ば なら 陪審長

員 なる行為をした 告するのであるが、 は関係 とか が なる て、 は 何年 陪審員が けることは出来ない。 死 · 文 は 刑 審員の意見が に か、 何月の懲役に処すべきものであるか、といふやうなことについ すべきものであるか、 評議すべき事柄は の決 その な に、 \mathcal{O} 報告を法律 をするのであ 一致すれ かとい それは、全く裁判官において決すべき事柄である。 をせ なば結構 ふことだけを評議するのであって、情状が軽い の意見と無罪の意見と半々 犯罪構成事実の有無だけである。 語では、 懲役にすべきものであるか、又懲役にすべきも ば って、 ならぬ。 であるが、 陪審の答申とい しかし の意見がそれ て、その決議 なるとき、 以下 のである。我が 0 即ち、被告 の主旨を 即ち六 ては、 と 人が 0 づ 長 カコ 陪審 審 に \mathcal{O} に لح 重 لح 法 報 意

よら 証 場にお 人 被告人が罪となる行為をしたかしないか、といふことをきめるについては、必ず証 0 な それ け 証 ならぬ。 拠 れ ればならぬ、 や証 からその信頼 概 拠書類等について、先づその信用し得べきものであるかどうか この は せ <u>.</u>を捉 0 情実 勝 決して妄想臆断を許さぬのである。 ĺ なけ 態度 や利害を超越 するについては、心を曇りなき鏡のやう得べきものと認めた証拠を土台として、 をする れば にだまされて、 ならぬ。 \bar{O} であ 又好き嫌ひ 心を曇りなき鏡のやうにして全く公平 る。 何なる悪人でも、 覚えなくして、 同情 の情や、 それゆゑに、 口 が し過ぎては 達者 法廷に 恐れを抱くやうな考 道理に適し な 派を受け 公判で 5 な 立 かな って るとい の見分 た判 か 調 調 がべを 巧に 又ごまか べら 無私 断 へを を 言 受 け 拠 け L を た 71 \mathcal{O}

かの ずに、全く白紙 11 えぬ からというて、 の態度で臨まねばならぬ。 被告人をはじめから悪人視し 一概に排斥 するやうのことが て あ 0 \leq って て は は な な 5 め 5

保 ある。 毒 同様であって、 らう。 る で きことであっ のに、 は ある。 判 情があ 全く 証拠が は 気の毒の事情 拠に拘るべきも 素人の常識 Þ 勝手 なく 罪を断するには、証 十分ない 場合によっ 0 陪審裁 ても に無罪にされ なってしまふのであって、これ程危険 て、 によ が 陪審員の考ふべきことではない ?あれば、 罪を犯した証拠 のに、被告人 判はたゞ常識によって、 \mathcal{O} ではない ては執行猶予の宣告をするであらう。 0 0 て裁判するのであるから、陪審員 れては、一 は、 裁判官は法律 拠に依らねばならぬことは、 . と考 悪人横行 の容貌や態度から、 専門家が証 があるならば、 へてをる者があるやうであるが い定め して世 証拠 拠によって事実を認定す た範囲内に \mathcal{O} の中が乱 めのことは 取捨 陪審員は 直 覚的 判断をすると \mathcal{O} 従来の裁 おい 直覚 な ることになる。 に罪人にされ 罪を犯したと決 11 て、 で判 また、 軽い 11 る で ふだ ħ す 7 元に処する は、 拠 け 何に が せ \mathcal{O} 宜る 十分で ことで ね 人権 ば 気 で V な \mathcal{O} 0 ŧ) 誤

陪審法の由来 検事総長 小山松吉100「時事新報」昭和三年一〇月一〇日

我 国民 は 裁判所を恐れ て居った、 これ に近づ かざるを誇り 0

に異 玉 民が 11 \mathcal{O} 々 従来の裁 って居るのである 国民の信頼を増加したいといふのであって、その採用の理由に於て、 司法事務にも参与せしむる必要がある、 ふのではな 心であ E \mathcal{O} る。 逸、 判 V が それ に 加 のであって、 民権を擁護しな に 牙 は べ、そのはらねば も拘らず、 を執 った ならぬ 他既に止 n 現今の我国 であ ない、或は甚だ不満足であるから、陪審法を施我国は何故にこれを採用したかと申しますと、 その責任を分たねばならなくなったのである。 めた国もあり、 而 文化の発達状態に於ては、 もこの陪審制度は、 之によって従来信用の 事裁判 英国の真似は他国 に参与することに 欧羅巴に った司法事務 政治に参与すると同 一では出 於ては非常に 諸外国と 施行 来な そ り、 を は れ V L よう は 大 て と 我 11

た 月廿一日満一箇年かゝって、終に陪審法はなる主査委員会を開くこと二十一回、十名 んのであ したもの であ 陪審法は、 うるが る。 我国 が "、今日 その一々 綱領三十八箇条を作り、 臨時法制審議会に 査 民事にも採用 0 を認 相談 の事項を簡単に申上 陪審法である。 ば 8 するのであるが、 がするかとい とい 附議 一回、十名から成る幹事会を開 ことになりました。第二は、 世られ ふことで認 これ 此主査委員会に於ては、 まし ふことであるが、英国辺では民事に ぐれば、 によって司 我国に施行す 我国では、これ て、 な か 日 大正八年七月廿五 った。 本の陪審法の骨子が大体 法省の法案起草委員会が べきものであ は検事に委せる、 起訴 実に猛烈な討論 くこと十三回、 陪審 るといふことを決 日 参審制度、 以 来、 即 いち検事 しも採用 -解るか 起草 検事 を戦 大正 十三名 九 が が は と思 た 年 公 L 起 判 て た L 8 六

であ な る。 法 せ ふやうな事件 る 被告の方から見れ て行ふに過ぎない の手続は、 ういふ主旨で、 事実の いる たゞ、 求陪審なら請 のは、 認定権 この点危険 陪審の 陪審員を選ぶ方法でありますが、 何等変更を加へられ 普通の裁 など、 陪審法 は、 成する。 評決を経て決するといふ形式になって居って、 のでありまし 陪審に が伴ふ 裁判官にあって、外国のやうに陪審員が認定権を有 陪審に附 0 判だと控訴又は上訴 施行 のであ 不利益だと思 かけると必ず不利益に決って居るのである。 て居ら て、 して貰った方が利益だと思へば、 めって、 この点 事訴 ぬ。刑事訴 へば、 殊に新聞などに出た評判のよくな が出来るが、陪審に 外国とは丸で違ふ任意主義を採 外国では市 $\overline{\mathcal{O}}$ 辞退若くは 一大変革ではあ 訟 0 中に、 町 村長が 請求 陪審とい しな ごるが 選ぶとい ~ け この点 法定陪審 た、この た事件 . ふ別 \geq 外国と違ふ £ う一つの て居る なら V \mathcal{O} った な手 は 一遍通 何 利益、 8 続きを 人 \mathcal{O} 殺 で で 特 L ŋ 不 あ

が て、 も無理もない 多数になったのである。 V 7 な W か、 いかとい を採らうと ので、 僅か 長 ふと外国辺では、 は自分の意見通りの仕事が出来ない所が沢 な日当で時には裁判所に缶詰にされるといふやうなことで、 いろいろ討論の結果十二人となったのである。 三十六人呼出して十二人選ぶといふことは異論もあ 陪審員になるのを嫌がって種種なことをやる、 たのであるが、 山ある。 の関係が妙な所にまで入 そこで、 の抽 は た忙 籤説 りま る

の如くにして、法制審議会に於て慎重に審議の結果、 国もあるのを知りつゝ、 採用したのであります。 外国に於て弊害もあ り、 既 に

陪審と国民(九) 法学博士 林 頼三101「大阪毎日」昭和三年一〇月一一日

を漏ら に附 は出 所 宝来ない 模様は、 せら を述べねば 放に、 せば、 人は全然判らぬことになってゐる。 千円以下の罰 の意見を無遠慮に述べさせるためなのである。 たとへ親兄弟 全然秘密に附すべきも 陪審員が なら が 有罪 め $\hat{\mathcal{O}}$ 評議をするに 意見であったとか、 評 金に処せられることになる。 や妻子に 議室には、 ので、 0 でも、これ 陪審員の いては、 これ 陪審員自身と雖も、 は、 外何 が無罪の意見であ を漏らすことは 正しき且 全く陪審員をして、 人も出入りを許され かやうの つ強き心をも これ 出来ぬのである。 次第 ったとかいふ を何 で、 って、 何等 ない 人にも漏らすこと 評議 \mathcal{O} は絶対 己の 介意するこ やうなこと して、 これ 秘 密

はは

て

来ない。 ぬことになる。 なことも起る。 であるから、 宿舎にお 審員は裁判所構内にある陪審員宿舎に宿泊することになるのであって、帰宅することは出 ゝることは恐らくは稀であらうと思はれる。兎に角、 としては、 尤も、 であるから、陪審員は陪審席に着いてから、評議を終って答申をするまでは、 疑惑をかけることになる。それゆゑに、 頼まれたり、入れ知恵をされたりする虞がある、又場合に依っては、脅迫されるやう には、一日に取調べが終らぬから、翌日に引続い は人に依っては、 は一日に終るやうに努めるの それゆゑに、陪審員として呼び出しを受けた者は、泊る覚悟で家を出ねばなら 父母が急病であるとか、 てゞも、 その 致方がない 又仮に、全くそのやうなことがないにしても、 左様なことで、陪審員の心が乱れては、その職務を公正に行ふことが出 翌日にも引続いて公判を開くことがないとも限らぬけ 他人に面接したり手紙などのやり取り等をすることは出来ない のである。もし、陪審員が手続の途中で帰宅したりすると、他人 随分迷惑のことであるが、 その他やむを得ぬことがあ であるが、事件が 帰宅することを許されない 陪審員は重大なる任務を持ってゐるの 複雑 て公判を開くことになるのであ 公判が一日で終らぬときには、 してゐたり、被告人 世人はそれ等のことについ れば、 そ 0 のである。 れども、二日 事を宿直 が たとへ 員 \mathcal{O} 右様 であ る。 ゆ。 以上 来 申 0

面 すると、 の許可がなければ出来ぬのであって、外部とは先づ全然交通遮断である。 会することも出来るが、 判長の 五百円以下の過料に処せられるのである。 許可を受けて、外出することも、手紙 普通のことでは許されない。電話で通話することなども、 の往復することも、家族 もしこ その他 \mathcal{O} に 裁 人

ぎない しくは 寝室は、 は全然自由であって、唯宿舎内の規律と秩序を保つために、多少の制限を加 ふことも出来るし、左党の 好む所に従って、快よく眠れるやうに注意してあるが、一室一人ではなく、 や普通の旅舎に泊るやうに、自由のきかぬのはやむを得ぬ次第である。 それゆゑに、外部との交通は厳禁されて、その点は甚だ窮屈であるが、 のであるが、しかし何といっても、自宅に寝るやうなわけにはゆかぬ 四人位合宿せねばならぬことになってゐる。食堂では、 宿舎は相当の設備があって、食堂、談話室、 大概の宿舎は 西洋流の寝台式のと日本流の布団式との双方が設けてあって、 人には、度を過ごさぬ程度に一杯傾けることは許されるであら 寝室等、 自己の 一通 嗜好物を取寄せて食 色り備は は へらるゝに 内 一室に二人も 部にお 勿論 0 てゐ そ V る。 渦 テ 7 \mathcal{O}

- 284 -

せるやうに 悪い影響を受けることのないためであって、陪審員を拘禁する趣意ではない 大体 へたるも 国家 陪審員を宿舎に宿泊せしむる趣意は、 外の財政が すべきであるが、今日の財政状態では思ふやうにゆかぬのも余儀ないことで れを諒とせねばならぬ 許すなら、 十分の設備をして、 陪審員の職務が重大であるから、 極めて安静に気持よく、 のであ 一夜を過ご 外部 る。 から

本日陪審裁判見学第百十六回婦人社会見学会

午前は法廷を見学、午後は模擬裁判実演

午後 被告として近代座高橋義信、 時までに公会堂にお出で下さい。模擬裁判には、大阪法曹界の各代表者が参加され、 \dot{O} 法廷見学は、 市公会堂で挙行しますから、入場券なき方も臨時参加御希 定員超過致しまし 五月信子が扮装して出演致します。 たか 5 入場券なき方はお 断 り 致します。 望なら

裁判事件「謎のピストル殺人」の梗概は、次の如し。

と論告し、弁護人は無罪と弁論したが、陪審員はどんな評決を与へるか。 志滿光子は許嫁の田中輝夫と結婚する日を待わびて行儀見習奉公中、 仇を討 陪審員の掌中に在る。 が放たれ主人が倒れ、光子と輝夫が殺人犯として公判に附せられた。 つため、店の運動会の日に、輝夫の家で主人と三つ巴になり争闘の最中、 主人の手込に会ひ 光子、 検事は、 輝夫の運 有罪 ピ

陪審と国民(十) 法学博士 林 頼三郎103「大阪毎日」昭和三年一○月一二日

当 当の欄に記載して、法廷でこれを裁判長に提出する。栽陪審員の評議が決まったならば、陪審長はその結果を、 裁判長は、書記に命じこれを、前に裁判長より渡された問 を朗 \mathcal{O}

るか とに で あるから、 れ ども、 :を知り なるの 陪審席に止まってゐることは出来ぬ。陪審席は重大なる任務を行ふ たいのは人情であらうから、改めて傍聴席において傍聴することは自由である である。 任務の終った者を、便宜上そこに置く訳にはゆかぬ が終ると、 しかし、陪審員となった者は、自己の評議した事件 こゝに陪審員の任務は終了したので、 のである。 陪審員は陪審席を退 の結末が如 神聖な場所 何 くこ に な

律に関する問題と科すべき刑の種類、程度又は実刑を科すべきか、執行猶予にすべきか等 出 ることになるのであるが、第二次弁論以降のことは陪審員は関係はない 問題について、 ったならば、 して取調を仕直すことになるのであるが、恐らくはさういふことは実際上は 判所が、 所は直に無罪の言渡をするのである。もし又、陪審員の答申が犯罪事実を認め 又あってはならない。そこで、 陪審員の答申を調べて見て、間違ってゐると認めれば、 第二次の弁論に移るのであるが、第二次の弁論といふのは、 検事と弁護士とが弁論を闘はすのであって、それが済 陪審員の答申が犯罪事実を否定したのであったならば、 更に他 むと裁 いのである。 適用す \mathcal{O} 乳判が言渡り ない 審員 ^べき法 たので であら を Z

理に立 るから、 差支へない · 止 宿 陪審員は、答申の手続きが済めばその任務が終ったのであるから、 会った日は一日五円、その他の日は一日二円五十銭である。止 した場合は、 給与を受けんとする者は、その手続きを忘れてはならぬ。その日当は、 のであるが 途中で宿泊する場合は、 一夜二円五十銭であるが、陪審員の住所と裁判所とが 陪審員には旅費と日当および止宿料が給与されることになっ 一夜五円といふ定めになってゐる。 法 宿料 廷を退き帰宅し 遠距 は、 陪審員 離 文は 公判 宿舎 の審 てゐ 交通 7

その給与は、 その事件の 裁判が下る前に、 陪審員から請求しなけ れ ば 裁 糾

給与せらるるだけで、 で であ その て裁判 他に別に報酬は給与されないのである。 玉 民の は、この 下る前に、陪審員が請求するか 公の義務であるから、 \mathcal{O} は と共にその負担 り、 右の如 を命ずる裁 どうか く実質的 の負 を定めね 判 を言 \mathcal{O} ば カュ な す \mathcal{O} \mathcal{O} 5 0 で で カコ あ

とであるが 審員がその任務 正 り出 Þ ったり、 に往々さうい 重大な任 てゐることが V やうに仕向 「さね 心で一生懸命にやっても、実に容易ならぬ困難な仕事である。 陪審員 \mathcal{O} .務である。人は思はぬことから濡れ衣を着ることがないとは職務は、前に述べた通り、罪人と罪人でないものとを見分け 愛憎畏懼の念が動いたが最後、到底 ならぬ。 親兄弟や妻子など、 の任務 2少くない へることは を全うするには、 ふことがある。 頭する場合に ねば ならぬ。 の大切なことを十分に理解 それゆゑに、事実の真相をとらへるとい 多大なものである。 は、 周囲 又、罪を犯したやうな悪人が 陪審員の 陪審員自身 \mathcal{O} 一家眷族 人の意気 周囲 0 \mathcal{O} それ 込み 心掛 人々 真の事実が分るものではない 人でないもの \mathcal{O} L て、 0 は ゆゑに、 が大切であることは 心得も大切である。これ 正 周囲 陪審員たる人がその任務を立派 義 の勇士を送る態度をも の空気とが、 体裁を繕うて巧 審員が ふことは、 呼出しを受け 限らな 11 んや、 る ふま 陪審員たる人 0 0 で でも 心に曇り に善人 等の 曇り 従 11 0 0 周囲 て、 て、 な 0 正 いこ な を 直 陪がい 装 0 に \mathcal{O} の実

まら 職務を全うせしめ、 更に進ん で国 掛けり を達成 も肝 要である。 次するには 従 周 来 囲 わの が人 国の で心 は、掛け が 判 大 は切

とって とが 武力である、 んる所 を受け \sim れによって正当なる権利、正当なる利益を保護するのであって、要するに国民に正 \mathcal{O} べきものではな 西 1洋では ? 信 は鬼 分になり、 を全うするやうに、 の善良なる人に 社会の正義を維持せんとするものである。 なさゞるべからざることを明かにして、或は命令し、 者 らうとするも たる 門 V 頼すべき所はない \mathcal{O} 「正義 で 平和の時に正義を維持するものは、裁判である。 間 う あ て で 社会の が って つい \mathcal{O} \mathcal{O} な 、これ であ て理解 とっては、裁判所は頼るべく親しむべきものであって、殿堂」というてゐる位である。左様の次第であるから、 何 て のである。 その 空気が にも るか 程恐ろし 0 の欠け 5 その , e 裁判といふも 年に 所 ゆる方法 慢さうに 中に 陪審制 に は やうに なるま 立 国民 てゐる証拠であ 恐る 燃え上り、 い所はない。 度は、 をも 一般がその気持になって、 い は な その べく近寄るべからざる所全く無関係の地位に置か で、まだ って、 のは、 即ち その 国家非常の時に、正義を維持 を公 人間の る。 国家と国民と一致協 くことがあるが、 一度も裁判所や警察の しかし、善良なる人 裁判所は、不正 正 を努めねば の選に当 或は禁止し、或は制裁 なし得ること、なすべからざる 行 それゆゑに、 「つた者 ならぬ。 と考 陪審員をし つ た 八々にとっ 力して、 不義を行ふ など 門をくぐった 玉 て正義 恐るべく けるも 正義 判所 民 自 正義 ては を加 を愛好 のこと 悪人に 全く裁 義を 0 のは \sim 疎 7

員は六百名で、 を見学し、午後一時 時、大阪中 主催第百 央公会堂前 午後は千八百名の多きに達した。 十六 より、 口 に集合し、本社世川事業課長の案内で、大阪地方裁判所の陪審法廷|婦人社会見学団は、陪審制度の知識を深める目的で、十一日午前十 中央公会堂における陪審模擬裁 判の実演を見たが 午前 中の 숲

をし、・ 大阪地方裁判所判事山田卯三郎氏は、「陪審裁判とはどんなもの 本社司法記者須古清氏は「裁判の見方聞方」と題した経験談をした。 か」につい て平易な講 演

によって実演され、陪審員および裁判官、弁護人らには、大阪弁護士会各派代表者があた 模擬裁判は、 見学婦人団は、 既報の如く、「謎のピストル殺人事件」で、近代座の高橋義信、 非常の興味を持って傍聴し、午後六時盛会裏に解散した。 五月信子ら

なほ、出演された弁護士諸氏は、左の通りである(順序不同)

田 白川、 吉田、原田、中田、緒方、溝淵、坂井、花井、 黒木、 田中(昌)、 秋山、 清水、最上 (結) 川村、 田中 (藤)、 竹之内、

陪審と国民(十一) 法学博士 林 頼三郎105「大阪毎日」昭和三年一〇月一三日

役又は禁錮に処せされる。又、 るつもりで、暴行脅迫などをすれば、刑法の規定に照し、 敢て頼む意味ではない 賄賂でも贈れば、 議をしてくれと頼んだりすれば、一年以下の懲役又は二千円以下の罰金に処せら もって、 警察犯処罰令によって三十日未満の拘留に処せられることになるのである。 をしてはならぬのは勿論である。 に臨むことになっている。たとへば、陪審員に、自己 刑法の涜職罪で三年以下の懲役になる。 が、その事件に関する意見を陪審員に述べても同様である。もし、 ねばならぬ、こゝにおいてか、その事情によっては、法 強ひて面会を求めるとか、 0 から、陪審員の職務を行ふについて、害のあるやうな もし、かくの如きことをする者ありとせば、実に正 談判がましいことをしたゞけで公務執行妨害罪で三年以下の懲 もし又、陪審員の意見を左右す 0) 都合のよ うれる。又、 律は厳罰を やうに評

あ てゐるのである。 \mathcal{O} 0 は証 は、 るのである。 0 陪審員の職務を全うせしむるについて、積極的に国民がなさねばならぬ大切なことの 二人次第 一人であ 国民が証人たるの義務を忠実に尽すことである。今日の裁判では、 畏れ といふものは、裁判については最も大切なるもので、 っつい 不、ともい 多いことながら皇族に って、その証人の 証人となるといふの て必要なりとする事柄に 即ち、 ふ位である。それゆゑに、 身分地位の いふ所を材料として、事実を認定するのである。 おかせられても、 如 何を問はず、 どういふことであるかといふと、 つい 法律は証人となることを国民の義務とし 自分の見聞 何人でも証人となるの義務を負ふ 証 人たるの義務はあることにな て知 諺にも病人は介抱次第、 って居る所 裁判所が事 証拠の主なるも それ 事実を、 つので かゆゑ らって 裁

とに やうに なる危険が 験と専門 ふと、裁判所 るやうなことは、 けることが 尤も、 るべく当 る義務が しきは買収され うて、 ついては、 ことであ て する かあるの ては 来の官僚裁 なるだけ掛り合の出来ぬやうにするといふ風がある。又、 困難であって、 \mathcal{O} り障りのないやうに、知ってをることも知らぬやうに、又明確なることも 使に参与する貴重なる権利であるといふことが出来る。然るに、 問に応じ ことでもあったのではないかと疑ふやうな有様であるが、これは非 で のである。 、全く素人である所 力とによって、真偽 証人を調べても、 別であるが、多少知ってゐる人のことに関係すると、その人に なるべく掩ひかくさうとするやうな気風がある。 たりして、 であるが、往々にして人の頼みを受け て、包み隠さず有のまゝに陳述し、さうし 判であると、証 人として裁判所に出頭した上は、 判 その真否 嘘の陳述をするものがある。 呼出されるといふと、 真の事実が法廷に表はれて来ないことになるのであ 証人となることは義務ではあるが 0 \mathcal{O} の見分けをつけることが大体出来るの 判断を誤 陪審員がこれを聞くのであるから、 人が嘘をいうても ŋ, 事実の たり、 又 本人も非常に迷惑が 真相に合は かくしても、 自分の知る所 積極的に嘘をい て間違 又は情実に捉 斯様なことであるとい 見ず知らずの め をま \mathcal{O} であ 判官 断をするやう その見分け は は 0 るが、 不利益に は多年の経 め す ぬまでも、 た り、 人 に 心 間 をつ る。 のこ 陳述 では 曖昧 審 な 違

うた通り、 を公判廷に呼 陪審制度におい 出 して、 ては、 陪審員列 列席の所で、裁判官がこれを調べるのでな直接審理主義で取調べをすることになり、 裁判官が あ つ従

ことは、 陪審制度を布 し、さうし して、 正 に事実を陳述すると、 利 し方はない を恨 である。 ので へ泊ら て呼出され 害の関係人 このことは、 なるの 掃するやうにせねばならぬ それ むといふやうなことでは、到底真相が法廷に現は なけ る。 取 て少しも である。 ことはないにしても、 が いて、 をすることが出来ぬやうになるのである。 従 やうにするに るときには、 それは証・ た者は、 来の如 Ŕ 真実であるならば、その結果が ばならぬやうな結果になるの これを承容是認する態度に出るやうにならなけ 却て裁 国民 隠し立てをせず べを直接 < その義務を完全に尽さうとは思わず、 外では 人とし かれこれと陰口をきょ、 それがために、その 判が無茶苦茶になるやうなことがな 国民が、裁判といふことを、他人のことの 般がその気に ない 判断 ての当然の義務を尽 証人がはきノ して、 人に関 なって、 . を 正 ける従 であ 日に手続が終らずして、 利害関係 Š **〜**と有りのまゝを述べ 来 って、 した やしくも証 事実を述べることに 何なる人に 0 弊風 て判断 のであるとし れぬことに 者は自己に不利益な陳述をした は、 又世人 かく 如何 いとも限らぬ \mathcal{O} n なる影響を及ぼ 制 八は証人が して、世間 な やうに考へて、 ば、十分に行 て 如きことになると、 度実施 って、 ても迷惑を及ぼ る \mathcal{O} 所 結局陪 余りに で陳 であ はれ難 判所 0 述 [審員 赤裸 人も ても 人 た な

官僚裁判制度を採り 来ったがために、 般に国民 は、 判のことは

とに、 これ その責任を自覚し、 甚だ重大である。この制度の美果を収めると否とは、繋て国民の双肩に \mathcal{O} 制 上に 度が 及が布かは 顕は れ、 の一大盛事であって、 れて、国民が裁判手続きに参与することになり、建国以来の伝統的ゆる御上の仕事として、他人のことのやうに考へていた傾きがあっ 官民一致協力して正義の維持を図らうといふことになったのである。まこ 強き覚悟をもってこれに当らねばならぬ。 国民 は栄誉ある権利を認められたと同時に、 ある、 ったが 国民は その責任 精神 司法

更に抗告の処置をとるか大阪共産党被告の陪審請求は却下106「大阪毎日」昭和三年一○月一三日

とったが、刑事第二部で合議 大阪における共産党事件の被告は、既報の通り、 した結果、十一日、 その陪審請求は却下の決定をした。 陪審裁判を希望し請求陪審の手続きを

条 により採用出来ぬ」といふのである。 に被告に送達してあるので、 附 その理由は、「公判期日が、 で、その請求は不適法であり、また第一回公判期日指定の召喚状は、九月廿六日以 陪審法施行日前に、 送達を受けた日から十日を経過して後の請求は 十一月廿一日と指定してあるから、 同法 第五 同法

大阪共産党事件、陪審に附さぬ107「時事新報」昭和三年一〇月一三日

けふ請求却下さる

以て却下と決定、十二日各被告人に決定書を送達した。 大阪共産党事件被告の陪審請求は、 大阪地方裁判所柴田裁判長係りで審理中、 十月 附 を

陪審法 依 ŋ 第五条に徴して明白なり、 日以前被告人に送達されて居るを以て、 法を適用すべきものにあらず。 は、 本件の 公判 |期日が、陪審法施行期日前に指定したるを以て、 と云ふにある。 加之本件の第一回公判期日指定に基く召喚状 陪審請 求 \mathcal{O} 十月 八日 規定期 陪審法 日を経過 は附 則 九

裁判所の処置

果して肯定出来るだろうか

小岩井弁護士談

た たから本件は陪審では に 判 \mathcal{O} 公判 < 期 予審決定が九月十三日、 却下に対 日を定め、 期日を指 か 6 する処置は 且 定 か けられない様にしたのだ、と裁判所がではやれぬ-とは何と云ふ事でせう。した裁判所が、陪審の請求にあふや、 つ召喚状を送達して了ったが、そんな必要は 他の弁護人 予定され 陪審の請求にあふや、 た公判期日が十一月下旬で、 の意見を聞いた上でなけ と裁判所が自白し 冷然と公判期日を九月 逆に云へば、 れば決められ てい 毛頭 全く大急ぎで九月中に公 、る様 はありません、 此事件は陪審に なも ない \mathcal{O} 7中に指定 だ。 九月 ī 半 所 け

- 294 -

- 293 -

 \mathcal{O} 処置は、 社会的に肯定出来るだらふか、 私共は今後の対策を慎重に考えねばならん。

108 「大阪朝日」 昭和三年 一一月六

陪審員候補

北区の当選者

前区 議本野博章氏をはじめ三百九名が当選した。 日 北区役所で抽籤の結果、 大阪北区の明 年陪審員候補者に は、 前 府議大西熊吉氏、

109 陪審員候補 昭 和三年 一一月七 H

西 南の三区

六日、 区役所で明年陪審員候補者を抽籤の結果、

は、鴻池善右衛門氏はじめ三百四十七名、 主人)、龝村治郎兵衛、 名当選した。 大阪南区では、 小森理吉郎 (元市議)、龜岡徳太郎 佐渡島伊兵衛(元府議)の各氏はじめ二百八十四名当選、 △西区では、 (元区議)、 前府議田邊忠實氏ほか三百三十六 矢田市兵衛 (南地富田屋 △東区で

110 「大阪朝日」 昭和三年 __ 月 二月

陪審員候補

此花、 東淀川 両区

宮本富藏 馬場源政氏ほか百二十八名当選。 も前区議)の各氏をはじめ百六十六名当選、 今回抽選の (前府議)、 結果、 明年度陪審員候補者に、 甲田俊三 (前市議)、平田松三郎、古野正太郎、 ・田松三郎、古野正太郎、藤井弥十郎(いずれ大阪此花区では資格者二千六百七十一名中、 東淀川区では、 資格者二千十五名中、

111 「大阪朝日」 昭和三年一一月二一 日

陪審員候補

豊能郡で十八名

者の職業は会社員、 七十三名中から候補者十八名の抽籤を行ったが 大阪府豊能郡豊中町では、二十日午後一時過ぎから、 農業、 商業の何れかである 白石春雄氏 町役場で来年度陪審員資格者三百 ほ か十七名が当籤した。

112 「大阪朝日」 昭和三年 _ 月二四 日

陪審員候補者

池田町で廿五名

本社編集局長高原操氏、 大阪府豊能郡池田町の来年度陪審員候補者の抽籤は、二十二日行はれ、 大阪医大教授大倉理学博士ら二十五名が当籤した。 Ш

法定通訳に任命されて日本人船員刺殺事件の「大阪朝日」昭和三年一一月二五日

113

老川 茂信

その選択に備へられるだけである)とで構成して来た陪審裁判制を廃し、 従来と異なり、素人にして常識に富むと称せらるゝ陪審員と、 員六名とで構成した単一判決会議として、 陪審裁判所開廷期に対し、三十名抽籤により任命される。そして、日々その全部が裁 へ呼ばれるのである。 せらるゝ裁判官とが、 たのである。 0 困難なる財政状態にかんがみ、主として刑事裁判の単純化とその経費の軽減を目 その結果、 九 百二十四年 但し、 一しょになって判決するのである。 従来判事三名の裁判所と、 内十八名は力めて被告人に有利な陪審員席を構成するやうに、 一月に民事及び刑事訴訟法の改革を行 今日の形容に改めたのである。故に、 陪審員十二名の陪審員席 専門家にして理智に通ずと った。この 判事三名と陪審 (陪審員 改革は、 只今では 判所 は、

Lの乗組司厨長Fが、同船乗組水夫Nを料理用出刃で刺殺した事件が捌かれ今から丁度四年前、ハンブルヒの陪審裁判で、当時欧米間を往復してゐた日 たことが 本 の貨物 あ

金云 カコ 5 と書い の呼 事裁判所の一階第二百三十七号室の広大な法廷で開かれたのである。 出状が一通、 訳させられたが、公判は裁判所区域で有名な「ジイヴェキング ?日、「貴方を法定通訳に任命したから、公判日に出頭 てあるので、仕方なしに公判当日に出頭した。その日 突然私のところへ飛び込んだ。理由なくして出頭せざる時は ざれたい」と云ふ、 は、 朝の九時半か ブラッツ」 にあ ら約

外の 名、 その右側に通訳中通訳の使用する椅子が一脚置いてあった。 ら、法廷の後には傍聴席が設けてある。裁判長の直ぐ前の下のところには方形の机一つと、 が着席、その から、法廷の 左には陪席判事一名、その次には男の陪審員三名が着席、更に向ってその席の右の端の曲 六名の陪審員が半数づつ分かれて一列に客席、すなはち向って裁判長の右には ったところには検事一名、 その次には女の陪審員一名、 近の正面 廊下に待ってゐるのである。 向ふにやはり階段的に設けた席があり、被告人、看守、 Ē の高いところの席には、 面に向って右側には、 また左の端の曲ったところには裁判所書記一名着席 その次に男の陪審員二名着席、 真中に裁判長着席、 階段的に設けた席がある、 その右と左に二名 証人は、 これには鑑定人、 それから向 弁護人着席、 れ るまで、 って裁判長の 0 陪席 陪席 した。それ それか 判事一 通訳 判 等

5 ま る 0 0 が である。 てゐる可愛い被告人Fを下の机のところに呼出し、まづ型の如く宣誓をさせ、 公訴事実を陳述し、 生年月日を聞き、 公判開廷となると、 から、 それが終ると、通訳は、これを日本語に訳して、被告 裁判長は、綺麗に散髪しモーニングコートを着て被告席にか しかる後訊問を始めた。 先づ通訳が宣誓させられる(宣誓中は満場起立)、 これが終ると、 日本の習慣及び国民性等 1人に聞 つぎに検 じこ か カン せ

さすっか したのである。 て鑑定人の説明を求め、 くしてから、 り終ると、判事と陪審員とは評決のため一しょに評議室へ入った。そし 検事の論告があり、二ヶ年の禁錮刑を要求し、 再び元の席に帰った。 ついで証拠調に移り、(証人はすべて証言前に宣誓)、 そこで、 裁判長は、 続いて弁護人の 被告人Fに対し、 弁論があっ 左の て、 判

判所 約三ヶ月の未決拘留を通算して一ヶ年の禁錮刑に処す」 は故殺の 事実を認め 但し被告人F は当時実際 非常 に興奮してゐた情状を酌

○事件の内容

乗組 大正 フライ て 人 F じくそこにゐた、かねぐ 死亡したのである。 司 十三年十月二十日 厨長F 人Fを攻撃した。そして、すべての日本人は、この喧嘩に加はり、 被告人F れたのである。殺された水夫Nは、喧嘩中これといふ理由もない (水夫)の寡婦でドイツ生れのKと一しょに前記の珈琲店にゐたのである。 ハイトと称する支那人珈琲店へ行く、 日 で、遂に日本人は皆珈琲店から追出されてしまった。 でなぐると脅かしたので、 - (明治二十五年一月十日生)と組討後に受けた刺傷により、-月二十日(月曜日)ハンブルヒ港に碇泊中の日本汽船L乗組 \mathcal{O} 午前 は帰船して、一等運転士Kに前の晩 被告人F 汽船碇泊中船員は、上陸すると大抵は聖パウリ 賄のことで憤慨していた、 は、 始 8 被告人Fはその夜醜業婦Kの住居に泊ま \mathcal{O} うちは自分の部 事件の前前晩(土曜日の晩)、 の事件 同船乗組の 屋にゐたのであるが を報告して、 その際、 の他の船員から喧嘩を吹 乗組 自分は のに、 遂に 他の船員が、 珈琲店で大騒ぎ 被告人F 水夫 仲間に った。翌日 病気届を出 同 Ν すると、 後に 口 は は、 に まじ お セ 被

と叫 ぎ切れず、 この声を聞いたので、水夫Nが部屋に侵入しないやうに防いだ。しかし、 てゐ へ乱暴したFを殺してやる!Fの奴を打殺してやる!仲間の奴へ乱暴をしやがって!」 のを聞 Fを再び部屋に連れて行ったのである。この事件の後、 出刃包丁を以て火夫Yを嚇すために追掛けた。すると、 の喧嘩仲間であった日本人側の 水夫Nが部屋へ入ると、すぐその場を去った。 いた。Fと同室に住んでゐた日本人側の証人の一人で皿洗ひのO 水夫Nは被告人Fを捜しに来た、その後で急に水夫Nが大声で、「乗組 証人の一人火夫Yとまた衝突したの 部屋では組討が始まった。 一等機関士Sが仲 一等運転士Kがサロ 皿洗 ひの ŧ, 二へ入っ 員仲間 ンに座 Ο F て、 は防

ため自然F すると、これを見たN 下敷になった被告人Fは、無我夢中に抽斗を引き開け、 はずみに丁度料理道具の入っている抽斗の前のところへ、Nと組んだまゝ転げ落ちた。の上に躍り掛って胸ぐらを取り咽喉を締めたので、被告人Fは、これに抵抗すると、そ 被告人F 甲板が を見たので、追掛 上げたが 滑 の陳述によると一 また二人 掴んでゐた出刃が、 か であ 0) った為に、Nは汽力巻揚機の前で倒れ、被告人Fも同様に転び、その けるの は逃げ出した。 攻撃に備へたが なく死亡したのであ をやめた。 くになって倒れ 水夫Nは、その時寝台の上に仰向けになってゐた、被告人 この Nの背中へ突立った。 事が知れ しかし、Fは出刃を掴んだまゝ彼を追跡した。 Nがまた逃げ出したので、Fも続い か 5 たのである。その時、 \mathcal{O} 他の水夫等は、 Fは出刃を港 手さぐりに出刃包丁を掴み取った。 Fは先に飛び起き、 へ投げて 0 Nを部屋へ運び Fは始めてN 切傷にあ 自 て跡を追掛け なほも出刃包 部屋 \mathcal{O} その 背中

解剖によって確かめられた。

し被告人Fの申立

に傷をつけ殺さうといふ意思は毛頭なかったのである。」 0 かしNが逃げ出した時には、自分は唯嚇しのために包丁を掴んでをったので、 たのであ 自分は絶対にNを故意に殺害したの 自分には、 始め防禦の ではな ために出刃包丁を使ふとい V° N とは、 0 Š 意思が \mathcal{O}

な をも嚇すつもりで追掛けたのである」と答弁したのである。 1 裁判長が、 のではないか」と詰ると、被告人下は、「Nの背後には、 いか」と詰ると、被告人Fは、「Nの背後には、まだ沢山の敵がゐ被告人Fに対し、「Nが逃げ出したならば、最早出刃を掴んで追掛 る け から、そのる必要は

○ドイツ人側の証言

人の一人ノイシュッタト(波止場人足)の申立、

でなか の た 陳 ° が 事実であったならば である。 事件 私は、 述通りであ った。 した瞬間の態度としか思へなかった。」 この当時、 私が 被告 自分が振り向いて見た時、出刃包丁を上段に身構 叫声を聞くと同時に、その方へ振り向いた。それで、もし被告ったとすれば、二人の位地は私の見たやうな位地にあることが 人方の陳述を信ずることが出来ない 私は 同船の 、この時二人はまだ倒れていなくてはならぬ。 甲板に働 いてゐた、 ない。私の! そしてN 考へでは、も \mathcal{O} 叫声によって へてゐたF しか し事件 0) それ 出来な 度は、 人 F 被 がさう \mathcal{O} 告 人 方 陳述 いは

同じく証人の一人フォン・オ(波止場人足)の申立、

F は 追跡を自分から止めなかっ た。 私が 間 \sim 入 0 て 「巡査: !! لح 叫 だ

好めて止めた。」

手の ・ツ人側 \mathcal{O} 証人の 人 K (職業婦) 日 [本人側 \mathcal{O} 証 人 0 人火夫Y (被告 人 0

「被告人Fはよく包丁を使いたがる男であった」(Yの申立)、

 $\bar{\pm}$ O喧嘩の後で被告人Fは幾度も包丁を貸して呉れといふた」(K \mathcal{O} し立て)

〇日本人側の証言

証人の一人K(一等運転士)の申立、

から、 「殺された水夫Nは、 被告人Fを好かなかった。」 人間であった。 しかし、 しかし、他の船員等は、賄短気で喧嘩好きな人間であ 賄のことで被告人Fに不あった。これと反対に、 不満を 被告 懐 人 V) F ては、 あた お

上の如 被告人Fにとり有利であった。 < 証言の殆どすべてが、 Fにとり不利なものであったが たゞ 運 転士 K 証

注目すべき、二つの出来事

まだ悔 見するところ、被告人は別に悪相もしてゐないが、 に \mathcal{O} に対し、 公判中に、 も悔悟してゐるやうな表情で答弁をし給へ」と注意すると、被告人Fは非常に 裁判長は君がまだ悔悟してゐないのか、 つもニコくして答弁したので、裁判長は厳格な態度で、 特に注目すべき二つの出来事があった。 か」といふから、 (今まで被告人Fが 通訳は早速被告人Fに「君がニコく ニコく しかし、この男は、一体人を殺し してゐた と怒って聞いてゐるよ、これ その一は、 \mathcal{O} は、 成るべく悪相に見え 被告人F 通訳 しなが に 向 U, て、 から ら答 判長

やうに装うてゐたのである)。

るから、 京帝国大学文学部の教授を勤め、現に同大学の名誉教授であるフローレンツ博士 した。 博士が法廷に現はれたのは、昼食の休憩後の午後一時ごろであった。 0 当地大学の日本語科主任フローレンツ博士を鑑定人として呼ぶやうに申請させ たから、弁護人に計り、 裁判所の採用するところになって、 相違から誤解を招き、その結果被告人に不利 同人から日本人の気質とか習慣等につき説明の必 裁判所は早速フロー V 二十五年間 ては 東

が である。 東京に 人は、 るからである、 日 しに来た 本 彼らの 人は、 一般に ゐた当時、 E のである。 濃厚である。日本人の強き興奮性は、彼等の血 外部的沈静は、 甚だ平和的なおとなしい国民であるが、しかしまた、 かと思ってゐると、 般に 云々」と説明 思ってゐると、皮は皮りまゞヒッギャ・・・自分の教へ子の一人が、或る日ニコニコして自分のところへやって来自分の教へ子の一人が、或る日ニコニコして自分のところへやって来自分の教へ子の人がある。自分 教育の致すところで、 彼は彼の母が死んだことを告げに来たのであった。 たので、 裁判所 は これは教育の少ないも 被告人 0) 脈に馬来半島人の血が 特性をよく顧慮する 非常に怒り易 のよりも、 民 日

たことである。 足らずと主張すると、 弁護人がドイツ 裁判長は 人側の 一人であるノ ド イツ人は嘘をい 1 シ ・ユタ はぬ」 ッ \vdash (波 と一言の下に、 止 場人足) 0) これ 証言は を撥 信

X

イ ツ議 会の 法律委員会は、 現行 陪審法 実施 0 翌年、 即 ち 九百二十五年に、 或る

お 及び 11 て、 検事を総括するドイツ判事同盟は、同年九月アウグス 法律委員会の態度の対して、 旧陪審制度を復活する案を可決したのであ 猛烈な反対決議をした。 300 ブルクで開 その理由に曰く、 いた代 ドイ 表者議 ッ 全 玉 会 \mathcal{O}

云 にお 々 」。 も遙に優ってゐるの V て成 院績を挙げ 度は、 刑事訴 たものを、 である。経済生活にあっても、また法律生活にあっても、 所訟にお 困難でも いて成績を挙げてゐるのみならず、 な V 時に捨てるの は、 最高 \mathcal{O} また旧 原 が則に !陪審裁 悖 一般に 0 て る 判 実 ょ る

で 裁 八月五十九歳で逝去され は、 判所 ってゐられた。 判事 曾て、 その特徴とする裁判長の法律上の説示が困難で、 であった、 ッの 刑法学者として世界に名高い、モーリッツ・リイプマン博士旧陪審制度につき、私が懇意にしてゐたハンブルヒ大学教授 た)に意見を徴したことがある。 また陪審員の責任も重過ぎた」 リイプマン博士は、「旧陪審制度 兼地 **今** 车 方

- 304 -

長 \mathcal{O} 今年十月一日から実施になった、 示 خ その 他がうまくゆくと否とによって、 我国 独特の陪審裁判も、 その 運命 やはり陪審員の選 が定まるの であ

114「大阪朝日」昭和三年一一月一九日

陪審員候補者

岸和田四十四氏

和 田 市 \mathcal{O} 陪 審員候補者は、 <u>二</u> 十 七 三 三 市役所で抽籤の結果、 左 0 兀 一十四氏 が選定され

7<u>~</u>

箇山茂吉、 松島常太郎、 河合安吉、尾崎寅松、 砂源七、 野清一郎、 佐澤儀平、 西澤平八、 山口千代太郎、 廣田智、 泉谷直吉、 勘六野金藏、 濱口彌三郎、 西川由太郎、 井上秀五郎、 曾埜勝己、 竹内小一郎、 石崎要藏、 三浦猛、 川岸市平、熊岡胖、佐野新次郎、 實貴松三郎、 竹川眞三郎、 寺田見龍、 今津政吉、 茶野利三郎、 原貞治、 雪本清光、寺田定藏、藤原政治 芳谷權之助、 虎野末吉、 谷嘉十郎 藤田久楠、 寺田慶太郎、 森平宗一、田原藤吉、 中尾馬太 小西米吉、

115「大阪朝日」昭和三年一一月二九日

陪審員候補抽籤完了す

大阪市内の

く全部完了した。 大阪市十三区 \mathcal{O} 明年陪審員候補 者 \mathcal{O} 抽籤 は、 既報 以 \mathcal{O} 七 区 t 順次行 は れ、 ほ تلح

区 議員土井順氏ほ 郎氏ほ 当籤者 林市藏氏ほ 0 か百五 西 十六名、 成区 か二百七十二名、 か百二十一名、 現市会議 住吉区 西淀 員森下比三 浪速区 府 <u>\frac{1}{1}</u> 区 図書館長今井 浦 元区会議員杉山常吉氏ほ館長今井貫一氏ほか百五 氏 江 ほ の阿部鉄工所支配人千田幸助氏ほか七十四 カュ 貫百 東成 百五十三名 区 か百五十八名、 前 区会議員長谷 区 天王寺 現府会 彌

実施の効果を如実に物語る普通裁判にも反映して陪審制の採用から、裁判に「明るい光」「大阪朝日」昭和三年一二月一日

116

この \mathcal{O} 分を加へると十数件に達する。 の大きな要望と、 十月二十三日の大分地方裁判所の殺人未遂事件を皮切りとして、 期待とに生れた、陪審法が実施されて早くも二ヶ月をすごし その 判決の結果を見ると、 公判準備手続

あった。 採用されて執行 は無罪、 一番の は無罪となり、 大分のは、殺人未遂で起訴されたものが傷害と答申して採用され、 近畿地方最初の陪審事件 猶予となり、 名古屋の殺人未遂事件は、起訴通りの答申で懲役六年、 和の先妻絞殺事件は、 大阪住吉の義理の叔父殺しは、 殺意ありと答申、 懲役七年の 傷害致死の答申が 新潟の放火事 戸 0 放 が

名古屋のは 大阪 陪審員の答申を否なりとして、 定してゐたが、 陪審裁 の事件は、 その刑重きに失する、水戸、新潟の放火事件の無罪は、その答申が 判の結果について、在野法曹の意見を綜合すると、大分の分は 検事は殺人としては争ひのない案件だと主張し、 結局陪審では傷害致死と答申された。 他の陪審評議に付したのが二件ある。 これは非常に注目に 裁判官も また殺 値するとい 妥当であら 無難だが 人罪

わが陪審裁判は序幕の序幕で、 陪審裁判実施の 反映が 早くも普通の裁判にまで顕著に反射し 今からその結果を批判するのは早計かも てゐる事実 知れ は、 ぬ が

はれるやうになった結果、 せたものだが、 人目 るものではあるまいか。この結果は、検事の方にも響いてきたやうだ。 従来に比し幾分軽くなってきたなどの現象は、まさに陪審裁判実施の効果を、 にも明らかに認められてきた。これまで、裁判といへば、 陪審裁判で素人たる陪審員が裁判に関与し、素人の常識 いはゆる「明るい裁判」を痛感せしめ、普通の裁判にも、刑が なんだか陰鬱な気分を味は 判断が 如実に物語 公判上に現

進んで執行猶予を求めることがあっても、無罪を論述したことは極めて稀のことだった。 < 事の論告である。検事控訴をしてゐる事件であるのに、 「疑はしきは軽きによる」の原則により、 その なってきたことは、なんといっても喜ばしいことである。 く検察、裁判の上に、「明るい光」が点火され、 顕著な一例は、三十日大阪控訴院で開かれた小笛殺し事件の廣川榮太郎に対する検 進んで無罪の論告をしたことで、 国民が最も信頼せる裁判が、 検事は二博士の鑑定の結果を見て、 以前は検事が 総じて明る

117「大阪朝日」昭和三年一二月六日

四ヶ村陪審員候補者

口庄五 △英田村 安田增次郎、 大阪府下中河内郡四ヶ村の四年度陪審員候補は、 郎、 西松驅太郎、 西田 △堅上村 彌一郎、 富澤宗造、 石田常次郎、 中村安次郎、 戸川長次郎、 杉村彌太郎、 △堅下村 山本安次郎、 土井作次郎、 次の通り決定。 大橋貞一、 巳波義次郎、 藤井熊次郎、 土居菊次郎、 杉井政吉 谷口重五郎、 △大戸村

陪審員と有権者118「大阪朝日」昭和三年一二月七日

数 大阪 (九月十五日現在)は、 府下北河内郡、 左の二ヶ村の四年度陪審員候補者及び衆議院議員、 次の通り決定した。 村会議会有権者

△庭窪村 千四十八、(村) 千三十六、△三郷村 田中孫一、酒井吉太郎、 (陪) 村次多一郎、 松本治作、 (衆) 千五十二、 (陪) 寺西順次郎、東出利三郎、 佃要一、辻村光次郎、 (村) 九百三十七 大西佐一郎、 樋口丈吉、 石田利一、(衆) 橋本清

富田林陪審員候補

△竹林龜吉△山 大阪府南河内郡富田林町の昭和四年度陪審員候補者は、 本健治郎△佐藤靜二△北野武治郎△澁谷榮太郎△杉本市太郎△加納重太郎 次の諸氏に決定した。

安全弁は「更新」の制度を全弁は「更新」の制度をかく被告に同情しすぎるとかく被告の影響が戻もろい陪審員

119

で、 る第二回の 裁判長とどっちかと思はせる、 \mathcal{O} 覆 陪審員が選ばれるとい 陪審員 いって 如き、 の答申には反対の結果が表現せられ、 は各方面か 或は 殺人事件の被告自身が「殺すつもりでした」と肯定したものについ ら挙ってゐる。もっとも、 ったやうなのもあった。 が傷害となって、 放火罪の被告が無罪となったのをはじめ 鋭い追求をして、 で、各地で続々陪審裁 余りに同情されすぎたりする観あ 遂に陪審員不信任となり更新され 模範的と唱へられもしたが さきごろ大阪の陪審裁判は、 0 判が開廷されるの 検事の公訴事実が これまでの ねて注 水戸におけ 陪審員が 陪審員 てま 全

度過渡時 害に対する一種の 末が無罪となるが 総じて、 頭に影響したのでは その答申を採択せず、更に他の陪審員の答申を求むる制度) 最近までに司法省でまとめた、 代における、 陪審法実施前各地でやった模擬陪審裁判が 安全弁として、 :如きものが多かったのが、知らず識らずの間に、処女地のやうな陪審員 こんな弊害を除去して行けるだらうとの楽観説も唱 ない かともいはれてゐる。 はゆる更新の制度(裁判長が陪審員の答申に不服の場 成績を略記すると左の通りである。 たゞ、 幸ひわが国の制度は、 公判材料 を認めてある の選び方に禍 へられてい (東京電話) ので、 してか この種の弊 る。 新制

検事認定 陪審答申及判決

殺人

和太山 殺 殺 殺人 人人 殺 殺 人 人

(一人の男が二人を殺傷したもの)

方は殺人

方は殺人未遂 傷害

傷害致死

殺人未遂 傷害

山大旭宮 形 分 殺人未遂 殺人 傷害

無罪

名古屋 殺人未遂 殺人 未遂

潟 放火未遂 無罪

戸 放火未遂 無罪

傷害致死

(水戸、 大分は ずれ も第二回目 注、 水戸は殺人未遂事件、 大分は放火未遂) の陪審裁判は皆更新とな

120 「大阪毎日」昭和三年一二月 は事始め、ゑ んまの庁の 総勘定 一三日

大典と陪審の準備で

事件は駈足で審理され、 おかげで暮は骨休

特記すべきは死刑 九、 無罪三

ようと、 ことゝて、暑中休暇もほとんど休まず、 御大典までに ふは事始 おか 暮のボ げで昨今は予審等は数年ぶりの閑散さで、この 0 て ナスを待ってゐるやうな始末である。 大阪区裁判所に さて今年の裁判 また陪審裁判までに も年の瀬が 四分の一減刑にあ 押しよ 解決をつけ せて来 いづから るために事件 調子では気楽に正月 何分御大典 て、 しめよ 区検事局は と陪審の \mathcal{O} うと、 処理 コ ソや喧 んも迎へ をも 大概 \mathcal{O} が いだ 事件 5 れ る

は

 \mathcal{O}

二事件、 俊二郎、 産党、 淡路 るしいものが 十八万円の金庫破り、 その代り、 0 学生事件 砲台守殺し古池常一と上訴中の生長幸壽、矢下龜市がある。それに市涜 女鍼灸師殺しや、 鹽田 ·あった。 1秀雄、松原清次、西岡信次と六人も断頭台の露今年は死刑だけでも椒村のおりうや龍野六人殺 玉出 藤田 魔の家、堀江 I 銀 行 員 巡査の姦夫殺し等、血なまぐさい事件の頻出、十 0) 五万円拐帯等から、 の女中の長者殺し、 衆議院 南海と東洋紡 露と消えさせ、 L 選挙違 の高見次夫等を の重役に 反 などゝ 更に 八銀行 職事件、 確定囚 硫酸 随 め 分 小使の 目 か まぐ け は Ó

き等は一般に知られ、 八の犯罪の 植村菊枝、 多か 利枝、喜里山かったことは: けて、特異の 池上とら、中 梅田 村 照子、 小やす、 安藤文子、 宮川 小 せ 上 一村う 岩井わ 0

小笛殺しの廣川條太郎、 陪審第一の叔父殺しYN奈良三の執行猶予等は、 女鍼灸師殺しの安藤文子、 各裁判 同村八百屋 0 今年の 0 七梅田小やす等 一収穫である。

121 「大阪 Ë 昭和三年 一二月 五. 日

Ш \equiv 町陪審員候

府南 河 内 柏原、 藤井寺、 古市三 町 \vec{O} 昭 和四年度陪審員候補者は、 次 \mathcal{O} 如 定

吉、 △岡田萬太郎、 藤 野寛治 △鹽野幾造、 (藤井寺町) 柏本傅二郎、 隅谷辰藏、 成藏、松倉鼎、 野口與次郎、 東菊 杉田金伍、 松 原長次 天野卯之吉、 (古市町)、 清州國藏、 △林義 木戸直門 田 中 柏 淺

122 <u>£</u> 「大阪朝日」昭和三年一二月三一日 の一語の争いから、 早くも三つを数える上告に 速記制度採用の機運動 陪審裁 判に速記者

に上告したも 0 陪審裁判 て来た。 0 開 の三件を数へて 廷は、 すでに各地合せて二十余件に達し、 、ゐるが、 この 上告に絡んで、 そのうち判決に不服で、 陪審法廷に速記者採用問 大審院 題が 起

有罪判 に 0 カコ 上告したも ゝる情婦 V 決のものば ので 斬 \tilde{O} り あ かりで、 á 殺人未遂事件、 金沢 甚だ 0 その上告理由は 中川員直(三十〇)にかゝる放火未遂事件、 0) 水戸 の藤本徳太郎 (ニ+ヵ) にかゝる親兄 裁 判 長 . づれも、 の説示中 「説示」 …とも考へられる」 の内容に裁判長の意見が加は 大阪 発殺し M 丁酉松 (三十三) 事件 とい \$

題は 8 11 ったのは ぐる言葉尻争ひが持ち出されたり、「……と思はれる」とあるべきを、 か 2 たのを、「……と考へられる」といったから、意見が加はったと、「も」の けしからんと、文句の微妙な問題に、文句がついてゐる。 「……と考へ る

とし てゐるが、 題はないと今から頭痛の態である。 \mathcal{O} 観測では、 法廷に速記制度のない今日の陪審裁判では、黒白をきめるに、これ 今後陪審の上告とい この種のものが大部分を占むべきも はど困

結局実現するものと見られてゐる。 の審理の内容としたら、審理ができないとい てゐても、 記者採用 「説示」は、現在では立会書記が一々 速記ではない の機運が動い ので、 てきたもので、 (東京電話) つけ落ちや字句 筆記 来週開会の司法官会同 Š いのである。 の変更もある、 なるべく原文に忠実ならうとつとめ この傾向に刺激され そん な説示 の筆 て、 記

昭和四 (1九1九) 年

123「大阪朝日」昭和四年一月二四日

多数を擁してゐるだけに、 大阪 本か 地方裁判所では、 5 血煙騒ぎを演じた、 すでに四件陪審事件の審理を終へたが、人口においてわが国第一 犯罪事件も多く、従って陪審事件も多く、 東成区□□町建築業TT兵治(五十二) の陪審 来る二十五 が 日 には、 あ

など、いづれも陪審に附り、その他最近予審終結 -日 に 度に で審理をしても、今年の六月位までの分 折 重なった例 は、 ホルドアップの二人組強盗外一件の公判が開廷されることに決定し、 大阪府三島郡の も陪審に附せられるのが四、 は全国にないさうだ。 した大阪尻無川の 農家へ押入り親子二人を斬りつけたYG清吉の公判準備 は現在あるさうで、 いはゆる鉄板流し事件、カンテキ裏の放火事件 り、 全く陪審事件が こんなに多くの 福湊し、

124 「大阪朝日」昭和四年一月三一日124 「大阪朝日」昭和四年一月三一日

の上告 宇都宮の〇 して、 陪審裁判 一件書類が大審院に到着し、 白 0 ロまでに、大阪のVの上告は、広島地大 |柴藏にかゝる尊属殺人未遂、水戸のFK徳太郎にかゝる殺人未遂の都合五件 地方裁判所で裁いた殺人窃盗のNI義一にかゝる事件を筆頭と MT酉松にかゝる殺人未遂、 今後も予想を裏切って続々提起される形勢である。 金沢のNG員直にかゝる放

その 判官 つの試金石として注目されてゐる、 したとかいふ、極めて微妙な点に関するので、 上告理由の大部分が、 一言一句、 一挙一動が、 説示に裁判長の意見が加はったとか かう して徒らに、 たゞ、 裁判所側 恰も被告然と法廷に引張り 最高司直の府の明哲の では、 神聖にして公正なるべ 法廷に現はれ り出され 頭がどう裁 証

か、 になりは かれ た。 これ 全く予想し せぬ 議論されることになると、結局陪審裁 カュ との議論が、 なかった、 この新問題の提供に、 最近司法部 内に起っ 判に対 て来た 上告の成行は パする国 ので、 民 この の信任が薄れる 層注目されることに 点は どうケリを やうな 9 ける

近く議会に提出する。
一改正案枢府で異議なく可決治安維持法の被告は、陪審に附せない

沼正 長開会を宣し、 前田法制局長官、外各省関係官出席、定刻、 七日 左記御諮詢案二件を上程した。 各顧問官、 密院本会議は、 二上書記官長、 十時より、宮中東溜 政府側、 天皇陛下御親臨あらせらるゝや、 から田中首相兼摂外 の間 に お V て開 相、 催され、 原法相、 倉富議 外各大

、陪審法中改正法律案を帝国議会へ提出の件

たる事件にまたこれを適用す」を附則とするもので、その理由は、 法第四条陪審の評議に附することを得ざる事項のうちに、 を第三号として加 治安維持法の罪による被告人は、これを陪審裁判に附 は 騒擾罪 だと同様、 へ、なほ「本法は公布の日よりこれを実施す、 一般国民に対して強 11 衝 動を与 \sim せないこととする改正 更に「治安維持法の罪 冷 静なる判 本法は 同法 本法実施前 を欠 は く恐 刑法 で、 ħ \mathcal{O} に \mathcal{O} 生じ 内乱 5 _ あ 項

こいふにあり。

今回香港側は、日本船に欧 逓信省及び香港郵政庁間小包郵便物交換約定を修正する追加条欵御 |州向の小包郵便を委託したき希望を甲入れたにつき、 批准の件

条約に 要なる条約 かゝる料金を同一ならしめんとするもの。 の改正に伴ひ、日本香港間の特別扱ひ小包郵便料を多少引上げ、 聯合各 国と

 \mathcal{O}

案を可決 ぎたる上、 右両案に関し、 Ļ 一両日中に議会に提出するはずである。 同十一時散会。なほ、政府は陪審法中改正法律案は、 二上書記官長より、 それそれ審査報告あり。 審議の結果、 取急ぎ上奏御裁可 異議なく右原

原法 質 は 報告があった後、 あ らせら 密 相 あ 院本会議は、 原法相の詳細なる説明があり、 らせられた 久原逓相外各大臣、 るや、 倉富議長開会を宣し、 石黑顧問官から治安維持法による犯罪を陪審法から除外した根本方針を 廿七日午前十時、 田法制局長官以下各省関係官出席、定刻、 宮中東溜の間で開かれ、 異議なく各原案を可決して、 左の御諮詢案二件を上程 政府側から田中首相兼外 し、二上書記 同十一時散 天皇陛下御 官長の 審査 親臨

一、陪審法中改正法律案を帝国議会へ提出の件

の一項を加ふるもので、 法第四条陪審の評議に 対して強い衝動を与へ冷静なる判断を欠くおそれがあるといふにある。 たる罪、法令によって行ふ公選に関し犯したる罪の四項に、 一章乃至第四章および第八章の罪、 反罪 附することを得ざる事項、大審院の特別権限に属する罪、 よる被告人は、 その理由は、 これを陪審裁判に附せぬことゝする改正 同法違反罪は内乱罪または騒擾罪と同様、 軍機保護法、 陸海軍刑法の罪その 更に「治安維持法違反の罪」 他軍機に 刑法 関 ち同 し犯 人民

日本帝国逓信省および香港郵政庁間小包郵便物交換約定を修正する追加条欵御 批 准 \mathcal{O}

料金値上げ、その 本と海峡植民地間との 他細部に亘る技術的改正。 小包郵便約定と同 一とするもので、 第三国の 媒介郵送小包郵便

中に 議会に提案されるはず。 陪審法中改正法律案は、 即日閣僚の サ イ ンを求め 上奏、 御裁可 を仰 VI だ上、 両

127「大阪毎日」昭和四年四月二九日

陪審半歳

陪審員に選まれる人たちへ(上)

月 にわ が 国 な る。 0 半年の間に行いいいの陪審制度も、な 行はれた陪審裁判は、昨年十月実施以来、 大阪 この三月でてうど半年、 \mathcal{O} 八件を筆頭に、 大分の この 七件 月末でまる七 東京 ケ

究資料が含まれてゐるやうに思へる。 るが、今まで行はれた陪審裁判の実情およ佐賀の各五件、その他を合せて総計七十五 び 結果に たついとにか ζ て見 兄れば、いろ、今日とやか、 < λ ない 、いるは 早 P 研計

加はるのを覚ゆる。 服姿、 官、 3、背広姿の素人陪審員が流れ込んだだけでも、どことなく一脈の温1、検事、弁護士が並んで、たゞ厳めしい冷たい白洲のやうに行はれ1判所と国民との接近は、着々その目的を達しつゝある。実際、今ま 今まで法服 てゐた法廷に、 か みと潤 を つけ ほ S とが た裁

も知れない。 て平易に砕けて来た、 それば、 かりでなく、 これは被告にとっても法廷にとっても、どれだけ気法律的知識に貧しい陪審員に解りよくするために、 気を楽にさせる 裁判用 語が 極 かめ

0 から推して、 てゐたら、 陪審実施に先立って、或一部の人たちは、 何度でも陪審をやり直す事が出来るといふ特別規定さへ設けられてゐた。 その結果を危ぶんでゐた。そのためでもあらうか、もし陪審員の答申が 日本人が感情強いことゝ法律常識 の低い 間違 \prec

は、 二回目には必ず答申は採択された。 それは杞憂であった。七十五件の中、 やり直しは四件あったが、 それでもその 各 Þ

そ 者を過当に憎 弊に悩まされてもゐる。 陪審員が、 判決には参与 し、わが国では、陪審員の権限はたゞ犯罪事実を判断するだけで、 こんだりする等が、 あまりに感情に走りすぎるといふことは、 しない 被告が模範青年だった場合、これに同情したり、 判決は、 それである。 裁判長がやる。 被告が、婦人である場合それが殊に著し 従って、 外国にかなり事例が多く、 感情に走りすぎたとしても、 外国でのやうに、 反対に凶悪な またそ

やうである。 陪審員もあった。 それから店の まで出た陪審員の中には、 御主人、お百姓さんなど。 かなり種類の変った人たちが 大分県辺りでは、 ,選ば 自分の署名さへも覚束な れた。 大学教授、 行

法律的常識よりも、 これに対して、今 むしろ社会的常識であるから、 少し陪審員の質を高めたらといふ説もないでもないが、 その必要もあるまいとの説が ĩ 要は

料十円を科せられたことがある。 赴くやうである。 が甚だしいが、わが国には今のところまだない。たゞ、さきに大分県下に一人あって、 今のところ、陪審員として裁判所から呼び出しを受けた人たちは、欣然として裁判 外国、殊に欧大陸の例では、陪審員たることを極力避けようとする傾 所 過 向 に

院と上訴して、二年三年かゝったものが、一週間位で片付づくやうになった。 審理が一日で済まず、 陪審裁判が実施されて以来、 幾日も続くことがあった。今までの最長記録は、 刑事事件が極めて短時間に、 例へば今まで控訴院、 東京 0 五. 日 大審 であ

質問なども、 陪審員は、 素人離れしたのがあるが、数において甚だ少い。 審理に対しても熱心であるが、 一体に沈黙が過ぎるやうだ。 裁判長に対 する

に 時間にわたることがある。 陪審員の評議は、 から一言も口を開かずじまひの 一切外部に洩らさないが、 しかし、 その中でも常に口を利く人は、 人があるさうである。 かなり議論が激しい らし 二三人に限ら V. 時には られら時 中

128「大阪毎日」昭和四年四月三〇日

陪審半歳

陪審員に選まれる人たちへ(下)

止 宿 審員には、 際は更に二円五十銭、 汽車賃、 電車賃は勿論、 徒歩も 里九十銭 \mathcal{O} 旅費が給せら れ る。 日 当五

裁 判 は大体裁判所で負担するもので、 からざる部 玉 の陪審制 分である。請求陪審の 回少くも百五十円を要してゐる。 度の失敗は、 費用 今までの例によると、 場合、 倒れ の結果であった。 被告が 審理が永くな 起訴通りの有罪 費用問 僅一日で済んだ極めて簡単な陪審 れ 題は、 決定を除くの外、 ば、この費 審制度の 角 は 相当 陪審費用 見逃 額 Œ す F. ベ

つ検事、 審員 陪審制度では、 0 胸に訴 弁護士の苦心は非常なものらしい。 ふるためには、 検事の論告も弁護士の弁 かなりの技巧と雄弁とが 論も、 陪審員相手である。 必要で、 被告を中に 法 -に攻防 のの 双方し にい 立陪

しめた。 帰るとい 論告に動 審員の告白によれば、 かされ、 -かうした事情から陪審制度は、弁護士の弁論にまた動かされ、 事実調べを終った時、 自分にはある確な判断を持 法廷に やうやく裁判長の説示で、 おけ る検 事 \mathcal{O} 態 7 度を非常 てゐても、 冷 静な に

はち 検事が起訴 \mathcal{O} 理由を述べ る際にも、 極めて平易に、 か も極めて柔か *味を帯

なっ て来た。 · つ 7) 陪審員を納得せしめるために必要であるからである。 ても詳しく述べる。 論告にし ても、 人情味が加 は b, 親切丁

他の卅六件 総件七十五の中、三十九件まで検事の主張のいはゆる「主 陪審の結果或は罪が軽減されまたは無罪となってゐる。 \mathcal{O} 答

0 なはち、 威信のためには重大問題である。 約半分に近い数が、 陪審により検事の主張を拒否してゐるわけで、 実に

立場におかれてゐるからである。 犯意を否認し、弁護士もまたこれを弁護する。 被告が れども、 犯意を否定してゐる場合に限ら それにはこんな事情を明かさ れれば ば 初め なら 従っ カゝ め て、 ら白黒不明の 検事としては、 ち、 もので、 陪審に か まことに不利 被告は け 5 れ もとよ る な

べてが、 では、 許されず、たゞ、 今日 今までと違って警察や検事廷、予審廷などの取調 の裁判では、的確な証拠がない 公判に中心がおかれる結果となったのである。 法廷に現れた証拠によってのみ判断せねばならぬ結果となった。 限 b, 有 罪 の決 以調べは、 次定を与へ へられ 殆ど証拠に引用することをられないが、殊に陪審裁判 す

得させるやうになった。 人などが、 そのために素人の陪審員を納得させるのは、 かなり多数呼ばれるやうになり、 白紙 0) | 中々に困 |難であ . も事 実 の真相 真相 をよく 従 来と違 0 カゝ 0 7 4

 \mathcal{O} 欠陥を語るもので、 に識 者 \mathcal{O} 頻々と検事局の 間に考究され、 陪審裁判の生んだ間接の収穫といふべきであらう。事局の主張が覆へされるといふことは、一面わが国 さきには司 法警察官 <u>独</u>立 論 などがあ ŋ また近 国 最近そ \mathcal{O} < は 0 捜 東 改 索 京 革

方 心た例 所検事局 もある。 0 如き、 警視庁管下 の各警察署長あ そに、 従来 0 犯罪搜索方針 \mathcal{O} り

も誤らしめる結果となる。 た警察官 或る犯罪事件が突発した時、 態度こそ、 まことに重大で、 単大で、その態度如何最初に活動するのは 如何によっては、検のは警察官である。 検事、 そして、 予審判 その 事 ま で

にな この最初 った場合がかなり多い。 0 認定を誤ったため、 普 通 \mathcal{O} 殺 人 が、 陪審 12 カン け た 結果、 傷害致 死 Þ 過失致 死

引起こしやすかった。陪審制度では、いまゝで警察官が功を急ぐために、 題となって、 題としては相当厄介な問題である。 一面犯罪者は最初から容易に 罪が軽くなるとか無罪になるとか ともす ŧ ししそん 犯罪を自白する にな なことが、はいはゆ Ď, 警察 る誘導 もの あるならば、 で 0 一威信に 尋問問 はな V 直にそれ 題 か 関するわ P ら、 人権 れ 0) け が であ 法 ところ実 躙 廷 事 の件 る。 間 を

非常な危険が伴う 塚崎弁護士談陪審裁判では、保釈は許されぬ 129「大阪毎日」昭和四年五月三日

実 わ た認 が外 国で 玉 で めた場合 もは、 陪 では、 [審裁 判 に > 陪審になら ゝかるものに、 め は、は、は 前保釈を許 には、 保釈を許す 保釈を許さな す場合があ べきでな V とい るが いと解すべきであ Š これ 0 が とて公判準備 通 例とな 0 て 手続き 罪事

保釈 新 で否認 があらう 聞 なほか を許 紙 によれば、 し、陪審を辞退し 、 つ、 たといふのは腑に落ちない、非常な危険が伴ふと思ふ。なるほど、相当 また黑田の場合では、 私は陪審の精神から、保釈を許すべきではないと思ってゐる。 あくまで否認している。 ないといへば、たゞちに保釈を取消すのであ 正当防衛の論が成立して、 したがって、 法定陪審に 無罪にならぬ かゝる事件であ る。黑田の とは 場合で るの 11 \sim な 理由 だ、

注 和四年四月三〇日、 飯塚予審判事は、 稲本弁護士の保釈願いにより、 予審決定と同時に保釈し出獄させた 岡主任検察官の反対にも拘わらず、 山本宣治代議士の暗殺犯である黑田久二を

130「大阪朝日」昭和四年六月一○日

審法は てゐるが (傷害致死) の四件のみしかなく、 実施以来八 一方請求陪審の方は新潟(不住居放火)、 ヶ月間に、 既に判決 頗る不成績である。 決あったもの 福岡 全国で法定陪審事件九十余件に (傷害致死)、 大阪 (恐喝

に あることが判り、 になった。 司 法 省刑 即ち、 事局では、 請求陪審におい 被告人の資産状態に応じて、適宜負担を手加減すべきだとの意見がは、その原因をいろいろ調査した結果、被告人負担の陪審費用に悩 ては、 同法百七条におい て陪審費用 0 全部 n または 元に悩みが 有力

れるが の意見が起るに至ったものである。 ブル 2 犯罪者の擁護法プロ階級の被告に 難が起り、 通 の負担とすとなってゐるが、 となってゐる。 擁護法だとまで極言され問題となったほどで、 司法部内でも、 に 日 当、止宿料等、一事件少くとも三百円を下らぬ費用を負はねばならる。このため、被告人は、普通の訴訟費用のほかに、陪審員三十六 は到底耐 へられぬことである。この (東京電話 実際に お 資産に応じ 1 ては、 て適宜負 全部負担せし 問題は、 担 以来在野法曹間に 判 <u>\</u> 法当時 をす $\bar{\mathcal{O}}$ るが 決が宣 至当、 Ŕ 陪審法 ば

131「大阪朝日」昭和四年六月一七日131「大阪朝日」昭和四年六月一七日

切 かといふ相談が司法省に持ち込まれた。 0 た 近 ので、 岡 地 判 方 所側では気の毒がり、 判 所 \mathcal{O} 一陪審事件で、 何とか 官選弁護人が調書の謄写に三、 して支弁 してや りた V が どう 四百 したら 円の自 ょ を 11

5 \mathcal{O} 録 注意をひいてゐる。 \mathcal{O} 今まで、弁護士の当然 謄写ぐらゐ して選任さるれ は、 無料で交付する規定を作 従来、 の義務として、 刑事被告人に弁護 弁護 士の義務として辞任 文の こってはどうこの報酬も与 人を私選する財力のない場合、 かとの意見が有力になり へら することが ħ な カュ できず った官選弁護 公判開廷に 裁判所 法 曹界 側 カコ H

(注)「大阪 題 は 11 朝 く、法曹界の重大問 日 日 和 一二年六月 題となってきた。 八一六日 0 記 事、 (東京電話) 道場」 لح いう連載コ ラ Δ \mathcal{O} 中

【問】弁護士を依頼する資力のない者が、 「官選弁護人」 弁護士を付けら n た 時 \mathcal{O} 費 用 は、 何 処 カン 6 出 る

選弁護人について」の

「問」「答」を紹介する。

のです する場合があります。これが官選弁護といはれて、お尋ねの場合なのです。 【答】弁護人は、原則として被告かその近親が選任するものですが か、たとへば 「お定」 の場合=市内某ビル内南茂氏 例 外 たゞ 的 に 国家が 「お定」 選任

官選弁護人に、三つの場合があります。

場合は、私選弁護士が付きましたから、

お金を出す人はゐたのです。

 \mathcal{O}

四条)。 人のないとき、 (一) 死刑、 、裁判長は職権をもって弁護人をつけね無期懲役もしくは最低一年以上の刑を科 はならないのではなられる重罪の です の場合で、 (刑事 訴訟 私選 法三三 \mathcal{O} 弁護

二十歳未満または七十歳以上のとき、(二)被告が法廷で十分に自己の利だ 耗弱者の疑あるとき、 その 他 必要と認めたとき、 とき、婦女子の場合、の利益を主張する能力 ۲ 0) 聾唖者のとき、 をか 五 0 くと認め 0) 場合 には 5 心れ た場合 裁 神喪失者又は 判 所 は検事 で、 心神 告 0 意 が

裁量にまかせられてゐます。 いた上で、 弁護人をつけます(同法三三五条)。 この 付 け る 9 け め は 裁 判 所 \mathcal{O}

け ます(同法五十二条)。 請求をした者が弁護人を選任しない 被告人であったものが死亡し たとき、 時、 または回 その 他 復の見込のない \mathcal{O} 場合に 裁 判所 が 心 神 職権で弁護人 喪失者の た 8 を 0

う。 裁判所 した。 はそれが多いですから、この場合にはもとより、 省にあて、官選弁護人が検証立 官選弁護人は司法官試補の中からも選任することが出来るやうになってをり、 ふことは 11 医者と同じやうに、 づれの場合でも、 弁護を拒否したり、 だから、官選弁護人の職 (すなはち国家です)が 許されぬことだと思っています。 我々 選弁護 報酬がないからといって、 の職業も或程度まで仁術です。 務は、 会のため、裁判 負担するものかと照合したところ、 人は 無報酬 弁護士に課せられた名誉義務とも称すべきも です。 なほ、刑事訴訟法第四十三条第一項により、 所所在地外に出張し 報酬の問題は起こりません。 大正 九 ゝ加減な弁護でお茶を濁すなどと 弁護士は、 岡 地 当局 た場合の旅 方 裁 正当な理由が 0 判 所長 返答は「ノー」で このごろ か 費手当は、 5 のでせ ない 司

- 326 -

氏 を頼 みたくとも資力のない 大阪弁護士会では ふ方は、 弁護士会長のもとまで申出られるのが 気の毒な事情の (各地の弁護士会でも同様でせうが)、 人々には、 無料で法律の相談に応ずる です= 新弁護士法に 弁護士高 は Щ り、 ずで

旧審員資格者名簿

九日まで縦覧

る。 ため をはじめ、 来ぬことになってゐるに拘わらず、 去る九 更に、候補 これまで名簿を見に来るもの殆ど皆無で、 月 各区 日日 者抽籤 一です 現在で調 でに名簿作成、来月一日から九日まで、各区役所で一般の縦 は、 配査した、 十一月中旬ごろ行はれるが、 大阪市内 通知を受けると辞退状を出す向が相当多い の明年度陪審員資格者は、 また候補者と決定した以上、 陪審員制度が未だ一般に普及 北区の二百 覧に 九 せ 供 は 出ぬす

133「大阪毎日」昭和四年九月二七日

法記念日

司

新民訴実施の十月一日

裁判所がかずくの催し

新民訴 協同 伝 同青年団員四十名が、 ビラを配布して、 民 て、 事訴 の精神に関する講演を行ふ。 訟法実施日 同日午後庁内で祝賀会を、 市民の注意を喚起すると。 郊外電車の各停留所その (D) 十月 日、 一方、西鴫野青年団では、 大阪三裁判所は、司法記念日として、 夜は朝日会館で記念講演会を開き、 他の要所要所で、 花井弁護士を総指揮として、 新民訴 の精神を掲げ 判事、 大阪弁護士会と 弁護 た宣 士 0

司法記念日 昭和四年一〇月一日

陪審実施から満一年新民事訴訟法は愈よけふ実施

年に 0 た なる。 ので、重ね 的の 物とりぐくに、 この日を寿ぐことになってゐる。 て実施することにな 挙って盛大な記念式 をもって、 実施

哈審の実績

人権蹂躙が少くなる

制 \mathcal{O} を払ってゐたものだが、こゝ 成績を一覧して見たい。 度上一新紀元 陪審法 は 出 を画するものであるだけに、 づる悩みが 大きかったし、 に過去一年間、 その実績に国民が司法を 陪審法 の貴 顔については、朝野均-可法権に関与するとい^ (重な試 験時代をふりか 朝野均しく多大の \$ わが \sim 0 玉 注意 司 法

在 た百二十三件しかない。これは、専門全国的にみて、最近までに開廷され にやかましい 、論議さ 専門家の予想をひどく裏切ったもので、玄人筋では、 へまき起こしてゐる た陪審裁 判の総数は、 か 司法省の統計によると、たっ これは真に国民 0 公正 現

徹底しないことを裏書きするものとされてゐいる。 な 証拠だ。被告は、単純に自分の事件を陪審にかけたら損か得かとの的判断に訴へるといふ陪審法の真精神が、一般的にとりわけ肝心の かけず、どしく一辞退するからだー -といふ説が、最も有力で、 の被告にもの 陪審のまだく み考へて、

満点 この半面に、予期以上の最大収穫と喜ばれてゐるのは、陪審員の出席率で、 の好成績を示してゐる。 面白いのは、 陪審員の缶詰日子で、 つまり、 陪審員の緊張と真面目を立証する事実だとみられ 左の通りの統計を示してゐる。 これ は 殆ど 7

審寒子放火事件であった。 十五件、 △一日で済んだもの、 △三日十七件、 つまり缶詰ホテルに泊らずにすんだもの六十六件、 △四日四件、 △五日一件で、この五日がゝりは、 例の東京 △二日が 0 > 初 ŋ 加 陪

なるので、 罪になると、 一件当り三百六十九円十二銭で、 次には、陪審の費用は、最近までの百二十二件の総計四万八千七百二十三円五十三銭、 一寸つらいことだ。 その費用は大抵国家が支出し、 之は普通の公判よりも相当多額なものである。 その他の場合は殆どすべて被告が負ふことに 被告が無

陪審総件数百二十三件の内訳は、次のやうになってゐる。 そこで、何よりも一番陪審の成績を如実に物語る、陪審の結果表は、 ザ ッと左の通りで、

(検事の起訴罪名) 七五件 (内やり直し三件)

判決結果▲殺人となったもの三三▲傷害二九▲殺人傷害二▲殺人及同未遂二▲傷害致 一▲遺棄致死一▲過失致死一▲自殺幇助一▲脅迫一▲無罪

火罪三八件 (内更新二件)

の結果▲住宅放火となっ たもの二三▲ 刑法 一〇条の放火一 同 一〇九条放火一

迫一▲無罪九 ▲公訴棄却一

◇強盗殺人未遂四件 判決の結果▲傷害一

判決の結果▲強盗殺人未遂三▲強盗傷人

◇強盗傷人三件

判決の結果▲強盗傷人二▲住宅侵入脅迫

◇強盗強姦未遂一件

判決結果▲強姦未遂

◇強姦致傷二件

判決結果▲強姦致傷一、 ▲強姦未遂一

◇法定並請求混合陪審三件

殺人傷害 一件▲強盜殺 人一 件 ▲強盗殺人未遂一件

◇請求陪審五件

つい 陪審法実施 ▲傷害致死二 て十分の つであらう。 この結果がよくなったものと見るべきは、 意を払ふにいたったこと、 (傷害致死一、傷害一) ▲非住宅放火二件 裁判が早く片づくなどは、 警察官が人権を尊重し、 (無罪二件) その ▲強盜脅迫一件 ŧ 0 とも大きな 犯罪捜査に

£

渡邊法相が記念放送

お 大審院長、 十月一日 て、記念式をあげるはずであるが、 \mathcal{O} 小 司 Jil 法記念日には、 検事総長、 その他司法部各高等官、 司法省では午後四時か 同夜法相はJOAKで記念放送をすると。 判任官総代等百余名来集、 , 5 渡邊法相以下司法省高等官、

記念講演会、朝日会館で

護士会長 日 午後六時半から朝日会館で、司法記念講演会を開くが、 田控訴院長「司法記念日の意義」△光行検事長「聖旨を拝し奉りて」△四方田大阪 日 は、 「犯罪と本能」△大阪市会議長白川朋吉氏「新民訴の精神」 司法記念日に相当するので、大阪三裁判所及び同検事局、 講演者は左の 大阪弁護士会で 通りである。 弁

ことにつとめるさうで、 百貨店その 花井弁護士寄贈のビラ二十万枚は、 他各郊外電車の乗場、その他要所々々で配布し、 今や在阪朝野法曹は、 鴫野青年団員四十名の手によって、 これが準備に大童の姿である。 一般国民の注意を喚起する 大阪 市 内

135「大阪朝日」昭和四年一○月一日

荒井大阪地方裁判所長談

認め ては一番多い 判所長は次の如く語った。 陪審裁判実施 て陪審を辞 ないが、 . 方で、 退するもの 一年を迎へて、 裁判の結果は至極良好である。 しかしこの数は、 が矢張り多く、 大阪地方裁判所における陪審裁 他の五十有余の裁判所に比べると、裁判所の数とし 昨 年十月から最近まで僅かに十四件 陪審裁 判 \mathcal{O} 結果に 判の模様を見るに、 つき、 荒井大阪 (うち二件 方

審裁判 来な 被告といろ~~押問答して、結局判らなかったといふやうなこともきいてゐる。 が、「てんごうしてゐました」といった、その「てんごう」が裁判長はどうしても判ら かと思ふ。一、二所感をのべると、 にもよくその 人情風俗言語方言ともによく通じてゐるので、懸念は除かれ、審理は順調に進み、 が双方によく理解されぬために、往々にして間違ひを生ぜしめるので、あるとき一被告人 もなかった。 も書けないやうなものがあり、また検事の論告、弁護士の弁論、 し得るもの」となってゐるが、きくところによると、多くの陪審員の中には、自分の名前 した懸念も、 「大阪は一、 い人があったさうだ。 所の両部長(池内、柴田氏)とも、 この点は、考慮すべきことゝ思ふ。 今は霧散したが、過去一年間 二件更新したが、 ふことが理解されて結構である。 幸に、わが大阪は、流石に大都会だけに、さういふのは、一人 大体には 陪審法では陪審員の学力の程度を単に「読み書きをな この附近に生れ、また永らく京阪神地方に住 の経験から考へるに、 結果は良好で、 さらに、 一体に陪審員は、 方言のことであるが 実施当時 陪審員 裁判長の説示も、 法廷に わ 'n \mathcal{O} 現は 選出 がが 、この 方法が 大阪の陪 理解出 方言 どう

と思はれる節もあるが、 みに重きを置き、予審調書にある証言などを軽く見る傾が とにかく陪審員の熱心な執務ぶり には、 あ ŋ 感情に動かされ 大に感謝し てゐる」。 はせ め

被告の辞退が、非常に多かったのは意外

金山検事正談

退、 誠に喜ば たやうなことはなく、成績は良好で、陪審員も非常に熱心に訊問に立会うてゐることなど、 に 十件以上もあるのに、そのうち僅かに十四、五件しか陪審にかけたのはなく、 傷害となったやうに……しかし、大体において大した不合理はなく、 \mathcal{O} いことである。さきほど、ざっと計算したところによると、昨年からの法定陪審事件 が 相 認 確定し、 これは一体どういふものか、これはいろり または自白その他で、通常公判に審理した。 定 違したものがあった。 とな \mathcal{O} しいことである。 いって ある。 は、 上告が出来ないといふのが主なる理由ではない もっとも、 十四、 たとへば、殺人で起訴したものが傷害致死となり、殺人事件が たゞ、最初の予想と非常に反してゐることは、 五件あ このうちには事実の認定等に、 0 て、うち二件更新され \ の見方もあらうが、 この多くは、 被告の方から陪 が、 多少検事の意見と判 かと思ふ。 陪審は、 実施前に 結果は 陪審事件 その 審を辞 心配 審だけ 全 他は \mathcal{O} 少な てゐ は七 辞

冷静で、白紙で判断して欲しい

池内裁判長談

るが 見 せ 大阪 ゐる裁判長 0 頭して語る。 池内善雄氏は、「まだ一年しかならぬので、 十四件のうち十二件 (うち一件更新) まで直接審理して、 今からお話しするのは 裁判ぶ 早すぎ ŋ

である。 った。 男の 定などは、 かへ被告が が 者と加害者との対照によって、すなはち感情に支配されはせぬ う 前科数犯 公判の時に、陪審員長ともう一人の陪審員は非常に熱心 この ず いくら遅くなってもかまはぬ 他 元であっ 裁判所 小さい からざることは、 この事件 は、常に 弱々 を信用して一任してお て荒くれ男であれ でも、 白紙で臨み、 い男であるのに、被害者が強さうならば被告の方に同情が集るや 陪審員の熱心さには、 陪審員 冷静な頭 ば、 からといふので、 \mathcal{O} 熱心さであ 被告に け ばよ 穴有罪 にくしみが つくが \mathcal{O} る。強盗傷 に、 か無罪 自分は感服 中 ~と感心してゐる。 に カ 加 で、 は \mathcal{O} はるやうであるが、 人罪で公 判断 かと思ふ。たとへば、 さうも考へぬ 説示をもう一度説 しすぐ説明したことであ をすればよ 一判に附 第二は、 せ これ るやう 明 た に引 被害 被告 あ 7

四方田弁護士会長談説示に意見が表はれるのを恐れる

て非常に好結果とい 陪審法実施以 来の成績は、 ひ得な 11 のを遺憾とする。 司法大臣らの V はるゝ通り悪く それは、 裁判長の はな 説示が余り詳密に V が これを全国的 に渡ると、

が 判所が採用しないことは、非常の場合で伝家の宝刀の如く容易に抜くべきもの の攻撃の如くは、検事の論告に主張されて然るべきものと思ふ。 表はれはしない 判所の意見が (広島 当時在野法曹間に信ぜられてゐたが、 にこの 表はれ か、従って、陪審員の表決に影響しないかといふことを恐れ 例がある)したりするやうなこともあり、 るやうになり、 裁判長によっては、 往々採用されないのは遺憾に堪へない 説示の また、 この機会に裁 際に、弁護士 判所 の表決 \mathcal{O} 弁論 では 0 意見 を攻

136「大阪毎日」昭和四年一○月一日

法記念祝賀式を挙行することになり、 方裁判所正面玄関大広間で記念式を行ふ。 なほ、 Š 日日 日 から陪審法にも匹敵すべき改正 年同 日 ・陪審法の実施を機として定められた、 東京では六長官、司法次官主崔で、9べき改正民事訴訟法が実施されるの 司法記念日 午後四時 で、 第二回目に 全国 的 カコ に司 5

長以 以下地方裁 この日、 花岡第二各弁護士会長、 下 -大審院検 判所判検事、 渡邊法相をはじめ、 和仁控訴院長、三木検事長以下控訴院判検事、 東京区裁判所判検事、 司法部各庁判任官総代など、 司法省高等官、牧野大審院長以下大審院判 東京刑務 所 長、 同高等官、 田 中所長、 事、 關東 鹽野 京 Щ 7検事正 岩田 検 第

◇……三百余名参集、

を汲み、 記念日を制定したいはれを述べ、 判検事、 更に同日午後五時半から、 弁護士を代表して式辞を述べ、 先づ、昨年十月 一日天皇陛下裁判 牧野院長、 丸の内工業倶楽部で、 法相 が山総長、 の発声で両陛下万歳を三唱し へ行幸の際賜 花岡第二弁護士会長など、 は 0 た勅 語を奉読 別席 で冷 0

◇……祝賀会を開き、

ことになったが、 山検事総長、 記司法職員以外、 花井博士その他の講演もある。 同夜七時廿分から、 松室、 田、原など元法相、 渡邊法相のラヂオ放送や時事 (東京電話) その他司法部先輩など廿数名 国民講堂にお ŧ 出席 け る小 す Ź

渡邊法相談

 \mathcal{O}

以来、 は 司法部が、 国家正義 0 象徴 司 法 は国政の 枢軸をなすもの であ る。 わ が 玉 は 現行 制度の 立

◇……政党政派

に偏し、 語 るところであるが、恰も当日は、 れば を賜はったことは、 昨年の十月一日、 また日を同うし しく は公私の権勢威力に屈して、 独り朝野法曹のみならず、 聖上陛下が畏くもわが司法部に親臨あらせられ、 わが 民事裁判制度に一新紀元を画す わが国刑事裁判制度の一大変革たる陪審法が実施せら 公平厳正を失ったとい 国民の等しく光栄とし べき改正民事訴 Š 事例 て感激 かは つ優渥なる勅 訟法 どとな く能 0 はざ

お における公私一 2 を見るに至ったので、十月 V た。 て、それぞれ記念日にふさは よっ 司法部においては、この日をもって司にので、十月一日は実にわが司法史上の 切の自己の しき施設を行ひ、 この日をもって司法記念日と定め、 内にあっては、各員はこの 法記念日と定め、全国の司法官衙に輝かしくも永久に記念すべき日とな 全国の 機会に過去

◇……業績行動

務運用の 厳正公平なる司法の真使命を、 実情を理解せしめ、 外に対しては、 講演または出版物の 国民の強大にして健全なる同情と後援とを得て 全うせんことを期する次第である。 頒布などの方法により、 国民全 般 将来ます

大阪の催し

講演に宣伝ビラに――数々

その 宴を開 控訴 演会を開き、 を努める。 外電車の 他の講演が 院長の祝辞等があ き、司法権独立のため祝杯をあげ、 旦 起点、 大阪三裁 谷田控訴院長、 ?あり、 その 他要所 ń 判所では、 一方西野田青年団では、午前 終って弁護士会員有志と合同で判検事一同、 瀧川控訴院次席検事、 々々で廿万枚の宣伝ビラを配布し 午後四時から、三階正庁で祝賀記念式を挙げ、 更に朝日会館で同六時から、市民に 九時若松町弁護士会館に参集して 四方田大阪弁護士会長の新民訴 て、 新民訴 高等官 \mathcal{O} プロ 公開 食堂で祝賀 パ **゙**ガンダ の精神 記念講 田 大阪

陪審法 宝施満 __ 年 を迎 \sim て、 大阪 \mathcal{O} 成 績を顧み れ ば、 その数十 六 回に およぶ が

は全国に類を見ないところである。 その 間 やり 直 は二回 上告し たもの 僅 件で

137「大阪朝日」昭和四年一〇月二日

裁判所、 部 らうといふ画 分休庁、 陪審法実施 検事局に向って訓令を発することに決定した。 し、 関的な申合せをなした司法部では、これが徹底のため、祝賀式及び催し物で祝意を表したが、この日を期して、 一周年と新民訴法施行をかね て、 日の 司法記念日は、 司法の民衆化をはか全国各裁判所では大 近 $\overline{\langle}$ 剖 省 カュ 5 全

- 338 -

になった。 参考人として出頭したものまでも、被告人扱ひにすることもあり、 よく感ぜられてゐるが、 これまで、 べき点ありとなし、 都会地の裁判所、 地方へ行くと、未だに昔風の「人民控所」 今後は民衆と協力して、 検事局は、比較的よく民衆化し、 司法事務を行って行くやう、 式の観念が蟠り、 一般人民の応 書記、廷丁の態度にも 対にも 努むること 証 人

投訴院で祝賀大阪の司法記念日 - 138 「大阪朝日」昭和四年一○月二日

演会は、 庁 議室で祝宴を張り、 内高等官食堂において、 十月一日 陪審法の実施以来まさに一年、 同七時半から朝日会館で開かれ、 司法の佳き日を祝うて、大阪控訴 また大阪三裁判所、同検事局、 昨年司法部に賜は そして改正民事訴訟法の誕生した第 聴衆は堂の大半を埋めた。 った勅語を、 院では判検事、 弁護士会および 谷田控訴院長が奉読 弁護士三百名が、午 本社共同主催の記念講 一回 0 司 法記念日 ゝち、 -後五時

139 「法曹会雑誌」第七巻第一 号 昭 和 四年 一月一 月

司 法記念日及祝賀会

創造 に下 及保護 に於ては、 朝日会館に於ける講演 を為し、夫れより谷田院長、光行検事長、 護士会長の発声にて、天皇陛下の万歳を三唱し、 約三百名の多数集合の上、 の意義を演述せられ、 し賜へる勅語を奉掲し、 たり。 罰、 一日午後五時よ 講演 大阪 前大阪朝日新聞社の厚意に依り、 刑務所長、 月 弁護士花井壽造君は、 会に臨み、 終て会議室に移り、 大阪三裁判所 本庁高等官食堂に於て記念式を挙行し、式場には前年我司法部 支所長、 谷田院長は司会者として右勅語を奉読したる上、 左記演題の下に講演せられ、 大阪弁護士会所属の弁護士等、 及其各: 四方田弁護士会長、白川弁護士(市会議長)は、 司法記念日の宣伝ビラ二十万枚を印刷せし 一同祝賀の宴を開き、宴闌にして四方 1検事局 一同之に和し、 聴講者に対し、 の判検事、 十時過ぎ閉会せ 活動写真を映写観覧せし 盛会裡に午後六時半散会 大阪少年審判 在朝在野 \mathcal{O} 司法記 り。 司法 同 関 会館 田弁 念日 係者

の有 志 盛なる街路等にて、 青年団員に依嘱して、 通行 人に之を配布せしめられたり。 市内の最も往来頻繁なる大 阪 郊外電車 \mathcal{O} 発着場又は 交通

司法記 念日の意義 大阪控訴院 谷田 三郎

聖旨を拝し奉りて 大阪控訴院検事長 光行次郎

犯罪と本能 大阪弁護士会長 四方 田保

白

朋吉

新民事訴訟法と大阪市民 大阪市議会議長 ĴΪ

140 「大阪朝日」 昭和四年 月 兀 日

陪審員決定

東鳥取村 \mathcal{O}

辻本文二郎、 泉南 郡東鳥取村では、 田中藤兵衛、 十三日、 北浦 八十 明年度陪審員の抽籤を行 古、 島吉嘉平次 田 中豐次. び、 左の 如く当選した。 坂 /上忠義

141 「大阪朝日」 昭和四年 <u>.</u> 月 六 日

柏原、 富田林

陪審員候 補 抽籤で決定

河 内 .柏原、 富田林両町陪審員候補者は、 このほど抽籤の結果、 左の各七名と決定した。

柏原 町 坪喜代造、 田坪淺次郎、 辻本伊之助、 松倉金之祐、 杉田金伍、 畑中六郎、

富田林町井富太郎 木澤眞三、 道旗市五 郎、 坂 口龜吉、 平尾團治、 小路幸治郎、 谷 \Box 虎造

142 「大阪朝日」 昭和四年 月 九 日

陪審員候補

豊中と池 田

審員候補者の抽籤を行ったが、当籤者は次の通りである。 郡池 田町並に豊中町では、 十八日午後一時から、 れ 町役場で、 昭 和五年度陪

義雄、 稻束芝馬太郎、西田庫之助、今仲常吉、中島卯三郎、西田金太郎、 山城末次郎、 町 松田巳之松、 (二十四名) 三宅敏介、井上直躬、古田清吉、高原操、 小寺彌一、西野千代一、武田由松、江川大三郎、高田糸太、 南喜三郎、橋本辰次郎、 大山與之助 葭村 松之助、 小來田定治郎、 大久保平治郎、助、國津助太郎、 笹川

豊中町 三上林太郎、白井久吉、 勇司、 大田垣士郎、 (二十二名) 水野亥三郎、辻川健次、櫻田松太郎、 藤村理次 津浦石松、川西美治、 平尾喜三郎、 筋納良治、 町田捨郎、 伊藤純一郎、 記田梅吉、 島野佐太郎、 岡村祐三郎、 岸本音吉、 岡本 三原定教、 安達市松、 丑: 松、

143 「大阪 Ë 三 昭和四 年 月二〇 Ē

陪審員候補

長野町 \mathcal{O} 決定

河 内 一郡長野 町の 陪審員候補者は、 左の 氏と決定した。

東田 坪佐喜三郎、 源太郎 喜多龜吉、 竹中佐太郎、 大北梅太郎、 和田新三郎、 芝田勘 郎、

昭和五 (1九三0) 年

144 予想を裏切られ、 「大阪朝日」昭和五年九月二九 陪審制布かれて満二周年 ゆく「裁判民衆化」 事件は減るば か日 \mathcal{O} 法灯 ŋ

うか。 して、 陪審制度も、 _ 時素晴ら こゝ数日で早くも、 L 1 人気を呼び起したこの制度が、果してどうい 満二周年の記念日を迎へやうとしてゐる。 ふ成績を示したであら 民衆裁判と

実施当年の昭和三年に比すれば一割九分減、 された、東京地方裁判所一ヶ所だけの件数にしか当らないといふ寂しさで、実施以来、今日まで開かれた陪審裁判は、全国を通じて僅かに二百二十四 実施以来、 昨四年の割合から見れば、 全国を通じて僅かに二百二十四件、 実に 本年 の最 初予想 如 7

◇……四割六分減 の五十四件といふ、 予想を裏切って、 更に甚だしい ・件数の 減 少を示し

礼賛者であるといふ、心細い事実を見せつけられる。 ◇……およそ七割二分が陪審事件であるが、 裁判を希望したもので、あとのおよそ一割の被告だけが、 犯罪総数のおよそ二割八分は、自白のため陪審事件でなくな「審事件に属する犯罪中、実際陪審裁判にかゝる事件はどのく そのうち、 およそ六割 11 はゆる新し は陪審を辞 11 民衆裁 退 L て、 の従 のか

もとより、陪審辞退の自由を認めたのが、わが陪審制度の

判民衆化 ◇……特徴であるから、 の法灯を掲げて、 この現象を見て、直に陪審悲観論をするの 大衆に臨んだ画期的新制度も、 、年ととに光が薄れて論をするのは早計では だれては 行くある るが 感が あ裁

や傷害になって や過失致死、 結果になってゐて、 された被告が第一で、百十八件中殺人罪を免れぬものは僅か 中十四件 殊に、 犯罪の種類から見ると、 自殺幇助などになってゐる。 放火が筆頭で、殺人は百二十一件中四件、 ゐて、陪審はまさに放火と殺人独占 判決 の内容で非常に有利な結果を見てゐるのは、 殺人が半数以上を占め、 \mathcal{O} 傾向が著しく、 強盗関係では二十件中一件 放火が三割以上、 に五十四件、 無罪の 単に殺人 判 他 は悉く 決は 罪として公 \mathcal{O} 他 とい 七 は +強 Š 害 六

さうして、 11 かうした結果は、 濃厚に現はれて来た観がある。 更に陪審裁判 の範囲を狭めて、 地方別に見ると、 、陪審裁判が開から陪審犯罪型を形式 れ成 して た \mathcal{O} は行 <

ずの 第一で廿 くほかは 地方があるのも珍らしい。 始以来一件も発生しないし、 各地一、二件 東京は二十三件、次は千葉の十三件といふ順で、名古屋、 から多くて六、七件で、富山、 右につき、 陪審を請求した被告が一人もない 司法当局は語る。 松江、 青森などは法定陪 とい Š 山 0

に廻はされ 「陪審員に 陪審裁 辞退するものが多い 公判準備 0 るのが 原 被告としての情から来るものが多いやうである。 次因にも 判が るので、 は 百姓も の時に、 嫌であるとか、また支部 なぜ振はないか、 なっているが、 態々都会まで恥晒しに行くよりも、 なりますか?、それでは百姓裁判ですね」とい 、また傍聴人は仕方がないが、土地の人々の陪審員に、自分 裁判長が陪審裁判とするかどうかを被告に尋ねると、 それは事実の審理について上訴が出来ない 大多数はかうした理屈からでなく、 の裁判所の管轄の事件も、 田舎でこっそり裁判を受け 陪審となると地方裁 って、単純に 感情から来る原 とい 多く Š 陪 \mathcal{O} 被告 0 審 因 則 うと 判所 恥を [であ 裁 判 は

- 344 -

◇……犯罪 当局として ₹ 裏書したものであるともい 0 ?する被告心理の著しい現はれである。 内容から見ると、陪審裁判を希望するものは、 民衆から見放されるほど威信のないもので決 は当分このまま様子を見てゐる方針で からにくまれてゐるなと自覚している被告は、 へる。 陪審法を改正する要はない 陪審の不振 ある 世 は残念では 間 してなかった \mathcal{O} 皆 陪· 同情 を惹い かとの説に 審を辞退するやう はあるが てゐ 0 一面従 る ئے やう

速書記官を調査委員にあげて調査研究することゝし、六日、フランスをはじめ諸外 事裁 判の無罪記録などの資料を蒐集すべく、 非難の声が起るに ては検察当局たる検事局の検察方法が、 国各地 0 各方面に依頼状を発した。 至ったので、 判所を通じて、 司法省ではこれを憂慮し 公判 廷内をはじめ となる 国

ぬことは、最近の諸疑獄事件 被告自身が頗る巧妙になって、 判 ねばならぬが、 余りに度重なると、 なかったのが、 すること、 事が被告や検事の上訴のみによらず、的確な証拠が整備しなければ、 〜無罪が多いといっても、 したもので、この結果は、 の念を抱かせ、 起訴につき上長官の指揮を仰ぐが、 面 また予審が決定して公判に附するのは、 予審でも 地方検事が従来の経験により、 新法では単に「嫌疑十分」でよいことになったこと、などの理由 司法部全体の威信を損することとなるので、 検事局に対して先づ非難の矢が放たれ、 最近、 の際にも多くみられることである。 証拠を残さぬこと、弁護士の弁論が科学的に進歩 それは単純に検事に帰することは出来ない 勲章疑獄をはじめ、 検察制度にも一歩を進めることになるかと注目されて 大抵の場合、 心証主義を保守してをり、 旧法では「証憑十分」でなけ 乾新平衛氏事件 検事が強硬で意見の合致せ \mathcal{O} かく無罪が多くなること 司 ては裁判全体に 法省 など、 重大なる判 検事も疑ひを 、す でも真剣 したこと、 分的 なは 次に調 . も数 れば 対 ち、

となるものがすこぶる多い \mathcal{O} で、 この 方面に も調査が進めら れるはずである。

昭和六 (1九三1) 年

146「大阪朝日」昭和六年四月二四日 146「大阪朝日」昭和六年四月二四日

止し、 各省にわたり、 んとしてゐる。 大局 もって相当額の経費を捻出せんとの意向をもってゐるやうである。 は から見て、 今回 0 しかして、 やしくも整理し得る可能性ある事項に対しては、仮籍なく整理を断行 行 思ひ切った整理案を作成し、これ 政 政府首脳部においては、この際先年施行した陪審法 しては、 従来に おける一切の が実行を期せんとしている関係 懸りや情実などを排 の施行 'を停 广 #

慮せねばならぬ すなはち、 若槻首. たったもの 旧相は であるが、 本法に対しては絶対反対の意見をもってゐる関係から、 審法はその施行以来の成績に見るも、予期の効果を挙げてゐな 政府もこの点で大いに頭を悩ましてゐるやうである。 本法を停止するとすれば、対貴族院並に対枢密院関係などを考 停止を考慮させる 1 \mathcal{O} 2 なら

介な問題が起って来るので、 本法を停止するとすれば、 この成行は相当注目に値するものがあらう。 司法官の広範囲の異動をなす必要あり、 これ に

とい ては される、司法官会同の席上におい なるだらうと。 した陪審法の実施後、僅かにして停止するは、頗る穏当を欠くものであって、 十万余円の程度のまゝで進み得るか否かは別問題であるが、法律生活上に画時 ふことに意見一致したから、 司法 一時的停止には全然反対の意向であるから、この意味を適当の機会に声明するがよ 双整理に 省では 関連し 過 日 来これ て、陪審法 に関して寄々協議した結果、 渡邊法相は若槻首相に諒解を求めたる上、六日から開催 て、 の一時的停止 その趣旨を訓示して、 一の説が、 政府及び与党内に行は 陪審法の経常 一般に対して声明することに 費が 司法省 代をもた れてゐ 現在 0 とし 5 <

基礎案となる川崎氏私案院審制を廃し参審制度を採用 148「大阪毎日」昭和六年五月一五日

項目を協議 政党では、 \mathcal{O} 治果、 十四日 午後、 司 法大臣 /臣の監督権、裁判制度の改革、行刑組織の改善を揚げて調国政改革委員会を開き、政治組織のうち司法部につき調査 査 研

づ することに決し、これにつき川 て調査することとなった。 崎前司法政務次官から、 左のごとき私案を説明、 れ

裁判制度改善 (川崎氏)

るにより、これを廃止し、これに代る参審制度を採用すること。 地方裁判所は、 簡捷を図り、人材運用の範囲を広くすること、(三)検事局また、右に準ずること、(四) に努むること、(六)陪審制度は、実施後の成績に徴し、 ること、 困難なる個所は、控訴院支庁を設けるか、 定員の減少を期すること、(二)控訴院は、 大審院は真に権威ある人物をもって組織し、開廷日を増加 (五)補助判事の制度を設け、区裁判所は巡回の制度にし、地方の不便を除去する これを単独性とし、重大事件に限り合議制とし、責任裁判の実に副は 巡回控訴院の制度(仏国の如き)をとり、 管轄区域の狭小なるものはこれを廃し、 わが国情に適せざること明ら Ü 事実審の制 度を廃 廃止の 事務 しむむ な

大審院長または検事総長をして、閣議に列席せしむる制度を採るべしと称するものもある 正を疑はるるに至るべく、現在の制度のまゝとするのほかなし) f 司 内 閣 法省存廃の可否……司法省は、これを存置し、内容を改善すること(司法大臣 の更迭とともに、これら最高首脳部たる裁判官の更迭を見るが 如きは `` 司 を廃 法 į \mathcal{O} 公

- 348 -

が、 の量定にも参与 参審制度にあっては、現にドイツで実施してをる如く、 現行制度においては、 し得るものとす。 陪審員は事実審のみに参与し、 すなはち、 民意をより多く裁判に取り入れる主旨であ 陪審員は事実審のみならず 刑の量定には参画 し得な 刑

模擬裁判芝居

中央公会堂で

る。 高梨各弁護士、 ?を公開する。裁判長は足立進三郎氏、 月 一日午後六時 ほかに陪審員十三名、 か 5 中央公会堂で、 松竹俳優三好、 検事は溝淵春治氏、 陪審協会大阪支部主催の陪審裁判普及の 山田、 六條、 弁護士は緒方、 進藤、 山中らが 田村、 出演す

入場無料 当日 は、 特に 般見物人を傍聴人に見立て、 有罪無罪をその 投票に n 決

昭和七 (1九三) 年

150「法曹会雑誌」第一〇巻第一一号(昭和七年一一月一日)

司法記念式及祝賀会

新聞 高 堂に会し記念式を挙行。 等官其他 判検事、 を述べ、 記者並大阪三裁判所判任官、執達吏等約四百五十名は、午後三時半、控訴 は 大阪少年審判所、 尋で一同起立の裡に恭しく勅語を奉読して式を了り、引続き午後四時より、 空澄み気爽なり。 控訴院会議室に於て祝宴を開 谷田院長は、 大阪刑務所高等官、 此日司法記念日に 司法部に賜はりし勅語の御趣意に基き、 < 際り、 宴酣にして、 公証人、弁護士及表彰されし調停委員、 大阪三裁判所、 光行検事長は 皇室 本記念日の 院高等官食 田両 \mathcal{O}

に控訴 院検事室に於て同様開宴、 黑木弁護士会長は、 司法部の隆盛祷 万歳を三唱し、 りて、 午後五時過、 万歳三唱一同之に和 孰れも盛会裡に散会し 判任官 は り。

四和一二 (1九三七) 年

151「大阪朝日」昭和一二年五月七日被告が多すぎて開けぬ陪審裁判

六日、 ることが困難となり、 方裁判所の陪審裁判を開廷することは、 陪審員三十六名は、 がゐることゝ、 ることになったが、 検事局、 もちろん、 新聞 所に管轄移転の請求をなす事を得」との条文に則って、 結局陪審法第八条の「地方の状況により陪審の評議公平を失する虞あ 同 裁判所予審を通じて、 0 0 戦慄すべき集団 かつ被告の数が百八十余名の多数に上ってゐるうへ、 を管轄する東京控訴院は頗る苦慮 掲載禁止を解除したが、 悉く被告と町村を同じくしてゐる関係上、この陪審員をもって横浜地 同事件は、 今後の陪審裁判手続きに関しては、 放火事件は、 被告が全県下にわたってゐることゝ、 硬に犯行を否認してゐるので、当然陪審裁 陪審裁判本来の目的たる「公正無私」な審理をす 同事件の関係被告は、 夕刊既報の通り、 司法省刑事局と善後策 当の横浜地方裁判所 一部予審終結決定とゝも さきに検挙以 の陪審裁判を 一、二町 本年度決 る時は直 を熟 定の 同検事局 に付 0 同県下 有力者 議 浜 され して

横浜地方裁 を与へることに 陪審部たる吉田肇部長判事の手で審理を進めることになるものと見られ て、 点で、 に付 なってゐるが の請求をなしたので、同控訴院では検事の要求通り、 に付することを避けて、近接の東京或は静岡両地方裁 することに決定、 厖大な同事件を審理するに不都合な点もあるので、 移転手続き完了しても、 すでにさきごろ、]地方裁判所 結局東京地方 判所のうちい 長に対 づれ 0 の設 決 定 所

を他の裁判所で開くことは、 昭和三年わが国に陪審法施行以来最初のことであ

152 「大阪朝日」昭和一二年六月九日

裁判 起訴予審に については、 一部予審終結を見た、神奈川県下における集団放火事件は、その件数二十八件に 今回いよいよ陪審法を一部改正して、 の請求あった場合、これをどう取扱ふか司法当局においても、かねて研究中であ 付された者百八十三名に達し、 特に陪審法の適用を廃することを得るものとすることになった。 かゝる多数集団的犯罪にして、長期にわたるも わが国裁判史上空前の集団犯罪で、これ に った 陪審 り、

Œ は、 陪審法そのもの 、将来の適用に関する、 重大な改正として注目されてゐる。

京

活相、昨夜首相と懇談 153「大阪朝日」昭和一二年六月二九日

更に一 は、 間にわたり、 般政局問題についても懇談した。 陪審法改正問題をはじめ最近 て、二十八日午後八時二十分、近衛首相を永田町 の司法 部内 0 情勢に関 の私邸に訪 種 々

特別議会提出法案より削除した。 したが、改正の条文は簡単であっても、 陪審法改正は、 最初司法省より特別議会に提出する法案として、 内容が 相当複雑なので通常議会に廻すことゝ 書記官長の手許に

にお 陪審法を適用せざるやう、 なり、 かるに、 . 七月二十 いて、 本社電報 近衛首相に右の事情を説明して意見を交換した結果、 法制 神奈川県の集団的放火事件など、最近の犯罪状況よりして、 局に 日の 日ごろ夏休に入るので、遅くとも七月二日ごろまでには、 閣議に て案文の調整を取 において、 至急現行法を改正する必要があるので、 法相より了 急ぐこと」なった。 解を求むることゝなった、 写真 特別議会に提出すること 鹽野法相は は首相邸 集団 同夜の を辞す 調を奏請 して、 会見 には 枢密

154 「大阪朝日」昭和 審法改正案愈よ特別議会 閣議で正式決定す 一二年七月三日

審法中改正法律案を提出したい旨を閣議で了解を求め、 法律案は、二日の 律案は、二日の閣議において、鹽野法相より右案の特別議会提出を見合せる代りに来る特別議会に司法省より提出に決定してゐた、外国裁判所の嘱託による共助法中 特別議会提出に正式決定した。 陪 正

たものである。 間を要し、陪審員に に迫られたもので、 右改正は、 先般の神奈川県下におけ 現行陪審法を、集団的犯罪について内容複雑多岐に亙り、審理に 加重に負担をかける事件に対しては、 る集団的放火事件の審理に際し、 例外として適用せざることゝ 陪審法改正の 長期 必要

155 「大阪朝日 C 昭和 一二年七月二四日

陪審法改正案全文

愈よ近く議会提出

右改正案の全文は左のごとくである。 法 省では、 右改正法律案は既に枢密院の御諮詢を仰ぎ、 神奈川県下の集団放火事件の審理に かんがみ、 近く議会に提出することになったが 陪審法を一部改正すること

陪審法中改正法律案

第七条の二(全条文新設) る時は検事は直接上級裁判所に事件を陪審の評議に付せさることを請求することを得 |且陪審員の滞留の場所及陪審員と他人との交通を著しく制限するのや文新設)共同被告人多数にして被告事件複雑なる場合に於て公判の 虞あ

項の請求は事件公判に繋属したる後第一回公判期日前に之を為すへし

一項の請求ありたるときは訴訟手続を停止すへし

書を管轄裁判所に提出すへし 「第七条の二第一項又は」(新設)前条第一項の 請求をなすには理由を付 したる請求

第七条の二第一項の請求をなしまたは」(新設)公判に繋属する事件に前項の請求書を差出すには管轄裁判所の検事を経由すへし 検事の意見を聴き決定をなすへし 被告人は謄本の なしたるときは速か 交付を受けたる日より三日内に意見書を差出すことを得、 にその旨を裁判所に通知し且請求書の謄本を被告人に交付すへ つき管轄 管轄裁判所は の請 Ļ 求を

第七条の二第一項の請求につきなしたる前項の決定に対しては即時抗告をなすことを得」 (新設)

被告人事件を陪審の評議に附することを辞しまたは請求を取り下げたるに由り事件陪審 定のあるまで事件陪審の評議に付することを辞しまたは請求を取り下ることを得 議に附すへからざるに至りたるときは検事の「第七条の二、第一 管轄移転の請求ありたるときは被告人は検事の被告事件陳述後といへどもその決 項の請 求または (新

被告人中事件を陪審の 評議に附することを辞 または請求を取下げたるもの ある

管轄移転の請求はこれを取り下げたるものと看做す

本法は本法施行前に生じたる事件に付亦之を適用す (新設) 本法は公布の日より之を施行す

この改正案は、 昭和12・8・10)、審議の過程で反対論が強く審議未了で終わり、次の第七二回帝国議会には上程されなかった。 第七一回帝国議会衆議院に提出されたが、東京弁護士会と日本弁護士協会が協同で反対決議をしたほ

三七年九月)を参照されたい。 改正案の理由となった集団放火事件の概要については、 なお、平川松太郎は当時、横浜弁護士会長、衆議院議員、立憲民政党総務である。 平川松太郎「陪審法中改正と神奈川県下集団放火事件」(『民政』第28号一九

、注2)神奈川県集団放火事件は、関東大震災で打撃を受け、更に熱海線の開通で衰微した松田町の復興を図るため、 司法沿革誌』(法務大臣官房司法法制調査部・一九六三年三月、50頁~71頁)に掲載されている。 険会社外交員らが共謀し、超過保険をつけて放火し、多額の保険金を詐取した疑いによるものである。その第一審判決の大部分は、『続 町有力者と火災保

そして、神奈川県集団放火事件は、「一八三名が逮捕・起訴され、勾留中の死者を多数だしたものの、結局二名が有罪となっただけ 「横浜の陪審裁判について」・『桐蔭論叢』第13号・二〇〇五年一二月)。 ほとんどが刑事・検事・予審判事の描いた妄想であったことが、後に明らかになったという悲惨な事件です」という。 (北井辰弥

(注3) 神奈川県集団放火事件の中「松田町関係」(五つの放火事件について被告人九四名)は、昭和一五年四月二六日(三件)および 和 16 3 28 1 ことを、看過してはならない。」と断じている。塚崎直義「拷問と冤罪(上・下) であったが、「かく多数の無辜か冤罪に問はるゝに至ったのか、其処には憎むべき拷問、限りなき人権蹂躙が遠慮会釈もなく行はれた 同年五月二〇日(二件)に被告人全員が無罪の判決を受け、一審で無罪が確定した。塚崎直義は、「松田町関係」被告人NMの弁護人 昭 和 16 3 • 30 神奈川県「集団放火」事件余談」(『法律新聞』昭

(注4)神奈川県集団放火事件は、 「さしもの人権蹂躙事件も、これで一段落した」という(「大阪朝日」昭和1・12・26)。 昭和一二年一二月二四日、 昭和一二年一二月二〇日、 事件摘発に当たった四検事の異動および関係警察官の行政処分 京都地方裁判所検事正松井和義(事件当時の横浜地方裁判所検事正) (依願免職一

156 大阪朝日」 昭和一二年九月一

後の法曹界

日からの遵法週間に 裁判所が出張講演

法曹界の銃後の支援 区両 しめるため、 裁 法記念日 判所並に同検事局では、大阪弁護士会と協議のうへ、単に国民啓発運動に止まらず、 裁判所としては未曾有の催しをすることになった。 の来月一日 の一端として、軍事犯罪防止等に関しても、 から五日間施行される「遵法週間」に当り、 国民大衆の理解を徹底せ 大阪控訴 地方、

大毎ならびに本社提供の支那事変ニュース映画を映写する。 大毎講堂、 同三時半から中央公会堂三階に、大阪の朝野各方面の代表的人士を招待、三日 すなはち、 四日夜は南区大宝寺町大宝小学校、五日夜は堺大浜公会堂で大講演 一日午前十一時、在阪朝野法曹が参集、司法記念式と祝賀会をあげたのち、 会を催し、 夜六時から

また、二日より五日までは国体の申込に応じて出張講演をなし、 0 することになっ 「刑事参考室」には著名な刑事録その他珍奇な証拠品など多数を陳列 期間中裁判所を開放 般の展 Ĺ

157「大阪朝日」昭和一二年一〇月二日

けふ司法記念日

厳粛な司法記念日の式典を挙行 所 は司 日午前十一時、 検事局ならびに大阪弁護士会共同で、 法記念日 で 同院三階大会議室で、 週間 した。 \mathcal{O} 第一日であ 朝野法曹の ã. 五. 日 およびそ まで連日 大阪控訴 院では、 有意義な催しが の関係者八百余 同 院、 が続けられる 地方、区の

中控訴院長は、 盛会裡に散会した。 午祝賀会に移り、 昭和三年司法部に賜はった勅語を奉読 鈴木大阪地方裁判所長の 挨拶、 村野 大阪弁護士会長の 0 V で金 山検事長の 発声 で万歳

158「大阪朝日」昭和一二年一〇月三日

遵法週間 (第二日)

名の ,は梅花女子専門学校で、それ/ 講演をなした。 遵法週間第二日、 人たちがつめかけた。 大阪控訴院は、二日早朝から、 さらに、同日午後一時、 平松検事 は の参観傍聴に開放され、 府立城東職工学校で、 堤判 約千

判 所 石井部長、 「井部長、勝山思想主任検事、弁護士今井嘉幸、同小野村胤敏の三日午後七時開会の堺大浜公会堂と大毎講堂における講演会の 両講師 士は と決定 大阪 地方

 \mathcal{O} 公会堂では、 本社提供の支那事変ニ ユ ス の最新輯まで映写する。

昭和一五 (1元四0) 年

159「大阪朝日」昭和一五年一一月一二日

陪審法不評

事変中一時停止か

てゐる。 然るに、 をか 当局に対し「無用の長物化してゐる陪審法は、これを廃止さ地方自治団体の事務が激増してゐる市町村役場にとっては、 資格者とする陪 常に少なく、 一る昭 けられてゐたが、 和三年 陪審法が存在するために、 殊にこの三、 審員候補者名簿を作成する義務を負はされてをり、これが事変発生以 実際においては、その期待を裏切り、陪審裁判を希望するもから施行された陪審法は、国民の司法参与として、最初は相当 四年来は一年間を通して僅かに三、 全国の市町村役場におい これを廃止された て、 大なる負担となるので、 四件に過ぎな 毎年直接国税納付者 い」とい Š 状態であ 述が殺 \mathcal{O} 司法 を有 る。 到

考慮 で そ 裁 判 の大部分が 一方、 する結果に と附され カゝ 司法部内においても、 ら、 辞退してゐる。 たものは、 寧ろこれを廃止すべきである、 もよらうが、 控訴上告することを許されない規定になってゐるので、この 本質的には、 かくの如く、 毎年一千五、六百件内外の法定陪審事件が 陪審裁判が我が国情に適しない結果によるも 国民が陪審裁判を嫌忌する原因としては、 との論が有力に台頭 してゐるので、 あ るにも拘らず、 点を 陪審

限り一時停止すべしとの論が有力である。 すことになった。しかして、善後方法としては、 においても、明年度予算編成に関聯して、本問題をとり上げ、存続するか否かの裁断を下 左の三案が考慮されてゐるが、事変中に

- 陪審法を全然廃止する案
- 一、陪審法の施行を一時停止する案
- 陪審員候補者の任期を四ヶ年位に延長し、名簿調節の手数と経費を節約する案

(注)このときは、改正法施行の際効力を有する陪審資格者名簿および陪審員候補者名簿は、引き続き昭和一九年一二月三〇日まで効力 を有するとし、昭和一九年九月から四年毎に調製することになった (昭和一六年法律第六二号・昭和一六年三月一二日公布)。そして、

陪審法は、昭和一八年四月一日、その施行を停止された(昭和一八年法律第八八号)。